

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
1	企画課	企画管理事務費	まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的に推進し、将来にわたって持続可能なまちづくりを実現する。 また、市長の政策の実現や市が直面する諸課題への対応などについて、各部署へ側面的な支援を行い、円滑な市政運営につなげる。	○目標指標やKPIを活用した進捗管理 ○通常の管理業務や内部調整事務のほか、新規企画業務や特命事項、また、突発的な業務への対応を行う。	3,850	B	市政運営の上で不可欠な業務であり、常に費用対効果を念頭に置きながら、引き続き適切かつ迅速な対応を行う。 市政アドバイザー事業費を統合した。 実績に基づく会議の開催回数の見直し(会議開催回数:5回⇒3回、△107千円) 旅費の見直し(市政アドバイザー旅費、△57千円)
2	企画課	市政アドバイザー事業費	専門的な立場による助言等を市政に活かすことで、市の諸課題へのスピーディーな対応につなげる。	本市ゆかりの学識経験者「市政アドバイザー」から、市が直面する諸課題について、専門的・大局的な視点での助言・提言等を受け、本市のまちづくりに活用する。	512	B	専門的視点が必要な事業も多く、引き続き事業に対する助言を受けるとともに、市職員や市民に対する勉強会や講演会等も開催し、職員、市民の知識向上を図っていく。 企画管理事務費に事業を統合した。
3	企画課	行政改革関係事業	・行財政改革大綱の目標である「『自立したまちづくり』を実現するための行財政改革のさらなる推進」を図るための事業を推進する。 ・まちづくり総合計画を着実に推進するため、行政評価を軸とし、実施計画、予算編成、組織機構などと一体的な行財政運営を進められるようシステム化を図り、各施策で実施される行政サービスの向上を目指す。	・第3次行財政改革大綱に基づき、各所管課に対して着実な業務改善を要請し、見直しを図る。 ・第3次行財政改革大綱個別行動計画の着実な進行を図る。 ・事務の効率化、職員の改善意識の向上等を図るため、施策評価及び事務事業評価を実施する。 ・市議会が行う行政評価との連携、協力を行う。	359	B	第3次行財政改革大綱の進捗を管理し、必要な見直しを図りながら着実に推進する。 行政評価については、総合計画や総合戦略の進捗管理との連動を強化することで、PDCAサイクルの意識をより一層高めるとともに、効率的・効果的な行政運営を図る。 県外出張旅費を企画管理事務費に統合した。△58千円 限られた資源の有効活用を図り、最少の経費で最大の効果をあげられるよう行財政改革に取り組む。
4	広報戦略課	シティプロモーション事業費	シティプロモーション活動を通じて、市の認知度向上とシビックプライドの醸成を図り、本市の活性化につなげ持続可能なまちづくりに寄与する。	周南市シティプロモーション基本方針に基づき、主に市民をはじめ企業・団体など市の関係者を対象とした取り組みや、庁内関係各課と連携した取り組み、また各種メディアを活用した事業展開を図る。	4,956	B	本市の認知度向上とシビックプライドの醸成を目指し、ホームページやケーブルテレビ等での情報発信、SNSやインターネットなど様々なメディアを活用したプロモーション事業等を展開。市民参加型イベントの展開。 平成30年度は職員が国内各地の自治体を訪問し、本市のPR活動を行う取り組みを実施する。また、引き続き市民力を生かした取り組みを行うとともに、特設サイトをはじめとした市をPRするコンテンツの拡充を図り、各種メディアを活用した戦略的な情報発信を行う。
5	広報戦略課	広報事業費	行事や手続きなどの市民生活に必要な情報を届ける。また、市の施策について市民理解を深め、市民協働のまちづくりを推進する。 (ホームページアクセス件数H29目標2,500件/日)	広報紙やケーブルテレビ、ホームページ、ソーシャルネットワークキングサービスなどを活用し、積極的に市政情報を発信する。	53,002	B	平成29年度中にホームページのリニューアルを行い、現行管理システムの更新を行う。 広報紙編集発行事業は10月より紙面デザイン、印刷・仕分け、広告募集を分割し入札を実施する。企画・取材部門は広報戦略課職員が行い、市の施策に関する特集記事を年数回掲載するなど内容の充実を図りながら、親しみやすい紙面づくりを行う。
6	広報戦略課	頑張るふるさと応援事業費	・自主財源の確保 ・本市の知名度をアップさせるとともに、様々な分野での人材発掘につなげる。	・ふるさと納税制度を活用し、自主財源の確保と市のPRを行う。 ・各界で活躍する本市ゆかりの方を「周南ふるさと大志」に任命し、市の知名度アップに協力を得るとともに、助言等をまちづくりに活かす。 ・市外在住者を対象に、ふるさとサポーター「周南志民」を募集し、市のPRを行う。 ・本市出身者が集う団体に対し市政報告やPR等を行い、市政に関心を持ってもらい、協力を得る。	1,023	C	平成29年度はインターネットを活用したふるさと納税業務を請け負う業者との委託契約を行い、総務大臣通知を尊重しながら、より広く周南市の特産品等のPRおよびふるさと納税を周知させていく。 ふるさと納税代行事業者が実施するイベントへ出展するなど、財源確保を目的に更なる寄附者の開拓を行う。
7	秘書課	秘書課事務管理費	市政運営の効率化、円滑化を図り、もって行政サービスの充実を図ることで、間接的に市民福祉の向上に寄与する。	市長、副市長に関する秘書業務及び政策調整業務	6,523	B	市長、副市長が公務及び政策判断を適時適切に行うための体制を確保し、事務の効率化を図るとともに、交際費の支出等、予算の適正な執行を行う。 市長・副市長の健康に留意しながら適正なスケジュール管理を行う。また、交際費については有効かつ適正な支出に努める。
8	施設マネジメント課	普通財産管理事業	市民の貴重な財産である普通財産の維持・保全を図るとともに、遊休的な資産の貸付や売払いを実施することで、自主財源の確保に寄与する。	●固定資産台帳を活用して売却可能資産を抽出し、資産の特性に合わせた効率的な処分、維持管理及び運用を行う。 ●民間の活力を生かした市有地媒介制度による財産処分の推進。 ●所管する普通財産の適正な維持管理を効果的、効率的に行う。	28,453	B	固定資産台帳の整備が平成27年度中に完了したことから、売却可能資産を的確に把握することで積極的な資産処分が可能となる。売却処分にあたっては定期的な一般競争入札を実施するとともに不動産事業者との連携した媒介制度の活用により効率的な財産の処分に努める。 新庁舎完成に伴い分庁舎等の活用方針を定め、利用計画のないものについては、売却による自主財源の確保に努める。
9	施設マネジメント課	行政財産管理事業	市長公舎としての利活用に資するべく適切な維持管理を行う。	市長公舎の維持・管理。	1,826	C	市長公舎として、経費の見直しを行いながら、適切な維持管理を行うとともに積極的な利活用を図る。 適切な維持管理を行い市長公舎としての機能を保持する中で、事業内容の精査を行い、経費の削減に努めた。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
10	施設マネジメント課	その他市有財産管理事業	・市有財産が災害によって損害を受けた場合に補償される。 ・市民が市の主催・共催行事やボランティア活動の中で、けが等の事故に遭った場合補償される。	・市有財産の保全にあたっては、全国市有物件災害共済会建物共済保険への加入。市民活動の支援にあたっては、市民総合賠償補償保険への加入。	16,723	B	固定資産台帳が整備されたことから、共済加入物件との現物の調査を実施し、固定資産台帳との整合を図る。併せて、財産価値の高い物件についても調査を行い、未保険状態については是正するなど費用対効果の面を考慮した運営を目指す。	ボランティア活動等に適用される市民総合賠償補償保険について、近年、高齢者による事故が増加している。事故の未然防止を啓発するとともに、活動の安心安全をサポートする。 また、建物共済加入物件と現物の照合・調査を含め、契約内容等の確認を実施。登録漏れ、滅失漏れの防止を図った。
11	施設マネジメント課	公共施設マネジメント推進事業	公共施設の老朽化に対応し、必要な行政サービスを持続的に提供するとともに、本市の身の丈に応じた施設保有量の実現を目指す。	●再配置計画を具体的に実践する「モデル事業」の実施 ●「施設分類別計画」の策定支援 ●「長期修繕計画」の策定、「日常点検」の推進	1,750	B	今後も公共施設再配置計画に基づき、公共施設マネジメントの推進を図っていく。	公共施設の再配置を進めていくうえでは総論を徹底していくことが重要である。計画推進事業等の進捗よくにあわせ、地域住民や職員を対象とした研修会、講演会などを開催し、最少の経費で大きな効果が上がるものとした。
12	行政管理課	総務事務管理費	市政運営の円滑な遂行を図るもの	安全運転管理、後援承認、行政界の確認等の事務を行う。	350	A	安全運転は、行政が率先して取り組むべきものである。また、後援は、市が他団体等が実施する事業に賛意を示すことで、市の財源を必要とせず、効率的に行政目的を達成する手段の一つである。	
13	行政管理課	自衛官募集事務費	国民の理解を求め、安定的に優れた資質の隊員を確保するために、自衛官募集広報を行う。	立看板の設置、市広報への募集記事の掲載による自衛官募集事務	72	A	法定受託事務であり、自衛官の募集広報や看板設置等を継続して実施する。	
14	行政管理課	政治倫理審査会費	市民からの政治倫理に関する調査請求等に対する審査、調査等を行い、政治倫理を守る一般予防として機能する。	市民からの政治倫理に関する調査請求等に対する審査、調査等を行う。	73	A	政治倫理を守る一般予防として機能しており、継続して実施することが重要である。	政治倫理審査会の開催回数を必要最小限とした。
15	行政管理課	文書管理事務費	市民の知的資産である公文書の適切な管理を行うとともに、市民の暮らしに直結する議案、例規の審査を行う。	●文書收受、各出先機関への送達便業務、印刷室の管理 ●例規の制定改廃の審査、議案の作成及び例規集管理業務 ●栄典受賞候補者の選定及び推薦	55,977	A	事業全体のさらなる質の向上に努めるとともに、新庁舎建設に合わせた文書管理の再構築を着実に進めていく。	新庁舎移転に併せ、文書送送業務を教育委員会と一本化。 個人情報関係の法整備に伴い、個人情報取扱事務台帳の整備業務を委託するもの。 上下水道局施設の使用に伴う上下水道局への負担金。
16	行政管理課	行政安全対策事業費	不当要求行為に対する対応を円滑に行い、業務に支障をきたさないようにする。	不当要求事例についての主管課からの相談・協議に対し、一定の方向性を定めることにより問題解決に向けた連携・協力を行う。	4,277	A	不当要求等に対し速やかな対応を行うことにより、業務円滑化の効果が大きいことから継続して実施する。	
17	行政管理課	文書管理再構築事業費	文書管理の再構築を図る。	フォルダを利用して文書を管理するファイリングシステムを導入し、新庁舎の省スペース化及びその他の庁舎においても同様に統一的文書管理を実現する。	8,927	A	・文書のライフサイクルの把握 ・文書の保管・保存スペースの減少 ・紙文書の検索性の向上	導入3年目に当たり、導入実施部署が減少する。併せてファイリング用品の購入費を削減したものの。
18	行政管理課	公用車管理事業費	公用車を使用した行政サービスが適切に提供できるようにすることで、効率的な行政運営を図る。また、事故発生後の円滑な対応により、通常業務に支障を生じないようにする。	公用車の台数及び車種等の適切な維持管理を行う。 事故相手方との交渉(市有物件災害共済会)及び損害車両の修繕を早急に実施する。	82,251	A	適正台数により管理運営されており、継続して実施するものとする。今後は平成30年度の新庁舎完成に向けて適正台数等の検討・更新に向けて取り組むこととする。	新庁舎の完成に伴う公用車の適正配置や庁舎間移動がなくなることによる燃料費の見直しを行った。
19	行政管理課	庁舎管理事業費	持続的、安定的な行政運営を図る。	本庁舎内の施設及び設備の維持管理、修理、整備及び財産管理等を行うことにより行政サービスを円滑に提供する。	60,611	B	庁舎の維持管理経費の削減に努めつつ、庁内の安全確保と執務環境の維持に努める必要がある。	新庁舎での継続的安定的な市民サービスの提供と適正な施設管理に必要な経費を計上
20	行政管理課	分庁舎管理事業費	市民に対する行政サービスを継続的、安定的に提供する。	徳山港町庁舎内の施設及び設備の維持管理、修理、整備及び財産管理等を行うことにより行政サービスを円滑に提供する。	6,819	B	港町庁舎の施設管理担当課と連絡を密に行い、迅速で適切な施設の維持管理に努める。	新庁舎移転までに必要な経費及び移転後の施設維持管理に必要な最小限の経費を計上
21	行政管理課	仮庁舎管理事業費	市民に対する行政サービスを継続的、安定的に提供する。	仮庁舎及び仮庁舎別館の施設及び設備の維持管理、修理、整備及び財産管理等を行うことにより行政サービスを円滑に提供する。	104,708	B	経費の節減に努めながら、市民サービスの安定的な提供と施設管理に努める。	新庁舎移転までに必要な経費及び移転後の施設維持管理に必要な最小限の経費を計上

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
22	行政管理課	固定資産評価審査委員会費	中立的な機関として慎重な審査を行い、納税者の信頼を得る。	固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査し、決定する。	59	A 中立的、専門的な第三者機関として慎重な審査を行い納税者の信頼を得る必要があること、地方税法で設置が義務付けられていることから現状どおり事務を継続する。	平成30年度が固定資産評価替えの年に当たり、固定資産の評価額に不服がある者の審査申出が想定され、合議体会議の開催回数が増を見込んだもの。
23	行政管理課	情報公開事務費	市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深める。	●公文書・個人情報開示請求に対する開示事務を行う。 ●情報公開窓口を活用し、市政に関する情報を積極的に提供する。 ●情報公開・個人情報保護の取扱いに関する疑義を審査する。	1,840	A 市が保有する情報を広く知る機会の保障及び個人情報の保護の観点から本事業は必要である。	情報公開窓口対応嘱託職員の報酬について、新庁舎移転後(7月～)他業務の嘱託報酬と一本化する。
24	行政管理課	統計調査総務事務費	周南市に係る統計情報の提供。統計調査の円滑な実施と結果精度の向上。	統計資料の収集・整理、周南市ホームページでの公表。 統計調査員希望者の登録、統計だよりの配布。	50	A 統計調査員の確保に努めながら確実な統計調査の実施を目指し、より利用しやすい統計資料の提供に努める	
25	行政管理課	工業統計調査事業費	工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得る。	製造業を営む事業所の調査を実施する。	4	A 法定受託事務であり、適正な事務執行に努める。	
26	行政管理課	経済センサス事業費	各種行政施策その他の基礎資料を得る	全ての事業所及び企業を対象として調査を実施する。	6,152	A 法定受託事務であり、適正な事務執行に努める。	
27	行政管理課	教育統計調査事業費	各種行政施策その他の基礎資料を得る	幼稚園及び学校を対象に学校基本調査を実施した	4	A 法定受託事務であり、適正な事務執行に努める	
28	人事課	基金管理事業	職員退職手当基金の活用により、財政負担の平準化が図られる。	●周南市職員退職手当支給条例に基づく退職手当の財源に充てるために設置 財政状況を勘案し、中長期的な退職手当所要額を算定しながら基金の積立を行う。	147,277	A 5か年ごとに退職者の推移を考慮し、退職者の多い年に向けて退職者の少ない見込みの年度に財政当局と協議しながら積立を行い、財政負担の平準化を図っていく。	退職者人数が平成30年度、31年度で大幅に増加する見込みであり、これまで積み立てた基金を取り崩して対応する予定である。よって、平成30年度予算では、積立は退職手当基金利子分のみとしている。
29	人事課	人事管理事務費	人事・採用試験・公務災害・給与関係事務について、適正な運用を行うことにより、業務の遂行による市民サービスの向上を図る。	●人事・職員採用・公務災害・給与関係事務費、人事管理に要する事務経費 ①職員採用事務(5～11月試験実施) ②職員異動配置事務:自己申告、庁内公募、人事ヒアリング等を実施し、適正な人員配置を行う ③新たな人事評価制度の導入・推進 ④職員労務管理事務 ⑤組織機構整備	15,201	A 職員配置適正化方針に基づき、職員力・組織力を発揮できるよう人材マネジメントを行い、簡素で効率的な行政経営に努めるとともに、意欲、能力、適性を生かした職員の育成、行政需要に適時・適切に対応した機動的な組織づくりを進める。	予算の増減では、人事給与システムに係る委託料の減が主になるが、その他購入書籍等の見直しも行った。(前年度予算比▲4,206千円)
30	人事課	職員研修事業費	職員の能力向上と組織の活性化へ寄与することで、より充実した市民サービスの提供が図られる	・「周南市人材育成基本方針改訂版」に基づき、計画的・体系的な職員研修を実施 ・技術や知識習得のための研修を含めた全庁の研修予算を一括管理し、計画的・効果的な研修を実施 ・人的ネットワークづくり・組織化、公務の能率的な運営を図るための研修への取組み	11,608	A 人材育成基本方針改訂版に基づき、自己啓発、職場内研修(OJT)、職場外研修を3つの柱とする研修計画を策定し、適宜適切な研修による職員力の向上を図る。	改訂後の人材育成基本方針に基づき、研修計画の見直しを行った(前年度予算比▲3,123千円)
31	人事課	職員福利厚生事業費	疾患の早期発見・早期治療を促し長期病休者を減らすことで、安定した市民サービスを提供する。また、予防に努めることが出来るよう、職員の健康意識を高める。	・職員健康診断、予防接種、健康教育の実施 ・職員の体調不良に対する緊急的な対応 ・職員共済会への交付金	19,247	B 福利厚生事業の内容については、社会情勢を勘案しながら、適宜見直しを行う必要がある。	実施事業の内容に変更はないが、予防接種経費や健康診断について前年度実績をもとに見直しを行った(前年度予算比+103千円)
32	人事課	職員メンタルヘルス事業費	心身の不調の早期発見・早期治療を促し、長期病休者を縮減することで、安定した市民サービスの提供に努める。	・職員の健康管理やメンタルヘルス疾患の早期発見・治療、予防啓発の実施 ・健全な組織体制を確立し、安定した市民サービスを提供	941	A 食事、運動、休養、禁煙等、セルフケア対策の普及促進及びその支援。ストレスチェック実施結果による各所属の状況を分析し、メンタル疾患の予防につなげる。	本事業で実施していたハラスメント研修について、職員研修事業へ組み換えた(前年度予算比▲145千円)

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
33	情報管理課	電子計算組織管理費	<ul style="list-style-type: none"> ●総合行政情報システムの運用管理・利活用 ・基幹業務系システム(住民情報、税、福祉等) ・内部事務システム(文書管理、財務会計、電子決裁等) ●グループウェアシステムの再構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの有効利用による住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る。 ・併せて、システム関連経費の最適化を推進する。 ・自治体クラウドによる基幹業務系システム導入によりセキュリティ向上と経費削減を図る。 ・内部事務システム・グループウェアの導入・システム整備を実施する。 	381,921	B	<p>基幹業務系システムは、要件定義、帳票レイアウト等詳細項目を調整し、平成30年4月本番稼働に向けスムーズなシステム導入を実施する。内部事務システム・グループウェア導入は、平成29年度中に本番稼働するシステムがあり、要件定義・移行データテスト等早期に調整・運用を実施する。</p>	<p>基幹業務系システム稼働に伴い、法・制度改正は自治体クラウドの要件定義により、国・県などの補助基準額を上限とし経費削減を図る。</p> <p>内部事務システム・グループウェアシステムをクラウド化することで、運用業務の簡素化を図るとともに機器等の管理費の削減を図る。</p>
34	情報管理課	基幹系システム制度改革対応事業	<ul style="list-style-type: none"> ●制度改革に伴うシステムの改修 	<p>システムの有効利用による住民サービス向上と行政事務の効率化を図る。</p> <p>併せて、システム関連経費の最適化を推進する。</p>	7,402	A	<p>国などの制度改革に適切に対応することは必要不可欠ではあるが、システム改修に際しても、市民サービス向上や行政事務の効率化等の視点を持ち、常に費用対効果を念頭に実施する。</p>	<p>自治体クラウドによる基幹業務系システムの稼働に伴い、電子計算組織管理費に含める。</p>
35	情報管理課	社会保障・税番号制度対応事業	<ul style="list-style-type: none"> ●国の社会保障・税番号制度に対応するため、情報システムの改修及び国や他自治体との連携テストを実施 ●マイナンバー(個人番号)カードの利活用拡充(各種証明書のコンビニ交付システム導入) ●制度の周知を図るため、市民・事業者などへの広報活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年10月に番号通知、28年1月から利用開始・マイナンバー(個人番号)カードの交付を実施 ・平成29年秋からマイポータル、29年7月から国。自治体間の情報連携開始 ・平成30年4月からの各種証明書等のコンビニ交付開始に向け、システム構築・運用テスト等を実施 	75,093	B	<p>今後は、マイナンバー(個人番号)カード普及に向けた取り組みを行うとともに、各種証明書等のコンビニ交付などカード利活用業務の拡充について研究する。</p>	<p>基幹業務系システム改修終了にともない、電子計算組織管理費に含める。</p>
36	防災危機管理課	防災対策費	<p>市の防災体制を確立するとともに、地域防災力の強化と防災対の充実を図ることにより、災害に強いまちづくりを進める。</p>	<p>周南市地域防災計画の改訂、ハザードマップの整備・周知、災害種別に応じた避難所の周知等市民への啓発と、災害時の応援協定や防災訓練などの防災対策の実施。</p>	34,580	B	<p>ハザードマップや避難所等の周知を図るとともに、災害時に迅速・的確な初動体制が確立できるよう、災害対応マニュアルの見直し・整備、職員の訓練等に取り組む。</p> <p>また、自主防災組織育成事業、防災情報収集伝達システム整備事業など、各事業と連携した防災対策を推進する。</p>	<p>引き続き市職員に対して、図上訓練や参集訓練、研修等を実施するとともに災害時の各種情報の共有化や迅速な対応が行えるよう災害支援の業務内容を拡充。</p> <p>防災情報収集伝達システムの供用開始に合わせ、市民の防災に関する意識啓発と日頃からの取り組みを促進するため、各家庭における防災の指針となるガイドブックを作成する。</p>
37	防災危機管理課	防災資機材整備事業	<p>地域防災の拠点となる総合支所、支所、公民館等に防災資機材を配備するとともに、本庁、各総合支所等に食料・飲料水等の備蓄品を確保し、災害時等における市民の安心安全の確保を図る。</p>	<p>本庁・各総合支所への食料・飲料水・バック毛布等を備蓄、各支所・公民館等には、衛星携帯電話、非常用発電機、土のう袋、ブルーシート等の応急対応に必要な防災資機材を配備する。また、大規模災害時等、長期の避難所運営を想定し、迅速な物資供給などの応援協定など民間・他機関かとの連携した取り組みを進める。</p>	4,003	B	<p>計画的な食料・飲料水等の備蓄に取り組むとともに、順次、既に配備している防災資機材・備蓄品の更新・見直しを進めていく。</p> <p>大規模災害時を想定し、民間からの物資供給等についても、拡充を図っていく。</p>	<p>資機材・備蓄品の適正な管理行い、計画的な整備を行う。</p>
38	防災危機管理課	国民保護法制事務事業	<p>武力攻撃事態等から保護し、「安全な避難、救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」を図り、情報伝達体制を整え、市民の安心・安全につなげる。</p>	<p>国民保護計画に基づく情報伝達体制の整備を行い、出前トーク等を通じた、国民保護の仕組み等の周知を図る。また、国民保護計画の修正、資料編の作成・修正、国民保護協議会の開催に伴う管理運営を行う。</p>	0	B	<p>周南市国民保護計画について、国・県等の計画等に則して改訂・見直しを行う。また、武力攻撃事態等の緊迫が高まっていることから、有事の際の行動等について市民へ周知を図っていく。</p>	<p>引き続き、国民保護計画に基づく情報伝達体制の維持を図る。</p>
39	防災危機管理課	自主防災組織育成事業	<p>地域住民が連携して地域の被害を未然に防ぐ、また、災害発生時には地域の被害を最小限に抑えることができるよう、共助の要である自主防災組織を育成し、活動の活性化を図る。</p>	<p>防災アドバイザーやNPO法人日本防災士会山口県支部等と連携して研修会・講座等を実施するとともに、自主防災組織ネットワーク会議を開催し、各地区の情報・意見交換を行う。また、各地区で取り組まれる防災訓練や備蓄資機材整備など自主防災組織の活動支援を行う。</p>	5,226	B	<p>引き続き、防災アドバイザーや防災士会と連携して、災害図上訓練や避難所運営ゲームなど参加・体験型の研修会、出前トーク等を実施するとともに、活動等に対する支援を行っていく。</p>	<p>自主防災組織の主体的な取り組みを支援し、研修等の内容の充実を図る。</p> <p>防災情報収集伝達システム供用開始に合わせ、システムの周知や市民の防災意識向上のために(仮称)防災シンポジウムを開催する。</p>
40	防災危機管理課	防災アドバイザー派遣事業費	<p>市民一人ひとりの防災意識の向上、地域での自主防災活動の活性化を図り、自助・共助による地域防災力を強化する。</p>	<p>市民・自主防災組織等に対し、防災に関する経験や知識を有するアドバイザーの派遣を実施【派遣テーマ】 ア)自主防災組織の運営や防災訓練の企画立案に関すること イ)家庭や地域でできる身近な防災対策について ウ)家具転倒防止講座 エ)災害図上訓練(DIG演習) オ)避難所運営訓練(HUG演習)</p>	208	A	<p>自助・共助による地域防災力の向上を図るため、防災アドバイザーによる防災に関する意識啓発、自主防災組織への講座・研修会等を実施する。</p>	<p>市民のニーズを把握し派遣テーマの見直し等により派遣回数の増を見込む。</p>

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
41	防災危機管理課	防災情報収集伝達システム整備事業	市民の安心・安全を確保するため、災害時における市民への情報収集伝達手段の確保、本庁・総合支所・支所等との情報収集伝達通信網の確保を図る。	市民への提供型として防災行政無線(同報系)・コミュニティFM放送・IP告知システム、双方向型として自主防災組織への簡易無線機の配備、全市ネットワーク型として、無線LAN・河川監視カメラ・雨量計等からなる防災情報収集伝達システムを整備する。(整備年度H28～H30)	305,212	B	防災情報収集伝達システム整備に掲げる各事業を、年度計画に基づき着実に進めていく。	社会資本整備総合交付金、緊急防災減災債等の有利な財源を活用。 供用開始後のシステム維持管理経費を抑制するため効率的な運用を検討する。
42	防災危機管理課	避難行動支援事業費	地域ぐるみで避難行動要支援者を支援する体制づくり、家具転倒防止器具設置の支援による各家庭での耐震対策の普及を図る。	避難行動要支援者名簿の登録者を対象に家具転倒防止器具の設置を無償で行うもので、避難行動要支援者と支援する側の自主防災組織の関係強化を図るため、自主防災組織が器具設置の申請手続き等を行う。	265	C	引き続き避難行動要支援者名簿の提供を受ける自主防災組織の増加を図り、避難行動要支援者等への家具転倒防止器具設置を進めていく。	福祉関係課や防災アドバイザーと連携して、地域へのきめ細かな事業説明や家具転倒防止講座等を行うとともに、自主防災組織ネットワークの会議等において、先進的に取り組まれている自主防災組織との意見交換や資料の提供をいただくなど本事業の取り組みを促進する。また、本事業に取り組まれている自主防災組織に対し、引き続き、事務費を補助するなど活動を支援する。
43	庁舎建設課	庁舎建設事業費	低い耐震性能、バリアフリーの問題、本庁機能の分散など、現庁舎が抱える多くの課題を解消し、市民の安心安全の確保と利便性の向上を図る。	次のような特徴を持った新庁舎を建設する。 ①免震構造を採用、②本庁部局を集約、③来庁者の多い窓口を低階階に配置、④わかりやすい案内表示を採用、⑤ユニバーサルデザインを採用、⑥飲食施設、売店出店想定スペースを確保、⑦市民利用会議室を設置	1,154,771	A	安心安全の確保と利便性の向上のため、また、合併特例債活用を考えると中長期的な財政面からも計画どおり事業を進めるべきである。	事業最終年度にあたり、計画どおり新庁舎を完成させるための予算を計上する。(継続費設定済)
44	庁舎建設課	基金管理事業費	新庁舎建設に係る財政負担を平準化する。	基金積立てを行い、財政負担の年度間調整を行う。	200,384	A	平成28年度をもって当初の積立目標額20億円に達した。	
45	財政課	財政管理事務費	周南市財政の健全で効率的な運営を行う	財政計画の作成・見直しの実施。 第3次財政改革大綱に掲げる健全財政堅持のための取り組みを通じ、周南市版マネジメントシステムを着実に運用することにより、予算編成やその執行管理を円滑に進める。 統一的基準での地方公会計による財務書類を活用し、財政マネジメントの強化を図りつつ、財政情報を的確にわかりやすく提供・周知することにより、市民の理解と信頼を深め、財政状況の透明性を確保する。	10,368	B	持続可能な財政運営のため、長期的な視点に立って財政状況を把握し、適正な予算編成と執行管理を行っていく必要がある。統一基準による財務書類を活用することで分析を深め、よりわかりやすい財政状況の公表を行い、透明性を確保していく。	統一基準による財務書類の活用により、財務情報をわかりやすく開示するとともに財政マネジメントの強化を図るため、職員研修に要する経費を引き続き計上。予算編成においては、「緊急財政対策」を策定、実施し、財源不足の縮減を図った。
46	財政課	基金管理事業費	周南市財政の効率的で健全な運営を行う	【財政調整基金】 前年度繰越金の1/2以上を積立て、予算編成における財源調整のため取崩しを行うなど、適正管理を行う。 【その他基金】 減債基金、地域振興基金、ふるさと周南応援基金、子ども未来夢基金の適正管理を行う。	3,059,615	B	財政の効率的な運営のためには必要かつ有効な事業である。普通交付税の減額や、大型事業の執行等により、今後、財源不足が見込まれるなか、将来の財政状況を見据え、健全財政堅持のため着実に積立てを行っていく必要がある。	合併特例債や地域振興基金の活用、ふるさと周南応援寄附金のPR強化により、財源の確保を図る。
47	財政課	基金管理事業費	計画区域の住民が将来にわたり、安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業を行う。	過疎地域の住民が将来にわたり、安全・安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、過疎地域自立促進基金条例に基づき、基金の適正管理を行う。	31,230	B	鹿野地域の自立に向けたソフト事業を進めて行く上で、有効な財源であり、基金を活用した新たな取組みを検討していく。	効果的かつ継続的に事業の進捗を図るため、基金を取崩し5事業に活用
48	課税課	課税管理費	適正課税の達成に向けた環境整備	条例改正関係事務・経理事務・課税課内庶務全般事務	1,842	A	課税の根拠となる条例整備をはじめ、管理運営業務が中心であり、内部事務として継続する。	各職員が法令研修等に積極的に参加し、スキルの向上を目指す。
49	課税課	賦課一般事務費	軽自動車税の適正課税 市たばこ税及び入湯税の適正課税 税証明等交付の迅速かつ正確な交付	軽自動車税の賦課事務 市たばこ税及び入湯税の賦課事務 税証明等発行事務	10,137	A	地方税法に基づく事務であり、自主財源の確保とともに、現行どおり継続していく。	本庁舎移転に伴い、仮庁舎における税証明の他住民票や戸籍等を発行する臨時窓口業務の終了による経費の減額
50	課税課	市民税関係賦課事務費	個人市県民税の適正課税 法人市民税の適正課税	個人市県民税の賦課事務 法人市民税の賦課事務	16,524	A	地方税法に基づく公平公正な課税を行う。	仕事の効率を向上させ、メリハリのある働き方を実現するため、引き続き事務改善に取り組む。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
51	課税課	固定資産税関係賦課事務費	固定資産税の適正課税 都市計画税の適正課税	固定資産の評価事務 固定資産税・都市計画税の賦課事務	44,991	A	地方税法に基づく公平公正な課税を行う。 仕事の効率を向上させ、メリハリのある働き方を実現するため、引き続き事務改善に取り組む。	
52	収納課	徴収事務費	税の公平性、自主財源の確保が図られる。 (徴収率 H29目標 : 99.20%)	市税徴収、口座振替、市税還付及びその他庶務に関する経費。早期に滞納整理に着手するとともに、滞納処分強化による収納率の向上を図る。	33,329	A	平成28年度からコンビ二収納を開始し、納税者の利便性の向上を図ったところである。また税・国保の一元化も行い現在に至っている。今後も収納率の向上を図るため、効率の良い施策を実施していく。	特徴・法人収納データの入力業務委託をやめ、職員で行うこととした(570千円減) 業務の見直しにより、臨時職員を1人減とした(1,544千円減)
53	収納課	納付ご案内センター事業費	適正賦課及び保険料債権の確保により、安定的な国保事業運営が図られ、安心して医療を受けられる。	●新たな滞納者の発生や滞納増額を防ぐため、初期滞納者及び分割納付誓約者に対して、電話や文書による納付催告を実施する。	2,568	A	平成28年度より実施の組織機構の改編により、徴収業務が市税徴収部門と一元化され、徴収関係業務は収納課へ移管されたことに伴い、予算を組み替えたことにより事業としては廃止となったが、徴収事務事業費の中で納付ご案内センター業務は引き続き実施される。	
54	収納課	徴収事務費	国民健康保険料の収納率の向上に寄与し、安定的な事業運営が行える。	●国民健康保険の徴収に関する事務費 ●口座振替を積極的に推進 ●H28からコンビ二収納を開始	15,708	A	国民健康保険の徴収に関する業務を適正且つ円滑に遂行する。	業務の見直しにより、納入通知書発送分の郵便料を賦課事務費から徴収事務費に組み替えた
55	収納課	一般被保険者保険料過誤納還付金	適正な還付金支払いによる国保料の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●一般分の過年度保険料について、過誤納となった保険料を還付金として支出する。	7,494	A	転出、他保加入や所得の減額更正などの保険料賦課額が減額になる異動が多く、制度上の過誤納が発生しやすく、効率的に継続実施していく。	
56	収納課	退職被保険者等保険料過誤納還付金	適正な還付金支払いによる国保料の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●退職分の過年度保険料について、過誤納となった保険料を還付金として支出する。	0	A	転出、他保加入や所得の減額更正などの保険料賦課額が減額になる異動が多く、制度上の過誤納が発生しやすく、効率的に継続実施していく。	
57	収納課	一般被保険者保険税過誤納還付金	適正な還付金支払いによる国保税の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●一般分の過年度保険税について、過誤納となった保険税を還付金として支出する。	0	A	転出、他保加入や所得の減額更正などの保険料賦課額が減額になる異動が多く、制度上の過誤納が発生しやすく、効率的に継続実施していく。	
58	収納課	退職被保険者等保険税過誤納還付金	適正な還付金支払いによる国保税の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●退職分の過年度保険税について、過誤納となった保険税を還付金として支出する。	0	A	転出、他保加入や所得の減額更正などの保険料賦課額が減額になる異動が多く、制度上の過誤納が発生しやすく、効率的に継続実施していく。	
59	収納課	一般被保険者還付加算金	適正な還付金支払いによる国保料の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●一般被保険者に係る過誤納金の還付に際し、法の規定に基づいた期間に係る加算金を算定し、過誤納金に加算して支出する。	103	A	法令等で定められた加算金であり、従来どおり実施していく。	
60	収納課	退職被保険者等還付加算金	適正な還付金支払いによる国保料の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●退職被保険者に係る過誤納金の還付に際し、法の規定に基づいた期間に係る加算金を算定し、過誤納金に加算して支出する。	0	A	法令等で定められた加算金であり、従来どおり実施していく。	
61	収納課	後期高齢者医療徴収事務費	保険料収納の確保により制度の安定運営が図られ、安心して医療を受けることができる。	●後期高齢者医療保険料に係る徴収に関する事務費を支出する。	2,801	B	後期高齢者医療制度の安定運営及び公平性の確保のために欠かせない事務であり、効率化及び収納率向上を図ながら実施していく。	業務の見直しにより、納入通知書発送分の郵便料を賦課事務費から徴収事務費に組み替えた
62	収納課	納付ご案内センター事業費	保険料収納の確保により制度の安定運営が図られ、安心して医療を受けることができる。	●新たな滞納者の発生や滞納増額を防ぐため、初期滞納者及び分割納付誓約者に対して、電話や文書による納付催告を実施する。	1,091	A	平成28年度より実施の組織機構の改編により、徴収業務が市税徴収部門と一元化され、徴収関係業務は収納課へ移管されたことに伴い、予算を組み替えたことにより事業としては廃止となったが、徴収事務事業費の中で納付ご案内センター業務は引き続き実施される。	
63	収納課	後期高齢者医療保険料還付金	適正な還付金支払いによる保険料の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●過年度保険料について、過誤納となった保険料を還付金として支出する。	1,554	A	所得の減額更正などによる保険料賦課額の減額が多く、制度上の過誤納が発生しやすく、効率的に継続実施していく。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
64	収納課	後期高齢者医療還付加算金	適正な還付金支払いによる保険料の収納管理の適正化を図ることで、信頼して納付することができる。	●過誤納金の還付に際し、法の規定に基づいた期間に係る加算金を算定し、過誤納金に加算して支出する。	4	A 法令等で定められた加算金であり、従来どおり実施していく。	
65	契約監理課	契約監理事務費	市が発注する工事、業務委託、物品調達等の入札・契約事務について、公契約としての効率化を進め、透明性・競争性・公平性を有した、適切な入札・契約制度の確立を図る。	・入札参加者の資格審査、登録及び管理 ・建設工事、業務委託、物品調達等における業者選定、要件・資格審査、入札執行、入札結果の公表 ・入札参加者の指名停止処分 ・入札・契約制度の見直し及び改正 ・契約等審査会の開催事務	997	A 入札契約事務については、常に公平性、公正性、透明性、競争性に加え、経済性、地域性を確保することを前提として厳正に対処しなければならない。また、平成26年6月に一体改正された「品確法」「入契法」「建設業法」の適用指針「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、継続的に制度改正や見直しを行う必要がある。	H30年度は、臨時的経費が減額となり、経常的経費の中で、委員会の開催数・消耗品費等を見直すことで予算の削減となった。
66	地域づくり推進課	支所管理運営事業	各種行政サービスを提供。地域の振興が図られる。	15支所の庁舎の施設及び設備の維持管理、補修、整備及び財産管理を行い、市民に対する行政サービスの提供や管轄区域の振興を図る。	62,845	A 施設の管理については、小修繕で対応しながら、施設の経費を最小限に抑え、市民サービスの向上に努める。	安心・安全に市民サービスが提供できることを目標に、最低限必要な施設の修繕を行う。また、市民センターと一体的な運営に取り組む。
67	地域づくり推進課	自治会関係経費	住民自治組織において、様々なまちづくり活動が展開され、住民自治が促進される。	○自治会及び自治会連合会に対し、広報等配布報償金及び活動費補助金を交付 ○住民自治組織の運営、活動に対する各種支援を実施	79,828	B 生活状況の変化や住民間の繋がりの希薄化の中で、住民自治組織の役割の必要性や有効性を意識づける必要がある。また、引き続き(一社)山口県宅建協会周南支部等と連携しながら自治会加入の促進に取り組むとともに、広報等配布報償金の統一等について、関係者と協議する。	自治会の加入促進について、市広報による情報発信や引き続き(一社)山口県宅建協会周南支部等と連携による取組みを行う。広報等配布報償金については、市自治会連合等の意見を聞きながら、統一案を策定する。
68	地域づくり推進課	コミュニティ推進事業費	市内31地区において、市民自らが行う地域づくり活動が展開されるとともに、地域間交流や人材育成に係る取り組みが進む。	○31地区コミュニティ推進組織及び周南市コミュニティ推進連絡協議会に対し活動を補助 ○コミュニティレンタル機材の維持管理 ○須金なし・ぶどう祭、長穂ほたる祭り、さくら街道祭りの事業費を補助	16,503	A (公財)ふるさと振興財団と連携し、地域づくりの担い手となる人材の育成や、地域間交流など、今後も引き続き、地域住民が自発的に地域づくりを進めていけるよう支援を行い、分権時代に対応した住民自治へと高めていく。	各地域のコミュニティ活動を検証するとともに、市民センター及び(公財)ふるさと振興財団と連携し、地域内の対話に基づく課題解決型の地域づくりを加速化する。
69	地域づくり推進課	ふるさと振興事業費	コミュニティ活動の支援、地場産品の振興、コミュニティ関連施設の効果的運営等が図られ、市民自らが行う地域づくり活動が促進される。	市民自らが行う地域づくり活動の振興を目的とする「(公財)周南市ふるさと振興財団」の運営を支援	35,629	A 周南市ふるさと振興財団の市と地域を結ぶ中間支援組織としての専門性を高めるため、必要な研修機会を設けるとともに、市と連携して取り組む地域づくり施策を順次開発し、財団の役割を明確化する。	市との役割分担を明確にし、財団職員の専門性が発揮できるような体制を構築する。
70	地域づくり推進課	自治会集会所建設費助成事業費	地域住民の活動拠点施設の整備が促進され、地域のコミュニティづくりが推進される。	各自治会が行う集会所の建設及び補修、または備品や掲示板の新設及び補修等に対し補助をする。	4,591	B 自治会からの要望に基づき、補助事業を実施しているため、実施件数や助成額も年によって変動するが、今後も地域のコミュニティの活動拠点としての集会所の建設や補修に対し、補助していく必要がある。	事前申請による事業量の動向をできる限り把握し、自主運営を行っている自治会集会所の建設等に対する補助については引き続き実施する。
71	地域づくり推進課	向道湖ふれあいの家管理運営事業費	地域コミュニティ、市民活動団体等による自主的・主体的な活動の拠点施設として、市民交流と住民福祉の活性化を図る	市民交流と住民福祉の活性化を図ることを目的に設置された向道湖ふれあいの家の管理運営を実施	3,167	C 市民交流と住民福祉の活性化、地域コミュニティ、市民活動団体等の活動拠点となる施設であるが、利用者が限定されており、利用者数も減少傾向にある。しかしながら、昨年度は若干増加しており、今後も引き続き適切な管理運営を行うとともに、施設のあり方についての検討を行う。	直営方式に変更後、大向コミュニティとの連携による管理運営が軌道に乗っているため、当面は現状を継続しながら、今後は利用の実態に応じた施設の運営を検討していく。
72	地域づくり推進課	新南陽地区コミュニティセンター管理運営事業費	地域住民の交流施設として、各地区におけるコミュニティ意識の醸成を図り、潤いのある地域社会づくりが図られる。	新南陽地区におけるコミュニティの醸成を図り、潤いのある地域社会づくりを推進することを目的に設置された富田東地区コミュニティセンター・地域交流センター・福川地区コミュニティセンター・福川南地区コミュニティセンターの管理運営を実施	20,449	B 建物や設備が老朽化しており、今後維持補修に係る経費が必要となるが、地域住民の活動・交流施設として定着し、活用されていることから適切な管理運営を行う。また、コミュニティセンターを地域づくりにどの様に活用できるのか、地域住民の声を聴きながら位置付け、方向性等を整理していきたい。	施設の老朽化が進んでいることから、修繕計画を策定し、計画的に修繕を実施することで、適切な施設管理に努める。
73	地域づくり推進課	地場産品振興対策事業費	地場産品を通して、都市と農山漁村との交流を進めることにより、市民のふるさとへの愛着を育み、市民自らが行うふるさとづくり活動が促進される。	生産者と消費者の交流、地域資源である地場産品の情報発信、食育や地産地消の普及啓発を展開し、愛着をもてるふるさとづくりを推進するため、(公財)周南市ふるさと振興財団が運営する「ふるさと産品の店“こあ”」における地場産品展示即売、ふるさと朝市・夕市の実施、交流イベントの開催等の事業に対する補助	678	B 地場産品を通して市民のふるさとへの愛着を育み、市民自らが行うふるさとづくり活動を促進する施設として今後のあり方を検討する。	「ふるさと産品の店“こあ”」は、平成29年12月をもって閉店したため、平成29年度からふるさと振興事業へ組み入れていた事業費を平成30年予算では減額した。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
74	地域づくり推進課	市民参画推進事業費	市民参画条例の実効性を高め、市民の市政への参画が促進される。	市民参画の実施状況の評価・公表 市民参画の適正な運営等について審議する市民参画推進審議会の運営 市民参画を担う人材育成、市民参画方法の啓発普及 3次行革大綱53「市民参画の推進」	571	B	事業の検討段階から市民の参画を得るための手法や進め方等の研究・検討を行う。また、管理職向けの研修、若手職員への浸透を目的とした研修を計画的に実施し、市民参画の視点を持った市民の意見・提言を市の取組みに展開できる職員の育成を図る。	市民参画を促進するため、各担当で作成する資料等を工夫し、意見を出しやすい環境づくりを進めていく。平成30年度については、条例制定から10年を迎えたことにより諮問事項が多岐にわたっていた前年度と比較して審議会の開催回数が減少することから、予算を減額している。
75	地域づくり推進課	市民活動推進事業費	市民活動の自主性・自立性が高まり、それぞれの活動の活性化につなげる。	市民活動の支援拠点として市民活動支援センターを設置・運営(情報収集・提供、相談、交流事業等)	6,633	C	共創プロジェクト事業の申請書の受付や情報発信等の窓口としての機能を設けるとともに、周知徹底を図る。また、新駅ビルでの体制を検討する。	駅前賑わい施設への移転を機に、市民活動団体の育成や交流を促進するとともに、ふるさと振興財団と連携し、市民活動支援センターの専門性を高めるための体制強化を図る。
76	地域づくり推進課	西部市民交流センター管理事業	地域の交流施設として、地域の活性化に繋がる。	市民活動の推進、市民交流の促進、児童の健全育成及び福祉の増進を図ることを目的に設置された西部市民交流センターの管理を実施。	2,441	A	市民活動グループや地域グループが作業、情報収集及び交流ができる施設として事業を行う。 市民活動支援センター移転後の当該施設の機能は、学び交流プラザでも代替可能であることから、別用途の施設として活用可能かを周辺施設の配置見直しと合わせて検討する。	公共施設再配置計画の見地から、今後の施設の方向性について検討する。
77	地域づくり推進課	地域づくり支援事業費	市民と行政、市民と市民の多様な主体同士が「対話」により連携し、地域の「価値」を共に創出する「共創の地域づくり」の促進。	地域の夢プラン策定支援及び実現支援による住民主体の地域づくり活動の促進。 地域づくり活動の担い手となる新たな人材の発掘・育成。 地域づくり活動のコーディネート役を担う人材のスキル向上を目的とした研修会等の実施。	2,968	A	地域づくり推進計画(平成28年1月策定)に基づき、地域の夢プラン策定支援、実現支援の対象区域を市内全域に拡大した。これにともない都市部、都市周辺部に対する支援体制を確立するため、地域の最前線で活躍する公民館主事及び支所職員のコミュニティワーカーとしてのスキル向上を図る。	地域の夢プラン策定・実現支援の対象区域が市内全域に拡大したことを受け、想定される補助対象地区数を拡大した。公民館の市民センター化に伴い、各地域の地域づくり活動がより活発になるように、地域づくり人材育成に係る経費を拡大した。
78	地域づくり推進課	共創プロジェクト事業費	新しい公共事業を創出するとともに、新たな公共の担い手の育成を図り、市民と行政が共に地域の価値を創出する「共創の地域づくり」の実現を目指す。	○市民同士が連携して取り組む公益的な事業の創出・自立に対する支援(事業計画の策定、事業計画の実施、情報発信等) ○地域づくりを推進する人材の育成	22,448	B	新たな参加団体の増加を図るため、周知を強化するとともに、2年目以降の支援内容についての検討を行う。また、認定団体同士のネットワーク化を図り、新たな連携の創出や事業の拡大に取り組む。	新たな団体連携の創出を図るため、ラジオ、冊子、特別サイトによるPR、周知を強化する。 人的支援、情報発信など、2年目以降の事業支援を行い、事業の自立・継続化を支援していく。 講座の参加者に事業の中でプロデューサーを補佐する役割を担うことで「活躍の場」を提供し、主体的な活動に向けたきょうかけとする。
79	地域づくり推進課	中山間地域振興対策事業費(情報発信事業)	地域情報の発信により、地域住民の情報共有や地域外への情報提供となり、地域づくりや交流の促進に繋がる。	中山間地域の情報を総合的かつタイムリーに発信するHP及びブログの管理運営を行う。	389	D	新サイトを有効に活用し地域づくりの支援に関わる支所・公民館、ふるさと振興財団との連携を図り、効果的でタイムリーな情報発信に努める。	平成28年度をもって中山間地域振興対策事業費における情報発信事業は廃止した。
80	地域づくり推進課	中山間地域戦略プロジェクト事業費	小学校区の枠組みの中で、地域の課題解決や活性化に向けた住民主体の取組み(夢プランの実践活動)が持続的に展開されるとともに、生活サービスや交通のネットワーク化が図られることにより、安心して暮らし続けられる生活圏をつくる。	夢プラン策定団体の活動支援 小さな拠点づくりに取り組む地域の支援 ※「小さな拠点づくり」とは、小学校区の枠組みの中で、地域の将来ビジョンに基づき、暮らしを守るサービスの提供や地域資源を活用して収入を生み出す取組み、生活交通の導入、活動拠点となる施設の運営など暮らし続けられる地域を実現するための仕組みや体制をつくること。	0	A	夢プランの実践活動が持続・発展するよう支援を行うとともに、暮らし続けられる中山間地域の生活圏づくりを地域と共に進める。	過疎地域活性化交付金により、鹿野地区の夢プランの取組みを加速化させるとともに、須金地区に地域おこし協力隊を配置し、生活支援システムの構築等による持続可能な生活圏づくりを推進する。
81	地域づくり推進課	大津島ふれあいセンター管理運営事業費	観光やレクリエーション等を通して来島者の交流・活動の拠点となり、地域の振興に寄与する施設になる。	施設の適正かつ効率的な管理運営 パンフレットやサイクリングマップ等による島の魅力等の情報発信	8,134	C	利用実態に合わせて、宿泊機能を縮小する一方、島の玄関口としての機能やコミュニティセンター機能を果たせる施設を目指す。	宿泊棟を縮小するとともに、旧馬島公民館に代わる地域のコミュニティ施設としての機能を高める。
82	地域づくり推進課	離島活性化プロジェクト事業費	人口減少や高齢化の進行が著しい大津島地区において、新たな地域づくりの支援体制の構築、生活サービスの維持、交流・移住の促進など具体的な事業展開を図る。	持続可能で安心して暮らせる地域を実現するため地域を運営する体制づくりを行う。 身近な暮らしの維持確保、移住・交流の促進に向けた地域の主体的な取組みを支援する。	383	A	移動販売車による買い物支援や移住・交流の促進に向けた地域の主体的な取組みを支援する。 人口減少や高齢化が進展する中でも、暮らしを維持できる運営体制や仕組みづくり等を引き続き、地域と共に進める。	離島活性化交付金により、生活サービスの維持や移住・交流の促進などの住民主体の取組みを支援する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
83	地域づくり推進課	ふるさとスローツーリズム推進事業費	地域資源を活用した交流活動等を通じて、都市農山漁村交流の意識の醸成や交流人口の拡大を図るとともに、地域経済の活性化を促進させる。	体験型教育旅行等の受け入れ組織である「周南学びの旅推進協議会」の運営を支援する。民泊受入家庭の確保(登録家庭数の増加)や研修等によるスキルアップ、地域資源を活用した体験プログラムの充実、体験型教育旅行の誘致活動等を通じて中山間地域のツーリズムを推進する。	1,300	B	受け入れの魅力や充実感を各地に広げるとともに、地域ぐるみでの受入運を高めることにより、規模の拡大に繋げている。 また、農山漁村でのツーリズムが本市の観光振興に寄与できるよう関係団体との連携を強化する。	周南学びの旅推進協議会と連携し、地域の気運醸成と受入体制の充実を図るとともに、規模に応じた誘致活動、地域の特性を生かした魅力ある体験プログラムの確立、情報発信の充実等に努める。
84	地域づくり推進課	体験交流施設大津島海の郷管理運営事業費	交流を通じて住民の活躍の場の創出や地域課題の解決等に繋がり地域に活力が生まれる。	指定管理者である一般社団法人大津島研究所を支援するとともに、連携しながら利用者の誘客を図る。	21,490	C	研修・体験プログラムや自主事業の充実等により利用者の満足度を高めるとともに、高校・大学の宿泊等による閑散期の利用の促進を図る。 引き続き、住民の雇用や活躍の場としての役割を果たすとともに、高齢者が8割を占める島の生活課題の解決に寄与する。	指定管理者と連携し、施設の特性を生かした自主事業の展開やターゲットを絞ったPR活動を推進することにより、利用者の増加を図る。
85	地域づくり推進課	大道理夢求の里交流館管理運営事業費	地域の交流拠点として、住民の活躍の場の創出や地域課題の解決等を図るとともに、地域の活性化を目指す。	地域住民で組織された指定管理者「大道理夢求の里交流館運営協議会」を支援する。	10,885	B	地域の活動・交流拠点として更なる機能強化を図る。	地域の活動拠点としての機能を高めるとともに、運営体制の強化を支援する。
86	地域づくり推進課	UJターン促進事業	関係各所の情報を集約し、移住検討者に対して的確な情報提供を行い、UJターンの促進につなげる。	県外での移住フェア、ホームページ、リーフレット等を活用し、本市の情報発信を行うとともに、移住交流の受け入れ体制の充実など、関係団体等と連携しながらUJターンの促進を図る。	1,327	B	首都圏を中心に40代以下の移住ニーズが高まっている状況にあり、これらのニーズをくみ取り、移住者の受け入れを進めていくため、移住フェア等へ参加し、まずは周南市に来ていただけるように本市の魅力発信に取り組んでいく。	本市へのUJターンを継続的に促進するため、事業内容を見直し、移住フェア等での情報発信や移住相談への対応、地域の受入体制の整備や移住を円滑に進める各種支援制度を効果的に実施していく。
87	地域づくり推進課	地方創生加速化交付金事業費(中山間地域定住促進事業)(繰越明許費)	空き家や市有遊休施設を活用した地域ぐるみでの移住者受入の促進や起業・創業の支援を行うことで、活力ある地域の実現を図る。	市外からの移住者受入を促進するため、移住者による空き家の改修支援や空き家所有者に対する家財道具等の処分に係る経費を支援する。地域コミュニティ組織等による呼びかけにより空き家を掘起し、所有者に空き家情報バンク又は空き家リストへの登録を促す。 市が所有する遊休施設(旧中須・須金医師住宅)を活用し、市外からの移住者受入を進める。 市外からの移住者による起業支援や法人等による中山間地域の遊休公共施設(旧翔北中学校)を活用した事業を支援する。	23,314	B	移住者を受け入れるための空き家の確保が図られ、確保した空き家に移住者が入られることで地域の盛り上がりや活性化に繋がっている事から、引き続き事業を継続していきたい。	国の地方創生加速化交付金事業費を活用。平成29年度はUJターン促進事業へ移行
88	地域づくり推進課	中山間地域定住促進事業費	地域ぐるみでの移住希望者の受入体制を構築することにより、移住定住の実現や新たな担い手による地域の活性化を図る。	中山間地域へ移住・定住の促進を地域ぐるみで進めるための「里の案内人」の新規養成及び資質の向上 「里の案内人」を中心とした空き家の発掘及び活用 空き家情報バンクを活用した空き家情報の提供 里の案内人による活動を支援する空き家掘起し支援員1名の設置	1,852	B	「里の案内人」を中心とした空き家の発掘を支援するとともに里の案内人設置地区の拡大やスキル向上、空き家情報バンクを活用した情報提供を引き続き継続していきたい。	平成29年度よりUJターン促進事業へ移行。
89	文化スポーツ課	回天記念館管理運営事業費	入館者に平和の尊さについて考察を深めてもらうとともに、大津島の振興にも寄与する。	・回天記念館の適切な管理運営及び、平和学習を行う。 ・命と平和の尊さについて考える機会を提供する施設として、回天関係資料の展示及び解説や講話、講座等を通じて、平和啓発を行う。 S43.11開館。開館時間：8:30～16:30。休館日：水曜日及び年末年始。入館料：大人300円(団体240円)、18歳以下無料。	6,986	B	回天の史実や記念館の活動を知ってもらうための取り組みを、今後も継続的に実施し、来館者に平和を考える機会を提供する平和学習施設として運営していく。	回天記念館の開館50周年を記念して、記念誌を作成するとともに、展示機能の強化として搭乗員の当時の肉声が聞ける音声再生装置を設置する。
90	文化スポーツ課	回天記念館整備事業費	来館者に安全で快適に訪れてもらうことができる。	来館者が訪れやすいように記念館及び周辺の整備を実施する。	3,520	A	施設の長寿命化と良好な展示環境等を維持するために、建築課と協議し、財政課と相談しながら、必要な整備を実施していく。	整備予定なし

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
91	文化スポーツ課	尾崎記念集会所管理運営事業費	地域のふれあい活動及び芸術にふれる機会を創出する。	・効率的な管理運営を行う。 ・尾崎正章氏の小作品を鑑賞する機会を提供する。 尾崎正章氏より寄贈された病院建物(大正13年築)を改修し、平成5年11月開館。休館日:月曜・祝日・年末年始。入館料:無料	563	C	旧新南陽市ゆかりの尾崎氏から寄贈された旧尾崎病院を、尾崎正章氏の小作品が鑑賞できる展示室と集会所を併せ持つ施設として改築し、長く地元で慕われてきた建物であり、地域の婦人会に管理を委託しているが、施設の大規模な改修には多額の経費が必要ことから、困難と考えており、施設点検マニュアルに沿った適切な管理に努めていく。	必要最小限の施設管理経費に係る予算措置である。大規模な改修等は困難なため、管理業務委託者と連絡を取りながら、安全上の問題等が生じないように努める。
92	文化スポーツ課	文化振興一般事務費	文化振興事務の円滑化を図る。	・文化振興に係る事務を円滑に進める。 ・文化振興財団、文化協会等の文化関係団体との連携を深める。	444	B	施設管理のみならず、市民や団体の文化活動を支援するとともに、ソフト事業の充実を図っていくように、文化振興の担い手として期待する文化振興財団と共に取り組む。	必要最小限の庶務経費に係る予算措置である。これまで人事課で予算措置されていた臨時職員に係る経費を当課で予算計上した。
93	文化スポーツ課	市美術展開催費	広く一般から作品を募ることで、市民の創作活動を促し美術に対する関心を高めるとともに、鑑賞を通して市民文化の振興を図る。	周南市美術展の開催 平面・立体・書・写真の4部門で審査は公開、出品は一人1部門2点まで(出品料:1点目1,000円、2点目700円) 美術博物館を会場に例年10月に開催(前期後期各5日間)し、観覧料は無料	1,450	B	毎年、有識者で組織される運営委員会を開催し、公平な運営と市民の目標・励みとなるような開催要項を検討しており、今後も継続実施していく。	これまでの開催要項に即した必要最小限経費の予算措置である。今後も市民の目標とされる展覧会として開催していくために、開催要項の検討を継続的に行う。
94	文化スポーツ課	文化会館管理運営事業費	文化会館の良好な活動環境と快適な鑑賞空間を維持し、質の高い舞台芸術・展覧会・講演会などを提供する。	文化会館を安全かつ効率的に管理運営し、舞台芸術等の鑑賞機会を提供する。 指定管理者:周南市文化振興財団(H28~32)。休館日:第1・3水曜日・年末年始。開館時間:9時~22時。 施設:大ホール(1800人収容)、練習室、リハーサル室、展示室等	128,750	B	指定管理者である文化振興財団が有するノウハウを活かせるように、随時連絡調整の場を設け、指導も含め緊密な連携を図る。	指定管理期間(5年間のうち3年目)における債務負担行為による予算措置である。
95	文化スポーツ課	文化会館整備事業費	文化会館を鑑賞及び発表の場として、利用者が安心して快適に利用できる環境を提供する。	計画的な改修を行い、施設と設備の長寿命化を図る。	46,370	A	周南市の文化拠点施設の一つであり、施設の長寿命化を図るとともに、時代の変化や利用者ニーズに即した計画的な改修を、文化振興財団や建築課と協議し、財政課と相談しながら実施する。	施設の長寿命化を図り、利用者に快適な環境を提供するために必要な改修を行う。
96	文化スポーツ課	文化振興団体助成事業費	市民の文化活動を振興する団体を支援することで、市民が文化芸術活動に触れる機会を増加させる。	各団体の運営及び事業に対して補助支援を行う。	26,568	B	各団体の運営強化及び特色ある事業に対して支援を継続する。	5年に1度開催される「郷土伝統芸能大会」と「市民芸術文化祭」に対し支援を行う。
97	文化スポーツ課	美術博物館管理運営事業費	快適な鑑賞空間で優れた美術・芸術にふれる機会を提供し、美術文化に対する関心を高める。	美術博物館の適切かつ効率的な管理運営を行い、郷土の歴史や質の高い美術の鑑賞機会を提供する。 指定管理者:周南市文化振興財団(H28~32)。休館日:月曜日・年末年始。開館時間:9時30分~17時。 施設:展示室5・収蔵庫他	137,339	B	指定管理者である文化振興財団が有するノウハウを活かせるように、随時連絡調整の場を設け、指導も含め緊密な連携を図る。	指定管理期間(5年間のうち3年目)における債務負担行為による予算措置である。
98	文化スポーツ課	美術博物館資料収集事業費	後世に残すべき特色のある芸術品や歴史を伝える資料などを収集し、市民共有の財産として展覧会を開催する。	郷土ゆかりの優れた作家の作品や特色ある芸術品、郷土に関わりのある歴史資料などを、資料収集委員会の承認を経て収集する。	4,383	A	文化振興財団と連携し、収集計画の見直しも含め、収集の方針と収集品の活用について検討しながら進めていく。	調査研究及び美術品の購入費について、見直しを行った。今後も文化振興財団と連絡調整を行い、適切な資料収集を図る。
99	文化スポーツ課	美術博物館特別展覧会等開催事業費	本市にゆかりのある作家の顕彰や関連する内容を、調査研究し独自に企画した本市ならではの意義ある展覧会を開催することで、美術に対して市民等の関心を高める。	周南市在住の個人コレクターの作品を中心に、近代日本を代表する版画家斎藤清の作品を紹介する開館以来初の本格的な版画展「斎藤清展」及び地元で活躍する作家の近作を紹介する秀作美術展「しゅうなんアート・ナウ2016」を開催した。	11,578	B	特別展の開催は、文化振興財団に委託しているが、調査研究も必要となることから計画的なテーマの選定と予算措置を行っていく。また、アート・ナウ展は、関係者と協議し、軽微な変更を加えており、今後も開催要項を検討していく。	文化振興財団と連携し、林忠彦生誕100年を記念した、本市ならではの質の高い展覧会を開催する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
100	文化スポーツ課	美術博物館企画事業助成事業費	全国発信事業を実施し、本市の文化的知名度及び市民の誇りを高める。また、地方において観覧機会の少ない大規模あるいは意義ある展覧会を開催し、質の高い美術芸術を提供する。	全国発信事業である「林忠彦賞」の運営及び、文化振興財団主催の企画展覧会「島田ゆか絵本原画展」「猫まみれ展」及び「周南人物列伝」等の開催を支援	14,353	B	「林忠彦賞」は市の知名度や文化的イメージの向上に、企画展覧会及び企画事業は幅広い世代を対象として市民文化の啓発に寄与していることから、補助内容や企画内容を検証しながら、引き続き補助を実施する。	林忠彦に係る企画事業について、特別展覧会で計画している内容と重なる部分があり、見直しを行った。
101	文化スポーツ課	美術博物館整備事業費	美術博物館の良好な収蔵環境と快適な鑑賞空間を維持し、身近に美術作品を鑑賞できる環境を提供する。	計画的な改修を行い、施設と設備の長寿命化を図る。	11,826	A	周南市の文化拠点施設の一つであり、施設の長寿命化を図るため、文化振興財団や建築課等と協議をし、財政課に相談しながら計画的に改修を実施する。	施設の長寿命化を図り、利用者に安全で快適な環境を提供するために必要な改修を行う。
102	文化スポーツ課	郷土美術資料館管理運営事業費	公園内という立地から館を身近に感じてもらえるような事業にも取り組みながら、郷土美術の鑑賞の機会を提供する。	会期中のコンサート開催や公園イベント時の館前でのグッズ販売など、館の知名度向上に努め、郷土作品を身近で鑑賞できる機会を提供する。 指定管理者：周南市文化振興財団(H28～32)。 休館日：月曜日・年末年始。開館時間：9時30分～17時。 施設：展示室4、ロビー・ワークルーム	15,489	B	指定管理者である文化振興財団と随時連絡調整の場を設け、指導も含め緊密な連携を図り、立地を生かした事業など館の運営方針を検討していく。	指定管理期間(5年間のうち3年目)における債務負担行為による予算措置である。
103	文化スポーツ課	郷土美術資料館整備事業費	美術資料館の収蔵環境と鑑賞空間を維持し、身近に美術作品を鑑賞できる環境を提供する。	計画的な改修を行い、施設と設備の長寿命化を図る。	7,619	A	施設の長寿命化を図るため、文化振興財団や建築課等と協議をし、財政課に相談しながら計画的に改修を実施する。	整備予定なし
104	文化スポーツ課	須金和紙センター管理運営事業費	地域に根ざした伝統文化を伝承・維持するために、和紙作りを体験する機会を提供する。	須金と紙振興協議会が定期的に和紙絵教室を開催しているほか、体験学習として紙漉き体験を受け入れている。	390	B	地域に伝わる伝統工芸の伝承という観点から、情報発信等について、須金公民館も含め関係団体及び関係課と連携・協議を重ねていく。	必要最小限の施設管理経費に係る予算措置である。地元関係団体や支所等と連絡調整しながら運営を行う。
105	文化スポーツ課	スポーツ振興一般事務費	市民が取り組むスポーツ活動に対し行政として積極的にサポートすることで、市民の自発的な活動を促し、スポーツ社会の進展が図られる。(後援・共催件数 H28目標：150件)	●市内で開催されるスポーツコンベンションや各種大会に対して、共催や後援の支援を行う。 ●学校施設のスポーツ開放を実施する。 ●中国山口駅伝に対する助成を行う。	1,618	B	スポーツ振興だけでなく本市の活性化の一助となる世界大会等キャンプ地誘致活動も行っていく。	屋外イベント等で緊急対応が可能な携帯用AEDを購入する。
106	文化スポーツ課	体育協会関連事業費	山口県体育大会や国民体育大会等の全国大会へ参加することで、競技力の向上及び指導・運営のノウハウを習得し市内に還元することで、加盟団体の活性化を促しスポーツ人口を拡大できる。(県体・国体への選手等派遣 H28目標：950人)	●市民等のスポーツへの関心を高め競技力の向上を図るため、体育協会へ運営費を補助 ●スポーツコンベンション推進のため、全国大会等誘致開催に対する補助	9,710	B	施設等の補修整備を計画的に進め、体育協会及び加盟団体がスポーツ振興に積極的に取り組める環境作りを進める。	全国大会等誘致開催補助金の広告費(看板・幟代)の見直しにより経費を削減した。
107	文化スポーツ課	スポーツ少年団関連事業費	スポーツ少年団活動を活性化することで、子ども及び子どもを取り巻く幅広い年代層へスポーツの参画を推進できる。(小学3～6年生のスポーツ少年団加入率 H28目標：50%)	●青少年の健全育成を目的に、周南市スポーツ少年団本部に対し、加盟団体の活動を推進するための支援	2,486	B	地域の枠を超えた活動や幼少時から多様なスポーツに親しめるよう支援していく必要がある。H28年度より、山口県体育協会「アクティブチャイルドプログラム(ACP)」のモデル事業として鹿野地区と熊毛地区で実施。現状の取組みを検証しながら今後も実施する予定。	平成30年度よりスポーツ少年団活動費補助金をスポーツ奨励事業費へ組替を行った。
108	文化スポーツ課	全国高校総体開催事業費	平成28年度全国高等学校総合体育大会のハンドボール競技大会を周南市・下松市・光市の3市で共同開催することで、市民のスポーツに対する意識の高揚及び多くの来市者を迎えることでの賑わいの創出を図る。	【事業内容】平成28年度全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技大会の開催準備及び大会運営を行うため、共同開催市(周南市・下松市・光市)及び関係団体で組織する実行委員会への交付金 (大会概要)・開催期日 平成28年8月1日(月)から7日(日)まで・周南市会場：総合スポーツセンター、鹿野総合体育館 ・実行委員会予算：県実行委員会補助金[補助対象額2/3補助] 3市実行委員会交付金[3市共通経費は1/3、各市の施設・設備使用料、仮設空調設備などの特別な経費は各市で負担] 協賛金及び負担金[大会協賛企業による協賛金と全国高体連及び県高体連負担金]	3,155	A	平成28年事業実施(8月1日～7日)により終了。	平成28年度で事業終了。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
109	文化スポーツ課	スポーツ交流地域活性化推進事業費	スポーツ活動に参画する機会を提供し、スポーツ人口の拡大とスポーツ交流による地域活性化を推進することができる。 (トップアスリート交流事業参加者 H28目標:500人) (スポーツボランティア登録者数 H28目標:200人)	●スポーツ人口の拡大や競技力の向上につなげるため、トップアスリート関係者との交流機会を創出 ●スポーツボランティアを活用し、大規模大会での「おもてなし事業」を実施	1,555	B	トップレベルの選手や関係者に触れる機会を創出し、スポーツ人口の拡大や競技力の向上につなげる。 また、おもてなし事業を実施することにより、大会の満足度を高め、更なる大規模大会の誘致につなげる。	「スポーツ交流おもてなし推進事業委託」等を活用し、大規模大会や地域のスポーツ活動を「支える」立場である指導者、団体及びスポーツボランティア等の育成を進める。
110	文化スポーツ課	スポーツ推進委員関係経費	地域に密着したスポーツ推進委員と地域団体の連携により、地域に則した方法でスポーツ人口を拡大できる。 (スポーツ推進委員の各種事業等への延出席者数 H28目標:1,000人)	●スポーツ推進委員の資質向上のため協議会の運営を行う。 ●周南3市で連携し、協議会の運営を行う。 ●山口県と連携し、協議会の運営を行う。 ●中国地区と連携し、協議会の運営を行う。	4,528	A	本市のスポーツを推進するうえで、指導者の立場であるスポーツ推進委員個人の資質向上を図ることが重要であり、また各地区スポーツ振興委員会との連携をこれまで以上に密にすることが重要。	スポーツ推進委員報酬について精査した。
111	文化スポーツ課	地区スポーツ振興事業費	スポーツによる地域活動を通して、地区住民の連帯感を高め、地域づくりを推進することができる。 (地区スポーツ事業参加者数 H28目標:40,000人)	●山口県、県体育協会と連携して総合型地域スポーツクラブの育成・拡充を推進する ●各地区スポーツ振興団体の運営費を補助を行う	3,432	B	スポーツ振興委員会については、各地区のスポーツ事業の参加者が目標値を達成しているが、次世代の人材育成及び各地区ごとの特色ある活動が求められる。	予算額に変更はないが、地域のスポーツ振興のために効果的な助成となるよう注視していく。
112	文化スポーツ課	トレーニングルーム運営事業費	安心・安全を確保するために専門指導員を配置することで、施設利用者の増加や市民の体力づくりを推進できる。 (利用者人数 H28目標:15,000人)	●市民が自発的に健康づくりを行うため、専門指導員による会員制トレーニングルームを運営する。 ●市民の健康づくりのため有料制のトレーニングルームを開放する。	2,746	C	支出コストに応じた運営を行うため器具の新規購入は控える必要があるが、指導員を活用した健康教室、トレーニング指導など、市民の健康維持に直接つながる取組みを充実していく。	平成29年度より指導員を活用した健康教室、トレーニング指導など、市民の健康維持につながる取組みを行った。
113	文化スポーツ課	スポーツ大会開催事業費	生涯スポーツの啓発促進を図ることにより、市民の健康づくり、地域づくりの意識が高まる。(市民スポーツフェスタ参加者数 H28目標:3,000人)	●スポーツを「する人」・「観る人」・「支える人」の観点から市民が気軽に参加できるスポーツ大会を開催する。 ●各種競技団体の市民大会の開催を体育協会に委託し、アマチュアスポーツの競技力向上及び普及、振興の促進	22,742	B	スポーツをしない人が、スポーツに関心をもち、日々の生活一部にスポーツに親しむ契機となるよう、多くの人に参加してもらう必要がある。スポーツフェスタについては身体を動かすことの大切さ・楽しさを認識できる参加型、体験型のスポーツイベントにしていく。	平成30年度予算においては大きな見直しはないが、より効果が上がるよう経費の精査を行った。
114	文化スポーツ課	スポーツ奨励事業費	全国大会等出場への祝意を表すことで、スポーツを奨励し、市民のスポーツに対する意識の高揚ができる。表彰することにより、スポーツ選手や団体の意識高揚に繋がり、競技力の向上が図られる。顕彰事業を開催することで、スポーツを奨励し、市民のスポーツに対する意識の高揚ができる。 (全国大会出場者 H28目標:500人。)	●スポーツの奨励、発展を目的に、全国大会等へ出場する市民に対し祝意を表し、祝金を交付する。 ●スポーツへの関心、競技力の向上を図るため、県大会以上の大会で優秀な成績をあげた選手、団体に対し表彰を実施する。 ●多くの市民に、プロ野球にふれあう「観るスポーツ」の場を提供するためにプロ野球ウエスタンリーグを開催する。 ●野球殿堂入りした本市出身の津田恒実投手を顕彰するため、津田恒実杯野球大会等を開催する。	4,367	B	活躍する選手を称え、支援していく「祝金事業」「表彰事業」は市民のスポーツに対する意識の高揚を図るため今後も継続していくが、交付金については費用対効果を踏まえ、内容や額が適正に常に精査していく必要がある。	開催交付金の見直しを実施した。 また、事業内容を精査し、スポーツ少年団活動費補助金を本事業へ組替えを行った。
115	文化スポーツ課	体育施設管理費	市民が気軽にスポーツ活動を実施できる環境が整う。 (体育館4施設利用者数 H28目標:450,000人)	●スポーツ、レクリエーション、文化等の活動の場を提供し、スポーツや文化の振興を図るとともに、だれもが気軽に楽しむことができるスポーツ施設の確保	276,203	B	市民に利用し易く、安心安全な施設の提供を念頭に、指定管理者、関係課と連携し、適切な管理運営に取り組む。	平成30年度から体育施設となる長穂地区体育館に関する必要な経費を計上した。
116	文化スポーツ課	体育施設整備事業費	市民が一層安全で快適なスポーツを実施できる環境が整う。 (体育館4施設利用者数 H28目標:450,000人)	●体育施設を安全で快適に使用できるよう、老朽化・破損が進んでいる施設の修理・改修を計画的に行う。	36,991	B	市民に利用し易く、安心安全な施設の提供を念頭に、指定管理者、関係課と連携し、適切な管理運営に取り組む。	施設の老朽化等に対応するため、次の工事を実施する。 ①鹿野総合体育館屋根改修工事 ②総合SC空調設備改修工事(健康ルーム、主催者室、弓道場審判室) ③熊毛武道館水道接続工事 ⑥総合SC多目的トイレ・ピーク・ピーシート設置工事
117	観光交流課	友好都市交流事業費	友好都市相互の地域振興を図ることができ、地域生活の向上に繋がる。	教育、文化、スポーツ、経済などの幅広い分野の交流について、友好都市である鹿児島県出水市と協議を行う。	246	B	平成27年度から2ヶ年事業として実施した、出水市との青少年訪問団相互派遣について事業内容を見直し、その効果を今後の友好都市交流事業の参考にする。	前年度どおり

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
118	観光交流課	国際交流事業費	姉妹都市との友好親善と相互理解を深めるとともに、国際化社会に対応できる人材を育成する。また、より身近に国際交流を体験できる機会を提供する。	姉妹都市(タウンズビル市、デルフザイル市)との青少年による友好親善訪問団の派遣・受入のほか、市内において国際交流を体験できる機会を提供するため、国際交流サロン等を開催する。	6,723	A 今後、姉妹都市交流事業の参加者の有効活用を図るとともに、国際交流サロンの更なる魅力向上により、市内における多文化共生を推進する。	前年度どおり
119	観光交流課	国際交流運営事業費	国際交流への関心が高まる。	国際交流を推進するための一般事務	356	A 引き続き、外国人のための日本語講座を開催するとともに、外国人に対して必要な生活情報等を適切に提供できる方法を研究する。	前年度どおり
120	観光交流課	基金管理事業費	国際交流への関心が高まる。	国際交流基金の活用	1	B 基金の有効活用を図る。	前年度どおり
121	観光交流課	観光施設管理運営事業費	豊かな自然環境と歴史・文化資源の活用を図り、周南市の観光振興の拠点として快適かつ安全に利用できるよう、協定・事業計画等に基づいた適正な維持管理に努める。	観光施設の管理運営を行う。 ①指定管理者による施設運営(長野山緑地公園等使用施設、鹿野地域資源活用総合交流施設、東善寺やすらぎの里) ②業務仕様書に基づく観光地(公園・登山道・施設等)の維持管理及び老朽化等に伴う修繕や整備 ③観光ルートに沿ったサイン・情報収集拠点の観光基盤整備 ④山口県観光連盟や各種協会等への賛同(負担金の支出)	38,975	B 観光施設利用者へのサービス向上や景観の美化向上に努め、安心・安全な魅力ある観光地づくりを推進するため、協定・事業計画書等に基づき、適正な維持管理に努める。	東善寺やすらぎの里の水道接続工事とボイラー取替工事に伴い、臨時的経費として約1,200万円を計上したため増額となっているが、限られた予算の中で、観光客が安全安心で、快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理を実施していく。
122	観光交流課	泉源管理事業費	三丘温泉は、豊富な泉量と泉質に恵まれ多くの湯治客が訪れる温泉地である。都市部に近接した良好な立地条件と優れた交通の利便性を活かし、地域の歴史や文化、豊かな自然環境の中、幅広い年齢層に利用できる保養・療養の場としての温泉地を目指すものである。	三丘温泉は、その主な泉質はアルカリ性単純硫酸黄泉であり、2つの泉源が利用されている。温泉の公共的利用の増進と安定的な供給を図るため、水質管理や施設設備等の保守管理を行う。	1,094	B 三丘温泉国民保養温泉地計画に基づき、温泉本来の保養・療養といった目的に加え、周辺環境の保全、温泉地資源を活用した学習や体験機会のさらなる充実を図る。	三丘温泉の各施設へ温泉を安定的に供給するため、引き続き、泉源の適正な維持管理を実施していく。
123	観光交流課	国民宿舎特別会計繰出金	国民宿舎特別会計の予算健全化	国民宿舎湯野荘のトイレ等給排水改修工事に要した事業費のうち、23,000千円は地方債から手当てされているが、この元金に利子1,443千円を加えた総額24,443千円は公債費として平成31年度まで特別会計から償還されることになっている。	3,404	A 償還計画に基づく借入金の残高推移(3月末の未償還元金) ・H28 10,044千円 ・H29 6,728千円 ・H30 3,378千円	前年度どおり
124	観光交流課	湯野荘管理費	国民宿舎湯野荘は、周南市湯野地区の豊かな自然環境の中に建てられた公共の宿泊・休憩施設である。市民をはじめ利用者の保養・休養の場として、また、市民生活の福祉の向上や健康増進を図ることを目的として設置されたものである。	湯野荘の管理事業として、修繕等により、施設の安全な維持管理を行う。	1,094	B 民間譲渡に向けた諸課題の詳細を整理するとともに準備事務を進めていく。	前年度どおり
125	観光交流課	湯野荘運営費	国民宿舎湯野荘は、周南市湯野地区の豊かな自然環境の中に建てられた公共の宿泊・休憩施設である。市民をはじめ利用者の保養・休養の場として、また、市民生活の福祉の向上や健康増進を図ることを目的として設置されたものである。	平成23年4月から指定管理者制度に基づき、周南市国民宿舎湯野荘の管理及び運営について周南市国民宿舎運営協会を指定し、以下の業務を行わせている。 ①国民宿舎の使用許可に関する業務②宿泊休憩等のための接遇に関する業務③国民宿舎の維持管理に関する業務④売店の運営に関する業務⑤以上に掲げるほか、市長が必要と認める業務	75,373	B 民間譲渡に向けた諸課題の詳細を整理するとともに、準備事務を進めていく。	施設の老朽化や旅行者ニーズの多様化により、宿泊者数が減少しているものの、利用者が安全安心で、快適に施設を利用していただけるよう、適切な維持管理やサービスの提供に努めていく。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
126	観光交流課	観光振興事業費	周南市の多彩な地域資源(自然や歴史・文化等)を活かした観光やコンベンションによる交流を推進し、集客による経済効果を地域産業の活力に結び付けるとともに、にぎわいの創出や都市イメージの向上を図り本市の価値を高める。	観光ニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した観光振興を推進するため以下の事業に取り組む。 ・観光ポスターやパンフレットの製作やサイン看板の整備等の観光誘客に向けた事業を実施する。 ・観光ボランティアガイドを活用した産業観光ツアーや工場夜景ツアー等の観光プロモーションを重点的に推進する。 ・下松市・光市との連携強化を図るとともに、防府市との観光連携を継続し、広域的な観光事業を展開する。 ・周南観光コンベンション協会や観光事業者と連携を強化し、広域的な観光ルートの開発や観光キャンペーンを展開する。	30,925	B 観光振興の施策を効果的に推進するため、周南観光コンベンション協会をはじめとした観光関連団体等と連携強化を図るとともに、周辺市町との広域的なプロモーション活動を展開していきます。	限られた予算の中で、効果的に観光誘客を図ることができるよう、県との観光キャンペーンや近隣他市との広域観光事業、周南工場夜景などの取組みを進めていく。
127	観光交流課	コンベンション推進事業費	交流人口の増加を通じて、地域の活性化(賑わいの創出、地域経済の活性化など)を図る。	コンベンションの誘致、受入体制の整備、アフターコンベンションの強化・充実等に取り組む。	5,756	B (一財)周南観光コンベンション協会等と緊密な連携を図り、官民一体となった誘致活動や開催協力、おもなてなし等に取り組むとともに、ワンストップサービスの体制づくりに向けた協議を行っていく。	前年度どおり
128	観光交流課	国際観光推進事業費	海外からの観光客を呼び込むことによる賑わいの創出及び地域経済の活性化を図る。	外国人の誘客活動、受入体制の整備、情報の収集及び発信等に取り組む。	3,142	B 当面、訪日外国人数が最も多く、本市と歴史的な繋がりが台湾からの観光客獲得を目指し、山口県と連携した国内外での商談会参加や情報発信の強化、民間等と連携した資源の掘り起こし、受入体制の整備等に取り組む。	海外からの観光客獲得においては山口県等と連携・協力していくとともに、本市の強みである民泊を活かした訪日教育旅行を対象とし、国内から誘致活動に取り組む。
129	観光交流課	観光行事費	官民の一体的な連携により、地域の特色ある観光資源を最大限活用した観光行事を実施し、地域経済の活性化・賑わいの創出などのほか、地域への愛情や誇りの醸成を図る。	観光交流人口や観光消費の拡大を図ることを目的に、下記の観光行事等に係る経費の一部を補助金として交付する。 ①冬のツリーまつりLED設置②冬のツリーまつり③サンフェスタしなんよう④高瀬の匂をクイーン祭⑤鹿野冬の花火大会⑥徳山夏まつり⑦東川ぼんぼりまつり⑧三丘温泉さくらまつり⑨周南地域産業観光事業⑩花☆ワイン周南まんま市場	26,775	B 趣味・レジャーの多様化や少子高齢化に対応した魅力ある観光行事として集客強化を図るため、これまでの実施内容を検証するとともに、県外からの誘客効果が高く、市民の一体感の醸成につながる新しいイベントについて検討を重ねていく。	観光客数や経済波及効果、実施体制などにより、観光交流事業としての補助対象を整理し、見直しを行った。
130	環境政策課	狂犬病予防事業費	狂犬病の発生を予防し、撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉を増進するとともに、野犬を減らすことで市民生活の安全安心を確保する。	飼犬及び狂犬病予防注射の状況を登録簿に登載する。 野犬の捕獲器の貸し出し、収容犬の保健所までの搬送を行う。 狂犬病予防注射の集合注射を獣医師会と共に行う。 野犬の住みにくい環境づくりの充実を図る。	5,208	B 市民に対し、「むやみなエサやり、動物の遺棄・虐待の禁止」の啓発を継続して実施していく。 野犬へのエサやりに対する巡視を強化する。 狂犬病予防接種率向上のため、犬の飼育者に対し、予防接種の啓発を継続して実施していく。	犬適正飼育啓発事業費からの組替に伴う増
131	環境政策課	犬適正飼育啓発事業費	飼い主は、マナーのある飼育を学ぶことができる。 野犬への無責任な給餌を抑制し、人と犬が共生し調和のある社会の創造に寄与する。	飼犬の飼い方マナーを向上させ、また、野犬対策として保健所等と共同し啓発活動を行う。 犬の飼い方教室、犬の飼い方講座、ワンワン銀行で指導相談を行う。 各種啓発看板を配布する。	347	B 効果的な啓発内容や捕獲について、県や自治体と協働を進めている。	狂犬病予防事業費への組替に伴う減。
132	環境政策課	一部事務組合負担金(斎場)	御屋敷山斎場の維持管理運営経費を負担し、公衆衛生の確保と国民の宗教的感情の尊重を図る。	下松市、光市、周南市で構成する一部事務組合が運営する御屋敷山斎場の負担金を支払う。	59,198	A 新施設の建設を検討していく。	特記事項なし
133	環境政策課	斎場施設管理事業費	新南陽斎場、鹿野斎場の維持管理を行い、公衆衛生の向上と国民の宗教的感情の尊重を図る。	新南陽斎場、鹿野斎場の維持管理運営を行う。	43,108	A	特記事項なし

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
134	環境政策課	墓地等管理運営事業費	公衆衛生、公共の福祉から支障のないように健全な市営墓地経営を行う。	・市営墓地使用申込者の許可、承継の許可を行う。 ・市営墓地の維持管理、清掃、草刈を行う。 ・地元管理の共同墓地に対する整備補助を行う。 ・改葬許可申請に対する許可を行う。 ・墓地経営許可申請、変更申請に対する許可を行う。	13,744	A	墓地整備計画、経営計画の検討する必要がある。	特記事項なし
135	環境政策課	公害対策一般事務費	公害の発生原因への措置、指導、注意等や、公害の未然防止策を講ずることにより、生活環境の保全を図る。	・環境保全協定及び細目協定の締結及び見直しを行う。 ・協定締結事業所のプラント新增設等に対し、技術調査会や環境審議会において、環境保全対策を審査する。 ・細目協定で取り交わしている項目についての自主監視測定値を報告してもらい、遵守状況を把握する。 ・環境苦情に対する対応・処理を行う。	592	A	事業所については、現行の制度を継続する。また、住民のトラブルについては、職員の環境知識も含め対応スキルの向上を図る。	企業の新增設案件の減少により、環境審議会の開催の見込みがないため、審議会委員報酬等を減額した。
136	環境政策課	給水施設等整備費助成事業費	水道及び簡易水道の給水区域外の区域で、生活用水の不足を生じている地域において、安定的な生活用水を確保するため、給水施設工事費の2分の1以内(30万円を限度)を補助する。	井戸については、飲用水の供給が困難で、概ね10戸までが共同で設置して利用するもの。ただし、隣接する住居の位置的な状況等を勘案し、共同設置が著しく困難な場合は個人でも設置できる。新設、改良及び災害復旧に要する経費が30万円以上のもので、経費の2分の1以内とし、1戸あたり30万円を限度とする。浄水器については、10万円を限度とする。	1,483	B	安心安全な水の確保のために必要な事業であり、継続して実施していく必要がある。	特記事項なし
137	環境政策課	熊毛地区簡易水道施設整備事業費	熊毛地区の水道施設の整備及び老朽管を更新することにより、耐震化、有収率の向上を図り、安心・安全な水道水の安定供給を行うことができる。水道未普及地域の配水管を整備することにより未普及地域を解消する。	熊毛地区(八代を除く)の既存の簡易水道(13簡水)を統合し、未普及地域及び公共施設に給水を行うために水道施設を整備する。	649,661	A	基幹的な水道施設の整備は平成28年度に終了。	特記事項なし
138	環境政策課	鹿野地区簡易水道施設整備事業費	鹿野地区の簡易水道の配水管は最も古いもので、40年経過しており、老朽化による破損や交通量の増加による振動等で継ぎ手部分の破損が発生している。鹿野地区の老朽管を更新することにより、耐震化、有収率の向上を図り安定的に安心した水の供給を図ることができる。	配水管の耐震管への更新及び浄水場施設の計装類の整備を行う。	249,128	A	水道管の耐震化を継続して行っていく。	特記事項なし
139	環境政策課	給水事業費	八代、鶴いこいの里給水施設から清浄にして安定した水を供給する。	八代給水施設の維持管理、鶴いこいの里給水施設の維持管理を行う。	986	B	事業移管について上下水道局と協議をしていく必要がある。	特記事項なし
140	環境政策課	飲料水供給施設管理事業費	県企業局、道路公団の公共事業により井戸枯れた地区において、補償施設として設置された飲料水供給施設の維持管理を行い、安定した水を供給する。	小野・花河原飲料水供給施設、中野・四熊飲料水供給施設の維持管理を行う。	12,359	A	維持管理を委託する上下水道局と協議しながらコスト削減に努める。小野・花河原地区については、上下水道局への移管に向けて上下水道局と協議をしていく必要がある。	特記事項なし
141	環境政策課	熊毛地区簡易水道施設管理事業費	水道施設を適切に管理することにより、安心で安全な水を安定的に供給する。	施設の保守点検や水質検査、配水池の清掃、漏水調査などを行う。	98,022	A	上下水道局へ事業を移管できるようきちんと施設管理をしている。	特記事項なし
142	環境政策課	鹿野地区簡易水道施設管理事業費	水道施設を適切に管理することにより、安心で安全な水を安定的に供給する。	施設の保守点検や水質検査、緩速ろ過の洗浄、漏水調査などを行う。	27,309	A	上下水道局が施設管理をしている。	特記事項なし
143	環境政策課	水道事業費	清浄、低廉な水の供給を図り、市民の健康、快適な生活の確保に寄与する。	地方公営企業法第17条の2及び繰出し基準に基づき、周南市上下水道局の上水道会計へ繰出す。	134,632	B	補助金は、総務省が定める繰出し並びに水道局との協議に基づき基準外を定めているが、繰出し基準外の補助金については今後も上下水道局と協議していく。	熊毛・鹿野地区簡易水道事業を上下水道局に移管したことによる増。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
144	環境政策課	簡易水道事業一般事業費	人員体制及び水道使用料等の徴収管理をすることにより円滑な事業運営を図る。	量水器の検針や徴収事務の委託、納付書の作成・発送、徴収事務の委託などを行う。	21,361	A	今後、簡易水道事業単体での経営は困難であることから、平成29年度より周南市水道事業に統合し、周南市全体の規模で経営していく。	特記事項なし
145	環境政策課	合併処理浄化槽整備推進事業費	合併処理浄化槽の設置や維持管理へ補助することで、水環境の保全を図る。	・下水道事業計画区域、集落排水処理施設区域外に設置した合併処理浄化槽への設置補助。(5人槽44.4万円、7人槽、48.6万円、10人槽57.6万円) ・下水道事業計画に定められた予定処理区域外および予定処理区域内での未供用区域、農業・漁業集落排水の処理区域外での合併浄化槽を適正管理している場合に補助。(1基当たり1万円)	29,508	B	まずは、上乗せ補助のある地域については、個別に設置を勧めること、適正管理補助については、拡大した対象者の漏漏がないよう事務を進める。	実績を踏まえた、浄化槽設置予定基数とした。上乗せ補助については、鹿野・熊毛地区の対象世帯分として、21基分を計上した。
146	環境政策課	浄化槽関連事務事業費	山口県の事務処理の特例に関する条例により、H27年度から浄化槽事務の権限移譲を受け、当該事務を実施する。	・浄化槽設置に関する届出受理、勧告、変更命令 ・浄化槽使用開始報告の受理 ・浄化槽水質検査・定期検査の受理 ・浄化槽保守点検、清掃における助言・指導・勧告・改善命令等	1,595	B	適正管理補助の制度を周知するなどして、受検率向上を目指す。	新規浄化槽設置者への講習会において法定検査の必要性を伝えるとともに、広報等での周知を図っていく。
147	環境政策課	環境衛生推進事業費	生活環境を保全し、快適な環境づくりを行うことで、公衆衛生の向上及び公共福祉の増進を図る。	・環境衛生思想の普及を図り、快適な環境づくりを目指す。 ・ボランティア、自治会清掃の活動を支援する。 ・路上喫煙禁止区域で巡回、指導、過料徴収を行う。 ・浸水被害があった場合、消毒作業を行う。	1,785	B	路上喫煙禁止区域内監視業務は、過料件数が減少し一定の効果が得られたと判断したことから、嘱託職員による巡回業務を縮小する。	飼い犬・飼い猫の不妊去勢手術費の補助金を犬適正飼育啓発事業から組み替えたことによる増。
148	環境政策課	ごみのないきれいなまちづくり推進事業費	きれいなまちづくりの推進	・自発的に環境美化活動に取り組んでいる団体への感謝状の贈呈やイベント清掃等の啓発活動を通し、市民、事業所、行政が一体となってきれいなまちづくりを推進する。 ・こども議会から提案されたポイ捨て防止のための啓発を推進する。(絵画募集)	221	B	市民、事業所、行政が一体となったイベント清掃を推進する。	特記事項なし
149	環境政策課	環境基本計画推進事業費	環境基本計画等で具体的な目標や施策を明示することにより、環境配慮行動へつなげていく。	・周南市環境基本計画の策定および進捗状況の把握。(計画期間H27～36年度) ・エコ・オフィス実践プラン(第3期)の実施および進捗状況の把握。(計画期間H27～31年度)	63	B	全庁的に省エネを呼びかける。 また、庁舎建て替えにより、省エネ設備への更新は困難であるが、エコカーへの切り替え等に努める。	エコオフィス実践プランに関して、庁内推進委員会で温暖化防止対策のための重要性の説明をし、協力を促した。
150	環境政策課	し尿処理事業費	し尿の収集及び処理を円滑かつ適正に行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。	一般家庭から排出されるし尿を処理するため、一般廃棄物許可業者に委託し実施する。	179,697	B	収集運搬の実施方法や費用負担の考え方を整理しながら、見直しをすることでコスト削減を検討していく必要がある。	特記事項なし
151	環境政策課	地球温暖化を防ぐまちづくり事業費	温暖化防止や省エネに対する意識の高揚を図る。	・しゅうなんエコポイント制度の実施 ・みどりのカーテンのびのび大作戦の実施 ・「周南市温暖化対策地域協議会」の運営(キッズエコチャレンジの実施) ・ノーマイカーデーの実施	4,211	A	イベントや啓発等、各事業の内容の見直しをしつつ、より親しみやすく参加しやすい事業となるよう検討をする。	環境啓発事業として「しゅうなんエコポイント事業」をおこなっていたが、より参加しやすい「エコ川柳」を実施することとした。
152	環境政策課	公害調査分析事業費	大気・水質・騒音・振動・悪臭等の測定及び工場立入調査による監視をし、一般環境の状況を把握する。 また、PM2.5や光化学オキシダントの発生について、逐次県による監視情報を入手し、警報発令時等に、メールや広報車にて注意喚起をする。	一般環境の状況把握及び環境保全協定に基づく市の測定により細目協定値の遵守状況の確認をする。	7,183	B	今後も、県と協力して環境基準達成状況を経年的に監視し、市民へ公表していく。	環境調査、発生源監視のための公害調査の分析項目等の見直しを行った。
153	環境政策課	公衆浴場経営安定事業費	公衆浴場の経営の安定及び公衆衛生の向上を図る。	公衆浴場事業者に対して、その経営経費及び施設合理化経費の一部を補助する。	560	B	補助金額は物価統制額に基づくものであり見直しは難しいが、有り方を含めて検討をしていく必要がある。	特記事項なし

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
154	リサイクル推進課	放置自動車対策事業	放置自動車による障害を撤去することにより、市民の快適な生活環境を確保することができる。	●「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に則り、所有者不明の放置自動車の廃物認定を行い、適正に処理を実施する。	0	B	放置自動車が発生した場合、放置自動車を適正に処理するためには、自動車の廃物認定手続きが必要であることから、事業を継続していく。
155	リサイクル推進課	不燃物処分場施設管理事業	適正で衛生的な最終処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生が確保できる。	●市内3カ所の処分場(周南市不燃物処分場、周南市鹿野一般廃棄物最終処分場、徳山下松港新南陽N7地区最終処分場の適切な管理運営を行い、適正で衛生的な最終処分を行う。	132,697	A	新南陽N7地区最終処分場整備は(一財)山口県環境保全事業団との共同事業により、供用開始したが、当面の間は海面埋立となるため、埋立できる廃棄物に制限がある。周南市不燃物処分場の埋立容量がほとんどない状態であり、今後も、埋立ごみの減量化と処分方法の検討が必要である。
156	リサイクル推進課	周辺地域生活環境配慮事業	廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全を図るとともに、廃棄物処理施設の円滑な運営を図ることができる。	●市が設置している廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全及び増進等に要する事業を実施する。	8,032	A	廃棄物処理施設が存続する限り廃止できない事業であり、廃棄物処理施設周辺地域の生活環境の保全及び増進等に寄与する事業であることを精査しながら事業を継続する。
157	リサイクル推進課	ごみ対策推進事業	ごみ排出量の削減 市民1人1日当たりのごみの排出量 平成29目標:697.0g	●ごみの正しい分別やごみの減量化、再資源化等、ごみ問題に関する啓発活動を行う。 ●ごみ収集場所の整備、家庭ごみのコンポスト化を推進するために、費用の一部を補助する。	127,971	A	3Rの推進や啓発活動の更なる取組みにより、ごみの減量化・再資源化を推進していく。 空缶プレスカーについては老朽化しており、費用対効果を検証する必要がある。
158	リサイクル推進課	リサイクルプラザ施設管理事業	資源ごみ等を効率的に処理することで、再資源化が推進されるとともに、最終処分量が削減される。	●リサイクルプラザの円滑かつ適正で効率的な管理運営を行う。 ●搬入された資源ごみを適正に処理し、より一層の再資源化を図る。	389,817	B	リサイクルプラザの運営にあたっては、適正で効率的な運営を行いながら、かつ、安全で安定した運営を行っていかねばならないことから、運転管理委託業者との連携を密にし、運転状況を的確に把握し、監視・指導していく必要がある。
159	リサイクル推進課	資源物団体回収推進事業	市民のごみ減量化・再資源化に対する意識の向上が図られるとともに、資源物の収集運搬経費が軽減できる。 資源物団体回収量 (平成28年度実績:824.033t)	●資源物(紙・布、金属、びん、ペットボトル)の回収を行った登録団体に対し、その回収重量に応じた報奨金(4円/kg)を交付する。 ●現在の登録団体は、子供会、PTAなどの学校関連団体が中心で、これら団体の活動は活発で定着しつつあることから、さらに小中学校等と連携のもと充実を図ることで輪を広げていく。また、クリーンリーダー研修会や自治会総会等において周知を引き続き図ることにより、各地域における取組みを促進させる。	3,335	B	資源物団体回収の有用性を市広報等を通じて、更なる市民への周知を行い、回収する団体の増加を図っていく。 1kg当たり4円の単価については、回収団体登録の増減を勘案しながら検討していく。
160	リサイクル推進課	環境館運営事業	廃棄物に対する啓発促進が図られ、ごみの排出削減意識が高まる。 環境館利用者数 平成28年度実績:3,402人	●環境館を会場とした「周南市エコフェスタ」を開催し、ごみや環境問題に関する啓発を推進する。 ●施設見学を積極的に受け入れ、小学生から自治会等幅広い市民への啓発を図る。 ●体験や交流を通じた啓発促進を図るため、これまで以上に積極的に外に出向いたり、周南市エコフェスタ開催時のみ実施している「不用品無料抽選会」の常時実施を検討する。	2,200	B	イベント内容の充実を図り、魅力ある周南市エコフェスタを継続して開催するとともに、環境館を核とした鮮度の高い情報発信を行うことにより、環境館の利用促進を図る。 また、現在の計画及びリサイクル担当職員は、新庁舎が完成すれば本庁舎に戻る予定であり、環境館の運営体制について検討する必要がある。
161	リサイクル推進課	処理困難物選別施設整備事業	現在、市内3箇所で行われている処理困難物選別処理の集約化を進めるための施設改修・整備を実施する。	●ごみ燃料化施設を処理困難物選別処理施設として活用することで、処理経費の削減等を図る。	18,857	A	基本設計・実施設計を平成28年度に実施し、平成29年度から平成30年度に整備工事を実施する。家庭ごみ搬入受付センターも併設することから、両施設の効率的な運用ができる施設とする。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
162	リサイクル推進課	家庭ごみ搬入受付センター管理事業	市内全域の家庭系ごみの自己搬入を家庭ごみ搬入受付センターで受け付けることにより、市民の利便性の向上を図る。また、古紙・衣類を有価として売却することにより、リサイクル率の向上を図るとともに、財政負担の軽減を図る。	●平成24年度から、市内全域の家庭系ごみ自己搬入を実施しており、引き続き実施することで、市民の利便性の向上を図るとともに、古紙・衣類の再資源化により、リサイクル率の向上を図る。 ●家庭系ごみ搬入監視員を設置することで、家庭系ごみの適正な搬入、効率の良い再資源化を実施する。	32,378	B	受付件数の増加に伴い、費用面での負担が大きくなっており、今後、処理手数料等(搬入手数料の増や50kg以下無料の特例等)の見直しを検討していく。	最少の経費で最大の効果が期待できる規模での管理・運営を目標とする。将来的に、ごみ搬入手数料の見直しを行い、財源の確保及び家庭ごみ搬入受付センターの維持管理費等についての適正化を実施する必要がある。
163	リサイクル推進課	し尿処理場施設管理事業	適正に前処理することで、生活環境の保全を行なうとともに公衆衛生の向上を図る。	●周南市衛生センターの維持管理運営を適正に行い、し尿・汲取り業者が搬入した徳山・新南陽・鹿野地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を前処理し、下水道管へ圧送する。	146,769	A	現有施設は徳山中央浄化センター再構築事業に伴い、臨時的に処理能力を増強した施設である。再構築事業の計画見直しに伴い、当センターの施設整備が4年間延長することとなったため、当センターで以前使用していたし尿投入施設を平成30年度より再稼働させ、当センターに機能を移転する。それまでの間は、現有施設の安定した管理運営を確保する。	周南市衛生センターから徳山中央浄化センターし尿投入施設への機能移転に伴い、維持管理費などの削減が見込める。
164	リサイクル推進課	一部事務組合負担金(し尿処理施設分)	熊毛地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生が確保できる。	●真水苑において、熊毛地域の汲取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理する。	68,264	B	平成30年度以降の運営にあたり、構成市である岩国市の意向、本市における徳山中央浄化センター再構築事業の進捗状況を踏まえて、市としての今後の方向性等を決定していく。	一部事務組合の構成市間で必要経費を精査し、予算計上するとともに、構成市間の連携を深め、着実に事業を進めていく。
165	リサイクル推進課	環境衛生団体活動事業	活動を支援することで、住みよい生活環境づくりを主体的に、また組織的に推進することに寄与できる。	●周南市快適環境づくり推進協議会に対する活動を支援する。 ●地域におけるボランティア清掃に対して、ごみ袋を配布し、事業を推進する。	5,895	B	ごみ発生・排出量削減、再資源化は、市民との協力が不可欠であり、今後も環境衛生団体との連携を密にして取り組んでいく。	ごみ発生・排出量削減及び再資源化は、市民との協力が不可欠である。今後も環境衛生団体との連携を密にして取り組んでいくとともに、経費面においても、必要最小限の額により推進していく。
166	リサイクル推進課	清掃業務管理事業	清掃業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることができる。	●清掃業務全般にわたる管理業務を行う。	6,503	B	ごみステーションの新設申請が多く、ごみステーションが増加しており、回収効率等を考慮した配車等の対応が必要である。	ごみ処理が複雑になることで不定期な業務が増加する状況で、人員、配車を考慮し効率的な業務運営に努めていく。
167	リサイクル推進課	ごみ収集運搬事業	生活環境の保全及び公衆衛生が確保できる。	●ごみ(可燃物・不燃物)・資源物の収集・運搬を委託及び直営で行う。 ●市内の不法投棄ごみを処理する。 ●不燃ごみ・資源物を適正に処理し、リサイクル率の向上及び埋立量の削減を図る。	776,389	B	ごみの収集運搬業務は、市民の生活に最も身近な業務である。経済性、効率性も必要であるが、安定した確実な業務遂行が最も重要であり、今後も引き続き、計画性を持って安定した収集運搬業務を行っていく。	周南市不燃物処分場埋立残余量及び新南陽N7地区最終処分場の埋立量を調整し、可能な限り最少の経費による費用対効果を考慮し資源物の再資源化を図る。ごみの収集運搬業務は、確実な業務遂行が求められることから、十分精査し、適正な委託契約を締結する。
168	リサイクル推進課	一部事務組合負担金(ごみ処理施設分)	可燃ごみを適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生が確保できる。	●恋路クリーンセンターにおいて徳山・新南陽・鹿野地域の可燃ごみを、周陽環境整備センターにおいて熊毛地域の可燃ごみをそれぞれ焼却処理する。 ●平成31年度から周南市内全域の可燃ごみを恋路クリーンセンターに搬入し、焼却処理する予定である。	600,034	A	可燃ごみ処理施設の統合は、周南市にとって重要な課題であったが、平成31年度から、市内全域の可燃ごみを恋路クリーンセンターへ搬入することが決定している。今後は関係施設組合と連携し、分別方法の統一やごみ処理経費の削減を進めていく。	一部事務組合の構成市間で必要経費を精査し、予算計上するとともに、構成市間の連携を深め、着実に事業を進めていく。
169	市民課	戸籍住民基本台帳費	戸籍や住民異動の届出、印鑑登録の申請に基づき、台帳を整理し、住民情報に関して行政の基礎となる重要な役割を果たしている。税証明などを市民課の窓口で交付することは、市民の利便性の向上につながる。窓口時間延長については、昼間働いている市民が利用しやすくなる。	①戸籍届出書及び住民異動届書の受理並びに届書に基づく台帳の整理 ②国保・国民年金に関する届書受付 ③印鑑登録申請の受付及び登録 ④戸籍謄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等の作成交付 ⑤税に関する証明書の作成交付 ⑥人口動態の記録 ⑦窓口の夜間延長開庁(毎週火・木曜日、午後7時まで) ⑧仮庁舎への一部事務所移転に伴う臨時窓口の設置	18,575	A	窓口利用者の満足度については一定の評価を得られている。今後は、マイナンバーカードを利用しているコンビニ交付について新たなサービスの実施について進める必要がある。	コンビニ交付サービス開始に伴い、周南広域住民票の写し交付サービスを廃止する。
170	市民課	戸籍総合システム管理事業費	戸籍等のデータの一括管理により、戸籍処理に係る実務時間の短縮と事務の合理化を図る。	戸籍・附票等の記載や証明発行など、戸籍総合システムの適正な運用とデータの保護管理	14,857	A	戸籍の処理平均日数については、目標値を達成出来ている。今回のシステム更新に向け、住民基本台帳システムとの連携と、マイナンバー制度開始に伴うコンビニ交付等の新たなサービスの導入を進める必要がある。	現状のまま継続実施する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
171	市民課	住居表示事業費	・住居表示地区の適正な管理運営を行う。 ・住居表示未実施地区について、住所の表記を〇〇町(丁目)〇〇番〇〇号に改めることで、「わかりやすく、訪ねやすい」まちづくりの推進を図る。	・現行の住居表示の適正な管理とともに、新たに当該地区に建築された家屋等について適正な表示を行う。	124	B	・現行及び新規の住居表示板の管理を適正に行い、効率性の高い事業の進捗を図る。 ・平成28年度からは、「住居表示整備事業」と予算を一本化し、新築住宅等への住居表示板の交付と、住居表示未実施地区において、地域からの要望に基づき、新町界・新町名等を設定する事業を実施する。	久米中央及び富田西部の土地区画整理事業地区の住居表示実施に向けて、住居表示審議会開催等経費を計上した。
172	市民課	郵便局住民票等交付事業費	郵便局での住民票の写し等の交付を実施することにより、利用者の利便性の向上を図る。	郵便局の窓口で住民票の写し等を交付する。(交付制限あり) 取扱郵便局:徳山秋月郵便局、徳山周陽郵便局、新南陽政所郵便局、新南陽開作郵便局	682	B	高齢者や交通弱者の方にとって、特に利便性の高い行政サービスであり、今後も郵便局と共同して市民への周知を図るとともに、マイナンバーカードによるコンビニエンスストアでの証明書交付等、より利便性の高い事業への進展を図る。	コンビニ交付サービス開始に伴い、平成29年度末をもって事業を廃止する。
173	市民課	旅券発給事業費	市民課内で、旅券申請の添付書類である戸籍謄抄本の取得と、旅券申請手続きを行えることで、市民の利便性の向上を図る。	一般旅券の発給申請の受理及び交付を行う。	2,907	A	旅券法に基づく事業であり、今後も適正な事務処理に努める。	現状のまま継続実施する。
174	市民課	住民基本台帳ネットワーク運用管理費	・マイナンバーカードの取得により、住民票、戸籍、印鑑証明、税証明等を取る際の証明となり、また公的身分証明書としての今後幅広い利用が可能となる。 ・コンビニエンスストアでの各種証明の広域交付など、市民の利便性の向上を図る。	住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムの適正な運用管理を行う。 マイナンバーカードの利便性等を広報し、取得率を向上させる。	13,042	B	平成28年1月からのマイナンバーカード交付開始に伴い、短期間での円滑な交付の実施が求められていることから、他市の動向も見ながら、国の補助制度も活用し滞りなく事務処理を進める。また、今後はマイナンバーカードを利用したコンビニ交付等の新たなサービスの導入に向け、マイナンバーカードの普及促進を図るための広報活動に取り組む。	コンビニ交付サービス開始に伴い、その広報活動とマイナンバーカードの普及促進事業に取り組む。
175	生活安全課	空家・防犯関係事業費	犯罪発生の防止を図り、安心して生活できるまちづくりを進める。	○警察や周南防犯協議会と連携した啓発・広報活動により市民の防犯意識の高揚を図る。 ○空家等対策の推進に関する特別措置法や周南市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、特定空家等の改善など空家等の適切な管理を促進する。	5,084	B	○防犯に関しては、引き続き、関係機関と連携し事業を推進する。 ○空家等の適切な管理を推進し、誰もが安心して生活できるまちづくりを進めるため、特定空家等の改善のほか、予防や利活用を含めた総合的な対策を検討する。	空家等対策の推進に関する特別措置法で求められている空家等実態調査を市街地を対象に実施し、早期に特定空家等を見出し周辺住民の安心安全を確保することなど、より効果的な空家等対策を進める。
176	生活安全課	防犯灯設置費補助事業費	犯罪発生の防止を図り、安心して生活できるまちづくりを進める。	補助金の交付 ①通常分:自治会等が防犯灯(LED)を新設・補修する費用の一部を補助する。(新設20,000円/灯、支柱20,000円/本、補修6,000円/灯)、②特別分:自治会境の通学路の安全を確保するため、自治会等が防犯灯(LED)を新設・補修する費用の一部を補助する。(新設50,000円/灯、支柱50,000円/本、補修6,000円/灯)、③受付場所:周南防犯協議会(徳山)、本庁(特別分)、新・地域政策課(新南陽、徳山西部)、熊・地域政策課(熊毛)、鹿・地域政策課(鹿野)	19,972	A	LED防犯灯について、市内全体に広く普及できるよう取り組んでいく。蛍光灯の製造動向に留意する。	引き続きLED灯への切り替えや設置の推進を図る。財源として地域振興基金1千万円を充当し、財政面(一般財源)の効率化を図った。
177	生活安全課	暴力追放関係事業費	暴力追放運動を推進し、安心して生活できるまちづくりを進める。	○暴力追放に関する各種啓発・広報活動を行う。 ○周南地区暴力追放運動協議会の事務局業務を行う。	125	B	条例に則って、暴力団の排除に努める。	
178	生活安全課	自転車駐車場対策事業費	JR駅利用者の利便性の確保並びに良好な周辺環境の確保を図る。	○徳山駅東側、徳山駅南側、(新規)徳山駅西側、櫛ヶ浜駅東、櫛ヶ浜駅西、新南陽駅、福川駅前、福川駅南、高水駅、勝間駅、大河内駅11ヶ所の自転車駐車場の管理を行う。 ○特に利用者の多い徳山駅東側、徳山駅南側、(新規)徳山駅西側、櫛ヶ浜駅東、櫛ヶ浜駅西、新南陽駅駐輪場については、シルバー人材センターへの整理業務委託により適正な管理を行う。	6,438	B	駐輪マナーの啓発や放置自転車の撤去により、良好な周辺環境の確保を図るとともに、利用者の利便性を確保する。	徳山駅西側駐輪場の新設により駐輪場が増えたため、整理業務時間として見直し、業務時間を短縮できたことから委託料を減額した。櫛ヶ浜駅駐輪場の自転車盗難防止対策として防犯カメラを設置する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
179	生活安全課	交通災害共済事業費	交通事故に遭った会員に見舞金を支払う互助制度により、万一事故に遭ったときの経済的負担の軽減を図る。	○山口県市町総合事務組合の共同処理する交通災害共済に加入している。市では、見舞金の支払い請求を受け付けている。 ○市の独自制度として、自治会で加入申込みを取りまとめた場合に報償金を支払う制度を設けている。	908	B 共同処理により経費の節減が図られている。今後も効率的な運営に努める。	加入申込み手続の自治会取りまとめについて、実態を把握するためアンケートを実施。アンケート結果に基づき、取りまとめに関する報償金等を削減
180	生活安全課	基金管理事業費	周南市の交通安全対策の財源に充てる。	交通安全基金利子の積立	17	B 交通安全基金と基金利子を交通安全対策事業費として有効活用する。	
181	生活安全課	交通教育センター管理運営事業費	主に幼児や児童の交通安全知識を普及・啓発することにより、次世代につながる安心・安全なまちづくりを進める。	○周南市交通教育センターの管理を行う。 ○周南市交通安全対策推進協議会への委託により交通安全教室を開催し、幼児から高齢者までを対象に正しい交通ルールやマナーを身につけてもらう。	7,922	A 平成23年度以降利用者が増え続け、平成28年度は約3万人の利用があることから、今後も引き続き、事業内容の充実にも努める。なお、施設の老朽化対策については、当施設が周南東緑地内に所在することから、周南緑地基本計画及び周南市公共施設再配置計画を踏まえて、具体的に、検討を進める。	周南市交通教育センターの整備について、平成30年度から具体的に進めていく。
182	生活安全課	交通安全推進事業費	交通安全意識を高めることで、安心・安全なまちづくりを目指す。	交通安全に係る各種啓発・広報活動により、交通事故防止を促進する。	5,235	A 「交通事故0の日」の周知と交通安全を繰り返し呼び掛けることにより、市民の交通安全意識の高揚を図る。幼児から高齢者までを対象に、正しい交通ルールやマナー等の交通安全教育を強化するとともに、高齢者の交通事故防止のため、さらに関係機関・団体との連携を図る。	
183	生活安全課	市民相談事業費	市民の生活上の悩みなどの解決への方向性を見だし、一人一人が安心な生活を送れるようにする。	○市民の生活上の様々な相談や市に対する要望苦情等について適切な窓口等をあつせんする。 ○専門家による無料法律相談会の実施	1,493	B 市民のニーズを踏まえ開催時期、開催場所等を検討しながら無料法律相談会を継続して実施する。庁内外の関係機関等と連携を図り適切な相談対応に繋げている。	
184	生活安全課	消費生活事業費	消費生活相談窓口の周知と迅速な問題解決をすることにより、消費者被害の未然防止や早期発見・被害の軽減を図る。	○複雑・巧妙化する消費生活相談についての助言・あつせん等の実施 ○消費者トラブルの未然防止・拡大防止のための啓発活動実施 ○多面的に消費者活動に取り組む消費者団体の活動支援	4,457	B 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため消費者教育・啓発活動の推進、相談体制の維持・充実が必要である。	補助期間の経過により平成29年度限りで地方消費者行政推進事業費として国から交付されなくなった、消費生活相談員の追加勤務分は消費生活事業費に予算計上し、レベルアップ研修及び消費者行政啓発は見直して削減した。
185	生活安全課	地方消費者行政推進事業費	相談員等の資質向上が図られ、複雑・巧妙化する相談対応に繋がる。各年代にわたり積極的に消費社会に関わり自立した消費行動ができる消費者の育成に繋がる。	○悪質・巧妙・高度化する消費生活相談対応のため、相談員等の資質向上を図る専門家による研修への受講支援 ○幼児期から高齢期までの年代に応じた消費者教育・啓発活動の総合的な推進	4,735	B 補助金の活用期限を見据え、事業内容を精査し相談体制の維持・充実を図る。	消費者安全確保地域協議会を運営し、高齢者や障害者の見守り体制の強化を図る。
186	人権推進課	人権推進事業	「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指して、人権施策について総合的に企画検討する。	●周南市人権施策推進審議会への報告と協議。 ●関係団体の各種大会、研修会への参加。 ●関係団体の活動支援。	4,980	B 「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、コスト等の抑制を図りながら、引き続き総合的な人権の推進を図る。	市人権施策推進審議会での意見等を踏まえ、施策を進めていく。また、庁内イントラの活用等により庁内の情報共有に努めていく。
187	人権推進課	人権啓発事業	市民一人ひとりの人権が尊重されるよう人権意識の高揚を図る。	●人権講演会やイベントを各地区で開催。 ●広報、ホームページ等による啓発活動。 ●人権擁護委員等と連携し啓発活動を推進。	2,280	B 人権教育課、企業、人権擁護委員と連携をさらに図り、効果的な啓発活動を進め、人権意識の向上に努める。人権施策推進審議会での意見を受け、罪や非行を犯した人の問題等、啓発する人権課題を広げていくように努める。	小中学校等における出前トーク等により、一層の啓発を進める。性同一性障害の問題等の人権課題にも取り組んでいく。
188	人権推進課	隣保館運営事業	事業の実施により人権意識の向上や地域交流の活性化を図る。	●各隣保館で各種講座やイベント等の地域交流事業を実施。 ●人権に関する学習会、講演会を開催。 ●生活相談等に対応。	22,801	B 地域に親しまれるコミュニティセンターとして、利用者層の拡大を図りつつ効率的に運営している。	隣保館館長会議や指導員会議で各館の情報共有を図り、利用者増加に取り組んでいく。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
189	人権推進課	貸付金収納事務	貸付償還金の計画的な収納により償還率の向上を図る。	●「住宅新築資金等貸付金」等について、償還業務や滞納者に対し訪問指導や償還相談等を実施。	271	B	引き続き、督促文書、電話、訪問等を計画的に行う。市債権管理条例にそって債権整理を進めていく。	元号が改められるに伴う債権管理システムの変更を行う。引き続き収納率の向上に努めるとともに、債権の整理も進めていく。
190	人権推進課	補助金等返還金事業	同和福祉支援資金の貸付原資のうち、県費負担分を前年度償還額に応じて県に返還する。	●前年度の償還元金の2/3を県へ返還。	1,099	B	遅滞なく償還事務を行っていく。	
191	人権推進課	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会への理解が得られ、男女共同参画社会の実現に近づく。	●周南市男女共同参画基本計画「すまいるプラン周南」に基づき男女共同参画の普及・啓発。 ●公民館等での地域講座、中規模啓発セミナー、フォーラムを開催。 ●男女共同参画推進員を育成し活動を支援。	1,232	B	あらゆる分野に男女が共に参画し、対等なパートナーとして個性と能力を存分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、基本計画に基づきながら施策を総合的に推進する。	高等学校、専門学校等におけるDV講座や、小中学校等における出前トーク等により、一層の啓発に取り組む。
192	保険年金課	国民健康保険特別会計繰出金	構造的に脆弱な国保財政の安定的な運営に資する。	●保険基盤安定制度(保険料軽減分・保険者支援分)、国民健康保険事務費、出産育児一時金及び財政安定化支援事業に係る経費を、法令に基づき、国民健康保険特別会計に繰出す。 ●福祉医療助成措置に係る国庫負担金減額相当額を、県要綱に基づき国民健康保険特別会計に繰出す。	1,630,796	A	法令等で定められた繰出金であり、国保財政の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
193	保険年金課	高額療養費等貸付事業費	病院などの窓口で自己負担額の支払いが困難な被保険者の負担軽減を図る。	●周南市社会福祉協議会において行う高額療養費相当額を限度とする貸付金事業に必要な事務費相当額を、同社会福祉協議会に交付する。	87	A	生活が困難な国保被保険者世帯の生活安定のため必要な事業に要する費用を交付するものであり、従来どおり実施していく。	
194	保険年金課	一般事務費	保険者として国保に関する事業を円滑に実施していくことで、安心して医療を受けることができる。	●国保の保険給付や経理などの業務を円滑に行うための事務費を支出する。	34,042	B	国保事業を実施していくための経常的な経費の支出であり、効率化を図りながら実施していく。	
195	保険年金課	山口県国保連合会負担金	県内国保保険者の共通の目的を達成し、国保事業の円滑な運営を図ることで、安心して医療を受けられる。	●診療報酬の審査支払業務など、県内国保保険者に共通する必要な業務を行う山口県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に対し、負担金の支払いをする。	2,217	A	県内国保保険者に共通する業務を共同で行うことにより、国保事業の安定及び効率的な運営のために必要であり、従来どおり実施していく。	
196	保険年金課	賦課事務費	適正賦課及び保険料債権の確保により、安定的な国保事業運営が図られ、安心して医療を受けられる。	●保険料の賦課・徴収に関する業務を円滑に行うための事務費を支出する。 ・資格管理、保険料賦課、保険証発行等に要する事務費	18,123	B	平成28年度より実施の組織機構の改編により、徴収業務が市税徴収部門と一元化され、徴収関係業務は収納課へ移管されたが、賦課業務と徴収業務は相互関係が深く、今後も連携していく対応が必要である。	保険証と高齢受給者証の一体化により、業務量、コストの削減を図る。
197	保険年金課	納入奨励費	保険料の収納率向上に寄与し、負担の公平性を確保する。	●国保保険料の自主納付や分割納付が難しい被保険者世帯に対して、専任の納付指導員を雇用し、電話や訪問などで国保制度の説明や納付の指導を行う。	2,988	C	平成28年度実施の収納一元化やコンビニ納付の開始を受けて、夜間徴収業務から納付指導を主とした業務へ見直した。また、居所不明者の調査を実施し、適正賦課への取り組みも実施していく。	
198	保険年金課	運営協議会費	国保事業の運営に関する重要事項を審議することで国保事業運営の円滑化が図られ、安心して医療を受けることができる。	●国保運営協議会は、法の規定により設置が義務付けられており、被保険者の代表、保険医又は保険業剤師の代表、公益の代表及び被用者保険等の代表者の各委員により構成され、国保事業運営に関する重要事項を審議する。 ●国保運営協議会の運営に関する費用の支払いをする。	86	A	法令等で設置が義務付けられた協議会であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
199	保険年金課	一般被保険者療養給付費	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●審査を経た診療報酬明細書(レセプト)に基づき、保険者負担分を国民健康保険団体連合会(以降「国保連合会」という。)を通じ保険医療機関等に支払う。	9,871,525	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
200	保険年金課	退職被保険者等療養給付費	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●審査を経た診療報酬明細書(レセプト)に基づき、保険者負担分を国保連合会を通じ保険医療機関等に支払う。	300,823	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
201	保険年金課	一般被保険者療養費	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●現物給付を受けることが困難な場合に、世帯主の申請に基づき、一部負担金を控除した額を現金給付(口座振込)により支払う。	46,565	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
202	保険年金課	退職被保険者等療養費	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●現物給付を受けることが困難な場合に、世帯主の申請に基づき、一部負担金を控除した額を現金給付(口座振込)により支払う。	2,416	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
203	保険年金課	診療報酬支払審査手数料	診療報酬等の審査支払の迅速化を図ることで、安心して医療を受けることができる。	●診療報酬等の審査の適正化及び支払の迅速化を図るため、審査及び支払事務を国保連合会に委託し、審査支払の事務手数料を支払う。	39,506	A	法の規定により診療報酬等の審査支払事務を国保連合会に委託しているものであり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
204	保険年金課	一般被保険者高額療養費	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●一般被保険者の療養に要した費用が一定額を超え高額になった場合、一部負担金として負担した額のうち自己負担限度額を超えた額を支給する。	1,429,649	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
205	保険年金課	一般被保険者高額介護合算療養費	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●一般被保険者の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超える場合、その超える額を支給する。	537	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
206	保険年金課	退職被保険者等高額療養費	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●退職被保険者の療養に要した費用が一定額を超え高額になった場合、一部負担金として負担した額のうち自己負担限度額を超えた額を支給する。	55,146	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
207	保険年金課	退職被保険者等高額介護合算療養費	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●退職被保険者の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が自己負担限度額を超える場合、その超える額を支給する。	47	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
208	保険年金課	一般被保険者移送費	法で定められた保険給付を行うことで、国保一般被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●医師の指示などにより、緊急等やむを得ず入院又は転院などの移送に費用がかかった場合、その費用相当額を支給する。	0	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
209	保険年金課	退職被保険者等移送費	法で定められた保険給付を行うことで、国保退職被保険者の医療費負担の軽減が図られ、安心して医療を受けることができる。	●医師の指示などにより、緊急等やむを得ず入院又は転院などの移送に費用がかかった場合、その費用相当額を支給する。	0	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
210	保険年金課	出産育児一時金	法及び条例に定められた保険給付を行うことで、国保被保険者の出産に関する費用負担の軽減が図られ、安心して出産することができる。	●被保険者が出産したとき、申請に基づき出産育児一時金として42万円(産科医療補償制度未加入の医療機関で出産したときは、40万4千円)を支給する。 ●直接支払制度を利用した場合は、国保から直接医療機関に支払う。 ●出産費用が支給額に満たない場合は、申請により差額を支給する。	39,564	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。
211	保険年金課	葬祭費	法及び条例に定められた保険給付を行うことで、死亡した国保被保険者の葬祭に関する費用負担の軽減を図り、福祉の向上に資する。	●被保険者が死亡したとき、その葬祭を行った者の申請に基づき葬祭費として5万円を支給する。	11,950	A	法令等で定められた保険給付であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
212	保険年金課	老人保健事務費拠出金	平成19年度末で廃止された老人保健制度の精算事務の安定的運営を図る。	●老人医療の精算事務に係る費用について、老人加入者調整率に応じた拠出金を社会保険診療報酬支払基金に支払う。	63	A 法令等で定められた拠出金であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるが、平成28年度以降の老人医療費が後期高齢者医療広域連合が負担する療養給付費のみとなるため、平成29年度をもって当市としての事業は終了となる。	
213	保険年金課	介護納付金	介護保険に係る費用負担の公平化及び安定した介護保険制度の運営を図る。	●国保被保険者のうち、介護保険第2号被保険者に係る納付金を社会保険診療報酬支払基金に支払う。	624,259	A 法令等で定められた納付金であり、介護保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
214	保険年金課	その他共同事業拠出金	年金受給権者の把握により、被保険者の資格適正化を図る。	●年金受給権者の把握により、退職者医療制度に該当する一般被保険者の資格適正化を図るため、退職者医療制度共同事業拠出金を支払う。	3	A 被保険者の資格適正化は、適正な国庫負担金申請上必要であり、従来どおり実施していく。	
215	保険年金課	疾病予防事業費	健康の維持増進が図られ、健康的な生活を送れる。	●頻回、重複受診者に対し、看護師による訪問指導を行う。	2,172	B 頻回・重複受診者に対する指導への取り組みは、被保険者の健康の維持増進につながるとともに、医療費適正化を図る重要な取り組みであり、今後もより充実化を図る必要がある。	
216	保険年金課	はり・きゅう等施術費負担金	はり・きゅう・あん摩マッサージ施術に要した費用負担の軽減により、健康の維持増進が図られ、健康的な生活を送れる。	●単市事業として、はり・きゅう・あん摩マッサージの施術について施術者と協定を結び、月12回の利用回数上限の範囲で、1術800円、2術以上1,000円の負担金を支払う。	9,299	B 課題に対する検討及び同様の他事業との整合性を図りながら、今後においても事業を継続していく。	
217	保険年金課	人間ドック施設利用負担金	生活習慣病の予防や疾病の早期発見により、健康的な生活を送れる。	●30歳から74歳の被保険者を対象に、委託した実施医療機関で、6月から2月末の期間で、血圧・身体測定、血液・尿・便検査、胸部X線検査、心電図、腹部超音波検査、胃部検査、脳検査(40歳以上追加可能)を実施する。	90,361	B 被保険者の疾病の早期発見、健康の維持増進を図る事業であり、医療費適正化の取り組みとしての一定の役割を果たしている。国保財政の改善傾向もあり、平成30年度に実施予定の国保改革の動向も注視し、実施内容等検討しながら実施していく。	
218	保険年金課	国民健康保険基金積立金	国保の安定運営が図られ、安心して医療を受けることができる。	●国保財政の健全な運営のため設置された国民健康保険基金に、各年度において予算に定める額を積み立てる。	629,322	B 国保財政の基盤安定・強化のため、継続して実施していく。平成30年度の国保制度改革後の財政制度の中で安定運営に資する活用を検討する必要がある。	
219	保険年金課	国庫負担金等返還金	国庫負担金の精算により超過交付額が発生した場合に返還する。	●国庫負担金について、実績に基づく精算により発生する超過交付額を国庫返還金として支出する。	0	A 実績に基づく超過交付額の返還であり、従前のとおり実施していく必要がある。	
220	保険年金課	高額医療費共同事業拠出金	高額な医療費が発生することにより国保財政運営の安定性が損なわれるのを防止し、安心して医療を受けられる。	●県内の各国保被保険者について、高額な医療費が発生することにより国保財政運営への影響を緩和するため、国保連合会を事業主体として行われる再保険事業である。 ●80万円を超える医療費のうち、その超える部分の額等の100分の59に相当する額を交付する高額医療費共同事業交付金に要する費用に充てるため、標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として国保連合会が定める拠出金の額を支出する。	389,236	A 法令等で定められた再保険事業であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
221	保険年金課	保険財政共同安定化事業拠出金	県内の市町保険者間の保険料の平準化及び財政の安定化を図り、安心して医療を受けられる。	●県内の市町保険者間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、国保連合会が県内市町から拠出金を徴収し、80万円までの医療費について、県内市町が共同で負担する交付金を交付する。県単位で行う再保険事業である。 ●1円以上80万円までの医療費のうち、80万円までの部分の額等の100分の59に相当する額を交付する保険財政共同安定化事業交付金に要する費用に充てるため、標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を基準として国保連合会が定める拠出金の額を支出する。	3,584,285	A	法令等で定められた再保険事業であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
222	保険年金課	後期高齢者支援金	後期高齢者医療制度へ支援金を拠出することにより、後期高齢者医療制度の安定的運営が図られ、安心して医療を受けられる。	●国保被保険者から後期高齢者支援金分の保険料を徴収し、後期高齢者医療制度の保険給付に要する費用の約4割の現役世代からの支援金のうち、国保の加入者数に応じた負担を支援金として、社会保険診療報酬支払基金へ支出する。	1,877,837	A	法令等で定められた拠出金であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
223	保険年金課	後期高齢者関係事務費拠出金	後期高齢者医療制度へ支援金を拠出することにより、後期高齢者医療制度の安定的運営が図られ、安心して医療を受けられる。	●後期高齢者医療制度への支援金拠出に係る調整の事務費を負担するため、事務費拠出金を支出する。	124	A	法令等で定められた拠出金であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
224	保険年金課	前期高齢者納付金	保険者間で前期高齢者(65歳から74歳)が偏在することによる負担の調整をすることにより、国保制度の安定運営が図られ、安心して医療を受けられる。	●保険者間で前期高齢者(65歳から74歳)が偏在することによる負担の不均衡を是正するため、国保・被用者保険の各保険者が加入者数に応じて負担するよう費用負担の調整を行う。 ●各保険者の前期高齢者の給付費と前期高齢者に係る後期高齢者支援金について、前期高齢者加入率が全国平均であるとみなして算定された納付金を支出する。	1,226	A	法令等で定められた納付金であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
225	保険年金課	前期高齢者関係事務費拠出金	保険者間で前期高齢者(65歳から74歳)が偏在することによる負担の調整をすることにより、国保制度の安定運営が図られ、安心して医療を受けられる。	●前期高齢者の費用負担調整をするための事務費拠出金を支出する。	131	A	法令等で定められた拠出金であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
226	保険年金課	病床転換関係事務費拠出金	医療療養病床等の長期入院病床を老人保健施設又は居住系サービス施設に転換することにより病床削減を図る。	●病床転換助成事業についての費用負担調整を負担するため、事務費拠出金を支出する。	11	A	法令等で定められた拠出金であり、医療保険制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
227	保険年金課	特定健康診査・特定保健指導事業費	生活習慣病を予防し、健康的な生活を送れる。	●特定健康診査(以下「特定健診」という。)は、30歳から74歳の被保険者を対象に、個別方式や集団方式により6月から2月末の期間に、血圧・身体測定、腹囲測定、血液・尿検査、心電図、眼底検査(医師の判断により実施)を実施する。 ●特定保健指導は、特定健診を受診した者のうち、特定保健指導が必要と判断された者に、4月から3月末までの期間に6か月間生活改善の指導を実施する。	52,379	B	持続可能な国保制度のためには、医療費適正化への取り組みは重要であり、その一環として特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上への取り組みは必要な事業であるため、実施方法の見直しを検討し、実施していく。	特定健康診査受診率向上対策の強化を図る。自己負担額の引き下げ(70歳までの個別検診を1,000円→500円へ)。未受診者に対して電話による受診勧奨を強化。
228	保険年金課	基礎年金等事務費	未加入者の発生防止と納付率の向上及び受給権の確保を促進する。	●国からの法定受託事務 ●国民年金の資格取得・喪失、種別の変更等被保険者に関する事務及び各種年金の裁定に関する事務、並びに年金制度の周知及び相談業務に関すること	4,871	A	国民年金制度の健全な運営のためには、国民年金制度に対する理解と認識を深める必要があり、そのためには積極的な広報活動や相談体制の充実を図ることが必要である。現状の制度の中で、身近な相談窓口として市の役割が重要になっている。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
229	保険年金課	後期高齢者医療特別会計繰出金	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	●後期高齢者医療制度の運営に要する費用を後期高齢者医療特別会計へ繰出す。	521,070	A	一般事務費及び保険基盤安定化対策費(低所得者への対策ルール分)であり、継続して実施していく。	
230	保険年金課	山口県後期高齢者医療広域連合負担金	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	●山口県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営のため、県内市町で共通経費を按分して負担する。	7,565	A	山口県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営のため、県内市町で共通経費を按分して負担するものであり、継続して実施していく。	
231	保険年金課	後期高齢者療養給付費負担金	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	●法令により、本市の後期高齢者医療被保険者に係る保険給付費を山口県後期高齢者医療広域連合に対し負担する。	1,609,138	A	法令等で定められた負担金であり、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
232	保険年金課	後期高齢者医療一般事務費	後期高齢者医療制度に係る資格・給付・健康診査などの事務を円滑に行うことにより、安心して医療を受けることができる。	●後期高齢者医療に係る資格・給付・健康診査(受診券発送)などの事務を行うための事務経費を支出する。	14,030	B	後期高齢者医療に係る一般事務経費であり、コスト意識をもちながら継続して実施していく。	
233	保険年金課	後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療制度の安定かつ円滑な運営に資することで、適切な医療を受けることができる。	●事務費等負担金、保険基盤安定負担金及び本市で徴収した保険料等を保険者である山口県後期高齢者医療区域連合へ納付する。	2,114,124	A	法令等で定められた納付金であり、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る上で必要であるため、従来どおり実施していく。	
234	地域福祉課	社会福祉総務一般事務費	課内の業務の円滑化	福祉医療部、地域福祉課、各総合支所福祉担当課の一般事務費。 訪問歯科診療の推進のため、訪問歯科診療事業の補助を行う。	845	B	協議・検討が必要。	臨時的経費(山口県総合社会福祉大会共催負担金)の減による。
235	地域福祉課	社会援護総務一般事務費	日本赤十字の事業を円滑に推し進める。 不慮の災害等発生時、迅速な対応を行う。	不慮の災害等発生に際し、り災者に対し迅速な救助を行う。 献血の周知や、献血者増に向けてイベントの実施 災害救助等にかかる援護関係の一般事務費	704	B	経費節減に努めながら、今後も事業の充実を図る。	事務費の削減に努めた。
236	地域福祉課	社会福祉法人指導監査事業費	社会福祉法人が適正な運営を行い、市民も適正なサービスを受けることができる。(対象:平成28年7月25日以降、20法人)	地域主権推進一括法の施行に伴う、県から市への社会福祉法人所轄庁の権限移譲事務。市内社会福祉法人の定款の認可、指導監査の実施。	2,009	A	社会福祉法の大幅な改正に伴い、法人運営の適正化と透明性の向上に向け、より一層、指導監査を重点的かつ継続的に行う必要がある。	監査対象法人数の変動による減。
237	地域福祉課	民生委員活動事業費	民生委員・児童委員が、高齢者の見守り、安否確認など地域福祉の担い手となる。	・民生委員推薦会の開催。民生委員推薦会の幹事及び書記、市民生委員児童委員協議会の事務局 ・県や県社協等が開催する各種研修会への民生委員・児童委員の参加促進	49,738	A	民生委員・児童委員の定数を確保し、計画的に見守り活動を進めていく。	臨時的経費(民生委員制度100周年記念の県事業負担金)の減による。
238	地域福祉課	遺族関係事業費	戦没者、戦災犠牲者に対し弔慰することで、平和への祈念や先祖を敬う気持ちを醸成する。	先の大戦における戦没者、戦災犠牲者に対する弔慰と遺族の援護を行う。	960	A	追悼式の開催にあたっては経費の削減に努め、内容については、連合遺族会と協議を行い検討する。	戦没者追悼式の委託料の見直しによる。
239	地域福祉課	社会福祉団体運営費等助成事業費	社協の活動を補助することにより、市の全域において、地区社協単位で福祉活動を推進することができる。	周南市社会福祉協議会の運営を補助する。	130,109	B	地域福祉において重要な組織である社会福祉協議会の運営については、第3次経営改善計画に基づく経営改善が着実に進むように状況を把握し、必要に応じて助言を行なう。	団体による経営改善、人員適正化による。
240	地域福祉課	社会福祉団体等助成事業費	各社会福祉団体が掲げる目的を達成するための活動を補助する。	連合遺族会、原爆被爆者の会、保護司会、更生保護女性会、山口県更生保護協会の活動を助成する。	2,469	B	申請時及び精算時に事業内容、対象経費を精査を行い、補助率50%以下にする。	各団体の活動内容を確認し、必要額を計上した。
241	地域福祉課	社会を明るくする運動経費	保護司の活動に理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築きかけづくりとすることができる。	法務省の主唱のもとに、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、全国的な運動を展開する。	294	A	保護司会等の関係団体と連絡を密に取りながら事業を進めていく。	活動内容や事業効果を検証し、前年と同額を計上した。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
242	地域福祉課	離島在宅福祉サービス提供促進事業費	大津島で福祉サービスを行う事業所に船賃を補助することにより、事業所の経済的負担が軽減し、在宅サービスの受託が可能となることで、大津島地区で継続した福祉の充実が図れる。	離島(大津島地区)に居住する高齢者・障害者等に対し訪問在宅福祉サービスを行う事業所に対し、船賃を助成し福祉サービス提供の継続を図る。	187	B	離島で暮らす住民への福祉サービス提供が滞らないよう、交通費(船賃)の助成を事業者へ行う。	事業実施に必要な額を計上した。
243	地域福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し早期の支援を行い、生活保護に至る前に自立の促進を図る。	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れがある者に対し、自立の支援を行うことにより生活困窮者の自立助長を図る。	8,581	B	生活困窮者に対し早期の支援を行い、生活保護に至る前に自立の促進を図る。	委託先である社会福祉協議会との協議により、事業実施に必要な額を精査した。
244	地域福祉課	徳山社会福祉センター管理運営事業費	高齢者、障害者の憩いの場、ボランティア活動の拠点、地域福祉のコミュニティの場として、多くの市民が利用する場を提供する。	市民の福祉増進及び福祉意識の高揚を目的に、高齢者活動を図るため、貸館業務、高齢者及び障害者へ入浴設備を提供	30,714	B	地域の社会福祉活動の拠点として重要な施設であるため、今後も維持管理に努める。	委託先である社会福祉協議会との協議により、事業実施に必要な額を精査した。
245	地域福祉課	新南陽総合福祉センター管理運営事業費	高齢者、障害者の憩いの場、ボランティア活動の拠点、地域福祉のコミュニティの場として、多くの市民が利用する場を提供する。	市民の福祉増進及び福祉意識の高揚を目的に、高齢者活動拠点としての場を提供、また、デイサービス事業による高齢者の機能回復、介護予防を図るための場を提供。	25,624	B	必要な修繕を行いながら、効率的な事業運営を進め、施設の機能統合等を検討する。	委託先である社会福祉協議会との協議により、事業実施に必要な額を精査した。
246	地域福祉課	三世交代センター管理運営事業費	三世交代の拠点として、高齢者の介護予防を推進するとともに、子育て親子の交流の場を提供する。	児童の健全育成と高齢者の生きがいづくり活動、三世代間の交流を図るための場を提供。	6,670	B	地域の社会福祉活動の拠点として重要な施設であるため、今後も維持管理に努める。	事業に必要な費用を精査し計上した。
247	地域福祉課	社会福祉施設維持管理事業費	市内の社会福祉施設の利用者の利便性や安全性を確保する。	社会福祉施設の緊急を要する修繕に対して速やかに対応することで、利用者の利便性や安全性を確保する。	5,182	B	施設の適切な管理を行う。	
248	地域福祉課	緊急通報体制等整備事業費	高齢者又は重度身体障害者の孤独や不安を解消し、在宅で安心安全に過ごすことができる。	ひとり暮らし等の高齢者又は重度身体障害者に対し、緊急通報システムを設置し、対象者の安否確認及び緊急事態等の発生時に適切な処置をするとともに、各種相談受付を実施。	35,670	B	要綱上6か月以上の長期入院は取り消し対象となるため、休止が長いときは適宜調べ、親族等に状況を確認し、必要時撤去の打診をしていく。	利用実績を精査の上、利用見込者数の見直しを実施。
249	地域福祉課	二次予防事業対象者把握事業費	二次予防対象者(要介護認定を受けていない介護予防の取組みが必要な人)が早期に発見され、介護予防事業に参加することにより、生活機能の維持向上が図れる。	65歳以上の高齢者(要支援・要介護認定者を除く)に対して厚労省作成の基本チェックリストを実施することにより、要介護状態等になるおそれの高い二次予防事業対象者を把握。二次予防事業の利用に結びつけることにより、要介護状態になることを予防する。	2,593	D	二次予防事業対象者把握を入口とした介護予防事業は費用対効果の側面からも有効率が低いため、対象者把握については、様々な関係機関からの情報を活用することとし、基本チェックリストは有効かつ効率的な活用を検討したい。	廃止(一般介護予防事業へ移行)
250	地域福祉課	通所型介護予防事業費	二次予防対象者が要支援・要介護状態等になることを防ぐことができる。	要介護状態等になるおそれの高い二次予防事業対象者に、心身の衰えを予防・改善し、要支援・要介護状態等になることを防ぐため通所型介護予防事業(しゃっきりデイサービス)を介護予防通所事業所に委託して実施する。	29,323	D	平成29年度からの総合事業への移行により、本事業は廃止。	廃止(一般介護予防事業へ移行)
251	地域福祉課	訪問型介護予防事業費	通所の利用が困難な二次予防事業対象者(運動機能低下・認知症)が自宅で指導助言を受け、在宅での生活を継続することができる。	閉じこもりがちで通所型介護予防事業に適さない二次予防事業対象者のために、保健師・看護師が訪問により生活機能改善の指導を行い維持向上を目指す。	3,062	D	平成29年度からの総合事業への移行により、本事業は廃止。	廃止(一般介護予防事業へ移行)
252	地域福祉課	地域介護予防活動支援事業	地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施されるよう、社会資源の活用や人的ネットワークの構築を図る	地域において介護予防に資する取り組みが主体的に実施されるよう育成・支援を図るため、介護予防リーダー養成講座、ふれあいいきいきサロン担い手研修、機能訓練事業、ねたきり防止事業等を実施する。	29,332	D	総合事業への移行を踏まえ、事業の整理や見直し、変更が必要	廃止(一般介護予防事業へ移行) 移行後の事業で、機能訓練事業を見直し、「心身機能」だけでなく「活動」「参加」の要素をバランスよく取り入れた新事業を開始。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
253	地域福祉課	介護予防普及啓発事業	高齢者が介護予防に関する知識や方法を習得して実践することにより、要介護状態等になることを自ら予防する。	高齢者が、要介護状態等にならないよう介護予防に関する知識等を普及啓発 啓発内容…介護予防総論、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等 実施場所…いきいきサロン、老人クラブ等での出前トーク保健センター、公民館等で各種介護予防教室を企画開催	2,253	D 市民が主体的に介護予防に取り組む土壌を醸成させるためにも効果的にボランティアを育成し、推進していく。	廃止(一般介護予防事業へ移行)
254	地域福祉課	介護予防ケアマネジメント事業費	二次予防事業対象者の身体の機能維持を向上させ、住み慣れた地域で自立した生活を継続できる。(二次予防事業プラン作成件数H28目標:2000件)	高齢者が要介護状態になることを予防、または要介護状態になっても、状態がそれ以上に悪化しないように維持、改善を図り、アセスメント、介護予防プランの作成、事業評価を実施するための業務を地域包括支援センターに委託。	38,368	D H29年度からの総合事業への移行に向けた準備を行っていく。	廃止(総合事業へ移行)
255	地域福祉課	総合相談事業費	地域包括支援センターにおいて、地域に住む高齢者に関する様々な相談に総合的に対応できる。(年間相談件数H28目標:5,500件)	市内居住の高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援サービスのニーズ把握とともに、地域の適切なサービス提供機関または制度利用につなげるための支援業務を地域包括支援センターに委託する。	51,865	D 各圏域ごとに、地域包括センター及びランチを配置し、地域の身近な総合相談窓口として、市民への周知と関係機関との連携強化を図る。	総合事業への移行に伴う組み換えにより廃止
256	地域福祉課	権利擁護事業費	自ら権利主張や権利行使することができない高齢者等の権利侵害を予防するとともに、適切な支援により、高齢者等に安心して生活をしてもらうことができる。(年間権利擁護相談件数H28目標:500件)	ひとり暮らし認知症高齢者や知的障害者など、自己管理能力が低下している人に対し、金銭管理の援助等を行うことにより、安心した生活を送ることができるよう地域包括支援センターに業務を委託する。	19,481	D 各圏域ごとに、地域包括センター及びランチを配置し、地域の身近な総合相談窓口として、市民への周知と関係機関との連携強化を図る。	総合事業への移行に伴う組み換えにより廃止
257	地域福祉課	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	多様な課題を抱える高齢者が、途切れることなく一貫して地域で暮らし続けることができるよう支援することができる。(ケアマネジメント支援件数H28目標:700件)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員等の他職種協働と、地域との関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援を行うための業務を地域包括支援センターに委託。	22,853	D 各圏域ごとに、地域包括センター及びランチを配置し、地域の身近な総合相談窓口として、市民への周知と関係機関との連携強化を図る。	総合事業への移行に伴う組み換えにより廃止
258	地域福祉課	要介護者等安否確認実施事業	日常から、高齢者等を見守り、高齢者が安心して暮らせる体制づくりを推進する。	要介護者情報管理システムを導入し、高齢者保健福祉実態調査を基に、高齢者の情報の一括管理を実施。	1,324	A 実態調査については、市、民生委員、その他関係機関にとって、各々、有意義なものとなっているが、その情報をシステム化し、マップにすることについては見直しが必要な時期にある。	実態調査の実施に必要な経費を計上した。
259	地域福祉課	もやいネットセンター推進事業費	もやいネットセンターを核として、福祉に関する総合相談体制の整備とともに、地域見守りネットワークを構築することにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。	●もやいネットセンターの体制整備 福祉全般に関する相談支援体制づくり ●「もやいネット地区ステーション」運営事業(補助) ネットワークの体制強化、充実	14,653	B 地区ステーションのコーディネーターに対して、研修等を通してスキルアップを図り、重層的な見守り体制を整備していく。また、今後のコーディネーターの役割について検討を行う。	もやいネット地区ステーション運営費補助金の廃止(生活支援体制整備事業へ移行)
260	地域福祉課	成年後見制度利用支援事業費	認知症高齢者等、判断能力の低下した人が安心して生活できることを目的とする。	成年後見制度のうち、法定後見制度である市長による後見等開始審判請求が妥当であるかを判断し、家庭裁判所に審判請求を行うとともに必要な費用を負担する。また、決定された後見人等が行った援助活動に対する報酬支払ができない者の後見人等に助成を行う。{●親族がいない、又は親族の協力が得られない判断能力の不十分な認知症高齢者等へ市長申立により、成年後見制度の利用を支援(高齢化に向け目標を決めて推進する事業) ●成年後見制度の市民への周知}	125	B 今後も継続して、制度利用体制の充実と啓発を積極的に進めていく。	目標を定めて推進する事業ではないが、必要な人が確実に利用できるよう、制度の周知・普及に努めている。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
261	地域福祉課	高齢者虐待防止ネットワーク運営事業	高齢者虐待の防止、および早期発見・早期対応による被害の拡大を防ぐ	高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応を図り、高齢者の安心した生活を確保するために、もやいネットセンター、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、高齢者虐待防止のためのネットワークを構築	20	B	高齢者虐待の早期発見・早期対応を行うため、相談体制やネットワーク会議、連絡会議等により関係機関との連携や各ネットワーク体制の充実を図っていく。	引き続き、高齢者虐待防止のためのネットワークの強化に努める。
262	地域福祉課	高齢者安心・安全推進事業費	高齢者が住み慣れた地域において安心・安全に暮らせる。孤立死防止。	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して安全な生活を継続するために、見守り配食、福祉電話加入権の貸与、友愛訪問活動の促進、ひとり生活応援事業などの見守りサービスをおこなう。併せて中山間地域に介護予防拠点を作り、民間の高齢者サービスが参入しにくい地域の介護予防の充実を図る。	25,564	B	■見守り配食事業については、29年度プロポーザルを実施予定にて、内容の見直しを進めていく。 ■老人福祉電話貸与者通話料助成事業については、年々利用者が減少しているため、事業内容を精査し、見直しを検討する。	利用実績を精査の上、利用見込者数の見直しを実施。
263	地域福祉課	在宅医療介護連携推進事業	医療と介護の連携の仕組みづくりを目指して、高度急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を推進するとともに、医療・介護関係者相互における多職種ネットワークづくりの推進を図る。	●あ・うんネット周南在宅医療介護連携全体会議、ワーキンググループ会議、コア会議 ●医療・介護関係者研修会 ●在宅医療介護連携相談支援	3,150	B	医療・介護関係者に、事業目的や内容について周知・理解を深め、主体的な活動につなげていく必要がある。	引き続き、医療・介護関係者の連携を図れるよう推進する。
264	地域福祉課	生活支援体制整備事業	医療・介護のサービスのみならず、地域住民に身近な存在である市が中心となって、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。	社会福祉協議会への委託 ・第1層(市全域)の協議体設置に向けた検討会の開催。 ・第2層(およそ中学校区域)にモデル的協議体の設置。 ・第2層コーディネーター育成のための研修会の開催。	3,397	B	小学校区域～中学校区域の範囲で、協議体を設置し、区域内でのニーズや資源を把握し、生活支援につなげていく。	合意形成に配慮しながら、協議体の設置を促進し、地域福祉コーディネーターの活動を市社協と連携して支援するための経費を計上。協議体の必要性について市民の理解を深めるために開催する5圏域フォーラムの経費を計上。
265	地域福祉課	認知症施策総合推進事業	・介護者が安心して外出できたり、介護のストレスを話し合えるなど心身の負担軽減ができる。 ・認知症への理解者が増え、認知症高齢者及び介護者が安心して生活できる。	●在宅の認知症高齢者を抱える介護者に対し、介護者が通院等で不在の間、支援員を派遣し、見守りや話し相手等の支援を行うことにより、介護者の心身の負担を軽減 ●認知症についての理解を深め、認知症高齢者本人や家族の地域での「応援者」となる認知症サポーターを養成	652	B	今後も、地域住民や事業所、学校等にも養成講座を積極的に拡大し、養成数を増やす方向	認知症本人やその家族を、地域で支えるための仕組みづくりを推進する。
266	高齢者支援課	在日外国人高齢者等福祉給付金支給事業費	高齢者の福祉の増進をはかり、対象者の生活の安定を図る。	高齢基礎年金等の受給資格を得ることのできなかった低所得の外国人及び帰国者等(配偶者および扶養義務者も低所得者)に対し、給付金を給付し、生活資金の援助(生活保護受給中の場合は給付停止。)を行う。	450	B	無年金在日外国人等低所得者への経済支援であり、他市の状況も勘案しながら、継続して実施していく必要がある。現下の財政状況に鑑み、同様に実施する。	対象者数の減少により減額した。
267	高齢者支援課	周南地区福祉施設組合負担金	援護が必要な高齢者が安定した生活を営む施設を運営する。	負担金の支払、運営	26,793	A	周南市と下松市で運営費を負担しており、一部事務組合への負担金を負担しないことはできないため、効率化について検討しながら継続させる必要がある。	周南市と下松市で運営費を負担。
268	高齢者支援課	老人福祉一般事務費	課における円滑な事業実施を図ると共に、窓口での市民サービスに努める。	高齢者支援担当、各総合支所福祉担当課の一般事務費	445	B	老人福祉法規定の事務であり、経費の節減に努めながら継続して行う。	老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業に計上していた高齢者保健福祉推進会議の報償金を計上した。
269	高齢者支援課	敬老の日記念行事開催事業費	市民の高齢者福祉への関心と理解を深めるとともに、高齢者の方々の生活への意欲向上を図る。	・高齢者自らの生活向上に努める意欲を高めるとともに、老人福祉思想の啓発や長寿をお祝いするために記念行事を開催 ・対象の方へ長寿のお祝いの記念メッセージを授与 ・元氣な百歳の方への市長の表敬訪問	27,464	B	敬老のお祝い事業として、充実させていき、より多くの方に参加いただけるように改善を図るとともに、長寿祝金事業とも併せてお祝い事業全般での方向性等、総合的な検討をしていく必要がある。	対象者に対する委託料単価を減額し、参加者に対しての委託料を加算することとした。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
270	高齢者支援課	はり・きゅう等施術費助成事業費	高齢者への健康増進を図り、介護予防を図る。	国民健康保険被保険者以外の医療保険加入者で70歳以上の高齢者と後期高齢者医療保険被保険者への保険適用外のはり・きゅう・あん摩マッサージの施術費の助成。	10,780	B	助成の経緯や目的、事業の成果など整理し、事業内容について見直しをしていく必要がある。	利用件数の推移を勘案して、助成費を減額した。
271	高齢者支援課	老人日常生活用具支給事業費	高齢者の在宅生活を円滑にし、在宅生活を継続してもらうことを目指し、介護保険適用への移行を防ぐ。	在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付。	207	B	現在の対象品目と扶助費の上限額の見直し等、より適切な事業となるよう検討する必要がある。	利用件数の推移を勘案して減額した。
272	高齢者支援課	老人保護措置費	老人の生活の安定(家庭環境の調整、身体的精神的健康の保持、向上)を図る。	措置希望者の受付、面談、調査、入居調整、入所判定委員会の実施、扶助費の支払、措置者の現況把握、負担金徴収	156,941	B	老人福祉法により規定されており、業務は適正である。対象者に措置の必要性を見極めながら、現行通り継続する。	利用者数が減少傾向のため、減額した。
273	高齢者支援課	生活支援ハウス運営事業費	高齢者が、健康で明るい生活を送れるよう支援し、福祉の増進を図る。	60歳以上の高齢者に、介護支援、交流機能、居住機能がある居所を提供。	10,985	B	家族の援助が困難かつ独立して生活することに不安のある高齢者等の受け皿としての施設として確保する必要がある。	利用者数の見込により必要な経費を計上した。
274	高齢者支援課	老人福祉施設整備費等助成事業費	施設整備費の負担が軽減されることから、施設運営に力を入れられることで安定した運営が期待できる。	地域福祉のハード面の推進に寄与するために、民間法人の施設整備費を補助	11,553	A	今後も介護を必要とする高齢者は増加が予想され、介護サービスの安定的供給という点から、施設の充実が計画的に実施を図るべきである。債務負担行為として補助について償還終了まで継続する。	債務負担行為を設定している補助金を計上。
275	高齢者支援課	長寿祝金支給事業費	長寿祝金を対象者へ支給することから、市民の敬老精神の高揚を図れ、対象者が福祉・生活の一助として活用できる。	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の長寿を祝福し、対象者に対して長寿祝金を支給することにより、高齢者福祉の増進と市民の敬老精神の高揚を図る。	9,731	B	敬老のお祝い事業として、より充実したものとするため、敬老会事業と併せて総合的な検討をしていく必要がある。	これまで同様に事業を実施するが、対象者の増加が見込まれることから増額となった。
276	高齢者支援課	デイサービスセンター事業費	高齢者の社会的孤立感を解消するとともに、自立した生活を支援する。	通所サービスを提供する。	41,713	B	介護需要の高い75歳以上の人口は平成42年頃まで増加すると予想され一定の需要が見込まれるが、山間部や離島を除くと民間事業者が多数参入している。民間事業者の進出が望めない中山間地域にある須金及び大津島老人デイサービスセンターについては地域の実情に合わせてサービス内容の見直しながら継続する。	これまで同様、指定管理者による施設運営の中で事業運営を行う。
277	高齢者支援課	老人福祉施設維持管理事業費	各施設維持が適正に維持でき利用者が快適かつ安全に過ごせる。	老人福祉施設の老朽化等による修繕対応により、利用者の利便性・安全性を確保	9,789	B	安心・安全の観点から施設の維持管理は必要不可欠である。	修繕費用については、建物の維持管理上必要なものを計上している。
278	高齢者支援課	老人福祉センター管理運営事業費	生きがい支援のために施設の利用促進を図り、あわせて機能訓練等により利用者の健康増進を図る。	高齢者の生きがい支援や健康増進への寄与を目的に、老人福祉センターを設置する。	8,800	B	全般的に老朽化しているため、計画的な改修を行う必要がある。同様の機能を持つ施設との複合化等、同施設の存廃について今後とも検討していく必要がある。	これまで同様、指定管理者による施設運営の中で維持管理を行う。
279	高齢者支援課	老人憩の家管理運営事業費	施設環境を維持し、高齢者の生きがいづくりに利用できる場を提供できる。	高齢者の健康と福祉増進及び生きがいづくりの促進を目的に、老人憩の家を管理運営し、地域住民との交流の場を提供	13,490	B	全般的に老朽化が進行しており、計画的な改修を必要とする。老人憩の家については、地域のコミュニティ施設としても利用されていることから、今後は公共施設再配置計画の方向性に従って検討が必要である。	指定管理の更新に伴い、必要経費を委託料に計上。これまでと同様、指定管理者による施設運営の中で維持管理を行う。(和田は直営で管理)
280	高齢者支援課	軽費老人ホームきずな苑管理運営事業費	入所者へ自立した生活環境を提供する。	日常生活上、必要な便宜を提供し入所者が健康で明るい生活を送れるよう、施設を管理運営	79,146	B	今後も定員どりの入所者が見込まれ、当面は現状のまま事業を継続するが、公共施設再配置計画に沿った計画的な施設改修、または同様の民間施設状況等の把握等により、存廃も含めた施設の方向性について検討していく必要がある。	指定管理の更新に伴い、必要経費を委託料に計上。これまで同様、指定管理者による施設運営の中で維持管理を行う。
281	高齢者支援課	嶽山荘管理運営事業費	休養の場を提供し、閉じこもり防止や心身のリフレッシュを図る。	高齢者の心身の休養と健康増進のため、低廉な料金で入浴などの場を提供(高齢者以外の人の利用可)	24,553	B	全般的に老朽化していることから計画的な改修を必要とする。施設運営に関する要望は高く、施設分類別計画に沿って施設機能の存続を図る必要がある。	これまで同様、指定管理者による施設運営の中で維持管理を行う。
282	高齢者支援課	福川シニア交流会館管理事業費	高齢者の生きがいづくり活動の活性化、および関連団体の活動向上を図る。	高齢者の生きがいづくり活動などのため、地域の福祉活動及びコミュニティ活動の拠点としての場を提供	421	B	継続して実施するが、地域のコミュニティ施設として利用いただく施設として、今後、公共施設再配置計画の方向性に従って検討していく必要がある。	これまでと同様に施設の維持管理を行う。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
283	高齢者支援課	鹿野高齢者生産活動センター管理運営事業費	高齢者の生きがいがづくりの意識向上と併せて、生産活動による伝統継承を図る。	高齢者自らが働く喜びと生きがいを持ち、高齢者の連帯感を醸成することを目的に、高齢者の生きがい対策として、自立の研修・生産活動を行う場を提供	6,014	B	継続して事業運営をしていくが、生産活動による生きがい対策の拠点として、高齢者への就業機会の増大等図るため、より広域の方に利用していただくよう環境整備をしていく必要がある。	これまで同様、指定管理者による施設運営の中で維持管理を行う。
284	高齢者支援課	老人クラブ助成事業費	地域に根付いた老人クラブ活動を支援することから、地域活性化および生涯現役社会づくりを推進できる。	生きがい、健康、社会活動他活動を行うため、クラブ運営上に必要とする活動費を助成することにより、会員の増加、活動の活性化を図る。あわせて、高齢者の社会参加と交流拡大から仲間づくり、生きがいがづくり等を推進し、生涯現役社会を目指す。	14,575	B	老人クラブに対する助成事業については、国・県補助金の削減から大変厳しいことが予想されるが、生涯現役社会づくり事業において中心的な団体であり、協力連携していく必要がある。	老人クラブ活動費補助金については積算方法の見直しを行い、段階的に各単位クラブの会員数の実態に合わせるようにした。
285	高齢者支援課	地域密着型介護予防サービス給付費	地域密着型サービス利用者の要支援状態の軽減や・悪化を予防でき、地域で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要介護被保険者が、指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた時、費用額の9割(8割)を給付する。 (地域密着型サービス事業種類:認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護) サービス受給平均件数:15件/月	12,869	A	介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比2,541千円減額。
286	高齢者支援課	保険事業勘定繰出金	介護保険法に定められた負担であり、介護保険特別会計の運営に必要である。	介護給付費・地域支援事業費の市法定負担分、及び介護保険事業に係る事務費・職員給与費について、介護保険特別会計に繰り出す。 ①介護給付費繰出金 ②地域支援事業繰出金 ③職員給与・事務費繰出金④低所得者保険料軽減繰入金	1,686,742	A	適正に繰入処理を行う。	運営に必要な予算計上を行った結果、109,716千円減額。次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込み、運営に必要な予算計上を行った結果、109,716千円減額。
287	高齢者支援課	介護保険低所得者利用者負担対策事業費	施策移行による負担増をなくすることができる。社会福祉法人の低所得者対策を支援する。	障害者施策でホームヘルプサービスの利用料減免を受けていた方が、年齢到達で介護保険のに移行した際の利用者負担を免除する。特別養護老人ホーム等の利用者のうち、低所得者に係る費用を減額した社会福祉法人に対しその一部を補助する。	632	A	国の制度に沿って適正な処理を行う。	
288	高齢者支援課	介護サービス事業勘定繰出金	建設費の償還を継続して行うことにより、適正な財政運営を図る	介護老人保健施設(H15年度建設)に設置した、訪問看護ステーション建設費に係る地方債償還元金	115	A	適正に繰入処理を行う。	建設費の償還を継続して行う。
289	高齢者支援課	介護保険一般事務費	介護保険特別会計に必要な事務を、適正に行うことができる。	地域密着型サービス運営委員会等の会議の開催、介護保険サービス利用者への諸通知、介護保険利用案内パンフレットの作成等の介護保険事業に係る一般事務	16,453	A	被保険者等からの介護保険への理解、信頼、協力が深まる運営に努める。	運営に必要な予算計上を行った結果、4,792千円減額。
290	高齢者支援課	賦課徴収事務費	介護保険料の適正な賦課・収納を行うことで、介護保険財政の健全な運営を図ることができる。	介護保険料納入通知書等の発送及び口座振替処理等、介護保険料の賦課徴収業務を行う。 現年度収納率 H24年度:98.66% H25年度:98.74% H26年度:98.75 % H27年度:98.78% H28年度:98.90%	7,128	B	介護保険料の適正な賦課と確実な保険料の徴収	共同クラウド業務の開始に伴い、当初介護保険料賦課事業の印刷製本業務(需用費)を精査し予算額を見積もった。また、平成30年4月から実施予定のコンビニ収納に係る事務手数料を計上した。1,091千円増額。
291	高齢者支援課	介護認定審査会費	心身の状況に応じた適正な介護給付のための要介護認定を行う。	要介護認定に必要な審査会資料の作成及び認定審査会(毎週1回平均5合議体で150件程度を審査)を開催する。	20,711	B	被保険者が介護サービスを受けるために必要な業務であり、これまでどおり事務の効率化を図りながら実施する必要がある。認定審査は概ね滞りなく進んでいる。	円滑な認定審査に必要な経費を計上した。
292	高齢者支援課	認定調査等費	心身の状況に応じた適正な介護給付のための要介護認定に必要な資料の作成	介護認定審査会資料のもととなる訪問調査票の作成及び主治医意見書の聴取	71,937	A	被保険者が介護サービスを受けるために必要な業務であり、これまでどおり事務の効率化を図りながら実施する必要がある。	円滑な認定審査に必要な経費を計上した。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
293	高齢者支援課	居宅介護サービス給付費	居宅介護サービス利用者の要介護状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けた時、費用額の9割(8割)を給付する。 【訪問サービス受給平均件数:2,330件/月・通所介護サービス受給平均件数:2,294件/月・短期入所サービス受給平均件数:357件/月(要介護1～5を対象とした居宅サービス)の給付】	4,068,243	A 介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比490,564千円減額。
294	高齢者支援課	施設介護サービス給付費	施設介護サービス利用者の要介護状態の軽減や・悪化を予防でき、自立した日常生活を営むことができる。	施設入所要介護被保険者が、指定施設サービスを受けたとき、費用額(食費、居住費、日常生活費を除く)の9割(8割)を給付する。 (対象施設)介護老人福祉施設受給平均件数:566件/月・介護老人保健施設受給平均件数:469件/月・介護療養型医療施設受給平均件数:127件/月	3,556,278	A 介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比319,401千円減額。
295	高齢者支援課	居宅介護福祉用具購入費	居宅介護サービス利用者の要介護状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要介護被保険者が、特定介護福祉用具を購入した時、市が必要と認めた場合に、費用額の9割(8割)を支給する。支給限度額あり。受領委任払いの導入により、利用者の負担は軽減。 福祉用具購入対象給付物品:入浴補助用具腰掛便座など(購入金額10万円まで) サービス受給平均件数:30件/月	9,396	A 介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比1,246千円減額。
296	高齢者支援課	居宅介護住宅改修費	居宅介護サービス利用者の要介護状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要介護被保険者が、事前に市が必要と認められた住宅改修を行った場合に、費用額の9割(8割)を支給する。支給限度額あり。受領委任払いの導入により、利用者の負担は軽減 住宅改修給付対象施工種類:手すり、段差解消ほか(施工金額20万円まで) サービス受給平均件数:30件	26,414	A 介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比11,461千円減額。
297	高齢者支援課	居宅介護サービス計画給付費	居宅介護サービス利用者の要介護状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援(ケアプランの策定)を受けた時、費用額の全額を給付する。 (居宅支援事業所のケアマネが本人や家族と話し合い必要な介護サービスの計画作成) サービス受給平均件数:2,986件	472,825	A 介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比19,727千円減額。
298	高齢者支援課	介護予防サービス給付費	居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスを受けた時、費用(基準額)の9割(8割)を給付する。	居宅介護サービス利用者の要支援状態の軽減や・悪化を予防する。 【訪問サービス受給平均件数:515件/月・通所介護サービス受給平均件数:929件/月・短期入所サービス受給平均件数:11件/月(要支援1.2を対象とした居宅サービス)の給付】	447,720	A 介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比143,143千円減額。
299	高齢者支援課	介護予防福祉用具購入費	居宅介護サービス利用者の要支援状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要支援被保険者が、特定介護福祉用具を購入した時、市が必要と認めた場合に、費用額の9割(8割)を支給する。支給限度額あり。受領委任払いの導入により、利用者の負担は軽減 福祉用具購入対象給付物品:入浴補助用具腰掛便座など(購入金額10万円まで) サービス受給平均件数:16件/月	4,312	A 介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。	次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比1,663千円減額。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
300	高齢者支援課	介護予防住宅改修費	居宅介護サービス利用者の要支援状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅介護サービス利用者が、事前に市が必要と認められた住宅改修を行った場合に、費用額の9割(8割)を支給する。支給限度額あり。受領委任払いの導入により、利用者の負担は軽減 住宅改修給付対象施工種類:手すり、段差解消ほか(施工金額20万円まで) サービス受給平均件数:18件/月	15,744	A	介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比168千円減額。
301	高齢者支援課	介護予防サービス計画給付費	居宅介護サービス利用者の要支援状態の軽減や・悪化を予防でき、自宅(地域)で自立した日常生活を営むことができる。	居宅介護サービス利用者が、指定居宅介護予防支援事業者から指定居宅介護予防支援(ケアプラン)の作成を受けた時、費用(基準額)の全額を給付する。 (担当包括支援センターのケアマネが本人や家族と話し合い必要な介護サービスの計画作成) サービス受給平均件数:1,363件/月	73,849	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比9,043千円増額。
302	高齢者支援課	審査支払手数料	専門的業務を県内で統一的一括処理することで経費等の節減が図れる。	山口県国民健康保険団体連合会に委託している、介護保険給付についての、審査・支払いに対する手数料	14,207	A	山口県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則に基づき、適正に処理を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比19千円増額。
303	高齢者支援課	高額医療合算介護サービス費	所得に応じた軽減を行うことで経済的な支援を図る。	要介護被保険者の世帯に、医療保険制度に該当する世帯員がいる場合、被保険者からの申請の基づき高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、居宅サービスまたは施設サービスに要した費用が新たに設定された自己負担額を超えた時、超える額を償還払いで支給する。 (算定期間等:8月～翌年7月末までの介護・医療の負担額を合算)	28,465	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比910千円減額。
304	高齢者支援課	高額介護サービス費	所得に応じた軽減を行うことで経済的な支援を図る。	居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの1割負担世帯合算額が、所得区分に応じた負担限度額を超えるとき、超える額を償還払いで支給 毎月1回対象者に支給(新規対象者には申請勧奨通知の送付) サービス受給平均件数:1,871件	238,716	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比31,329千円減額。
305	高齢者支援課	高額医療合算介護予防サービス費	所得に応じた軽減を行うことで経済的な支援を図る。	要支援被保険者の世帯に、医療保険制度に該当する世帯員がいる場合、被保険者からの申請の基づき高額療養費の算定対象世帯単位で医療と介護の自己負担額を合算し、居宅サービスに要した費用が新たに設定された自己負担額を超えた時、超える額を償還払いで支給 (算定期間等:8月～翌年7月末までの介護・医療の負担額を合算)	97	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比6千円減額。
306	高齢者支援課	高額介護予防サービス費	所得に応じた軽減を行うことで経済的な支援を図る。	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービスの1割負担世帯合算額が、所得区分に応じた負担限度額を超えるとき、超える額を償還払いで支給 毎月1回対象者に支給(新規対象者には申請勧奨通知の送付)	0	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、増減なし。
307	高齢者支援課	第1号被保険者保険料過誤納還付金	適正な介護保険料賦課	第1号被保険者の、転出・死亡等により生じた過誤納保険料(前年度分)を還付	1,752	A	適正な介護保険料賦課 次期介護保険事業計画(平成30～32年度)の策定に伴い、過去3年間の利用者のサービス利用動向や給付実績を踏まえ、今後3年間の給付費等を見込んだ結果、対前年度比3千円減額。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
308	高齢者支援課	国庫支出金等返還金	補助金事務の適正な精算	前年度において過受領となっている、国県等の支出金を返還	118,759	A	国からの返還請求に対し、速やかに対処する。
309	高齢者支援課	介護給付費準備基金積立金	不測な給付への対応	介護保険の健全な財政運営のための、積立および取崩し	147,946	A	介護保険法に基づく介護保険財政の決算剰余金の積立、基金取崩し等の管理を適正に行う。
310	高齢者支援課	地域密着型介護サービス給付費	地域密着型サービス利用者の要介護状態の軽減や・悪化を予防でき、地域で自立した日常生活を営むことができる。	居宅要介護被保険者が、指定地域密着型サービス事業者から指定地域密着型サービスを受けた時、費用(基準額)の9割(8割)を給付する。	1,618,215	A	介護保険法による法定給付のため、法令に遵守し適正に事業を行う。
311	高齢者支援課	特定入所者介護サービス費	施設介護サービス利用者の経費負担について、所得に応じた軽減を行うことで経済的な支援を図る。	低所得の要介護被保険者が、施設サービス及び短期入所サービスを受けた時、食費と居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付する。 介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)で適用サービス受給平均件数:1,611件/月	393,353	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。
312	高齢者支援課	特定入所者介護予防サービス費	施設介護サービス利用者の経費負担について、所得に応じた軽減を行うことで経済的な支援	低所得の居宅要支援被保険者が、介護予防短期入所サービスを受けた時、食費と居住費について所得区分ごとの負担限度額を超える額を給付 介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)で適用サービス受給平均件数:6件/月	321	A	介護保険法による法定給付であり、適正に処理を行う。
313	高齢者支援課	介護給付等費用適正化事業費	介護給付費や介護保険料の増大の抑制につながるのと同時に、市民の介護保険制度への信頼感が高まる。 (医療情報突合・縦覧点検数H28目標:2,000件/月)	利用者に対する適正な介護サービスの確保と、不適切な給付の削減を図るため、認定調査状況の点検、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報突合・縦覧点検、介護給付費の通知の5事業を実施 ①認定調査状況チェック:全件実施 ②ケアプラン点検:抽出実施 ③住宅改修等の点検:抽出実施 ④医療情報突合・縦覧点検:毎月実施 ⑤介護給付費の通知:年2回実施	6,256	B	より効果的な介護給付費適正化が図られるよう、専門性、効率性の高い取組を目指す。
314	高齢者支援課	家族介護継続支援事業費	介護している家族に対する介護負担を軽減	●市県税非課税世帯であり、在宅の要介護4・5相当の高齢者で過去1年介護サービスを受けなかった方を介護している家族に対し慰労金(10万円)を支給する。支給件数:2件 ●紙おむつが必要な在宅の高齢者の介護を支援する家族に対し、紙おむつを支給する。紙おむつ支給人数:70人	2,054	B	事業内容の見直しを図りながら適正な事業運営に努める。
315	高齢者支援課	福祉用具・住宅改修支援事業費	必要な申請書類の作成を支援することでサービスの利用が容易になる。	契約介護支援専門員がいない要介護・要支援被保険者の住宅改修申請に必要な理由書作成に対し支給	69	A	法定給付
316	高齢者支援課	地域自立生活支援事業費	介護相談員の相談活動により、施設・入所者双方のより良い関係構築と介護サービスの質的な向上を図る。	介護相談員:21人(1人当たり3~4施設を担当)	2,416	B	介護保険施設等の利用者の不満や不安を解消を図るとともに、施設サービスの質の向上を図る。
317	生活支援課	生活保護費一般事務費	国、県の補助金を最大限活用し、事務費の抑制を図る。	生活保護法施行に要する事務費。	16,356	B	郵便料、手数料、システム保守委託料及び使用料は、平成28年度実績等を基に算出した結果、減額(△2,136千円)となったが、システム改修に必要な委託料(3,413千円)を新たに計上したことにより、増額となった。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
318	生活支援課	周南地区福祉施設組合負担金	一部事務組合を構成する下松市と協議をしながら、効率的な運営を進め、被保護者の自立を図る。	身体上又は精神上著しい障害があるために、地域での日常生活を送ることが困難な被保護者を入所させて、生活支援を行う救護施設「さつきの里」を周南市と下松市が一部事務組合として共同設置しており、同施設の維持・運営に係る経費の負担を行い、適正かつ効率的な運営に努める。	33,108	B	引き続き効率的な運営について、一部事務組合を構成する下松市と協議していく。	構成市負担金から差引く施設整備準備基金の額が減額となったため、救護施設分が増額となった。
319	生活支援課	生活保護扶助費	「漏給防止」、「濫給防止」、「被保護者への自立支援」、「医療費の縮減」を目標に掲げ、生活保護業務の適正化を図りながら、生活困窮者への扶助及び自立助長のための支援を実施。	生活に困窮する者に対し、その困窮程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を図る。	2,534,531	B	生活保護制度の実施は法定受託事務であり、法に基づき今後も適正実施に努める。	保護率の減少により、扶助費を見直した。
320	生活支援課	一時保護費	本籍地、住所地に帰郷したくても旅費のない旅行者に対し、近隣市町までの旅費を支給し目的地まで帰らせる。 身元不明の死亡人を収容の上、火葬に付し、遺骨を納骨堂に安置・供養する。	行旅病人に医療費・旅費等を支給。 行旅死亡人を収容の上、火葬に付し遺骨を納骨堂に安置、供養。身元不明又は身内のいない死亡人を火葬し遺骨を納骨堂に安置、供養。行旅困窮者に対し近隣市町までの旅費、飲食費を支給。	3,451	B	行旅病人及び行旅死亡人取扱法による事業であり、本事業は、民間等での対応は困難なものであり、社会援護の観点からも支援を行い、自立助長を図っていく。	平成28年度実績及び平成29年度実績見込みにより見直した。
321	生活支援課	特定中国残留邦人等支援給付事業費	生活支援費、住宅支援費、医療支援費等の支給により、被支援者の生活支援を実施する。	中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等に基づき、被支援者に必要な給付を実施する。	2,208	A	法定受託事務のため、引き続き適正な実施に努めていく。	平成28年度実績及び平成29年度実績見込みにより見直した。
322	生活支援課	生活困窮者住居確保給付金支給事業費	給付金の支給により、住宅及び就労の確保に向けた支援を実施する。	生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者を対象として、住宅費を支給する。	273	B	引き続き適正な実施に努めていく。	特になし
323	生活支援課	臨時福祉給付金支給事務費	消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮を行う。	臨時福祉給付金申請書を受け付けて審査し、支給対象者に給付金を支給する。	51,966	B	申請率向上を図るため、未申請者への申請勧奨を行い、さらなる周知に努める。	なし。平成29年度(28年度からの繰越)で事業が終了したため。
324	生活支援課	臨時福祉給付金支給事業費	消費税率引き上げに伴う低所得者への配慮を行う。	臨時福祉給付金の口座振り込み、現金窓口支給。	915,693	B	申請率向上を図るため、未申請者への申請勧奨を行い、さらなる周知に努める。	なし。平成29年度(28年度からの繰越)で事業が終了したため。
325	障害者支援課	障害一般事務	障害者福祉に係る事務を円滑に実施する	障害者福祉に係る事務を円滑に実施するための当該事務経費	2,975	B	障害者福祉に関する事務を円滑に実施するために必要な事務事業であり今後も継続する。	経常経費を精査し、歳出予算の削減に努めた。
326	障害者支援課	地域自立支援協議会運営事業	障害者福祉に関するシステムづくりについての協議を通じて障害者福祉を推進する。共生社会の理念普及、障害者の社会参加の促進のための理解を広める。	●定例協議会と4つの専門部会(相談支援、地域生活、就労、教育)、個別ケア会議の開催 ●「障害者の福祉を考える集い」の開催	497	B	障害者をとりまく地域の状況には様々な課題が発生している。制度改正や福祉の動向を見ながら新たな課題に取り組むため、より柔軟な発想による協議、市民参画のための普及・啓発に取り組む。	協議会活動をより活発にし、障害者福祉の充実に努める。
327	障害者支援課	障害者権利擁護事業	虐待の防止及び虐待を受けた障害者とその擁護者の保護・自立の支援。 判断等が困難な障害者の権利を保護。	●障害者虐待に対する体制整備として、障害者虐待対応協力者連絡会議を開催。 ●成年後見制度利用に係る市長申立。	71	B	障害者虐待の届出・通報に迅速に対応し、障害者に必要な支援が行えるよう、事案に対する対応体制の確立と支援のスキルアップ、予防や継続支援に係る見守りネットワークの構築に引き続き取り組む。	必要な支援が行えるよう、今後も体制整備に努める。
328	障害者支援課	障害者相談支援事業	情報の提供・助言が障害福祉サービス等の適切な支援につながり、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができる	●障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援事業所を設置。 ●相談支援の拠点として総合的な相談や障害者の権利擁護の援助等を行う基幹相談支援センターを設置。	17,476	B	相談支援事業所間の連携強化に努め、一層の機能強化を図る。	引き続き相談支援事業所間の連携強化に努める。
329	障害者支援課	障害者自立支援審査会事業	障害福祉サービスの適正な支給決定を行うために必要な「障害支援区分認定」を行う	障害福祉サービス利用申請者の認定調査資料、医師意見書を基に障害支援区分の判定等を行う審査会を開催	1,801	B	障害福祉サービスの支給決定に不可欠の事務であり、公正な執行に努める。	障害者自立支援審査会事業は、福祉サービスの支給決定に不可欠の事務であり、今後も計画的に進める。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
330	障害者支援課	障害者自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく居宅、通所、入所による障害福祉サービスや、補装具の支給により、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	●個々の利用者の障害支援区分、介護を行う者の状況、利用についての意向等を総合的に勘案し、介護給付費、訓練等給付費を支給 ●失われた身体機能を補完・代替する用具を取得・修理する補装具費を支給	2,023,402	B	法に基づいた支給であり、サービス等を必要とする障害者へ適正な給付が必要。サービスのニーズは多様化し、増加している。今後新たなサービス事業所の開設等に併い、事業費の増加が見込まれる。	利用者数の増には、心身障害者福祉作業所(通所支援事業)を就労継続支援B型(自立支援給付事業)に移行分が含まれる。利用定員が増え、事業費も伸びるが、国・県の負担金が活用できるようになった。
331	障害者支援課	難聴児補装具給付事業	幼児期から補聴器を装着することにより、言語能力の健全な発達と学力の向上が図られる。	障害者総合支援法の補装具費支給制度の補完的措置として、「軽度・中等度」の難聴児に対して、補聴器の購入費等を助成(県制度)	237	B	難聴児の早期療育により、言語能力の発達を促すのに有効な事業であり、補装具費給付制度の補完的措置として継続実施する。	制度の周知を図り、今後も適切な給付を行う。
332	障害者支援課	日常生活用具給付事業	障害児・者の日常生活上の困難を改善する。	障害の種類・部位に応じて、作成・改良・開発にあたり障害に関する専門的な知識や技術を要し、日常生活品として一般的に普及していない用具を給付。	34,948	B	日常生活用具の給付は、障害者の生活に不可欠の事務事業であり、継続して実施する。	制度の周知に努め、適切な給付を効率的に行えるよう努める。
333	障害者支援課	通所支援事業	社会との交流の促進等により地域生活を充実することができる	障害者デイサービスセンター、精神障害者地域生活支援センター、障害者福祉作業所に通所する障害者に、創作的な活動や生産活動の機会を提供し、また入浴等のサービスを実施。	56,376	B	障害者のニーズや、障害福祉サービス事業所の開設状況を勘案しながら、事業の在り方を柔軟に検討しつつ、必要なサービス提供体制をつくる。	障害者デイサービス事業を廃し、地域活動支援センターⅡ型事業を委託する見直しを行った。心身障害者福祉作業所を就労継続支援B型事業所(自立支援給付事業)に移行した。
334	障害者支援課	日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息や障害児の発達を支援する。	在宅の障害者・障害児を対象に、家族が介護できない場合や日常生活訓練等を行う場合に預かりサービスを提供	20,061	B	障害児・者のニーズとサービス提供事業所の提供体制整備の状況を鑑みて事業内容を検討する。	障害児通所事業、障害学童休日リフレッシュ事業をH30.4開所予定の地域活動支援センターⅡ型(通所支援事業)へ統合した。
335	障害者支援課	居宅生活支援事業	障害者の社会参加を進め、また介護する家族の負担軽減を図る	●重度の障害者に対してタクシーの基本料金を助成する ●自宅での入浴が困難な障害者に浴槽車を派遣する ●外出支援のためヘルパーの派遣や、福祉車両の貸し出しを行う ●自動車運転免許の取得や自動車改造に必要な費用を助成する	39,225	B	障害児・者が地域で生活することを支えるために必要な事業であり、実施方法などを検討しつつ継続する。	障害者の社会参加を進めると共に介護する家族の負担軽減を図るための有効な手段を検討しつつ事業を継続する。
336	障害者支援課	障害者地域支援事業	在宅障害者の健康維持と自立した生活を支援する。	●在宅の障害者へ定期的に栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否を確認 ●ひとり暮らしなどの重度障害者宅に緊急通報システムを設置	450	C	利用者数が減少傾向にある。見直しを含めた検討が必要。	高齢者の安心安全事業の見直しに合せて検討する。
337	障害者支援課	意思疎通支援事業	聴覚障害者や視覚障害者のコミュニケーションを支援し情報を保証する	●手話通訳者や要約記者を派遣 ●手話奉仕員・点訳奉仕員・朗読奉仕員を養成する講座を開催 ●点訳広報、声の広報を発行	8,358	B	障害者が情報を共有するためには欠かせない事業であり、今後も継続する。障害者差別解消法の施行により、意思疎通支援従事者が要請される場面が増加すると思われる。	意思疎通支援事業は必要不可欠な事業であり、通訳者等の確保に努める。
338	障害者支援課	就労支援給付金支給事業	障害者の就労意欲の向上と就労にチャレンジする機会の増加	●就労継続支援事業所等に通所する者に就労支援給付金を支給 ●職場実習等を行う障害者に就労支援給付金を支給	11,526	B	通所就労施設等の利用者に対するインセンティブとして、有効に活用されており、現制度での事業継続が望まれる。	効果的な事業実施につながるよう、制度の周知に努める。
339	障害者支援課	療育訓練等事業	障害児(者)の障害の軽減・情緒の安定を図るとともに、親の情報交換が行える	●母子通園による療育訓練の実施 ●専門職員の指導のもとに療育訓練や療育キャンプを行う	2,262	B	専門的な療育訓練を受ける機会を保障することは必要である。県の動向なども見極めつつ継続する。	専門的な療育訓練を必要とされる方が利用できるよう、周知に努める。
340	障害者支援課	スポーツ・レクリエーション活動支援事業	障害者同士の交流、障害者の生きがいづくりに貢献する。家族のふれあい、情報交換を図る	●周南3市の身体障害者が軽スポーツ等を体験する「ふれあいフェスタ」を開催(H27は周南市で開催) ●障害者福祉ネットワーク協議会による「集まれフェスタ」の開催	679	B	障害者の社会参加を促進するため大切な事業であるが、「集まれフェスタ」は、実施団体との協議により平成28年度をもって終了することを決定。	障害者の社会参加の促進に結びつけるよう、県や関係団体と協力し、事業の活性化を図る。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
341	障害者支援課	障害者・ボランティア団体育成事業	組織強化と活動の活発化により、福祉の推進を図る	当事者・家族団体の活動、ボランティア団体の活動を補助金で助成	2,290	B	実績報告、決算の状況等により団体の適切な運営について状況を把握し、必要に応じて助言していく。	障害者の社会参加の促進を図るために各団体の組織強化に必要な助言を行う。
342	障害者支援課	福祉ホーム事業	福祉ホーム利用希望者の居住の確保	他市が設置する福祉ホーム入居者の負担金	168	B	サービス等利用計画等に基づき利用があれば必要な費用を負担する。	事業実施に必要な経費を計上した。
343	障害者支援課	自立支援医療・療養介護医療給付事業	障害児・者に必要な医療を給付する	●身体障害児・者に、身体機能の障害を軽減・改善するための医療費を助成 ●医療と常時介護を必要とする重度障害者に、療養上の管理、医療等を行う医療費を支給	178,113	A	障害者総合支援法に定められた、障害者の自立更生や日常の療養に必要な医療費を負担する必要不可欠な事業である。	事業実施に必要な経費を計上した。
344	障害者支援課	重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者が、負担無く安心して医療を受けられる	医療保険の自己負担分を助成する	604,686	B	一部負担分の単市助成の継続は今後の課題である。他市町の状況を注視しながら検討する。	単市助成はあるが、重度心身障害者が安心して医療を受けられる制度であり、継続実施する。
345	障害者支援課	特別障害者手当等支給事業	経済的負担の軽減と福祉の増進を図る	重度の障害者や重度の障害児を看護する保護者等に手当を支給する	49,114	B	障害児・者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図るために必要な事業である。	事業実施に必要な経費を計上した。
346	障害者支援課	心身障害者扶養共済制度掛金助成事業	保護者が亡くなった後の心身障害者(児)の生活安定と福祉の増進を図る	山口県心身障害者扶養共済制度掛金の2分の1を助成	4,441	B	障害者の生活の安定を図るための事業であり継続して実施する。	制度が有効活用されるよう、周知に努める。
347	障害者支援課	障害児通所給付等事業	児童福祉法に基づく障害児への相談支援や通所サービスを提供し、障害児の健やかな発達を促進する	障害児に対する通所サービス事業等の利用に係る給付	214,712	B	児童福祉法に基づく法定サービスに対する給付であり、今後も適正な給付に努める。	事業実施に必要な経費を計上した。
348	障害者支援課	障害児・者福祉施設整備費助成事業	障害者福祉施設の運営の安定に寄与する	民間の法人が整備した障害者福祉施設の整備費を補助(債務負担)	15,914	A	障害の重度化や個別支援の必要性から、旧来の施設基準のままで十分な対応が困難な施設が残存する一方、国の方針として新たに地域生活拠点の整備が求められるなど、施設整備による対応を求められる情勢は継続している。施設支援力の向上のためにも継続の必要がある。	債務負担行為が設定されている事業である。
349	地域医療課	地域保健医療推進事業	地域医療を確保するために、徳山医師会病院の経営の安定化を図る。	徳山医師会病院の本館建替えに係る建設費の一部、及び(独)福祉医療機構から借入れた建設資金の利子相当額を補助する。	27,634	B	徳山医師会病院建設費補助金の事務の遂行にあたり、徳山医師会から必要な資料を提出させ、精査し補助する。	徳山医師会病院の経営の安定を図ることで地域医療を確保する。
350	地域医療課	地域医療対策事業	住み慣れた地域で誰もが安心して健やかに生活できるよう、地域医療の充実を図るため、市内の指定医療機関で勤務する医師を確保する。	将来、市内の指定医療機関で医師として従事しようとする者に対して、大学での修学及び入学に必要となる資金の貸し付けをする。	9,602	C	奨学生が卒業後、市の指定医療機関で従事できるよう、奨学生の意向を確認しながら、大学、医療機関等と連携していく。	制度の見直しを図るため、前年度に引き続き、新規貸付は行わない。
351	地域医療課	診療所管理運営事業	地理的条件が悪く、高齢化が進む地域(中須・須金・大向・大道理・大津島・八代地域)において、安心して医療サービスを受けることができる。	市が設置した中山間地域の診療所の管理及び運営を行う。	38,362	B	中山間地域、離島における医療提供体制を継続しながら、適切な医療体制を検討する。	中山間地域における医療提供体制を確保するため、診療体制の見直しを行った。
352	地域医療課	休日夜間急病診療所運営事業	休日(年末年始を含む。)及び夜間における急病に際し、安心して応急的な初期救急医療(一次救急医療)を受けることができる。	休日や夜間において、応急的な初期救急医療(一次救急医療)を担う休日夜間急病診療所の管理及び運営をする。	85,267	B	休日夜間急病診療所の運用による初期救急医療(一次救急医療)の確保に引き続き努めるとともに、施設の老朽化等による機能移転について、関係機関との協議を継続する。	出務医師の確保が困難な状況のなかで、医師会とも協議を行い、受診者の少ない平日夜間の外科診療のみ廃止することにより、一次救急医療体制を維持する。
353	地域医療課	救急医療対策事業	休日における急病(歯科・産婦人科・熊毛地域の内科等)に際し、安心して応急的な初期救急医療(一次救急医療)を受けることができる。病院群輪番制病院を支援することにより、休日及び夜間における重症患者に対する医療(二次救急医療)を安心して受けることができる。	休日歯科診療所の運営を委託により行う。産婦人科休日日在宅当番医及び熊毛地域休日日在宅当番医事業を委託により実施する。休日及び夜間における二次救急医療を行う病院群輪番制病院の運営費の一部を補助する。	50,016	B	市民の安心安全の観点から救急医療体制を維持する。休日歯科診療事業については、近隣市へ運営費の負担等の協力をお願いしていく。	ひき続き、病院群輪番制、休日歯科診療所、在宅当番医制等による救急医療体制を維持する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
354	地域医療課	介護老人保健施設事業費	経営の健全化を図り、長期的に安定した経営を行いたい。	一般会計から、企業債の元利償還金のうち用地取得分の全額及び建物建設分の3分の1を補助金として繰り出す。	44,231	B	当施設を利用いただけるよう、パンフレットの作成、内外のケアマネージャーや介護専門職への働きかけや、連携を強化する方法等により、施設の周知を図り、新規利用者の獲得、稼働率の改善に努めると共に、要介護度の高い入所者の受入を増やし、単価を上げる。また、さらなる経費の節減を図る。	地域のケアマネージャー等への働きかけを強化し、当施設への紹介数増加による新規の入所者及び通所利用者の確保による経営改善を図る。
355	地域医療課	市立病院事業費	経営の健全化を図り、長期的に安定した経営を行いたい。	一般会計から、①救急医療の確保に関する経費②リハビリテーション医療に要する経費③高度医療に要する経費④医師・看護師等職員の研究・研修に要する経費の1/2、⑤医師確保対策に要する経費(派遣職員通勤経費)⑥建設改良に要する経費(借入の元金・利息)(平成14年以前は2/3、平成15年度以降は1/2)を繰り出す。	409,753	A	平成28年度からの新改革プランに基づき、地域包括ケア病床の効果的な運用、医師確保に向けたアプローチを継続し、着実な経営改善の推進を図る。	新改革プランを確実に進行させ、医師を安定的に確保するとともに、病棟の稼働率を向上させることにより、施設の有効利用、経営の安定化を図ることで、収支均衡を目指すことを計画している。
356	地域医療課	一般管理事務費	診療所運営の維持・確保が図られ、安心して安全な医療を提供することができる。	・臨時職員2名賃金である。 ・診療受付、診療報酬請求業務委託料である。 ・医師会や山口県国民健康保険団体連合会等の医療機関に対する負担金である。 ・診療所管理事務費である。	20,612	B	引き続き常勤医師を確保するために公募を継続し、他の医療機関の協力を得ながら、診療活動を進めていく。	常勤医師が確保できていないことから、新南陽市市民病院と山口県立総合医療センターからの医師派遣による医療体制を維持するために必要な経費を計上する。
357	地域医療課	研究研修一般事務費	高度多様化する医療技術に対応するため、職員の資質向上を図ることにより、的確な医療を提供することができる。	診療所に勤務する医師・看護師として、理解を深め研鑽するための研究研修費である。	54	C	各研修会等へ積極的に参加することにより、職員の資質向上を図っていく。	常勤医師が確保できていないため、研修費の計上はしない。
358	地域医療課	医療用機械器具整備事業費	診療所の施設整備を計画的に整備することにより、安心して安全な医療を継続して提供することができる。	医療用機械器具の修繕料、賃借料及び簡易医療機器を購入して医療体制の整備を図り、診療業務の円滑化と市民サービスの向上に努める。	589	A	医療用機械器具の整備を図り、診療業務の円滑化と市民サービスの向上に努めていく。	疾病の早期発見のための医療機器の維持と在宅患者への医療機器の貸し付けをし、安心の医療提供をする。
359	地域医療課	医薬品衛生材料整備事業費	診療所の施設整備を計画的に整備することにより、安心して安全な医療を継続して提供することができる。	実施計画に基づき医療用機械器具の整備を図り、診療業務の円滑化と市民サービスの向上に努める。	689	A	治療の際に使用する医薬品については適正に管理し、他の医薬品は安全に患者へ提供できるように院外処方として進める。	院内での診療に必要な医薬材料は引き続き確保していく。
360	地域医療課	検査解析業務等委託事業費	信頼のおける専門業者に委託し、診療業務の円滑化を図ることにより、地域住民の疾病の早期発見・早期治療を実施することができる。	検査解析業務を委託し、適切な治療に結びつけることにより、患者及び市民サービスの向上に努める。	408	C	地域住民の疾病の早期発見、早期治療を実施し、地域医療の増進に寄与する。	疾病の早期発見、早期治療を実施するための検査委託料を計上する。
361	次世代支援課	児童福祉総務一般事務費	・地域組織に補助を行うことで、児童の福祉の増進、子育てネットワークの強化を図る。 ・子ども育成支援対策審議会を開催し、広い範囲からの意見を聴取する。	・地域活動団体への補助 ・子ども育成支援対策審議会の開催	934	A	・補助金の支出にあたっては、補助団体の財政状況や実績を検証しながら適正に行う。 ・子ども育成支援対策審議会を必要に応じて開催し、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理や各種施策に対する意見聴取を行う。	平成28年度に申請実績のあったちびっこ広場事業補助金について、既存広場の遊具修繕1件(75千円)を計上。それ以外の予算額を前年度並に抑えた。子ども・子育て支援事業計画策定委託料について、前回調査並に抑えた。
362	次世代支援課	子育て短期支援事業費	一時的に養育が困難となった児童及びその家庭の福祉の向上を図る	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童の養育・保護を社会福祉法人に委託する。	275	B	児童福祉法に基づく制度であるため、必要に応じ、法に基づいて事業を進める。	
363	次世代支援課	児童館運営事業費	子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするとともに、遊びの体験を通じて、子どもの自主性、創造性、社会性を育てる。	児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童厚生員を配置し、自由来館者の見守りや相談対応のほか、各種講座を開催する。	45,022	D	児童館事業は廃止とし、機能の一部を子育て支援センターや市民交流施設で担う方向性。主に小学生の居場所づくり等を公民館等の市民交流施設で図り、全体的に地域における子育て支援力の向上を促す。なお、児童館閉館後の建物は、館ごとに転用か解体とする。	榎浜児童館閉館に伴う対応、耐震診断業務の終了のほか、予算額を前年度並に抑えた。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
364	次世代支援課	地域子育て支援拠点事業費	各地域で、親子がともに遊ぶ場や、交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供し、子育てに不安や悩みを持つ親を支援する。	施設ごとに開所時間を設定し、年間計画による季節行事、運動遊びなどのミニイベントや子育て講習会等を開催するとともに、日頃親子が自由に来館し、ふれあえる場を提供。また、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークル等への支援にも対応。	66,622	A	子育て関連施設分類別計画に基づく中核的子育て支援施設の整備。 母子保健事業との一体的な取り組みにより、サービス内容の充実を図る。	平成30年度より榊浜児童館閉館の経過措置として、榊浜公民館において月1回の子育てひろばを行うため、センター職員及び勤務日数の増で対応。新たな再任用職員の配置、H29年度の勤務実態に即した職員配置で前年度並みに抑えた。
365	次世代支援課	ファミリーサポートセンター運営事業費	地域において育児の援助が必要な人と、提供できる人の調整・橋渡しの業務を行うことにより、子育て世帯の男女労働者の子育ての両立と、働きやすい環境づくりに行い、児童の福祉の向上を図る。	育児の援助が必要な人と、提供できる人を会員登録し、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動等の調整を行い、保護者の仕事と子育ての両立支援を行う。	6,376	B	子育て講習会や子育て世代との交流会への参加促進を行い、子育て支援を身近に感じ、できることから始めてもらえる支援者の新規掘り起しを進めるとともに、小学生の保護者に対して事業PRを進め、事業拡大に努める。	人件費以外の予算を前年度並みに抑えた。
366	次世代支援課	婚活・子育て応援事業費	まちづくり総合計画の社会で育む少子化対策プロジェクトの一環として、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」の展開を図り、子育てしやすい環境づくりを推進する。	①婚活・子育て支援活動助成事業(婚活)②婚活・子育て支援活動助成事業(子育て)③赤ちゃんの駅整備事業費助成事業④結婚に関するセミナー等⑤子育てに関する講演会等⑥しゅうなんイクボス同盟推進事業	1,043	B	子育て家庭を取り巻く環境づくりを推進し、民間団体・企業等による子育て支援活動を促進する。	各補助金について、H28実績をもとに、減額した。
367	次世代支援課	児童クラブ事業費	児童クラブを実施することにより、児童の安心安全な居場所づくりを提供する。	保護者が仕事や病気などにより家庭での保育ができない場合、授業終了後及び長期休業中に、小学1年生から6年生までの児童を対象に、専用施設や小学校余裕教室、児童館等で、学童保育を実施する。	205,408	B	児童クラブの入会者数は年々増加傾向にあるため、引き続き余裕教室の確保などの環境整備をすすめていく。 また、28年度から新たに配置した児童クラブ専任アドバイザーの継続や、職員向け研修などを通して、職員の資質向上と保育内容の充実にも努めていく。	保護者のニーズに応えクラブの増設を進めてきているが、増設に伴い増大する人件費(報酬・賞金・シルバー人材センターへの委託料)を改めて精査し、報酬と委託料の減額を実現した。
368	次世代支援課	児童クラブ整備事業費	保育環境の改善を図ることにより、安全で質の高い保育サービスを提供する。	入会児童数の増加で飽和状態にある児童クラブについて、小学校教室の確保・整備を行い、施設・環境の改善を図る。 夏期休業中の入会者数の増加に伴い、教室を一時的に開設する児童クラブの整備を行う。	44,372	A	今後も、保育環境の改善を図ることにより、安全で質の高い保育サービスを提供していく。	29年度の夏期休業中の児童数増加に対し、高学年の受入ができなかったクラブがあったが、年度内に、学校と児童クラブとが兼ねて使用できる教室の確保ができたため、30年度当初から、空調設備工事や教室修繕など、保育に適した環境整備をすすめる。
369	次世代支援課	こども家庭相談事業費	子どもに関する相談について、助言・指導の実施や、関係機関との連携により相談支援体制を整えることで、児童虐待の発生予防、子どもの最善の利益の保障と、安心安全な暮らしを守る。 また、児童虐待防止に向け人財育成及び支援体制の強化を図る。	○子どもに関する相談窓口の設置 ○関係機関との連携により、児童虐待など要保護児童の早期発見と適切な保護を実施するための調査及び支援の実施。 ○周南市要保護児童対策地域協議会の調整機関として、各種会議の招集、支援内容の協議、及び支援の進捗管理及び見直し。 ○協議会のネットワーク強化や支援者の専門性の向上を図るための研修等の実施	3,867	A	平成28年度から開始された子育て世代包括支援センターで母子保健型と基本型を一体的に実施する中で、こども相談機能は包括支援センター内に集約する。こども家庭相談事業では、ハイリスク家庭や虐待を含む要保護児童、要支援児童に対する専門的な支援を充実させる。	
370	次世代支援課	児童虐待防止対策強化事業費	児童虐待などの要保護児童の早期発見と適切な保護を図る。また要支援児童に対して、必要な社会資源やサービスにつなげ、虐待の未然防止、安心安全な暮らしの保障を図る。	○児童虐待通告についての啓発 ○虐待通告に際し、迅速適切な安全確認、調査および支援の実施	2,072	A	相談や通告に対し、子どもの安全を最優先し、迅速かつ的確に対応できる体制を整える。また、女性相談員を配置し、DV案件に対して庁内外関係機関と連携し、適切な保護を図る。	
371	次世代支援課	子育て世代包括支援センター事業費(基本型)	支援の必要な家庭の早期発見と早期対応を行うことで、育児の負担や不安感の軽減を図る。また、地域の子育て支援ネットワーク強化や地域資源の育成を行うなど、子育て支援体制の強化を図る。	○妊娠、出産、子育てについてのワンストップ相談窓口を設置し、地域の子育て支援事業や教育・保育施設を円滑に利用できるような支援。 ○地域の子育て支援団体とのネットワーク強化。	6,360	A	こども家庭相談事業と子育て世代包括支援センターのより一層の連携強化を行い、妊娠、出産、子育て期に渡り、ローリスクからハイリスク家庭までの切れ目のない支援の充実を図ることで、虐待の発生予防、緊急時の迅速な体制を整える。	
372	次世代支援課	児童手当費一般事務費	受給資格者に対し児童手当を支給する。	受給資格者の認定請求や現況届により受給要件および手当の額についての認定を行う。	3,374	A	児童手当法に基づく児童手当の支給事務であり、法に基づき実施する。	臨時職員の雇用月数を2ヶ月分減らした
373	次世代支援課	児童扶養手当費一般事務費	受給資格者に対し児童扶養手当を支給する。	認定請求や現況届により受給要件及び手当の額について、認定を行う。	1,860	A	児童扶養手当法に基づく児童手当の支給事務であり、法に基づき実施する。	人件費以外の予算額を前年度並に抑えた

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
374	次世代支援課	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	中学校終了前の児童の養育者に対し児童手当を支給。	2,292,295	A	児童手当法に基づいた手当であり、法に基づき事業を進める。	支給対象児童見込数を精査し、55,047千円減額した
375	次世代支援課	乳幼児医療費助成事業費	乳幼児の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。	乳幼児の医療費の自己負担相当額を助成。	197,436	A	県においては医療費の一部負担が導入されているが、周南市は無料化を継続している。今後も、他市の動向や他の支援制度全体の中で研究を進めたい。	県制度対象者の医療費を精査し、19,344千円減額した
376	次世代支援課	こども医療費助成事業費	児童の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る	小学1年～6年生の児童の医療費の自己負担相当額を助成(所得制限あり)。	190,498	A	県においては医療費の一部負担が導入されているが、周南市は無料化を継続している。今後も、他市の動向や他の支援制度全体の中で研究を進めたい。	
377	次世代支援課	遺児福祉手当	義務教育終了までの遺児の福祉の増進を図る。	保護者に対し、遺児一人につき年額30,000円を支給する。ただし、当該年度の9月30日までに転出等により受給資格を喪失したときや、当該年度の10月1日から翌年3月31までに資格取得のときは、遺児一人につき年額15,000円を支給する。	2,595	A	他市の状況等を把握し、その状況を勘案しながら事業を継続する。	支給対象児童見込数を精査し、255千円減額した
378	次世代支援課	母子父子自立支援事業費	ひとり親家庭の母または父の就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得や能力開発の取り組みを支援することにより自立が図られる。また、経済的自立を図るための貸付や、子どもの修学等の貸付をすることで母子家庭等の生活の安定が図られる。	●高等職業訓練促進給付金：看護師、介護福祉士等の資格を取得する期間(1年以上のカリキュラム)、月100,000円(市民税非課税世帯)、月70,500円(市民税課税世帯)を上限3年として支給。 ●自立支援教育訓練給付金：ホームヘルパー等の厚生労働大臣指定の資格取得のための講座受給費用の6割程度を補助する。(20万円以内) ●母子福祉資金等貸付事業：事業・住宅・修学資金等12種類の貸付があり、申請を受け、県に進達。	12,173	A	母子父子自立支援のための有効な事業であり、ハローワークや、山口県母子家庭等就業・自立センターとも連携し、積極的なPRに引き続き努めたい。	利用予定者数を精査し、積算額の増額を抑えた
379	次世代支援課	母子生活支援施設措置委託事業費	母子家庭の自立の促進を図る。	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を委託する。	0	A	児童福祉法第23条の規定に基づく事業であり、保護すべき母子世帯の入所先として必要であることから、法に基づき事業を進める。	前年度並に抑えた
380	次世代支援課	助産施設措置費委託事業費	衛生的な分娩ができ妊産婦の保健増進が図られる。	経済的に入院助産を受けることができない妊産婦の助産施設への入所を委託する。	1,043	A	児童福祉法に基づき、経済的に入院助産ができない妊産婦に対する制度であり、入院助産は今後も徳山中央病院に委託することによりコストの削減に努めていきたい。	前年度並に抑えた
381	次世代支援課	ひとり親家庭医療費助成事業費	ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図られる。	ひとり親家庭の医療費の自己負担分を助成。	82,180	A	県主導で創設された制度である。経済的基盤の弱いひとり親家庭等の診療の機会を容易にし、その費用の負担軽減を図ることにより、対象世帯の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るために意義のある事業であるため、今後も継続していきたい。	受給者見込数を精査し、3,004千円減額した
382	次世代支援課	児童扶養手当	ひとり親家庭等の経済的安定と自立の促進が図られる。	●父又は母と生計を同じくしていない児童の養育者に対して、経済的安定と自立の促進を図るため手当を支給。	533,826	A	児童扶養手当法に基づく制度であり、ひとり親家庭等の経済的支援施策として有効である。児童扶養手当法に基づく国制度であり、今後も国制度に基づき事業を実施していきたい。	支給対象者数を精査し、17,155千円減額した
383	次世代支援課	母子福祉団体等助成事業費	会員相互の生活の向上、子女の健全育成と母子寡婦の福祉の増進を図る。	周南市母子寡婦福祉連合会へ補助金支払。	387	B	団体の会員数や事業内容を精査し補助金額を見直す。	補助金額の見直しを実施し、37千円減額した
384	保育幼稚園課	幼稚園運営事業	公立幼稚園の適正な管理運営を行うことで、幼児教育の機会を確保する。	●公立幼稚園の適正管理及び効果的な幼稚園運営の実施 (1)幼稚園運営に必要な臨時職員の配置 (2)幼稚園教育の効果をあげるための環境整備 (3)特別な配慮を要する園児に対する補助員の配置	36,161	B	公立幼稚園の適正な管理及び効果的な園運営に努める。	実績に基づき事業費を精査し、当初予算へ反映した。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
385	保育幼稚園課	幼児ことばの教室運営費	ことばに課題をかかえる幼児・保護者への支援を行うことで、個に応じた望ましい育成を図る。	●ことばに課題をかかえる幼児のことばの改善を図るための通級指導 (1) 指導に必要な嘱託職員を配置 (2) 指導環境の整備 (3) 保護者、各幼稚園・保育所等関係機関への啓発	5,908	A	ことばの支援や指導を要する児童の増加が見られる状況において、有効な事業であり、継続して事業を実施する必要がある。	
386	保育幼稚園課	私立幼稚園就園奨励事業	私立幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園の保護者負担の格差是正を図る。	●園児保護者補助金 (1) 在園児一人当たり月額5,000円を保護者に補助(単市事業) ●就園奨励費補助金 (1) 世帯の市民税所得割額に応じた補助(国補助率1/3) ア) 第1子 補助限度額62,200円～308,000円 イ) 第2子 補助限度額154,000円～308,000円 ウ) 第3子 補助限度額308,000円 ひとり親世帯等は217,000円～308,000円。生活保護世帯はア～ウにかかわらず、補助限度額308,000円	266,300	A	国の事業補助である「就園奨励費」と周南市独自の補助事業である「保護者補助金」により、私立幼稚園児の保護者の負担軽減を図る事業として必要である。	対象児童見込数の減により減額。
387	保育幼稚園課	私立幼稚園特別支援教育費補助事業	私立幼稚園における特別支援教育の充実を図る。	●山口県私立幼稚園協会に対する補助 (1) 特別教育を必要とする幼児が在園する幼稚園に対し、私立幼稚園協会が実施する補助事業が対象 (2) 特別教育を必要とする幼児一人当たり県と市町がそれぞれ年額131,000円を私立幼稚園協会に補助	262	A	私立幼稚園の特別支援教育推進のため有効な事業であり、継続して事業を実施する。	
388	保育幼稚園課	多子世帯応援保育料等軽減事業(私立幼稚園)	多子世帯の幼稚園保育料を軽減することにより、保護者の負担軽減を図る。	●幼稚園を利用する多子世帯(第3子以降)の幼稚園保育料を軽減	8,717	A	多子世帯における保護者の負担軽減を図るものであり、今後も必要な事業である。	
389	保育幼稚園課	幼稚園施設整備事業	公立幼稚園8園の適正な施設整備を行うことで、良好な幼児教育の環境が確保できる。	幼稚園施設の施設整備等	9,220	A	引き続き、公立幼稚園の適正な施設整備に努める。	夜市幼稚園の解体が平成29年度で完了したことにより事業費を減額。
390	保育幼稚園課	保育所運営事業	保護者の子育て支援の充実を図り、保育所「待機児童」ゼロを堅持する。	●公立保育所18施設(定員1530人)における保育の実施に必要な管理運営	534,744	A	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、この事業を確実に実施する。	公立保育所1園の民営化により事業費の減額を行った。
391	保育幼稚園課	民間保育所施設運営費等補助事業	民間活力を活用していく上での担い手として、運営基盤の強化を図る。	●私立保育所9施設を対象に保育環境を整備し、入所児童の処遇向上及び施設運営の健全化を図るために補助金を交付 (1) 施設割340千円、定員割1人当たり2千円 (2) 社会福祉法人設立経費補助(上限500千円) ※(1)については平成28年度で終了。	3,925	B	社会福祉法人設立経費補助については、今後も、個人名義で運営する保育所に対し、本制度を活用し社会福祉法人等の法人格を取得するよう促していく。	平成30年度に社会福祉法人格を取得する民間保育所がないため事業費の減額を行った。
392	保育幼稚園課	保育所再編整備事業	公立保育所の再編整備を推進し、保育サービスの向上と安心・安全な保育環境の確保に努める。	●公立保育所の民営化に向けた引継保育の実施 ●公立保育所の民営化に伴う民間事業者の施設整備に対する補助 ●民営化に伴う民間事業者の参入調整	195,819	A	引き続き、公立保育所再編整備プランに基づき、民営化の取り組みを進める。	
393	保育幼稚園課	障害児保育事業	障害児に対する子育て支援の充実を図る。	●障害児の保育に対応するため、障害児を受け入れている公立保育所に対し、保育士を加配 ●事業目的に沿った保育を実施する私立保育所に対し補助金を交付	39,621	A	平成24年度より市単独事業となったが、障害児保育へのニーズに適切に対応するためには、事業の継続が必要である。	
394	保育幼稚園課	延長保育事業	通常保育の時間帯では送迎が困難な保護者に対しての就労支援	●多様な保育ニーズに対応するため、通常11時間の開所時間を超えて、更に1時間の延長保育を実施(公立保育所9施設) ●事業目的に沿った保育を実施する私立保育所8施設に対し補助金を交付	16,377	A	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされている。本事業は、こうしたニーズに対応するために必要な事業であり、継続して事業を実施する。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
395	保育幼稚園課	保育所地域活動事業	保育所の有する専門的機能を地域のために活用し、児童福祉の向上及び地域福祉の向上を図る。	●「世代間交流事業」「異年齢児交流事業」「育児講座」など、地域の特性や多様化する保育ニーズに応じた事業を展開 ●事業目的に沿った保育を実施する私立保育所に対し補助金を交付	1,813	B	平成24年度からは市単独事業となっており、公益性や必要性等の観点から、事業内容等の見直しを検討する必要がある。	公立保育所については保育所運営事業費の予算内で対応することとした。
396	保育幼稚園課	一時預かり事業	保育を必要とする幼稚園児の一時預かり事業を市が幼稚園に委託することにより、幼稚園教育を受ける機会の拡大を図る。 保護者の勤務形態の多様化や急病、育児疲れの解消に伴う一時的な保育ニーズに対応するとともに、通常の保育事業を補完する有効な保育サービスを提供する。	●地域子ども・子育て支援事業における幼稚園児の「一時預かり事業」を私立幼稚園に委託 ●保護者のパート就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難となる児童の一時預かりを実施 ●事業目的に沿った保育を実施する私立保育所に対し、補助金を交付	29,010	A	「子ども・子育て支援新制度」により創設された一時預かり事業の給付体系に位置付けられる保育所、幼稚園および認定こども園への給付を、平成28年度より「子ども・子育て支援費」に一本化し、円滑な給付に努める。	
397	保育幼稚園課	民間保育サービス施設入所児童処遇向上事業	認可外保育施設へ入所している児童及び職員の処遇向上を図る。	●民間保育サービス施設(認可外保育施設)の職員研修経費と職員及び入所児童の健康診断経費について補助金を交付 (1) 研修代替職員雇用事業費補助金 (2) 入所児童健康診断事業費補助金 (3) 職員健康診断事業費補助金	244	A	全県的な事業であり、民間保育サービス施設(認可外保育施設)の入所児童の処遇向上のため、継続して事業を実施する。	
398	保育幼稚園課	病児保育事業	急性期あるいは病気回復期にある児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てで就労の両立を支援する。	家庭での保育が困難な生後3か月から小学生までの児童が、急性期あるいは病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間において、一時的にその児童を病児保育施設で預かり、保育を実施する。	61,146	A	現在、市内3か所の医療機関で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況である。今後も、継続して事業を実施する。	受け入れ見込数の減により減額。
399	保育幼稚園課	多子世帯応援保育料等軽減事業(認可外保育施設)	子育て支援、少子化対策の一環として、多子世帯における経済的負担の軽減を図る。	●認可外保育施設を利用する第3子以降の児童を対象とし、年間1人5万円を限度に補助金を交付 (認可保育所への多子世帯保育料等軽減措置との均衡を図るもの。)	771	A	少子化対策を進める上で、多子世帯保護者の経済的負担の軽減による子育て支援策として、継続が必要な県費補助事業である。	
400	保育幼稚園課	施設型給付事業	地域のニーズに基づき、幼児期の教育の提供について計画を策定し、給付事業を実施することで量の拡充と質の向上を図る。	●私立保育所に対する施設型給付費の交付 ●「子ども・子育て支援新制度」に移行した私立幼稚園に対して施設型給付費を交付 ●認定こども園に対する施設型給付費の交付	1,103,669	A	「子ども・子育て支援新制度」により創設された施設型給付費の給付体系に位置付けられる保育所、幼稚園および認定こども園の各事業の給付を平成28年度より一本化し、円滑な給付に努める。	
401	保育幼稚園課	地域型保育給付事業	地域のニーズに基づき、幼児期の教育の提供について計画を策定し、給付事業を実施することで量の拡充と質の向上を図る。	●小規模保育施設、事業所内保育施設に対する地域型保育給付費の交付	90,269	A	「子ども・子育て支援新制度」により創設された地域型保育給付費の給付体系に位置付けられる小規模保育施設、事業所内保育施設への給付事業であり、円滑な給付に努める。	
402	保育幼稚園課	児童園運営事業	児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにする。	●満3歳以上就学前の幼児を対象とした児童厚生施設である「長穂児童園」を運営	14,782	D	地域の児童の利用が少ない状況を踏まえ、廃止の検討を行う。	
403	保育幼稚園課	利用者支援事業	教育・保育施設を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。	●「子ども・子育て支援新制度」に対応するため、子ども及びその保護者が教育・保育施設を円滑に利用するための支援を行う専門職員を配置。	2,099	A	地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るため、周南市子ども・子育て支援事業計画に従い実施する事業である。	
404	保育幼稚園課	社会福祉施設整備関係借入金等償還補助事業	「周南市社会福祉法人に対する助成に関する条例」に基づく、建設借入金の利息補助により、民間保育所施設運営の健全化を図る。	●社会福祉法人岳陽会(こもれび保育園)に対して、独立行政法人福祉医療機構からの建設費借入金の利息について補助金を交付(債務負担)	24	A	社会福祉施設運営が健全に行われることを目的に、条例等に基づいて施設整備のための借入れに対する利子について一部補助を行っていく。	
405	保育幼稚園課	産休代替職員雇用経費	職員の母体保護及び専心療養の保証を図り、児童等の処遇の正常な実施を確保する。	●産休等により長期間にわたって休暇を取得する職員の職務を行わせるため、産休代替職員を雇用	30	A	公立保育所職員の母体保護、専心療養の保証、及び入所児童の適切な処遇を確保するため、継続して実施する。	対象となるのは同一条件での雇用の場合のみであるため、対象保育士の見込み減を行った。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
406	健康づくり推進課	保健衛生総務一般事務	社会環境や疾病構造の変化に応じた保健サービスの質の向上を目指す。	保健事業に関する知識・技術の向上のための情報収集及び関係機関との連携強化の推進	732	B	常に化する保健事業に関する知識・技術の向上と情報収集及び関係機関との連携強化をより一層推進するとともに、適正な事務の遂行に努める。
407	健康づくり推進課	予防接種事業	予防接種により感染症の発症を予防し、流行を抑制する。	感染の恐れのある疾病の発生やまん延を予防するために、定期予防接種対象者に予防接種を実施 接種対象者の接種漏れがないように積極的な勧奨を実施	434,498	A	感染の恐れのある疾病の発生やまん延を予防するために、法に基づいて予防接種を継続して実施しなければならない。ただし、常にコスト意識を持って実施する必要がある。
408	健康づくり推進課	感染症予防事業	結核の早期発見、早期対応をする。	感染症の患者が発生した場合の消毒を実施 65歳以上の人に対して集団検診により胸部レントゲン間接撮影を実施	527	B	肺疾患及び肺結核を早期に発見するために必要である。法律で定められた事業であり、継続する。
409	健康づくり推進課	健康推進事業	市民の主体的な健康づくりの推進を図り、健康寿命の延伸を目指す。	健康づくり計画の推進のため、健康づくり推進協議会を母体とした計画的な健康課題への取り組みを検討。	605	B	イベントの在り方について検討・検証をしたい。
410	健康づくり推進課	食育推進事業	市民が食をめぐる課題を解決し、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を目指す。 (第2次周南市食育推進計画における食育推進目標「16の指標項目」の各目標値を達成)	食育推進計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等と連携して食育を推進	5,342	A	第2次周南市食育推進計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等と連携して食育を推進する。
411	健康づくり推進課	虫歯予防事業	早い時期からの「健康な歯」への関心及び正しい知識の習得と実践により、う歯・歯周疾患の罹患者を減少させる。 (3歳児健診時のむし歯非罹患率 H28目標: 83.0%)	妊婦や乳幼児・学童が健康な歯を保ち、一生自分の歯で楽しく食べることができるために、歯科相談やむし歯予防教室、歯科検診を実施	4,381	B	生涯にわたる歯の健康づくり、歯科疾患の予防のために、歯の健康に関する意識啓発、フッ化物洗口、歯科検診は重要であるが、実施方法の検討、歯科医師会との協議・連携が必要である。
412	健康づくり推進課	地域自殺対策強化事業	啓発活動、相談支援体制の充実を図り、自殺者を減らす。 (研修参加者 H28目標: 120人)	一般市民を対象に人材育成研修(ゲートキーパー研修)、正しい知識の普及啓発活動(講演会の開催、健康教育)を実施 産後うつ病や育児不安が強い人を対象に訪問支援・相談会を開催	704	A	自殺防止の目的で、国庫補助を有効に活用し人材育成、啓発活動に努める必要がある。
413	健康づくり推進課	母子健康診査事業	妊娠経過や成長発達の確認、疾病等の早期発見・早期治療により、妊婦・乳幼児の健康の保持・増進を目指す。 (健診の受診率 H28目標: 100%)	妊婦や乳幼児に対し、疾病等の早期発見や健康の保持・増進を図るために妊婦健康診査、乳幼児健康診査を実施	147,929	B	法に基づいた事業であり、すべての児が健やかに生まれ、育つための基盤として位置づけられている。住民全体の健康の維持向上と将来にわたる健康な社会生活の基盤として今後とも必要、かつ重要な事業であり、高い実績を上げている。健診単価については、他市町と検討・協議が必要である。
414	健康づくり推進課	母子保健指導事業	妊娠、出産、育児に関する正しい知識の習得により、育児不安の解消ひいては虐待防止につなげる。 (乳児家庭全戸訪問実施率 H28目標: 100%)	子育て世代の親を孤立させないように乳児家庭全戸訪問後の産後うつ等の相談体制の強化、養育支援訪問事業を実施 関係機関との連携体制の強化による、子育てに寄り添う支援の充実・切れ目のない支援体制づくりを推進	9,723	B	法に基づいたものであり、育児不安が軽減し、子育て支援・発達支援において重要な役割を担う事業である。引き続き、重点的に進めていく必要がある。
415	健康づくり推進課	母子保健ブックスタート事業	絵本を介して、親子のふれあいを深め、子育て支援の充実を図る。 (配本率 H28目標: 100%)	親子の心のふれあい、絆を深めてもらうための子育て支援として絵本を配付	1,099	B	出生を祝福し、絵本を通して、母と子の愛着を深める事業である。また、絵本の読み聞かせにとどまらず、地域の身近な支援者である母子保健推進員等が、訪問し手渡すことにより、母と子の孤立防止に繋がる支援活動となっている。
416	健康づくり推進課	不妊治療費助成事業	市民の経済的負担の軽減を図るとともに、子供を産み育てやすい環境づくりを推進する。	市内に住所を有する夫婦が医療保険各法の規定による不妊治療を受けている場合に、一部費用を助成 保険適用外の特定治療費の申請受付及び県への進達	4,385	B	少子化対策の一環として開始された事業であり、制度を有効に活用してもらうためにも一層の市民への周知を図る。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
417	健康づくり推進課	未熟児養育医療費	市民の経済的負担の軽減を図り、安心して子供を育てられる環境づくりを推進する。	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療費を助成	7,746	A	母子保健法に基づいた事業であり、医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療給付を生後速やかに行う必要がある。	引き続き、事務の効率化に努める。
418	健康づくり推進課	子育て世代包括支援センター事業(母子保健型)	保健師・助産師等の専門家による相談・支援を行うとともに、関係機関と連携して、妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を構築する。	妊産婦から18歳までの子どもと子育て家庭に対するワンストップでの相談対応 産前産後の支援を強化するために、産後ケア事業や産前・産後サポート事業を実施 継続的な支援を必要とする妊産婦等の支援方針等を協議し、支援プランを策定 関係機関との連携強化に向けたネットワークづくり	4,837	A	核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域で子育てに対する負担感を抱え、孤立する保護者が増えている。引き続き、関係機関と連携し、相談や産前産後の支援を強化し、切れ目のない支援体制を整備していく必要がある。	市民への周知啓発や産科医療機関等との連携強化により、産前産後に利用できる各サービスのニーズや実績が増加しているため、更なるサービス体制の充実を図った。
419	健康づくり推進課	健康管理システム事業	市民の健康状況を把握し、保健指導等に有効活用することによって市民の健康増進を目指す。	コンピュータによって、市民の健康診査、予防接種などの情報を管理 健診の受診券発送、予防接種、各健診の未受診者抽出、健康相談や保健指導等に対するデータ活用	10,316	B	市民の健康管理から、相談、教育事業への活用として幅広い効果が期待できる。蓄積した情報を有効に活用するためにもシステムの維持が必要である。	引き続き、システムの効率的な運用と有効活用に努める。
420	健康づくり推進課	生活習慣病健康診査事業	生活習慣病予備軍を早期発見し、栄養・運動等の生活指導や適切な医療に結びつける。 (要指導者指導実施率 H28目標:100%)	生活習慣病健康診査、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の実施、それに基づく事後の指導	1,996	A	歯周疾患検診については歯科医師会と連携をして進める必要がある。	関係機関との連携により周知を図り、効率的な実施を図る。
421	健康づくり推進課	がん検診事業	がん検診の受診により、早期発見・早期治療に結びつけ、がんによる死亡者を減少させる。 (がん検診受診者数 H28目標:33,500人)	集団及び個別検診による、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診を実施	102,751	B	検診でがんが発見された場合の5年生存率は高い。このことからがん検診を受ける機会のない人に検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療に結び付けるため今後も事業の継続が必要である。	がん検診受診率の向上に努める。
422	健康づくり推進課	成人保健指導事業	主体的な健康づくりへの取組みを支援し、健康づくりを推進するための環境づくりを進め、健康寿命の延伸を目指す。	生活習慣病の予防及び健康寿命を延ばすことを目的に、より多くの市民が健康づくりの意識を高め、自発的かつ積極的に健康の保持・増進に取り組める事業を「しゅうなんスマートライフチャレンジ」と位置づけ、チャレンジ事業を実施 健康相談や訪問による保健指導を実施	2,380	B	地域特性や対象者、目的に応じた健康教育を行い、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸を図るために必要である。	引き続き、成人保健指導と特定保健指導を一体的に実施する。
423	健康づくり推進課	保健センター管理運営事業	健康相談、健康教育、健康診査等の市民の健康管理サービスを提供する場として、快適に利用することができる。 (年間利用者数 H28目標:20,000人)	母子保健、生活習慣病予防、健康づくり等に関する総合的な保健サービスを提供するための核となる施設としての整備及び管理運営	19,966	B	保健事業を進めていくうえで重要な施設であるが、常にコスト意識をもって維持管理を進める。	引き続き、施設の適正利用が図れるよう維持管理に取り組むとともに、コストの削減に努める。
424	健康づくり推進課	保健センター整備事業	保健行政の拠点として、適正な利用が図れるよう整備することで、施設利用者の安全性、利便性の向上を図る。	エレベーターの改修及び健診ホールの机・椅子の更新	22,462	A	施設利用者の安全性、利便性の向上を図る。	
425	健康づくり推進課	AED設置事業	市民が突然のアクシデントで心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った時に一命を取り留める可能性が高くなる。	不特定多数の市民が利用する公共施設に設置した「自動体外式除細動器(AED)」「電気ショックで心肺蘇生を図る医療機器」の維持管理	1,608	A	公共施設にAEDを設置し、適正に管理することで市民の安心・安全に役立っている。	引き続き、機器の適正な維持管理に努める。
426	商工振興課	労働関係一般事業費	中小企業勤労者に対する退職金制度の整備、充実が図られる。	中小企業における従業員の退職金制度の確立のために補助金を交付	2,479	A	平成18年1月の要綱改正により、他市と比較して平均的なものとなっており、今後も中小企業従業員の雇用の安定、中小企業の振興策として、継続していく。	特になし

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
427	商工振興課	商工振興一般事務費	商工業の振興を図る。	商工業振興に関する事務を遂行する。主に、市内企業情報(事業所概要、主要製品、特色や得意分野など)をデータベース化し、インターネットで発信することで、新製品の開発や企業間の交流・取引の拡大を促進するとともに、併せて、本市の企業立地支援策や最新情報を紹介し、本市立地企業のPR及び企業立地支援をワンストップでサービスできるシステムを運営する。	897	B	ページビュー数は増加傾向にあり、市内企業情報を市外に発信するツールとして必要であるため、引き続き運営を行っていく。	特になし
428	商工振興課	地場産業振興事業費	特産品開発をはじめ総合的なものづくり支援と情報発信・企業間取引の場を確保することで地場産業の振興を図る。	公益財団法人周南地域地場産業振興センターの管理費及び新商品等開発支援事業への負担金	65,475	A	関係市町負担金の問題は関係市町の理解を得るため協議を継続する必要があるが、中小企業支援の中核をなす機関であるため、引き続き支援していく。	特になし
429	商工振興課	中小企業金融対策事業費	市内中小企業者の経営の安定化や事業の活性化を促進することで、地域経済の循環と発展が図られる。	市内中小企業を対象とした、本市融資制度に基づく資金融資、信用保証料の補助と、緊急経済対策として平成23年度末まで実施した利子補給制度に基づき補助金を交付する。	864,851	A	・H27年度から新制度で運用しており、利用件数は飛躍的に伸びているため、引き続き、金融機関と連携を図り事業を進めていく。	事業費の精査により、平成30年度当初予算額を減額
430	商工振興課	商工団体育成事業費	各種商工団体等の活動が活性化し、地域経済が刺激されるほか、産業関係イベントに多くの市民に参加を得ることで、地場産業に対する理解が深まる。	各種商工団体等の育成、振興を目的に、負担金の交付や商工会議所・商工会等が行う地域振興事業及び産業関係イベント等を支援する。	11,281	B	・各種団体は、市内産業の振興・発展を図るために必要であるが、商工業者のための事業が行われているかの検証は引き続き行っていく。	特になし
431	商工振興課	高度化等共同事業促進事業費	中小企業設備資金利子補給費補助金の交付	合併前の熊毛町において実施した利子補給を継続することにより、中小企業者等の経営安定及び市内工業の振興・発展を図る。	3	A	旧熊毛町が実施した利子補給制度であり、平成29年度で終了	
432	商工振興課	中小企業経営指導事業費	専門機関による経営指導事業を支援し、多くの事業者を利用いただくことで、広く市内中小企業者の経営の安定化が図られる。	市内中小企業者を対象に、商工会議所・商工会が行う経営指導事業の充実を図るため、これを支援する。	18,315	A	商工会議所・商工会の合併や、実績に応じた補助金の算出方法について検討する必要があるが、商工会議所・商工会は中小企業振興の中核をなす機関であり、経営指導事業について、引き続き支援していく。	特になし
433	商工振興課	まちなかオフィス立地促進事業費	中心市街地にオフィスを誘致することで、都市の活力向上と賑わいを創出することができる。	中心市街地賃貸物件へ新規オフィス開設をする事業者に対する運営と新規雇用に係る補助	2,900	A	企業誘致及び創業支援やクリエイティブ産業創出支援、中心市街地の賑わい創出等の観点から、引き続き、経済状況に応じた効果的な支援制度を構築していく。	特になし
434	商工振興課	商業活性化対策事業費	商品券による地元消費の囲い込みや自動車利用者のための駐車場を確保することで、地元消費が促進され、地域商業の振興発展が図られる。	・商工会議所・商工会が行う市内共通商品券事業に対する補助 ・政所駐車場の地元商店街への管理委託	1,637	B	商業の活性化のためには、市内における消費の囲い込みが必要であり、市内共通商品券の使用促進等により消費の市外流出を防ぐ施策の推進が必要である。	特になし
435	商工振興課	中心市街地商業活性化事業費	中心市街地の活力向上と消費等の市外流出を防ぐため、商業を中心とした賑わいを創出する。	中心市街地における空き店舗対策、情報発信、まちづくり活動を一体的に支援する。	18,817	B	地域に密着した商業活動・購買活動を促進するとともに、まちの顔である徳山駅周辺をはじめとする商店街の活性化を図るため、関係団体等と協議を行いながら、より成果に繋がる支援策を検討する。	特になし
436	商工振興課	産業等活性化推進事業	地域と調和した生産環境の推進と、将来にわたる事業活動の活性化を図る。	○コンビナート活性化推進懇談会等により、企業側からの要望・意見を抽出し対応策を検討・実施 ○新たな産業振興施策の立案	120	B	平成29年度は中国経済産業局主催のコンビナートシンポジウムが本市で開催される。このイベントが本市の産業活性化に繋がるよう、積極的に関わっていく。産業連関表については、企画課・財政課など関係各課と協議して、効果的な活用方法を検討する。	産業連関表の活用の目的で報償費を計上していたが、予算を伴う取組については隔年実施とし、平成30年度は計上せず(△100千円)。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
437	商工振興課	創業支援推進事業費	・創業を希望する者に対して、支援を実施し創業に結び付ける。 ・女性と若者の就職希望の高いクリエイティブ産業を誘致・育成することにより、魅力ある雇用の場を確保し、将来の労働力人口の拡大を図り、定住人口の増加や地域経済の活性化に繋げていく。	・創業支援事業者に対する補助の実施 ・周南市へのクリエイティブ産業の誘致、起業を促進するために取り組む事業の委託	4,665	A	国においても創業支援を推進している中で、創業支援事業計画に基づく本事業は、本市の創業支援施策の柱である。引き続き、市内の創業支援事業者間で連携を図るとともに、女性と若者の就職希望の高いクリエイティブ産業を誘致・育成することにより、魅力ある雇用の場を確保し、将来の労働力人口の拡大を図り、地域経済の活性化に繋げていく。
438	商工振興課	地方創生推進交付金事業(水素イノベーション創出事業)	勉強会等を通し、中堅・中小企業が水素製造拠点都市に立地することを利点として活用し、水素関連産業へいち早く参入するための機会を提供する。	○企業ヒアリング・文献調査をとおして、企業の技術シーズや、水素関連産業の現状を把握する(平成28年度実施) ○水素関連製品などに必要な要素技術や水素関連産業の最新動向が学べる勉強会・講演会を開催する(平成29年度実施) ○製品の開発や試作・試験などを支援するための補助を行う(平成29年度実施)	2,948	A	平成29年度は、水素関連産業に参入するために必要な知識を習得する機会を提供し、様々なアイデアを創出する土壌となる勉強会・講演会の開催や補助制度の創設を行う。
439	商工振興課	水素利活用推進事業	モデル地域における実証事業や水素の普及啓発活動の実施により、水素需要の拡大と地域経済の活性化を図る。	○市民や事業所の水素に対する理解を深めていただくため、イベントや出前講座等による普及啓発活動を実施 ○水素の利活用促進に向けた方策の検討 ○水素利活用協議会の開催 ○燃料電池自動車購入者に対する補助	4,788	B	引き続き、効果的な普及啓発を行うため、パンフレットの配布や水素学習室の充実を行うと共に、平成27年度に策定した周南市水素利活用計画の見直しや、28年度開始の地方創生推進交付金事業(水素イノベーション創出事業)と連携をしながら、地域経済の活性化や雇用の創出に繋げていく。
440	商工振興課	企業立地促進事業	企業の進出、事業規模拡大による雇用の創出と、地域経済の活性化を図る。	○本市の地域特性や優位性を活かした企業誘致等の活動 ○事業所等を新設、増設、更新した事業者に対する補助を行う ○固定資産税の不均一課税に関する条例の制定	151,301	A	引き続き、県等と連携して、市外企業の誘致、市内企業の設備増設・更新等を促す。平成30年度で期間が終了する企業立地促進条例については同年度中の条例改正を目指し、現行よりも効果的な支援制度となるよう具体的な検討を行う。
441	商工振興課	地域連携・低炭素水素技術実証事業	将来的な低炭素化された水素サプライチェーンの構築と、地域での水素利用の大幅拡大を実現し、中長期的な地球温暖化対策を実施すること。(実施予定年度:平成27年度～平成31年度)	○液化水素ステーション等におけるボイルオフガスの回収・再利用 ○純水素燃料電池への水素供給 ○水素利活用機器による実証	59,857	A	水素利活用機器の普及と低炭素化社会の実現のため、引き続き燃料電池やFCVなどを活用した実証を継続するとともに、FCフォークリフトやバックカー車を活用した新たな実証の開始のため、関係事業者と調整をする。
442	商工振興課	シルバー人材センター運営事業費	高齢者に対する雇用や生きがいの場の提供が推進される。	公益社団法人周南市シルバー人材センターに対し補助金を交付	6,879	B	元気に働ける高齢者に活躍の場を提供することは、福祉の維持の観点からも重要であることから、市として、H29から国庫補助基準限度額と同額を補助金とし、センターの運営を支援しており、当面の間継続していく。(H28までは国庫補助基準限度額の2/3)
443	商工振興課	地域若者サポートステーション運営事業費	ニート、引きこもり等、様々な要因により就労が困難な人に対し、就労促進支援を行うことにより、若年無業者の職業的自立が促進される。	臨床心理士による心理カウンセリングの実施体制の充実を図るために要する経費を補助	489	A	ニートや引きこもり等の若者が社会に出て自立するための支援は、対象者の将来や社会全体にとっても重要なことであるため、若者ステーションの運営の支援を計画どおり進める。
444	商工振興課	労働者福祉対策事業費	労働団体を通じての福利厚生事業の提供と、低利の融資制度の確立により、中小企業勤労者の生活の安定が図られる。	・労働団体等の福利厚生事業に対し補助金を交付 ・中小企業勤労者への低利融資	2,037	B	労働団体の福祉活動に対する支援や中小企業勤労者に対する低利融資は、勤労者の福祉の増進に繋がるため、継続的に支援していく必要がある。このためには、労働団体活動費の補助対象事業の再検討や、中小企業勤労者貸付制度のPR等の取り組みが必要となる。
445	商工振興課	熊毛勤労者総合福祉センター運営費	熊毛地区を中心とした地域住民および勤労者に対する文化・体育活動の場の提供を通じて、地域の福祉の増進を図る。	市民並びに各種団体等に対し、多目的ホール、会議室、トレーニング室等の貸出を行う。	17,853	B	設備の各部に経年劣化が生じており、施設の安全管理上、計画的な設備更新が必要となる。リース契約から、備品となりコスト削減となる。
446	商工振興課	しゅうなんマイスター活用事業費	卓越した技術・技能を有する者の社会的評価を高めるとともに活動を通じて技術・技能の継承と人材育成が図られる。	マイスター活動の依頼の募集・受付・調整	22	B	マイスター活動については、マイスターにより偏りが生じている。今後は一層の制度の周知を図り、教育機関等による活用の促進を図る必要がある。(H29より労働関係一般事業として実施)

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
447	農林課	農業振興一般事務費	農業振興を図る。	農業振興各種協議会及び団体の活動費への助成を行う。 (山口県なし連絡協議会負担金・財団法人やまぐち農林振興公社賛助会費・周南地域野菜等振興協議会負担金・周南市農業改良普及協議会負担金・全国農村アメニティー協議会負担金・山口県農業共済組合運営費補助金・生活改善実行グループ活動促進費補助金・ジャンボタニシ防除対策費補助金)	1,495	B	農業振興を図る上で必要な経費であり、効率的な運用により今後も継続すべきである。	ジャンボタニシ防除対策費補助金について、ジャンボタニシ生息調査の結果、被害農地がほ場整備等により減少していることから減額した。
448	農林課	畜産振興一般事務費	畜産振興を図る。 市内の畜産団体を支援し、畜産経営安定対策等の事業を推進する各関係機関と連携することで、畜産業を復興したい。	山口県畜産振興協会への負担金 周南地区畜産振興協議会への負担金 周南市内の畜産団体等への補助金	503	B	畜産振興のために必要な事業であるため、コストの見直し等を行いつつ、事業を継続していく。	
449	農林課	利子補給事業	農業者等の各種資金の借り入れに対し利子補給を行うことにより、農業経営の安定化を図る。	農業者等の資金の整備及び経営の近代化を図るため各種資金の利子補給を行う。	137	B	新規就農者等の経営支援のためには有効な事業であるため、引き続き推進していく。	償還終了により、利子補給件数が減少したことによる減額。
450	農林課	中山間地域等直接支払交付金事業費	中山間地域等における適正な農業生産活動を維持し、耕作放棄地の発生を防止し、洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を図る。	協定締結年度から5年間、対象地域において協定締結農家は、農業生産活動及び多面的機能を増進する活動を実施し、対象農用地面積及び活動に応じて交付金を支払う。	60,084	B	中山間地域において高齢化が進行する中で、農業の担い手の確保を進め、農業生産の維持を図りながら、耕作放棄を防止し、事業推進を図っていく。	協定面積が増加したことにより、交付金額が増加した。
451	農林課	農地利用集積特別対策事業費	農地の流動化を促進し、担い手等に農地を集積することができる。(利用権設定件数 H26目標: 370件)	農地流動化推進員の協力を得て、担い手等に農地を集積し、農用地利用集積計画を定める。	1,387	B	将来的には農業委員会に委任して、事業の効率化を図るべきである。	農業委員会制度改革に伴い、事業を廃止した。
452	農林課	農業振興地域整備促進事業費	農業振興地域農用地の保全及び適正な管理を図る。	農業振興地域農用地編入・除外等の手続きに伴い、周南市農業振興地域整備計画の変更等を行う。	68	A	周南農業振興地域整備計画に基づき、農用地編入・除外等の手続きを適正に行い、農用地の保全及び適正な管理を行っていく。	事務費のみであるため、平成29年度に農業振興一般事務費へ組替を行った。
453	農林課	新規就農支援事業費	周南市が策定した農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に掲げる、効率的、安定的な農業経営の目標達成を目指す担い手を育成。	青年の就業意欲の喚起と就業後の営農定着を図るため、農業研修期間(最長2年間)及び経営が不安定な就業直後(最長5年間)の所得を確保する給付金を交付する。 農業後継者の育成支援(新規就農者の研修支援及び指導農家支援)	30,836	A	今後も給付金事業を活用し、パッケージ支援により担い手の確保・育成を図る。	国、県補助事業の変更に伴い、新規就農・就業者にかかる事業名の変更及び補助事業経費等の組替を行った。
454	農林課	集落営農等支援事業費	地域の中心となる経営体の経営力の強化のため、機械、施設の整備や農地の集積を図ること、経営力の強化を図り、農産物の産地化が促進される。 (新規法人設立 H27目標:2法人)	地域農業の担い手となる集落営農法人、JA等が行う施設等の整備を支援するとともに、集落営農法人の設立に対して支援をする。 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する者に対して、農地集積協力を交付する。	40,739	A	集落営農法人の育成はもとより、今後は、その法人への農地の集積にも力を入れる必要がある。	国、県補助事業の変更に伴い、新規就農・就業者にかかる事業名の変更及び補助事業経費等の組替を行った。
455	農林課	環境保全型農業直接支払交付金事業費	環境保全に効果の高い営農活動の普及推進が図られる。	地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、交付金を交付する。	1,012	A	地球温暖化防止や生物多様性保全に有効な事業であることから引き続き適正な管理の上推進していく。	取組団体が増加したことにより、交付金額が増加した。
456	農林課	わさび栽培実証実験事業費	少ない労働力と短期間で収穫が見込めるわさびの超促成栽培技術の確立により、新規就農者等の参入とわさび産地化の促進を図る。	長野山で夏越ししたパイオ苗を実証ほ場に定植し、生育や収量のデータを収集する。	1,370	B	農林事務所等の関係機関との連携を強め、市内気候に適した栽培計画に改めつつ、実験を継続する。	平成28年度から2ヶ年の事業計画で進めてきたが、事業計画の変更により、平成30年度までとする。 実証で得られた栽培技術等の成果は、わさび農家へ普及し生産拡大を図る。
457	農林課	畜産業事業費	畜産業の振興を図る。	市有牛の運搬、登録家畜改良増殖事業	454	A	畜産振興のために有効な事業であり、これからも継続して実施していく。	国の事業「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を活用し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するために必要な畜産施設の整備の補助を行う。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
458	農林課	周南市産和牛流通促進事業費	和牛のブランド化と市内流通システムの構築により、地産地消の推進と畜産業の振興を図る。	畜産振興協議会においてブランド名称・認定基準の検討 周南市産和牛試食会等の開催	962	A	平成28年度をもって事業は終了するが、今後も「周南和牛」ブランドを推進するとともに牛肉の市内流通を図る。
459	農林課	あぐりハウス管理事業費	わさび生産を普及させることにより特産品としての知名度を上げ、地産地消の推進を図る。	あぐりハウスの管理経費 わさび苗の生産販売 バイオ技術によるわさび苗の育苗	4,911	C	わさび栽培農家を増加させることが重要であることから、営農の省力化などについて県等と研究し、新規就農者の参入による生産拡大とわさびの産地化を図る。
460	農林課	経営所得安定対策直接支払推進事業費	米以外の作物の生産を増大させ、食料自給率の向上に寄与する。 (水稲作付配分面積 周南地域H29目標: 1,825.4ha)	自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料作物等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準を直接支払により交付する。	5,420	A	米穀の需給調整を推進するため、受付・現地確認・要件確認事務など周南地域農業再生協議会と連携しながら行っていく。
461	農林課	金峰山の里交流館管理運営事業費	地域住民の福祉の向上及び都市住民との交流を図る。	周南市金峰山の里交流館の管理運営	313	C	PR等により地区内外の利用者を増やす。
462	農林課	馬神集会所管理事業費	地元住民の交流に寄与する。 (利用者数 H28目標: 500人)	馬神集会所の管理運営	271	B	将来的には地元へ譲渡することも検討する。
463	農林課	大潮田舎の店管理事業費	生きがい活動の拡充や就業機会の創出など、地域の活性化を図る。	大潮田舎の店の管理運営	1,012	C	道の駅を利用したPRなどにより売り上げを増加させる。
464	農林課	鹿野山村広場等管理運営事業費	地域住民の健康増進及びコミュニティの推進を図る。	鹿野山村広場等の管理運営	1,217	B	類似施設を管理している文化スポーツ課に移管することで事務の効率化を図る。
465	農林課	市民農園管理事業費	市民の農業への理解が推進されるとともに、農地の保全が図られる。	市民農園の管理運営	586	C	平成29年度戸田地区に農園を新設する。
466	農林課	6次産業化チャレンジ支援事業	地域の農林水産物を活用した新たな付加価値を生み出すビジネスを創出することで、農山漁村地域の再生と活性化を図る。	・六次産業化、地産地消法や農工商等連携促進法に基づく補助事業や有利な資金活用など関係機関と連携をとりながら支援を行う。 ・農林水産物の新たな価値の発見・創造に成功した6次産業化の取組みを分析し、成功要因を現場に情報提供する。	884	A	生産者自身や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、農家レストランや農家民宿の経営など、第1次産業から6次産業化に向けた取組みに対して支援。 新商品開発に必要な加工機器の整備を行い、働きやすい環境づくりと品質のよい商品づくりを進め、生産量の拡大による売上の向上を目指す。
467	農林課	農産物産地化・安定出荷支援事業費	大規模農家の支援と併せて中小規模の農家に対し支援を行うことで農産物の増産を図り、直売所等への出荷量を増加させ、農業経営の安定化を図る。	・小規模ビニールハウス(1a以下)設置補助…設置費用の1/2以内 ・特定品目種苗購入費補助…種苗購入費の1/3以内(トマト・わさびについては1/2)	1,498	B	特定の農産品目の整備及び種苗の購入に係る経費について、その一部を補助することにより、市内における特定品目の産地化をすすめ、安定出荷により農業経営の複合化を図り、収益の向上及び経営の安定化を図る。
468	農林課	道の駅管理運営事業費	道路利用者の利便性の向上及び道の駅「ソレーネ周南」を6次産業化の拠点施設と位置付け、周南ブランドを市内外に幅広く情報発信する。	指定管理者である一般社団法人周南ツーリズム協議会へ業務委託	14,977	B	市内外から多くの人々が訪れる道の駅を利用し、生産者と消費者の交流を図るとともに、安心・安全な地元農作物の消費の拡大を図る。
469	農林課	地産地消促進事業費	地産地消運動を積極的に展開し、健全な食生活の普及と地域の活性化を目指して、安心・安全な農林水産物の供給と地域内流通の仕組みづくり、生産者と消費者の相互理解を促進する。	・地産地消推進店の認定(H25～) ・しゅうなんブランドの認定(H26～)	2,638	B	周南市地産地消促進計画により地産地消と6次産業化を推進する。 H26年度より、地産地消推進店・しゅうなんブランドの認定し、発掘の段階は完了。更に差別化したプレミアム商品発掘を目指す。
470	農林課	都市農村交流促進事業	農業、農村への理解を深め、地産地消の促進、地域活動を図るために交流活動を行う。	・ルーラル315・376フェスタ事業 ・棚田オーナー制度や農業体験交流 ・都市農村交流の実施及び活動団体への支援 ・イベント(鹿野わんぱくフェスタ、石船温泉さくらまつり)開催の委託	881	A	グリーンツーリズムなど都市と農村の交流を推進し、都市住民の農業・農村に対する理解を深め、都市と農村のそれぞれの力を生かした農村づくりを進める。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
471	農林課	林業振興一般事務	本事務を適正かつ効率的に行うことで、他事業遂行の基盤とする。	林業振興を目的とした協議会活動を通じ、造林及び保育等の情報収集を行う。 森林GISシステムの運用を行う。	974	A 林政事業推進のためには、最新の制度や知識・技術の向上・情報収集、取得が重要であり、現行により継続することが必要である。また、森林法の一部改正に伴い市において林地台帳の作成整備に係る規定が設けられたため、平成28年～30年にかけて関連事務等が必要となる。	
472	農林課	一般造林等補助事業	補助により、森林所有者等による林業活動が促進され、不良林分の改良と林業生産活動の活性化が図られる。	森林所有者等が実施する作業道整備、下刈、人工造林、除伐、間伐等の森林施業、竹材利用推進等の事業に対し、補助を行う。	2,295	B 民間による森林経営活動の活性化を図り、森林荒廃に歯止めをかける上でも効果的な事業であることから補助単価の見直し等を検討しながら継続する。	
473	農林課	分収林調査事業	50年間の分収契約地1,678件が満期を迎えており、これらの契約の処分を円滑に実施する。	地元団体等と契約している分収林について、契約状況の調査を実施し、原契約者が死亡しているものについては後継者の追跡及び名義の変更手続を行う。 その後、現地調査を実施し、契約地及び立木の状態を確認のうえ、処分の方針を決定する。 処分方針は主に収益性の有無を判断材料とし、収益が見込める場合は売払手続を取り、見込めない場合については現状のまま市へ返還する(解約)手続を行う。 売払処分を行う場合は、入札事務の全てを市において行い、売買金額を契約書に定める分収割合により契約者及び市の収益として分配する。	3,910	B 国土の保全や水源のかん養等の公益的機能を維持するため、森林資源の有効活用を図り、森林の適正な保全に努めていくうえで、評価どおり事業を進める。	
474	農林課	地域が育む豊かな森林づくり推進事業	やまぐち森林づくり県民税 第3期対策 (H27～31) 中山間地域の元気創出に向けた集落周辺の里山の一体的整備など地域課題等を踏まえた多様な森林整備を支援することで、災害の防止や水源の涵養、生活環境の保全等、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する。	○中山間地域対策 繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生生物の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備 ○地域課題対策 森林公園の保全や海岸線の整備、観光地周辺の景観保全等、地域の様々な課題、景観保全等、地域の様々な課題・要望を踏まえた多様な森林整備	8,087	B 平成31年度までの継続事業であることから、ホームページ等で市民、集落、市各課に県民税事業を周知して、総合支所地域ごとに整備区域を決定していく。	事業予定箇所増により事業費の増加
475	農林課	高瀬集会所施設管理事業	適正な維持管理により、市民に交流の場の提供ができる。	地元住民の交流及び集会所等に利用されている施設の維持管理を行う。	481	A 地域の中核施設、及び林業関係者が積極的に活用できる施設として、今後も必要な施設であるが、管理方法等検討の余地がある。	臨時的経費として、冷房機器設置の経費を増額した。
476	農林課	烏帽子ヶ岳ウツドパーク維持管理事業	適正な維持管理により、市民に交流の場の提供ができる。	烏帽子ヶ岳ウツドパークの維持管理を行う。	289	B キャンプ場内の施設について、キャンプ利用は少数ではあるがハイキング等での利用が見込まれるため、休憩場所としてもテントサイト、炊飯棟、トイレの施設は維持管理を行う必要がある。 また要望書の提出に基づき、対応可能な箇所から地元の方と共に森林整備を実施する。	
477	農林課	生活環境保全林事業	適正な維持管理により、市民に交流の場の提供ができる。	生活環境保全林(太華山、高瀬、烏帽子ヶ岳)の維持管理を行う。	2,542	B 常にコストを意識しながら市民の憩いの場としての提供とともに生活環境の保全を図る。	草刈業務委託料の見直しによる減額
478	農林課	ふれあいの森維持管理事業	適正な維持管理により、市民に交流の場の提供ができる。	ふれあいの森の維持管理を行う。	882	A 森林資源の有効活用を図るために必要な事業であり、市民の自主的な活動を推進する観点からも事業を継続する。	
479	農林課	鳥獣被害防止対策事業	有害鳥獣による農林水産物被害の軽減及び未然防止が図られる。	有害鳥獣捕獲隊の編成、捕獲した有害鳥獣の買上げ等の捕獲対策を行う。 鳥獣被害防止施設等整備補助による防護対策を行う。 地域ぐるみの自助対策等を取り組む地元説明会の開催	10,945	C 国・県等の事業を活用し、関係機関と連携し有害鳥獣の捕獲隊の編成等の施策を通じ被害防止に努める。 併せて被害防止の根幹をなす自助対策の必要性を地域住民に研修会及び広報等を通じ周知に努める。	同一事業の一部について、県の新規事業である「鳥獣害に強い集落づくり事業」を活用することで経費を削減

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
480	農林課	公有林保育事業	適切な森林施業により、森林のもつ水源の涵養、保全等多面的機能の増大が図られる。	保育が必要な林地において、下刈り、間伐等の施業を行う。 伐採跡地において、造林を行う。 森林資源の有効利用を図るため、作業路を開設し、搬出間伐を行う。	29,698	C	森林の多面的機能増大のため市有林整備の重要性はますます高くなっており、今後特に搬出間伐に力を入れ、森林の機能を最大限に発揮させるためにも計画通り事業を実施する。 なお、森林組合については危機感を持たせ内部体制の改善等指導しながら事業を実施する。	施行計画見直しによる減額
481	農林課	公有林管理事業	適切な森林施業により、森林のもつ水源の涵養、保全等多面的機能の増大が図られる。	市有林の看守を行う。 森林保険へ加入する。 支障木の伐採、病害虫対策を行う。	5,020	C	財産管理上必要な事業であり、事業内容について適宜精査し、継続して管理に努めていく。	市有林の看守業務の見直しにより、経費を削減
482	農林課	土地改良振興一般事務費	効率的な農業基盤の維持管理を図る。	○農免農道の草刈業務委託 ○農道維持費の補助 ○土地改良事業推進団体への補助	5,658	A	コスト等を考慮しながら、効率的に進める。	単市農道維持修繕補助金の見直しによる減額
483	農林課	小規模治山事業費	法面の安定を図り、土砂の流出によって発生する、人命、財産等への被害を防止する。	山林斜面の安定を図り、土砂流出を防止する工事を実施。 単県補助事業 県20/40 市19/40 地元1/40	497	A	危険度などを考慮し、優先順位の透明性を確保する。	
484	農林課	単市土地改良事業費	農業基盤の維持・強化を図る。	○農業施設整備工事 ○原材料支給 ○小規模土地改良事業補助金 ○市街化区域農業用水路浚渫交付金(新南陽地区)	20,167	A	費用対効果、緊急性などを考慮し、優先順位の透明性を確保する。	事業見直しによる減額
485	農林課	土地改良事業償還助成費	旧熊毛町でS56～H15に実施した土地改良事業についての助成	土地改良事業の償還金の一部を助成する。	20,863	A	H40の償還完了まで助成	
486	農林課	農業用施設整備管理事業費	室尾かんがい排水機場を円滑に運営することにより、周辺農地の浸水被害を防止する。	施設の運営管理及び周辺遊水池の維持管理	5,226	A	下水道事業による雨水排水施設の整備まで、補助事業等を活用しながら適切な運営を行う。	草刈業務の見直しによる増額
487	農林課	多面的機能支払交付金事業費	地域ぐるみの共同活動で農地・農業用施設の保全と改修を実施することで、地域環境と農業環境の向上を効果的に図り、耕作放棄地の発生を防止する。	交付金による活動支援(国50%、県25%、市25%)	55,735	A	都市等との交流を通じて農業や農村に対する理解を深めるとともに、生活基盤の強化を図るなど、潤いと活力ある農村づくりを推進する	取組面積の増加による事業費の増
488	農林課	土地改良施設維持管理適正化事業費	農業用施設を計画的に維持管理することで、良好な農業環境を持続する。	5年間で対象施設の事業費を積立て事業を行う。	1,837	C	費用対効果などを考慮し、効果的な事業計画をたてる。	
489	農林課	集落基盤整備事業費(県営事業費)	農業における生産活動の維持、経営の安定化及び防災への対応を図るため、生産基盤及び生活基盤の整備を総合的に行う。	県営土地改良事業負担金 平成24年～平成29年 ○総事業費 270,000千円(国50%、県25%) ○用排水路整備 13箇所(市20%、地元5%) ○危険ため池整備 2箇所(市23%、地元2%) ○防火水槽整備 1箇所 ○揚水機場整備 3箇所	3,250	B	都市等との交流を通じて農業や農村に対する理解を深めるとともに、生活基盤の強化を図るなど、潤いと活力ある農村づくりを推進する	県事業見直しによる減額
490	農林課	農業競争力強化基盤整備事業費(県営事業)	農地、農業用施設	県営事業により基盤整備等を実施し、市が負担金を県に納入	26,171	B	関係者との調整を図り、事業費の削減や工期の短縮を図る。 整備後の効果促進のため、営農の集積化、農業の高付加価値化等も取り組む。	
491	農林課	農業競争力強化基盤整備事業受託事務費	水路・農道などを一体的に整備し、農地を大区画化することで、営農の省力化を進め、将来の農業生産を担う法人・新規就農者の確保・育成を図る。	県営事業による基盤整備等を実施するため、換地業務を行う。	9,493	D	関係者との調整を図り、事業費の削減や工期の短縮を図る。整備後の効果促進のため、営農の集積化、農業の高付加価値化等も取り組む。	換地業務が県事業直営となったため
492	農林課	農村環境改善センター管理運営事業費	農業に関する研修、会議、及び地域交流の場を提供することで、地域の農業振興と活性化を図る。	施設の運営管理 ○須々万農村環境改善センター ○須金農村環境改善センター	6,510	C	支所、公民館を含めた施設の統合の検討	市民センターとして地域づくり推進課へ移管

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
493	農林課	単市林道維持管理事業費	林道沿線の住民や森林事業者の負担を軽減する	草刈業務、路面補修等既設林道の維持管理を行う。	4,296	A	国土の保全や水源のかん養等公益的機能を維持するため、森林資源の有効活用を図るとともに、森林の適正な保全に努める。	臨時の支障木伐採が終了したため。
494	農林課	県営林道開設事業費	木材生産コストの低減や施業の効率化を図る。	県事業として実施する広域基幹林道「高岳線」開設に要する市の負担金支出	11,798	B	国土の保全や水源のかん養等公益的機能を維持するため、森林資源の有効活用を図るとともに、森林の適正な保全に努める。	
495	農林課	林道改良事業費	木材生産コストの低減や施業の効率化を図る。	林道大正屋敷線の起点にある老朽化した長渡路橋を改修する。また、既設の林道について、老朽化等により機能が低下した橋梁の点検診断を行う。	13,542	A	長渡路橋については、将来の維持管理費を含めたコスト縮減を行う。橋梁点検については、今後、点検診断結果に基づいた補強及び更新等の保全整備を実施することとしたい。	
496	農林課	農業施設災害復旧事業費(補助)	被災した農地・農業施設の復旧を行い、良好な農業生産基盤を維持する。	補助対象となる、農地・農業施設の災害復旧事業	888	A	都市等との交流を通じて農業や農村に対する理解を深めるとともに、生活基盤の強化を図るなど、潤いと活力ある農村づくりを推進する。	
497	農林課	農業施設災害復旧事業費(単独)	被災した農業施設の効用回復を行い、良好な農業生産基盤を維持する	補助対象とならない、農業施設の災害復旧事業	18,808	A	都市等との交流を通じて農業や農村に対する理解を深めるとともに、生活基盤の強化を図るなど、潤いと活力ある農村づくりを推進する。	
498	農林課	林道施設災害復旧事業費(補助)	被災した林道施設の復旧を行い、良好な林業生産基盤を維持する	補助対象となる、林道施設の災害復旧事業	9,961	A	国土の保全や水源のかん養等公益的機能を維持するため、森林資源の有効活用を図るとともに、森林の適正な保全に努める。	
499	農林課	林道施設災害復旧事業費(単独)	被災した林道施設の復旧を行い、良好な林業生産基盤を維持する	補助対象とならない、林道施設の災害復旧事業	13,629	A	国土の保全や水源のかん養等公益的機能を維持するため、森林資源の有効活用を図るとともに、森林の適正な保全に努める	
500	農林課	地方卸売市場管理一般事務費	生産者の販売ルートの確保と安心・安全な生鮮食料品の安定供給をします。	<ul style="list-style-type: none"> ●市場の安定存続のため、法令遵守の励行と運営管理の実施 ●市場内での問題解決のため卸売業者、仲卸業者、買参人等との調整 ●県内他市場との共同仕入れの安定、再生計画を基に青果卸売業者の経営改善を行う。 	19,921	A	県内他市場との共同仕入れを安定させることにより、取扱高を増加させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の見直しを行い、必要最小限の予算計上。 ・青果卸売業者の更なる「経営改善による収益の向上」を図るため、引き続き青果卸売業者への経営指導を行う。
501	農林課	地方卸売市場施設維持管理費	老朽化に伴う施設設備の計画的な改修を実施し、市場施設の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の環境整備と保全のための維持管理を実施 (1)消防・電気・空調・機械設備の保守管理、警備委託 (2)設備の計画的な修繕による維持管理 (3)空調機及び定温倉庫の更新工事 	60,057	A	今後も計画的に電気設備及び機械設備の改修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の見直しを行い、必要最小限の予算計上。 ・市場機能維持のため、老朽化した設備(バナナ庫冷却装置)の更新工事(43,395千円)を行う。
502	水産課	水産業振興一般事務費	地産地消運動の推進や食文化の伝承・食生活指針の指導等に取組む団体に負担金を支出し、市民への水産物の消費拡大と魚食の普及啓発を行う。また、小学生を対象に「つくり育てる漁業について」の出前講座等を開催し、地場水産物への関心を高める。	水産物消費拡大運動推進協議会の補助金を活用して、学校給食で地場水産物食材を提供する。下松市栽培センターの職員による「つくり育てる漁業について」の出前講座等を開催する。	1,041	A	子どもの魚食離れが進む中、学校給食への水産物食材の活用は重要であり、今後も計画的に提供をしていく。また、栽培漁業の出前講座を通じて、小学生の地場水産物への関心を高める。	水産物の消費拡大を目的に、魚食の普及活動を実施する。
503	水産課	赤潮等漁業被害対策事業費	赤潮発生時における魚介類の鮮度保持並びに活魚の需給調整を図り、赤潮被害の防止と共に漁家や漁協等の漁業経営基盤に資する活魚槽及び関連施設の維持管理を実施する。	海水井戸ポンプや配管設備等の関連施設の維持管理や修繕及び水質管理を実施し、安定的な活魚槽の利用ができるようにする。	1,268	A	清掃や点検を定期的に行い、維持管理コストの削減に努め、効率的で適正な施設管理の運営を図る。	海水汲み上げ配管の清掃箇所回数を2回から1回としたが、安定した活魚槽の管理に努める。
504	水産課	沿岸漁場整備開発事業費	石材礁を天然礁や既存魚礁と一体的に設置し、効果的な漁場整備を行うことで水産資源の増殖を図る。	共同漁業権第77号海域に、石材礁を設置する県事業に対する負担金(計画箇所数:23箇所、周南市地先:17箇所、下松市地先:6箇所)	2,307	B	平成28年度で内海中部地区水域環境保全創造事業(石材礁整備)が完了。県においては、平成29年度においては整備した石材礁への海藻繁殖状況や魚群観察等のモニタリング調査、また整備した石材礁に隣接地にキジハタ魚礁の整備を実施される。	平成29年度から内海地区水産環境整備事業(キジハタ魚礁整備)の調査測量が開始され、H30年度から魚礁整備工事が着手される。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
505	水産課	増養殖稚魚放流事業費	稚魚等の種苗を放流することで水産資源の枯渇化を防止すると共に、栽培漁業の定着化を促進し、漁業生産の安定向上と水産資源の増大を図る。	キジハタ、トラフグ等の種苗放流(8魚種)	9,550	B	資源管理型水産業には種苗放流は不可欠である。水産資源の確保及び、漁業者の所得向上に寄与する効果的な放流を継続する。	水産物市場の取扱量が減少続ける中、放流魚種のうち4魚種については漁獲量が増大するなど放流効果が見受けられる。今後も放流魚種、場所、時期など効果的な放流の検証を行いながら、漁業者等の経営の安定を目標に事業を継続する。
506	水産課	漁業生産基盤整備事業費	周南西地区の近海において、タコの産卵床用たこつぼを沈設することで、戸田産たこの資源確保と生産拡大を図る。	戸田・大津島地区近海で産卵用の素焼きたこつぼ3,750個を沈設する。	1,501	B	引き続き沈設したたこつぼの産卵状況のモニタリングを実施する。	前年どおりタコの漁獲量の推移を検証しながら、漁業者等と連携し事業を継続する。
507	水産課	内水面増養殖事業費	アユの稚魚放流、及び内水面漁協への補助を実施することで、内水面の生産力の維持増大を図る。	●佐波川水系和田地区、錦川水系鹿野、大向、長穂、及び島田川水系にアユの稚魚を放流 ●錦川上流漁業協同組合の放流事業に対して、補助金を交付	860	B	山口県水産研究センターが実施するアユの再生産研究等の結果も検証しながら、事業を継続する。	例年どおり
508	水産課	漁業金融対策事業費	漁家経営の近代化及び安定化に対する支援を行う。	近代化資金利子補給＝漁業者資本整備の高度化、近代化に必要な資金融資に利子補給する。	88	C	漁業者の減少・高齢化により新規投資を敬遠する傾向にあるが、現在は金融政策により利子部分の利用者負担が0であることを関係機関等へ積極的にPRし、制度の活用を促す。また、近年の状況をふまえ、H29年度より事業目標の新規融資件数を4件から1件へ変更する。	漁業者の減少、高齢化により新規投資を敬遠する方向にあるが、現在は金融政策により実質の利用者が負担する利子は0であることもPRしながら制度の活用を促す。
509	水産課	新規漁業就業者定着促進事業費	新規漁業就業者の確保及び定着を促進する。	経営自立化支援:1人、513千円	513	C	事業スキームの拡充及び積極的なPR等により新規就業者の増加を図る。	引き続き、経営自立した新規就業者の定着を図るため支援を実施する。 H29年度の実績を踏まえ、H30年度はタコツボ漁での長期研修生の確保に努める。 研修生を受け入れる指導者不足の解消を図るため、関係機関と連携し、漁業従事者への説明会を開催する。
510	水産課	水産多面的機能発揮対策事業費	水産業や漁村が有する水産物供給機能及び水質浄化、文化継承等の多面的機能の発揮を支える活動を支援する。	干潟の保全、海岸清掃等を行う活動組織を支援する。	1,501	C	里海づくりを推進するためには、藻場・干潟保全や海岸清掃を実施する活動組織を育成する必要があるため、関係機関とも連携を強化し、積極的な支援を実施する。	H30年度においては、漂流漂着物処理を実施する活動組織が活動範囲を拡大。 里海づくりを推進するためには、藻場・干潟保全や漂流漂着物処理を実施する活動組織を育成する必要があるため、関係機関とも連携を強化し、積極的な支援を実施する。
511	水産課	漁港管理事業費	漁港施設の適正な維持管理及び施設利用における利便性の向上を図る。	漁港施設の維持管理及び漁港施設の使用等に係る許認可事務	27,977	A	計画的な修繕、点検台帳の整備等のきめ細かい管理によって、維持管理経費の削減に努める。	引き続き、効果的な施設の改修工事及び修繕を実施し、効率的な維持管理に努める。
512	水産課	漁港海岸保全施設整備事業費	福川漁港内の海岸保全施設において、老朽化した既存の護岸嵩上げ等を整備することで、住民の人命・財産と国土の保全を図る。	福川漁港(温田地区):護岸・排水機場築造	181,512	A	福川漁港の海岸高潮対策事業を実施することで、地区住民の安全・安心を図る。(平成28年度で事業完了)	
513	水産課	漁港施設機能強化事業費	防災拠点漁港及び生産拠点漁港において、地震・津波に対する機能診断を実施し、その診断結果や既存施設の実態に基づき機能強化工事を行うことで、災害発生時における、被災者の輸送や物資の運搬などの安全確保や、地域水産業の早期再開による漁業活動の安定化を図る。	主要な漁港施設の耐震・耐津波機能診断	33,330	A	生産拠点漁港及び防災拠点漁港の機能診断結果から、施設の機能強化計画により実施計画を策定し事業進捗を図る。	今後は、水産物供給基盤機能保全事業において老朽化した施設の整備と併せて機能強化を実施することで検討する。
514	水産課	漁港建設県事業負担金	徳山漁港居守地区における背後地への高潮被害防止及び保全計画に沿った漁港海岸施設整備を行う。(徳山漁港:漁港管理者(山口県))	山口県が実施する海岸高潮事業及び漁港整備事業に係る一部負担を実施する。 ・徳山漁港居守地区 水門工	7,443	A	高潮対策工事に平行して、徳山漁港の漁港海岸施設の長寿命化計画を策定し、事業の展開を図る。(県事業)	引き続き、徳山漁港の高潮対策事業に対して地元負担金を支払う。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
515	水産課	水産物供給基盤機能保全事業費	漁港施設の適正な管理と整備を行うため、施設の現状を診断して、維持改修費の軽減と平準化を目的とした長寿命化計画を策定し、計画的に機能保全工事を実施する。	漁港施設の長寿命化計画を策定し、計画に沿った機能保全工事を実施する。	214,231	A	平成29年度において大津島漁港・杵大島漁港で水域施設の長寿命化計画を策定し、全漁港の機能保全計画を基に実施計画を策定し事業進捗を図る。また、杵大島漁港の老朽化が進行した浮桟橋連絡橋について、機能保全工事を実施する。
516	水産課	長田フィッシャリーナ管理事業費	漁港内の漁船とプレジャーボートとの調整及び棲み分けを図るため、プレジャーボート専用の係留施設の整備と管理運営を行う。	プレジャーボートの適正な管理を促し、海洋レジャーを通じて憩いの場を提供する。	1,994	C	市ホームページ等での積極的なPR、受入可能船種の拡大、短期使用に関する使用料減免基準の見直し等により利用促進を図る。また、使用料収入に応じた事業費の中で、緊急性及び優先度を重視した適正な維持管理を行う。
517	水産課	長田海浜公園管理事業費	平成2年に開園して以来、年間を通じて市内外から多くの利用者が訪れる。特に海水浴シーズンには海の家も開設されより多くの利用者で賑わう。海に親しむ公園として更なる利用の促進を図る。	年間を通じ公園施設の適正な維持管理を行う。海水浴シーズンには、海の家管理運営及びサメ網・遊具の設置撤去等について、地元漁協へ管理を委託している。	12,776	B	親水公園を備えた市内唯一の海浜公園であり、適正な管理のもと年間を通じた利用者の増加を図る。
518	水産課	杵・大島漁港あさり増養殖整備事業費	国土交通省により造成された大島人工干潟を有効活用するため、あさりの維持管理手法及び干潟保全活動の組織作りの支援を図る。	干潟内の定点におけるあさりの成育調査を行う。	6,086	B	干潟保全活動に従事する活動組織の立ち上げが急務となっている。
519	水産課	水産物市場管理一般事務費	安心・安全な水産物を安定して提供していける市場の適切な運営管理。	・市場の安定存続のため、法令遵守の励行と適切な運営管理を実施。 ・市場の適切な運営のため、卸売業者、仲卸業者、買参人組合との調整。	1,857	B	市場は、市民に安心・安全な水産物を安定的に供給するために存続していく必要がある。
520	水産課	水産物市場施設維持管理費	必要最小限度の計画的な修繕や機械設備保守管理委託を行い、老朽化に伴う施設維持管理のコスト削減を図る。	・施設の老朽化に伴う施設維持管理費のコスト削減に向けた計画的な修繕及び施設の更新・整備を実施。 ・機械設備等の維持管理においては、設備に精通した専門業者による管理業務委託を実施。	20,754	A	機器設備等の故障等から、市場の開場に停滞を招くことがないよう、市場施設や機械設備等の計画的な更新・整備による施設の延命化を図る。
521	動物園	動物園管理運営事業	周南市最大の情報発信・交流拠点として、動物園に年間30万人を超える来園者を迎える体制を確保することで、その役割を果たすことができる。	【事業概要】動物園を交流拠点施設として、また、社会教育施設として、管理運営を図ります。 【主な内容】入園者の受付、駐車場の整理、予算管理執行、開園のための勤務体制の確保、施設の維持・保守点検、事業を告知するための広告宣伝、入園料収入以外の財源の確保	79,027	B	①平成29年10月1日より入園料の改定を行い増収を図る。 ②新たな事業(寄付制度の確立等)による収入増を図る。 ③予算、開園日等の見直しによる必要経費の削減を図る。 ④入園者の利便性が向上する新サービス(食堂・売店の改修、庁内連携、地域団体との連携)を実施する。
522	動物園	動物園教育普及事業	幼児・児童をはじめとする入園者等が「自然環境」「いのち」について体験し、学ぶことができる。	【事業概要】未来を担う子どもたちを育てるために、命あふれる動物園で、子どもたちが生き物について、学習し体験する機会を提供します。 【主な内容】各種コンクールの開催、歳時記的行事の実施、団体向け動物ふれあい体験、動物園学習支援ボランティアのサポート、学校と連携した総合学習、職場体験への取り組み、動物展示館を利用した企画展示の開催、骨格標本や剥製など標本資料の収集	718	B	①秋の絵画コンクールに代わり、マスコミと連携し、集客力を持つような新しいワンデイ型イベントを企画する。 ②自然学習館を拠点にした小学校高学年向けの学習プログラムを開発し、利用促進を図る。
523	動物園	動物園飼育事業	展示動物を健康に飼育管理することで、動物園が維持される。動物の繁殖を進めることで、動物の子育ても観察できる。	【事業概要】動物を健康的に飼育管理するとともに、動物の繁殖や購入等により、継続的展示の状態を確保します。 【主な内容】飼育・衛生管理、診療・治療、繁殖推進、調査研究、飼料の確保調達、調教・飼育技術の向上	32,445	A	平成31年度の一部オープン予定の新ゾウ舎の課題の一つである「ゾウの移送にかかる移送箱2台」の経費について、1台は作成するものの、残り1台は借用することで、経費削減に努めることができた。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
524	動物園	動物園魅力拡大「ズー夢アップ21」実施事業費	周南の里ふれあいゾーン(るんちゃ♪るんちゃ)での魅力的なソフト事業の展開により、更なる入園者数の増加を図る。	【事業概要】周南の里ふれあいゾーンのオープンに合わせ、「見るだけ」の動物園から「ふれあう、体験する」という新しい形の動物園の運営に取り組みます。 【主な内容】全天候下での小動物ふれあい体験、体験プログラム(ばくばくタイム、フライトショー、飼育体験)の実施、投げエサ販売による入園者と動物との関わりづくり、ICT-ZOO事業の推進、企画づくり推進のための職員育成	13,780	A	新しいふれあいゾーン「るんちゃ♪るんちゃ」のオープンを皮切りに、「見るだけ」の動物園から「ふれあう、体験する」という新しい形の動物園として充実した利用形態を整える。事業目標の設定については、体験を重視したものと変更する。	これまで主に低学年の小学生が対象となっている既存のプログラム内容を見直し、子どもから大人まで来園者の誰もが楽しめる新しい体験型のプログラムを実施し、サービスの向上に努め、入園者数の増加や歳入の確保につなげる。
525	動物園	動物園リニューアル事業	ふれあい舎に続き、自然学習館と野鳥観察所の利用が可能となり、さらなる入園者数の増加が期待できる。	【事業概要】施設の老朽化に対し、計画的なリニューアルを行い、動物にも人にもやさしい動物園を構築します。H28年度は北園に自然学習館、野鳥観察所の工事や、南園で新たなゾウ舎建設のための造成工事を進めます。 【主な内容】リニューアルに係る補助金関係事務、入札手続き、工事監理・打合せ、中間及び完了検査等、自然学習館、野鳥観察所(H29年度オープン予定)の建築工事(北園)、ゾウエリア整備に伴う解体等整備工事(南園)	434,041	A	コスト削減に向けた工法や最適な工事スケジュールを組み立てる必要がある。	平成31年度の南園のアジアの熱帯雨林ゾーン(ゾウエリア)の部分オープンに向けてコスト削減を図った上で整備を進め、更なる魅力増進を図る。
526	動物園	基金管理事業	動物園運営に関して市民等からの財政的支援と、動物購入時における経費の平準化を図る。	事業のPRを含めて園内等に募金箱を設置し、募金を募り、「ぞうさんの夢基金」へ積み立てる。	563	A	この基金の目的はゾウに限らず、これから飼育を続けるために必要な動物を購入するものであり、継続して管理を続けていく必要がある。	特になし。
527	住宅課	住生活基本計画等策定事業費	住生活の安定向上・市営住宅の健全な管理の実現	●市営住宅の長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化を図るため、「公営住宅等長寿命化計画」の改訂を行う ●本市の住生活の安定向上に関する課題を明らかにし、住宅政策を計画的・総合的に推進するための「周南市住生活基本計画」の策定を行う	5,012	D	「公営住宅等長寿命化計画」の改訂及び「周南市住生活基本計画」の策定が完了したため、今後は計画を基に、住生活の環境整備を実施していく。	
528	住宅課	市営住宅管理事業費	住宅に困窮する市営住宅の入居希望者に対し、低廉で良質な市営住宅を提供するとともに、適正な住宅管理を行うことで、入居者が快適で安全な生活を送ることを目指す。	●市営住宅管理戸数3,757戸(徳山2,602戸、新南陽891戸、熊毛163戸、鹿野101戸)の維持管理	178,088	A	ライフサイクルコストの削減のため、点検の強化及び予防保全的な維持管理を進めていく。 指定管理者による滞納者への徴収体制の強化を進めていながら、悪質な滞納者については、提訴を行うなど徴収率の向上に努めていく。	計画的な修繕や維持管理を行うことで、コストの削減を目指すとともに、指定管理者と連携しながら滞納者への徴収を強化し、収納率向上を図る。
529	住宅課	公営住宅ストック改善事業費	入居者の生活の質の向上が図られるとともに、入居者が安心して生活することができる。	●市営住宅のストックの長寿命化を図るため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく、計画的・合理的な建物の維持修繕及び改修工事。	103,615	A	周南市公営住宅等長寿命化計画に基づき、維持管理、用途廃止及び建替を計画的に進める。	財源等を考慮し、計画で実施予定の工事の見直しや延伸を行うことにより、平成30年度の実施工事を0件とした。平成31年度以降は、計画に基づき建物の維持修繕を実施していく。
530	住宅課	市営住宅耐震改修事業費	耐震改修を実施することにより、入居者の安心・安全を確保することができる。	●旧耐震基準により建設され、耐震診断の結果、現行基準を満足しないと判断された「周南第3住宅12棟」の耐震改修工事【H27～H28の継続事業】	529,031	D	入居者に安心・安全な住宅を提供するために効率的な改修を実施する。	
531	住宅課	住宅支援事業費	長年に渡り、良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」の建設の促進を図る。	●長期優良住宅の認定 ●住まいへの関心を高めるため、住宅相談の実施	56	B	長年に渡り、良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」の建設の促進を図っていく。	前年同様、最低限の事務費のみ計上

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
532	住宅課	住宅等耐震化促進事業費	耐震診断及び耐震改修を行う建物所有者を支援することで、住宅・建築物の耐震化が促進される。	●昭和56年5月以前に建設された、木造住宅の耐震診断を希望する所有者に対し、無料で耐震診断員を派遣 ●昭和56年5月以前に建設された、木造住宅の耐震改修を実施する所有者に対し、補助金を交付 ●昭和56年5月以前に建設された、多数利用建築物の耐震診断を実施する所有者に対し、補助金を交付	1,613	C 官民協働にて、耐震化のPRをはじめ、更なる耐震診断・耐震改修の実施を推進する。	前年と同額の補助金と最低限の事務費のみ計上
533	道路課	道路橋りょう総務一般事務費	道路法に基づいた道路行政を行う上で、必要な経費を支出するものである。	旅費、事務用品、道路パトロールカー等の車検及び重量税、保険料、負担金、損害賠償金等の支出	4,032	A 要望活動を行う協議会等への加入は義務付けられているものではないが、政治、経済状況の変化を踏まえ加入によって得られる利益を常に検証しつつ加入の可否を決定していく。	
534	道路課	道路台帳整備事業費	道路管理者として、道路台帳を適正に更新することで、円滑な維持及び財産の管理を行う事ができる。また、道路に接する沿道の住民のためにも、道路法が及ぶ領域を明確にしておく必要がある。	新規に認定された路線や、道路改良、補修等により変更のあった路線について最新のものと更新するため、図面、調書等を整備する。	14,826	A 道路を管理する上で、必要不可欠なものであり、継続して実施していく。	平成29年度に台帳統合・電子化が図られ、システムによる一元管理が可能となる事で、毎年度実施している道路台帳補正業務に係る経費の削減が見込まれる。
535	道路課	道路整備県事業負担金	交通ネットワークの整備により、交通円滑化、利便性の向上	県で施工される道路整備事業費の一部負担金 (1)国道315号 (2)徳山徳地線 (3)鹿野吉賀線 (4)和田上村線 (5)梶島榎ヶ浜停車場線 (6)久杉高水停車場線 (7)徳山本郷線 (8)三瀬川下松線 (9)新南陽津和野線 (10)徳山光線 (11)串戸田線	22,544	A 広域交流と地域内交流を活発にする交通ネットワークの整備は必要であるが、経費負担者として事業の妥当性や貢献度の検証していく必要はある。	
536	道路課	街路灯管理事業費	道路状況・交通状況を把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図られる。	街路灯の維持管理。	34,586	A 別々に管理されていた街路灯の管理は本事業に一本化し、効率的かつ効果的な維持管理に努めていく。	
537	道路課	河川改修道路改良県事業負担金	橋りょう改良により、地元住人の利便性向上に寄与できる。	県が実施する2級河川西光寺川広域河川改修に伴う浴西2号線1号橋拡幅改良に伴う一部負担金	2,212	A 地元利用者の利便性の向上を図るための事業であり、また県事業負担金で実施することにより、市直営事業と比較し経費削減となる。	
538	道路課	市道維持管理事業費	道路・橋梁が安全快適に利用できるように、保全を図る	①市道維持補修 ②市道清掃除草 ③街渠樹清掃 ④市道地下道清掃 ⑤道路施設等の維持管理	333,579	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
539	道路課	法定外公共物維持管理事業費(道路維持)	法定外公共物の機能管理及び財産管理	境界確認及び原材料支給による法定外公共物の機能確保に努める	2,623	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
540	道路課	災害対応費	応急的な対応を行う	土のうなどで応急的に道路河川の災害に対処するための工事費、機械設備保守管理委託料	54	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
541	道路課	除雪対策費	除雪対策により、生活道路の通行確保を図る	降雪量、沿道条件等を考慮し、緊急度に応じた除雪作業を行う	4,982	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
542	道路課	調整池管理事業費	開発許可を受けて整備された調整池の適正な管理を行う	集中豪雨等により調整池に流れ込んだ土砂の撤去及び清掃作業	3,252	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
543	道路課	道路ストック点検整備事業費	道路が安全快適に利用できるように保全を図る	路面下空洞調査、横断歩道橋点検、道路付属物点検、道路照明施設設置工事、道路照明施設撤去工事	33,058	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
544	道路課	通学路安全対策事業費	通学路の交通安全を確保する	区画線設置3路線、防護柵設置1路線	5,889	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
545	道路課	交通安全対策事業費	道路を利用する全ての人が安全に通行できる道づくり	道路の現状を確認し、危険個所にカーブミラー・ガードレール・区画線等の設置及び補修	22,602	A 市民の安心安全の確保のため継続して事業を実施していく	
546	道路課	市道改良事業	市民の安心安全を確保するため	●施工場所:周南市内 ●施工内容:市道改良5路線	26,000	A 市民の安心・安全を確保するため、事業を着実に推進する	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
547	道路課	中開作線整備事業	福川南地区の生活道路を整備する	●施工場所:室尾1丁目地内 ●施工内容:バイパス道路の新設 L=560m W=12m	126	B 市民の安心・安全を確保するため、事業を着実に推進する	
548	道路課	道路舗装事業	石油交付金事業を活用し、道路舗装を行い、安心・安全・快適な道路環境を目指す。	市道新町線 ●施工場所:銀南街地内 ●施工内容:整備工事L=31m 市道周陽孝田線 ●施工場所:周陽三丁目地内 ●施工内容:整備工事L=68m 市道久米船蔵線 ●施工場所:五月町地内 ●施工内容:整備工事L=203m	26,578	A 今後も計画的に舗装改良工事を進めていく	
549	道路課	野村一丁目7号線整備事業	都市計画道路宮の前線であり、新南陽地区の地域幹線道路として物流活性化、交通円滑化、生活環境向上を目指す。	●施工場所:野村一丁目地内 ●施工内容:バイパス道路の新設 L=700m W=20m	0	B 用地交渉を進めると共に測量設計を実施し、部分的に工事に着手する	
550	道路課	過疎対策道路整備事業	過疎対策事業により、鹿野地区の道路整備を実施し利便性の向上を目指す。	●施工場所:鹿野中地内 ●施工内容:道路改良工事 L=100m W=4.0m	13,713	B 早期に調査設計を行う	
551	道路課	勝間原団地第1幹線整備事業	歩道、右折レーンの整備を行うことにより、歩行者の安心・安全の確保を目指す。	●施工場所:呼坂地内 ●施工内容:道路改良 L=140m W=13m	8,333	B 市民の安心安全の確保のため、確実に事業を進めていく	
552	道路課	橋りょう長寿命化修繕計画事業	橋梁が安全快適に利用できるように保全を図る	●施工場所:周南市内 ●施工内容:橋梁点検 815橋	151,307	A 平成30年度までに815橋の橋梁点検を完了し、長寿命化修繕計画に結果を反映していく	
553	道路課	古川跨線橋整備事業	道路の安全と跨線橋下の旅客車両、貨物車両の安全な通過が確保できる	●施工場所:清水2丁目地内 ●施工内容:橋梁整備工 L=132m	70,755	B 各種の調整を速やかに行い、事業を推進する	
554	道路課	歩道バリアフリー推進事業	だれもが安心・安全に移動できる、暮らしやすいまちを実現する	歩道のバリアフリー化整備(段差解消・点字ブロックの敷設等)	8,874	B 市民の安心安全の確保のため、継続して事業を実施していく	
555	道路課	櫛ヶ浜臨港線整備事業	狭隘道路の多い櫛ヶ浜地区から県道給島櫛ヶ浜停車場線に至る防災避難路となり、歩道設置によって歩行者の安全性の向上を目指す。	●施工場所:櫛ヶ浜地内 ●施工内容:道路拡幅改良工事 L=95m W=10m	23,125	A	
556	河川港湾課	河川総務一般事務費	河川の管理区域内の放置自動車について適切な対応を実施し、河川景観や河川環境の適切な保全を図る。	河川の管理区域内における放置自動車対策を実施	26	A 近年は地域住民からの通報などにより、河川・港湾管理施設全般に放置自動車が増加傾向にあるので、巡回や啓発活動を強化する。	河川施設の適正な管理と河川環境保全のため、放置車両の撤去など適切な管理を実施する。
557	河川港湾課	港湾管理一般事務費	港湾施設及び海岸保全施設の適切な保守・維持管理により、施設利用者や地域住民に対して安心・安全を確保し、良好な環境を保持する。加盟組織によって連携した活動により、港湾整備の推進と利用促進を効果的に展開する。	港湾施設・海岸保全施設の保守管理:晴海緑地公園・櫛ヶ浜船だまり・陸こうほか 港湾関係団体運営に係る一部負担を実施:全国市長会港湾都市協議会ほか5団体	10,996	A 施設の老朽化に伴い、今後、維持管理費の増加が見込まれるが、県と協議・調整を図りながら計画的に施設の維持補修をしていく必要がある。	港湾区域内の安全と晴海緑地公園の良好な環境を保全するため、適切かつ効果的な維持管理を実施する。日本港湾協会等の港湾関係団体と連携して、港湾施設整備の進捗を図る。
558	河川港湾課	港湾振興事務費	国際拠点港湾徳山下松港の利用促進及び活性化が図られ、港湾利用者における船舶の航行に関する安全性と利便性を確保される。	徳山下松港の港湾振興に関する一部負担を実施 ・徳山下松港ポートセールス推進協議会負担金、 徳山下松港ポートラジオ局運営費負担金	4,312	B 徳山下松港の利用促進を図っていくための基幹をなす事務事業である。しかしながら合理的かつ効率的な事業運営が求められるもので実施方法やコスト等の見直し等について市として積極的に関与しながら継続していく。	・国際拠点港湾徳山下松港利用者の航行の安全性と利便性を確保する。 ・徳山下松港の利用促進と地域経済の活性化を図る。
559	河川港湾課	港湾建設県事業負担金(県債分)	徳山下松港の物流基盤の整備が進められることにより、地元企業の地域間や国際的な競争力の強化を図る。	県が実施する徳山下松港(徳山港区・新南陽港区)の港湾整備事業に係る一部負担を実施 ・晴海地区コンテナターミナル内:荷役機械改良、用地舗装ほか ・晴海地区:用地整備、舗装ほか ・晴海、港町地区:上屋改修ほか	216,688	A 港湾機能施設の機能改修及び環境改善等において県事業の進捗状況等を把握し、動向の早期収集に努め、効率的に事業を推進する。	・徳山下松港国際物流ターミナルの基盤整備が進み、地元企業の地域間や国際競争力の強化を図れる。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
560	河川港湾課	港湾整備県事業負担金(現年分)	徳山下松港における港湾施設の改良や延命化対策により施設利用者及び海上輸送の安全性や効率性を、海岸高潮対策の実施により海岸沿岸部の高潮被害防止を図る。また、港湾の整備促進によって、周南コンビナートの国際競争力の強化と周南市の活性化を図る。	県が実施する徳山下松港(徳山港区・新南陽港区)の港湾建設(修築)事業に係る一部負担を実施 ・港湾施設改良:港町棧橋延命化、築港可動橋改良 ・海岸高潮対策:徳山護岸、杵島護岸設計 ・単独港湾:泊地浚渫、臨港道路補修ほか ・単独海岸:水門補修ほか	57,141	A	事業の進捗状況の把握や改訂された港湾計画に基づき、事業実施においては選択と集中のもと優先順位を持って中・長期の視点で計画的な事業展開を図って行く。併せて高潮被害から背後地を防護するため、今後も継続して積極的に海岸高潮対策事業を推進する。	・国際物流拠点港としての物流基盤、防災拠点強化や機能確保及び海岸高潮対策により沿岸部の被害防止を図る。
561	河川港湾課	法定外公共物管理事業費(河川維持)	法定外公共物(水路)に関する管理事務や、原材料支給によって、地域に密着した法定外公共物施設(水路)の適切な財産管理と機能保全を図る。	法定外公共物(水路)の管理 ・境界立会・確定業務 ・占用等の許認可業務 ・原材料支給業務	369	A	占用等の許認可業務における適正な財産管理と、法定外公共物の適切な維持管理を行う。	地域環境の変化も考慮しながら、法定外公共物の効率的・効果的な維持管理を進める。
562	河川港湾課	河川維持管理費	河川管理施設の適切な管理と併せて、脆弱な護岸や土砂の堆積箇所などの、補強・補修工事、浚渫工事により、即効性のある予防保全的な維持管理を実施し、流域住民の安心・安全の確保を図る。	河川の維持管理を実施 ・河川施設管理等委託業務 ・河川維持補修工事 ・河川浚渫工事	21,972	B	河川管理施設の適切な管理や脆弱な護岸や土砂の堆積箇所などの、補強・補修工事、浚渫工事により、即効性のある予防保全的な維持管理を行い、流域住民の安心・安全を確保し効率的に行う。	河川環境の保全及び浸水等被害の防止・軽減を図るため、浚渫・補修工事等の維持管理を積極的かつ計画的に実施する。
563	河川港湾課	河川改良補助事業費(黒木川)	河川改修工事の実施により、流下能力を向上し、流域における浸水等被害を軽減する。	準用河川黒木川の河川改修事業を実施 ・護岸工 L=40.1m(左岸) ・護岸工 L=30.0m(左岸)【繰越明許費】	17,609	A	未整備区間の早期整備により効果発現を図る。	浸水等被害を防止・軽減させるために流域における農業基盤整備計画とも調整し、事業の早期完成に向けて進捗を図る。
564	河川港湾課	河川改良補助事業費(隅田川)	二級河川西光寺川の河川改修事業と連携・連帯して、重点的に隅田川河川改修事業を推進し、流域における浸水等被害の防止と軽減を図る。	準用河川隅田川の河川改修事業を実施 ・護岸工 L=20.3m(左岸) ・護岸工 L=20.3m(左岸)【繰越明許費】	72,167	B	県による西光寺川河川改修事業と連携して、計画区間の早期改修を図る。	流域で常襲化している浸水被害を防止・軽減するため、県の西光寺川広域河川改修と連携して、重点的に事業を進める。
565	河川港湾課	排水路維持管理費	排水施設の適切な保守管理と併せて、豪雨高潮時の緊急対応業務や、排水路の補修・浚渫工事によって、適切な雨水排除を行い、地域における雨水対策の充実と安心・安全を確保する。	排水路の維持管理を実施 ・排水施設等委託業務 ・排水路補修工事 ・排水路浚渫工事	44,054	B	排水路の機能保持と併せて、脆弱な護岸や土砂の堆積箇所などの、補強・補修工事、浚渫工事により、即効性のある予防保全的な維持管理を実施し、流域住民の安心・安全を図る。	雨水対策や浸水等被害の防止・軽減を図るため、浚渫・補修工事等の維持管理を積極的に実施する。
566	河川港湾課	排水路改良事業費	多発する豪雨や宅地化の進行によって、断面狭小による排水不良や流下機能の低下している排水路について、排水路改良による適正な雨水排除を行うことにより、浸水等被害の防止と良好な生活環境を確保する。	排水路改良による雨水対策を実施 ・測量設計委託(椎木町、野村一丁目、須々万奥、西坂本地区) ・改良工事(椎木町、南武井、中金剛山、三笠町、西坂本地区) ・樋口地区排水路改良工事 L=65.4m【繰越明許費】 ・樋口地区排水路改良工事(第2工区)L=14.1m【繰越明許費】	36,466	A	浸水被害の防止や生活環境の改善のため、緊急性や必要性の観点に基づき計画的且つ重点的に事業を進めていき、早期効果の発現を目指す。	排水路改良計画に基づき、改良工事等の雨水・浸水対策を積極的に実施する。
567	河川港湾課	河川改良単独事業費	断面の狭小部分や護岸高の不足などによって、流水機能の低下や浸水等被害が発生している河川について、局所的な河川改良工事の実施により、河川機能を強化し浸水等被害の防止と軽減を図る。	局所的な河川改修や施設改修を実施 ・新引川河川改修 施工延長 L=23.1m ・馬屋川河川改修 施工延長 L=30.0m ・新引川河川改修 施工延長 L=17.5m(右岸) L=9.7m(左岸)【繰越明許費】	8,238	A	最近の集中豪雨により浸水被害が頻繁に起きることから、県河川や下水道の整備計画と連携・連帯して効率的な整備をしていく必要がある。	河川改良計画に基づき、改良工事等の雨水・浸水対策を積極的に実施する。
568	河川港湾課	砂防・急傾斜対策事業費	土砂災害防止事業の進捗を図ることによって、土砂災害から対象地区内の住民の安心・安全を確保する。	山口県が施工する砂防や急傾斜事業に係る一部負担を実施 ・急傾斜事業:内容、居守、東金剛山地区 ・砂防事業:河原畑川地区 ・県事業の対象とならない小規模な急傾斜地崩壊対策事業を実施:中須北地区、温田1丁目地区	8,700	A	土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、今後も県や地域住民と密接に連携して積極的に事業を推進する。	土砂災害から地域住民の安心・安全を確保するため、県・地域住民と密接に連携して、積極的に事業実施を進める。
569	河川港湾課	海岸高潮対策県事業負担金	海岸高潮対策として、護岸工(嵩上げ)の施工により、海岸保全区域内における高潮被害の防止し、区域内住民の安心・安全を確保する。	山口県が実施する海岸高潮対策事業に係る一部負担を実施 ・大島本浦地区 護岸工 L=177m	10,000	A	海岸保全区域における高潮対策事業として、地域住民の安心・安全を確保するため、今後も継続して県と連携して積極的に事業を進めていく。	高潮被害から地域住民の安心・安全を確保するため、県と連携して早期の事業完成及び効果発現を図る。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
570	河川港湾課	公共土木施設災害復旧事業費(現年補助)	災害発生時において、補助災害復旧事業として、迅速且つ早期の復旧を図り、市民の安心・安全を確保する。	補助対象となる公共土木施設の災害復旧を実施 ・公共土木施設災害復旧工事	64,226	A	査定申請時に未計上の工種は、実施において単独費対応となることから、精査した査定設計書の作成が必要である。	災害発生時においては、迅速かつ的確に復旧を図り、市民の安心・安全を確保する。
571	河川港湾課	公共土木施設災害復旧事業費(現年単独)	災害発生時において、単独災害復旧事業として、緊急対応や応急対策を的確に実施し、迅速且つ早期の復旧対応によって、市民の安心・安全を確保する。	補助対象とならない公共土木施設の災害復旧を実施 ・測量設計等業務委託 ・公共土木施設災害復旧工事	81,738	A	公共土木施設災害復旧における単独災害対応は、補助災害対応可能かどうか十分に精査検討した上で実施し、単独災害復旧の対応としても、早急且つ迅速な対応が求められる。	災害発生時においては、迅速かつ的確に復旧を図り、市民の安心・安全を確保する。
572	河川港湾課	公共土木施設災害復旧事業費(過年補助)	災害発生時において、補助災害復旧事業として、迅速且つ早期の復旧を図り、市民の安心・安全を確保する。	補助対象となる公共土木施設の災害復旧を実施 ・公共土木施設災害復旧工事	6,613	D	査定申請時に未計上の工種は、実施において単独費対応となることから、精査した査定設計書の作成が必要である。	
573	建築課	建築設計監理事務費	公共施設の安心・安全、質の高さを効果的・効率的に実現する。	安心・安全の観点から、公共施設の整備をはじめ、未実施の耐震化の促進や市民の要望に応える質の高い施設の提供を目指す。	2,182	A	限られた予算の中で、安心安全で質の高い整備を目指すため、改修方法や工法・材料選択の比較検討が必要となる。	特になし
574	都市政策課	地籍調査事業費	地籍調査を行うことにより、土地の開発・保全や利用の高度化及び固定資産税の公平化を図る。	国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界、面積、所有者、地目及び番地の調査と測量を実施する。	21,156	B	第6次10箇年計画に基づき、今後も計画的な事業推進を図る。	限られた財源の中で、効果的・効率的な事業進捗を図る。
575	都市政策課	都市計画一般事務費	安全で快適に暮していけるまちづくり、計画的な市街地の形成を図る。	都市計画に係る法的事務手続きや都市計画審議会を運営をする。	1,290	B	経常的な業務ではあるが、安全で快適に暮していけるまちづくりを図るため、諸法令に則り、計画的な事務執行に努める。	臨時的な経費であった都市計画基礎調査が終わるため大幅な減額となる。経常的な経費についても、旅費、印刷製本費などを見直し、効率的な予算とした。
576	都市政策課	離島航路対策事業費	離島航路を安定的に維持する。	大津島～徳山航路の運航によって生じる欠損額の一部を補助することによる、航路経営の安定化を図る。	109,540	B	交流人口や観光人口の拡大を図るため市観光部局をはじめとする多様な主体との連携を図り、航路の利用増を図る。併せて、利用者目線に立ったサービス向上に努め安全で快適な利用環境の提供に努める。(第2次大津島～徳山航路改善計画に基づく改善をH28から実施)	引き続き離島航路の維持確保に努めるとともに、第3セクターである大津島巡航株式会社との航路運営の効率化を図るため航路改善計画に基づく改善を推進する。
577	都市政策課	離島高齢者航路運賃助成事業	大津島地区の高齢者の生きがいや健康を維持する。	大津島における75歳以上の高齢者が、大津島巡航を利用する場合の利用券(2回/月分)の交付。	2,022	A	事業の経緯や目的などを整理し、より効果的な手法について検討を行う。	対象住民の制度周知や利用促進を図り、効果的な施策となるよう努め事業を継続する。
578	都市政策課	地方バス路線維持対策事業費	通院、通学、買い物等の生活交通手段である公共交通機関であるバス路線を維持する。	市民生活に最も身近な交通手段であるバス路線の維持存続を図るため欠損額に対し補助を行う。	114,528	A	地域公共交通網形成計画における基本的な方針に基づき、幹線と支線の役割を明確にしたうえで、公共交通再編を検討し持続可能なバス路線の構築を図る。	効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築するため、バス路線を維持しつつ路線再編についても事業者と連携を図りながら検討を行う。
579	都市政策課	生活交通活性化事業費	地域における移動手段を維持確保する。	コミュニティ交通の運行及び既存の公共交通の環境改善や利用促進を図る。	18,764	B	地域が地域のため移動手段を主体的に検討できるよう「コミュニティ交通導入のためのガイドライン」を作成する。また、合わせて指標設定しPDCAサイクルによって持続可能で利便性の高い移動手段の構築に努める。利用促進においても、モビリティマネジメント施策などの効果的な手法について検討する。	中山間地域等の移動手段を確保しつつ、導入後のコミュニティ交通についても利用者からの意見聴取などを行い、運行時間や運行内容の見直しにより利便性の向上を図り利用者の増加に努める。
580	都市政策課	公共交通ネットワーク形成事業	持続可能な公共交通ネットワークを形成し、市民の移動手段を確保する。また、まちづくり計画と連携した事業を実施することにより相乗効果を発揮する。	地域公共交通網形成計画に掲げる地域公共交通の課題を解決するための事業を実施する。	8,973	B	地域公共交通網形成計画に基づき、課題を解決するための事業を検討実施する。また、利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの再編を実現するため地域公共交通再編実施計画の策定を行う。	引き続き公共交通再編のための実証運行や公共交通の利便性向上に向けた取り組みを実施する。また、公共交通再編案についても住民からの意見を広く聴取し、その意見の反映についても交通事業者や関係者と連携を図り実施する。
581	都市政策課	駅前トイレ管理事業	駅前周辺において、市民が利用しやすい環境を維持する。	高水駅前トイレ及び勝間駅前トイレの管理を行う。	359	A	継続し維持管理を行う。	継続し維持管理を行う。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
582	都市政策課	都市施設調査事業費	周南市の将来像及び都市像に適合した持続的なまちづくりや都市機能の整備に繋げる。	都市計画施設(道路、公園)の現状とともにまちづくりの方向性を把握し、都市計画施設の見直しにおける方向性・方針、タイムスケジュール等を検討する。	1,600	B	平成28年度までに8地区において意見交換会を実施した。周南市としての都市計画道路の見直しの方針を決定するために、都市計画審議会、パブリックコメントを実施し、幅広く意見を聴取する。見直しの方針の確定後は、都市計画変更の手続きを行う。	都市計画道路の見直し基本方針を踏まえ、都市計画の変更など手続に必要な調査費用を計上した。
583	都市政策課	集約型まちづくり推進事業	人口減少・少子高齢化社会に対応するため、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること等を旨とする。	・立地適正化計画の策定 ・立地適正化計画の推進 ・立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内に医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能(生活利便施設)を集約する。 ・立地適正化計画に基づき、居住促進区域内への居住を促進する。 ・立地適正化計画等に基づき、持続可能な公共交通ネットワークを形成する。	10,165	A	平成30年度末までに居住促進区域(都市再生特別措置法上の居住誘導区域)を設定し、公表する。	事業の進捗により、当初見込みよりも平成30年度予算額を削減することができた。しかしながら、計画公表に伴う印刷製本費(一般財源)が臨時的に増加する。
584	都市政策課	駐車場管理事業	駅前ロータリーの管理を行うことにより、安全な交通環境をつくる。	徳山駅前ロータリーの噴水、芝生及び花時計の維持管理事業及び代々木公園地下駐車場の管理業務	3,779	A	指定管理者によって適正に実施されている。賑わい交流施設や駅前広場の整備に合わせて、ロータリー部分の美装化について検討を行う。	徳山駅広工事に合わせて現行の駅前ロータリー花時計管理は廃止し、ロータリー部分の美装化についての検討を行う。また、代々木公園地下駐車場については施設管理を引き続き実施し、中心市街地の駐車場需要を見極め将来的な検討を行う。
585	都市政策課	路外駐車場管理費	3か所の駐車場を運営することにより、中心市街地及び熊毛インターチェンジの駐車需要に応じ、かつ、周辺の円滑な道路交通を確保する。	周南市営路外駐車場管理事業 指定管理者制度(利用料金制)により、徳山駅前駐車場・代々木公園地下駐車場及び熊毛インター前駐車場を一括管理する。	8,360	A	賑わい交流施設の新設や駅前広場の整備などまちづくりと連携した効果的な施設改修など環境改善を実施し、駐車場利用者の拡大に努める。	徳山駅西駐車場運営については直営とし、徳山駅前駐車場、熊毛インター前駐車場は引き続き利用料金制の指定管理によって実施する。
586	都市政策課	路外駐車場省エネルギー化事業費	省エネルギーサービス事業の機器を保守管理し、光熱水費の削減を図る。	ESCO事業設備の維持管理業務	1,828	B	ESCO事業が終了したが、機器の維持管理委託を実施して、メリットを検証しながら継続的に機器を使用。	引き続きESCO事業設備の維持管理を行い光熱水費の削減に努める。
587	建築指導課	建築開発指導事業	無秩序な市街化の防止。 良好な環境を整えた市街地の整備。 地域住環境を維持し、向上。 建築確認審査の適正実施と法定日数内審査の全件実施。	都市計画法に基づく開発許可、宅地造成許可、優良宅地優良住宅認定。 建築基準法に基づく建築物等の確認審査・検査、建築行為の許可、建築物の指導、特殊建築物・昇降機定期報告、その他関係法令による届出(建設リサイクル法・省エネ法・山口県福祉のまちづくり条例)、道路位置指定等。	21,917	A	都市計画法及び建築基準法等に基づく必須業務であり、今後とも効率的な職務執行を行う。	
588	建築指導課	土地対策事業費	土地の投機的取引や地価高騰を抑制し、適正な土地利用の確保。 進達事務の適正実施と法定日数内審査の全件実施。	国土利用計画法に基づく土地売買届出書の受理及び県への進達、遊休土地に関する調査。	518	A	国土利用計画法に基づく必須業務であり、今後とも効率的な職務執行を行う。	
589	建築指導課	住宅等土砂災害対策事業	土砂災害特別警戒区域内において、土砂災害への構造耐力上の安全性を有していない既存建築物の安全性の確保	土砂災害特別警戒区域内において、土砂災害への構造耐力上の安全性を有していない既存建築物に対して施工される改修工事への補助。	0	C	土砂災害特別警戒区域内の建築物の安全性の確保を目的としているものであり、住民の安心、安全のためには必須業務であり、今後とも効率的な職務執行を行う。	
590	公園花とみどり課	公園緑地一般事務費	公園緑地等の維持管理に必要な事務事業を実施し、公園緑地環境の適切な保全を図る。	・公園緑地等の管理車輛の維持管理(バッカー車2台・クレーン付トラック1台・軽トラック1台) ・公園関係団体負担金(日本公園緑地協会・全国都市公園整備促進協議会)	2,216	B	予防保全的な観点に立って、維持管理を推進する。	(予防保全的な観点に立って、維持管理を推進するために必要なバッカー車3台の段階的な更新予算が確保できなかった。)必要最低限での予算要求とした。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
591	公園花とみどり課	公園・街路樹維持管理事業費	公園の維持管理体制の充実を図り、誰もが安全安心に利用できるように維持管理を行う。街路樹の維持管理においても緑の保全と景観、交通の安全に配慮し適正な管理を行う。	【公園の種類】街区公園136箇所26.5ha、近隣公園14箇所36.8ha、都市緑地8箇所2.5ha、普通公園4箇所2.9ha、緑道1箇所1.6ha 【業務内容】公園全般の管理、樹木の管理、公園施設の管理、有料施設の管理・運営、公園緑地の使用及び占有許可、公園使用料等の収納、トイレの清掃・管理、街路樹の管理他 【管理体制】嘱託職員含5名体制	118,478	B ・事故を未然に防ぐための予防保全的な維持管理を計画的に推進する。 ・公園愛護会活動の充実を図り、市民協働のまちづくりによる総体的な維持管理費の縮減を図っていく。	公園愛護会の活動を推進し、維持管理費の縮減を図っているが、愛護会会員の高齢化が進み活動範囲に限界がある。樹木の肥大化による落葉、越境は強剪定を施し、剪定回数を減らすなど経費削減に努めている。また公園遊具等施設の老朽化が進んでいるため事故等を未然に防ぐなど予防保全的な維持管理を進めるため、必要最小限の予算要求とした。
592	公園花とみどり課	永源山公園管理事業費	永源山公園の適正な維持管理を行い、レクリエーションやコミュニティの場として安全安心で、気軽に利用できる公園とする。	永源山公園の概要 【公園の種類】都市計画公園(総合公園) 開園面積:18.0ha 【主要施設】市制広場他14広場、各種遊具、レジャープール、風車、野外ステージ 公園管理事務所、軽飲食施設他 【樹木等】つつじ、桜、ケヤキ、モミジ、クスノキ 【駐車場】200台 【開園時間】常時開園 【管理運営】指定管理(グリーン環境協同組合)	58,212	A 指定管理者による業務実績を検証し、検証結果を基に予防保全的な維持管理を実施することにより、より効率的な管理運営を進める。	指定管理者による業務実績を検証し予防保全的な維持管理を進めるため必要最小限の予算要求とした。
593	公園花とみどり課	周南緑地管理事業費	周南地域の中核となる都市公園であり、適正な維持管理を行い、スポーツ交流の拠点、憩いの空間として市民に親しまれ、安全安心で、気軽に利用できる公園とする。	【公園の種類】都市計画公園(緩衝緑地) 開園面積:79.6ha 【主要施設】西緑地26.8ha、中央緑地20.07ha、東緑地28.23ha、横浜緑地2.7ha、遠石緑地1.8ha 【駐車場】636台 【管理運営】指定管理((公財)周南市体育協会)は、東緑地、中央緑地のみ。西緑地の維持管理は直営で実施している。	38,344	B 指定管理者による業務実績を検証し、検証結果を基に予防保全的な維持管理を実施することにより、より効率的な管理運営を進める。 植物管理については、年間を通して一定の美観を確保しつつ、イベントスケジュールに応じたメリハリのある管理を行う。	指定管理者による業務実績を検証し予防保全的な維持管理を進めるため必要最小限の予算要求とした。
594	公園花とみどり課	永源山公園整備事業費	市民のレクリエーションやコミュニティの場として安全安心で、気軽に利用できる公園として計画的な整備を行うとともに、適切な管理を行い、公園機能の充実を図る。	長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の計画的な改築・更新を行うとともに、地域防災拠点としての防災機能を充実させる。	54,766	A 補助事業を活用し整備を円滑に進める。(社会資本整備総合交付金)	公園施設の安全性の確保、ライフサイクルコスト縮減に向けて予防保全的な管理による計画的な整備を進めるため、整備箇所の調整を行った。
595	公園花とみどり課	周南緑地整備事業費	周南地域の中核となる都市公園であり、スポーツ交流の拠点、憩いの空間として市民に親しまれ、安全・安心・快適で魅力のある公園として計画的な整備を行う。	周南緑地基本計画に基づく実施設計及び施設整備工事の実施	20,269	B 補助事業を活用し整備を円滑に進める。(社会資本整備総合交付金)	公園利用者の安心・安全と施設の更新を図るため、計画的に事業を進めていけるよう整備箇所の調整を行った。
596	公園花とみどり課	鹿野天神山公園整備事業費	中山間地域の拠点となる公園・緑地として適切な維持・管理と公園機能の充実を図る。	・周南市過疎自立促進計画に基づき、平成28年度から32年度の5年間で計画的な整備を行う。 ・開設後22年を経過し、老朽化した各施設の計画的な修繕、再整備を行う。 ・ふれあい広場の修景整備や山桜の植栽を進め、周南市北部地域のコンベンションゾーンとして整備を行う。	4,999	B ・弾正系桜をはじめとして、天神山公園を桜の名所として位置づけるため、観光資源、市民の憩いの場となる植栽工事を行い、景観の整備を進める。 ・利用者の体力や嗜好に合わせたランニングルートやウォーキングルートなどの設定やイベント等ソフト事業の実施を図る。	公園整備箇所の調整を行った。
597	公園花とみどり課	公園施設長寿命化対策事業費	設置から30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる都市公園において、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図る。	周南市公園施設長寿命化計画に基づく、老朽化した施設の改築更新	7,477	B 補助事業を活用し整備を円滑に進める。(社会資本整備総合交付金)	周南市公園施設長寿命化計画に基づき、利用者が安心安全に利用できるよう、効率的、効果的な整備を進めるため整備箇所の調整を行った。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
598	公園花とみどり課	永源山公園イベント事業費	市民参加による実行委員会を中心としたイベントを開催することにより、地域のふれあいの場を提供し、公園の利用を促進するとともに、地域の活性化を促す。	実行委員会主導によるイベントの開催 ・5月 つつじ祭り・10月 ゆめ風車まつり 指定管理者による地域連携イベントの開催 ・10月 チューリップ満開作戦	1,173	B	・地域の活性化と観光振興に寄与するものであり、実行委員会との連携による市民参画事業でもあるので、継続的に開催していく。 ・平成28年度において、つつじ祭りの開催日数及びイベント内容の見直しを実行委員会と検討し、平成27年度のつつじ祭りに反映させている。	実行委員会と地域の活性化と観光振興のためイベント内容の見直しを行った。平成30年度のつつじまつりは観光交流課所管イベントと統合することで当課の予算増とはなかったが、2つのイベント経費合計は減額とした。
599	公園花とみどり課	都市緑化推進事業費	花とみどりに関する情報の普及を行うとともに、花とみどりにふれあう市民相互の交流の場を提供し、緑化意識の高揚を図る。	・緑化資材の供給と花の栽培管理事業 ・種から育てた苗で花壇づくり ・花壇コンクール(生涯学習課と共催) ・京都大学連携事業 ・花とみどりの相談支援事業 ・花とみどりの地域リーダー養成講座	3,234	B	関係機関、関係部署との連携を強化し、多面的に事業を推進する。	市民参加による緑化活動の推進・啓発と緑豊かな環境整備のため、事業を継続的に実施するため必要最小限の予算要求とした。
600	公園花とみどり課	緑のリサイクル事業費	公園・街路樹等の維持管理で発生する剪定枝、伐倒木等については、ゴミとしてではなく資源として捉え、地球環境にやさしく、最小の費用で活用を図る。この事業により、公園・緑地・地域花壇の緑化促進資材として、公園緑地分野の循環型社会の形成を目指す。	公園・街路樹等の維持管理で発生する剪定枝、伐倒木等を指定場所に集積し、木材破砕処理機によりチップ化し堆肥化したものを、公園緑地・地域花壇の緑化促進剤として活用する。樹木管理箇所：街路樹配置路線(50路線)、公園数(163公園) ストックヤード4箇所：徳山・新南陽地区＝ペガサス、周南緑地 熊毛地区＝高水原	4,795	B	これまでの実績では、年間約700㎡がチップ化され、愛護会等花壇づくりの団体が堆肥として利用している。今後もコストに配慮し、事業の効率性を高めたい。	低炭素社会の実現に向けた取り組みとして重要な役割を担っている事業であるが、チップ材利活用のための情報提供を進めている段階であり、平成30年度も必要最小限の予算要求とした。
601	公園花とみどり課	児童福祉施設管理事業費	子どもたちが安心して利用できるレクリエーションやコミュニティの場を確保するため、児童遊園の適切な維持管理を行う。	対象児童遊園49箇所 児童遊園の借地契約事務(借地契約件数9件)、施設の修繕、遊具の点検等	2,712	B	児童がいつでも安全・快適に使用することができるよう適正な管理を行うことが必要で、危険な遊具については、撤去・修繕に努める。	児童がいつでも安全・快適に使用することができる適正な管理が必要であることから、危険な遊具については、撤去・修繕に努めるため必要最小限の予算要求とした。
602	公園花とみどり課	農村公園管理事業費	農村地域の市民のレクリエーションやコミュニティの場として利用されている、農村公園の適切な維持管理を行う。	鹿野地域6箇所の農村公園の維持管理業務 ・小潮農村公園・西河内農村公園・本町農村公園・石船農村公園・大泉農村公園・田原農村公園	505	B	予防保全的な維持管理の実施	中山間地域の拠点となる公園として、予防保全的な維持管理を実施するために必要最小限の予算要求とした。
603	区画整理課	土地区画整理管理事業	管理市有地等の適切な整備及び管理を実施し、良好な住環境の保全を図る。	区画整理事業が完了した地区内の管理市有地等について、適切な整備・管理を実施する。	184	A	熊毛地区の案件については今後も毎年度一回の定期清掃を確実に実施。 その他管理地については、必要に応じて然るべき整備等を検討する。	実施内容 H29年度 熊毛地区のマンホールポンプ清掃業務 業務完了日：H29.5.19 H30年度についても、予算内で引き続き適切に執行する。
604	区画整理課	久米中央土地区画整理事業一般事務事業	一体的整備を図り、公共施設の充足や無秩序な市街化を抑制し、健全で良好な市街地を造成する。	久米中央土地区画整理事業における審議会、評価委員会を開催し、区画整理法上の諸手続きを進める。 道路照明、排水施設の清掃点検、保険料等施行中の公共施設の維持管理を実施する。	2,206	B	審議会、評価委員会は区画整理法上設置が義務付けられており、仮換地の変更や換地計画の審議等事業を進める上で実施が必要不可欠な組織である。 施行中の公共施設については、事業が完了し各所管に移管するまでは定期的な保全管理に努める必要がある。	事業の進捗に伴い減少した仮設施設の維持管理費等について適切に減額を行った。
605	区画整理課	土地区画整理清算事業	分割納付の徴収清算金を完納させる。	分割納付となっている新地・熊毛中央地区の徴収清算金について、完納させる事業。	0	B	少しずつではあるが、定期的な納付により残額は減少している。今後も納付が途切れる事の無いよう徴収業務を継続する。	適宜必要な納付依頼を実施し、継続的な徴収事務を実施する。
606	区画整理課	久米中央土地区画整理事業	一体的整備を図り、公共施設の充足や無秩序な市街化を抑制し、健全で良好な市街地を造成する。	都市計画道路及び区画道路：計画延長6,561.7m、通路：計画延長522.5m、公園：3箇所 8,161.6㎡、宅地整地：187,152.18㎡、保留地：6,020㎡ 事業施行期間 平成9年4月15日～平成37年3月31日(清算期間5年含む)	197,007	B	H31年度の事業完了に向けて計画的に事業を進める。	事業完了後の公共施設の移管時期を見据え、計画的な施設補修を実施し単年度での経費抑制を図るまた、草刈り業務等職員で実施可能なヶ所等については職員で対応する事で経費節減を進めた。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
607	区画整理課	中溝線整備事業費	富田西部第一土地区画整理事業区域界から国道2号までの区間において、歩行空間を確保した道路を整備することにより、歩行者の安心かつ安全な空間を形成しつつ、本市の臨海部から国道2号以北の市街地までの道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図る。	●施行場所:大宇富田字中溝、日地町及び大宇富田字新町 ●工事種別:道路改良及び舗装 L=320m W=16m ●施行期間:28年9月9日～H38年3月31日	7,123	A	平成28年9月に認可取得。昨年度用地測量及び詳細設計を完了。今年度については用地買収約1,130㎡、物件補償3ヶ所(建物・工作物)を予定。今後用地買収・物件補償を進めながら、平成32年度の工事実施へとすすめて行く。	工事施行計画や地権者との交渉状況を勘案し、計画的な用地取得・移転補償を実施。また、土地鑑定評価や建物調査においても用地補償計画に沿い、無駄の無い実施を行う。
608	区画整理課	街路整備県事業負担金	交通ネットワークの整備により、交通円滑化、利便性の向上に寄与できる。	県で施工される街路事業費の一部負担金(1)新南陽停車場線 (2)中央通り線 (3)中央通線	33,596	A	適宜実負担金額の状況を把握し、必要に応じて予算措置と適切な支出事務を行う。	県との連絡を適宜行い、過不足の無い予算措置を図る。
609	区画整理課	富田西部第一土地区画整理一般事務費	健全で災害に強い街づくりに有効であり、家屋の新築や交通の利便性などにより経済的な波及効果も期待できる	富田西部第一土地区画整理事業にかかる審議会、評価委員会の開催及び地区内施設の維持管理を行う	966	B	審議会、評価委員会は土地区画整理地法のとおり実施しなければならない 難航地権者と積極的に交渉を継続するとともに、その他の手法についても検討していく	事業の進捗に伴い市管理地の保全等に係る経費の削減を行った。
610	区画整理課	富田西部第一土地区画整理事業費	健全で災害に強い街づくりに有効であり、家屋の新築や交通の利便性などにより経済的な波及効果も期待できる	都市計画道路及び区画道路;施工延長6,324m、幅員6～28m、通路;施工延長557m、幅員2～4m、公園;整備面積7,060㎡、水路;施工延長334m、宅地;造成面積157,193㎡、保留地;1,500㎡、事業期間;平成5年度～平成36年度(清算期間5年を含む)	175,366	B	難航地権者と積極的に交渉を継続するとともに、その他の手法についても検討していく	地権者・関係機関との交渉を進め事業の早期完了を目指す。
611	中心市街地整備課	徳山駅周辺整備事業	快適で利便性の高い駅周辺にするとともに、都市の拠点づくりを行い中心市街地活性化につながる。	●ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した、すべての人に快適で利便性の高い駅周辺の整備 ●徳山駅前賑わい交流施設の整備(H27～29) ●南口駅前広場の整備(H28～32) ●北口駅前広場の整備(H29～31)	1,031,482	B	本事業は、駅周辺の重要な基盤整備で、南北自由通路をはじめとし、着実に整備が進んでおり、賑わいの核施設となる賑わい交流施設の開館をむかえる年度となった。その期待から、商店街においても中心市街地の再生に向けた取組みが盛んとなるなど、事業の早期完成を目指し推進していく必要がある。	国の補助金を有効に活用できる組立と、工程管理による工期の徹底に努め、効率的な推進を図る。
612	中心市街地整備課	中心市街地活性化事業	中心市街地活性化基本計画掲載事業について、官民連携のもと着実に実施していくとともに、民間による事業の掘り起こしを行い、その支援をしていく。 基本計画目標 ○新規出店数 H25～29累計目標 149店舗 ○主要14地点の歩行者等通行量 H29目標 28,000人/日	●賑わい交流施設から中心市街地に賑わいの創出を図る ●中心市街地活性化基本計画掲載事業の進捗管理及び計画最終年としてその検証を行う ●基本計画掲載事業を推進するため、中心市街地活性化協議会や㈱まちあい徳山とともに民間事業を支援	56,850	B	基本計画の目標達成に向けて、事業を進めていく。また中心市街地の活性化には、公だけでなく、民間事業の推進も不可欠であり、今後も各関係者との連絡協議、地元調整等を密に行い、事業の熟度に合わせた支援を行うなど公民連携での活性化を図っていく。	官民一体となって取り組んできた中心市街地活性化基本計画の事後評価及び次期計画の検討を行い、ハード整備とタイアップした中心市街地の環境の向上に取り組む。
613	中心市街地整備課	中心市街地施設整備一般事務費	徳山駅周辺整備を推進し、中心市街地の活性化に資する。 徳山駅南北自由通路等の管理により、駅周辺利用者の利便性向上が図られる。	●徳山駅周辺整備を推進する環境の整備 ●徳山駅南北自由通路の維持管理	23,519	A	南北自由通路は、バリアフリー化の一環であり、市の責務として、維持管理の必要がある。また、南北の賑わい創出に大きく寄与する。	これまで同様、自由通路利用者の安心・安全に配慮した適正管理及び、スペースの有効活用による財源の確保を行う。
614	中心市街地整備課	地方創生加速化交付金事業(地域エネルギー導入促進事業)	「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、コンビナートと市街地が隣接しているまちの特性と、コンビナート自家発電施設の電力有効活用を通じ、中心市街地へ「ひと」と「しごと」を呼び込む。	●コンビナート電力活用構想の策定 ●コンビナート電力送電設備整備(H28～H29)	26,189	A	賑わい交流施設や新庁舎にコンビナート電力の供給を受け、行政コストの削減、災害時における防災拠点の機能確保、中心市街地への民間施設誘致等を図る。	
615	中心市街地整備課	コンビナート電力活用推進事業	「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、コンビナートと市街地が隣接しているまちの特性と、コンビナート自家発電施設の電力有効活用を通じ、中心市街地へ「ひと」と「しごと」を呼び込む。	●コンビナートが生み出す電力を中心市街地で活用することにより、中心市街地の活性化を図る ●コンビナート電力送電設備整備(H28～H29)	11,000	B	賑わい交流施設や新庁舎にコンビナート電力の供給を受け、行政コストの削減、災害時における防災拠点の機能確保、中心市街地への民間施設誘致等を図る。	賑わい交流施設や新庁舎への電力供給が開始されることにより、行政コストの削減が図られる。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
616	競艇管理課	モーターボート競走事業	モーターボート競走法(第1条、第31条)等に規定されているとおり、住民福祉の向上や増進に寄与します。	今後も安定的にモーターボート競走事業を実施することで、その収益を継続的に一般会計へと操出し、住民福祉の向上や市の財政運営の健全化等に貢献します。	39,038,035	A	①施設をよりコンパクトにすることで、ランニングコストの削減を図ります。②特別観覧施設ROKUを積極的に活用し、新たなファン獲得に向けた取り組みをします。③新たな拠点施設としての小規模場外発売所の開設を目指します。④全国23場及び場外発売場への営業活動を強化します。⑤ロイヤル席を新設し、質の高いサービスを提供することにより有力顧客の囲い込みを行います。	①SGグランドチャンピオン開催に向けた事業経費を確保しました。②本場30km商圏活性化徳山モデルに取り組みます。③モーニングレースの売上強化のため積極的に営業活動を展開します。④新中央スタンドに設置した特別観覧施設「ROKU」を活用し新規ファン(若年層や女性ファン)の獲得を目指した事業を展開します。
617	会計課	会計管理事務費	適正な会計管理事務を執行する。	一般会計、特別会計等の出納事務及び審査事務を行うための経費	2,883	A	引き続き、適正に出納及び審査事務を行っていくが、今年度、公会計の導入や財務システムの入替が予定されているため、過渡期において、会計課職員を始めとして、全職員が共に円滑に移行できるよう考えていく必要がある。	既存OCR読取装置は、平成30年3月31日でリース期間が満了となり、再リースをするなら故障時等の保守サービスはなくなる。不具合が生じた場合、その影響は収納がある部署や、市民生活にも影響が及ぶので、新規OCR読取装置を導入し、保守契約をする事で、早期の段階でのトラブルを回避する。(予算の増額:567/千円)
618	新南陽総合支所・地域政策課	新南陽総合支所管理運営事業費	【施設】来庁者や職員の安全性と利便性を優先に庁舎の維持管理を行う。 【運営】維持管理費の削減を図る。	・施設、設備の保守管理 ・施設設備の維持修繕 ・電話交換、受付案内業務 ・夜間、休日の宿日直業務 ・行政財産管理 ・光熱水費節減の取り組み	33,625	A	・庁舎の老朽化に伴い、修繕費については増加傾向があるが、平成30年度には庁舎を解体予定のため、維持管理経費の削減が見込まれる。 ・新南陽総合支所庁舎の解体に伴い、仮庁舎の選定が必要となる。	市民の安心安全を最優先に、平成32年度中の供用開始を目指し西消防署を整備するため、総合支所を解体し、総合支所機能を仮庁舎へ移転(平成30年8月予定)する必要があることから、平成30年度は引越し費用等の臨時的経費が必要となり一時的に予算が増額となるが、移転後は光熱水費等の維持管理経費の大幅な減額が見込まれる。
619	新南陽総合支所・地域政策課	新南陽総合支所整備検討事業費	新南陽総合支所及び西消防署は、両施設とも建築後50年以上経過し、老朽化が進み、耐震性も不足していることから、市民の安心・安全の確保及び利便性の向上を図るため、現在の敷地を有効活用し、消防との一体的な整備をするものとする。	敷地約13,000㎡の有効活用を図るために道路の位置・線形を決める必要があることから道路測量設計業務委託と用地測量業務委託を行う。	8,059	A	平成32年度中の西消防署供用開始を目指す。構内道路を市道で整備する。 今後の総合支所の方向性について検討する。	仮庁舎への移転経費等については、新南陽総合支所管理運営事業において計上している。
620	熊毛総合支所・地域政策課	熊毛総合支所管理運営事業費	・市民が安心して利用できるように、施設の適切な維持管理を行う。	・ゆめプラザ熊毛(図書館を除く)及び熊毛総合支所庁舎の維持管理。	20,263	B	市民に安心・安全なサービスが提供できるよう、適切な庁舎の維持管理を行う。	フロアーマット交換枚数の見直しにより機械借上料を減額(△4千円) 消耗品費の節減を図るとともに、夜間不要な照明をこまめに消すなど、光熱費の削減にも努めている。
621	熊毛総合支所・地域政策課	周南子どもゆめまつり開催事業	子どもから大人まで市民のネットワークを広げ、市民の一体感の熟成を図る。	●熊毛地域最大規模のまつりであり、主役の子どもたちを中心とし、多くの市民が共に交流し楽しめる体験型のイベントを、ゆめプラザ熊毛周辺で実施する。 <平成28年度実績> ・開催日:平成28年10月23日(日) ・参加者数:約10,000人	500	B	28年度から「自主運営」を掲げ、準備・片付け班を団体で振り分け、作業の効率化を図った。29年度は更に班を細分化し、班の打合せの場を設定。更なる「自主運営」を促す。 また、子どもに特化したまつりとして継続して開催し、29年度より名称を「くまげ周南子どもゆめまつり」から「周南子どもゆめまつり」に変更。熊毛地域から発信する周南市のまつりとしての確立を目指す。	賛助会員の拡大や出店ブースの見直しなど、自主財源の確保に努めている。
622	鹿野総合支所・地域政策課	コアプラザ管理運営事業費	コアプラザ鹿野の適切な維持管理を行いながら、利用者の増大を図る。	快適な地域の拠点施設となるように維持管理し、利用者の増大に努める。	10,301	C	利用率向上の為、各種団体や個人と連携し、体験会の実施や教室などの開催に努め、周知を行っていく。	利用率向上を目指すとともに、地域の拠点施設であるコアプラザかこの環境美化と適正な維持管理に努める。
623	鹿野総合支所・地域政策課	鹿野総合支所管理運営事業費	鹿野総合支所の適切な維持管理を行う。	住民にとって利用しやすく懇切丁寧な行政窓口でありながら、コスト縮減に努めた総合支所の施設管理を行う。	14,822	B	施設管理費について、委託業務の見直しや光熱水費のエネルギー削減などに努め、維持経費を縮減していく。	来庁しやすい総合支所を目指し、環境美化に努める。
624	鹿野総合支所・地域政策課	鹿野総合支所整備検討事業費	将来的な鹿野総合支所の施設整備に向け、安心・安全な地域の拠点施設として整備の方向性を強める。	市民コンセンサスを得る方法として、各地域や集落に向向き、総合支所の整備方法や将来への方向性を丁寧に説明していく。	269	C	基本方針の4案から整備方法を絞り込む必要がある。公共施設再配置計画や将来的な住民の利便性などを考慮して丁寧な説明を実施する。	平成30年2月に方針決定をしたことから、平成30年度については、地域住民に対する丁寧な方針説明に時間を要すこととなる。今後は、住民への説明責任を果たし、必要な各種調査経費を予算で対応することとなる。
625	上下水道局総務課	庁舎管理事業	効率的に維持管理を行い、適正な執務環境を確保する。	老朽化が著しい局舎の維持管理業務	23,273	B	新庁舎入居までは、必要最小限の修繕にとどめる。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
626	上下水道局総務課	人事管理関係事業	研修等により職員の技術力向上を図り、また、職員が健康な心身で公務に専念できるように体制を整え、効率的な事業運営を可能とする。	・経験年数に応じて研修を受講させ、技術力向上を図る。 ・随時組織を見直し、効率的な組織体制を目指す。 ・安全衛生委員会等により職員が公務に専念できる体制を作る。	2,964	A	新庁舎に入ること、業務や組織の見直しを進めていく必要がある。	
627	上下水道局総務課	財産管理事業	資産の有効的活用を図り、効率的な事業運営を目指す。	公用車及びパソコンについては、総務課で一括管理し、効率的な運用を行う。	10,671	B	新庁舎に入ること、ネットワーク関係やパソコン等の機器について、見直しを進めていく必要がある。	
628	上下水道局企画調整課	上下水道施設の長寿命化・耐震化(下水道施設)	下水道施設の適正な維持管理と計画的な更新更生を行う。	老朽化が進む下水管路の長寿命化計画(追加分)を平成29年度中に、下水道施設全体を俯瞰したストックマネジメント計画を平成29～平成30年度で策定し、計画に基づいて効率的に下水道施設の更新・更生を行う。	0	C	平成29年度は今までの情報を基にストックマネジメント計画策定に着手するとともに、長寿命化計画もすでに調査済みの管路等の改築は平成32年度まで延伸が可能となったので、管路長寿命化計画(追加分)を策定する。	平成28年度中に国、県、コンサルより収集した情報を基に方針を定め、平成29年度から策定に着手した。30年度は前年度の続きを行う。
629	上下水道局企画調整課	雨水排除施設の整備	中開作地区、社地町、中溝地区の浸水被害の軽減	中開作地区、社地町は低地であり、集中豪雨時の浸水被害を軽減するために雨水函渠やポンプ施設の計画策定を行う。 中溝地区は都市計画道路拡幅に伴う雨水函渠の基本計画を策定する。	28,212	B	浸水対策事業は膨大な事業費と長い整備期間が必要なことから、少ない経緯費で早期に効果が発現するような雨水排除計画の策定に努めていく。また、浸水対策の要望が多い中、他事業と連携して行う必要のある箇所を優先的に計画していく。	限られた財源で他事業と連携して行う必要のある箇所を優先して行い、他地区は計画的に事業を進めていく。
630	上下水道局企画調整課	汚水処理施設の整備	早期水洗化を図る	下水道事業計画区域の整備困難地区において市街化区域及び用途地域内は整備計画を策定し、それ以外の地域は住民の方の同意を得て計画区域から削除し浄化槽で整備し水洗化を進める。	13,067	C	市街化区域でも30年以上整備されていない地域がある。市街化区域は下水道整備の責務があるため、市街化区域の整備を優先して計画を策定していく。	熊毛の原地区は用途地域であり下水道整備の責務がある。今後の工事の際に事業費が安価となるよう計画(ルートや工法)を見直す。
631	上下水道局財政課	水道事業の経営健全化推進	持続可能な事業運営を行う	毎年度定期的に事業内容の検証・精査を行い、経常経費や投資的経費の縮減を図る		B	経営健全化に向けた職員の意識付けを徹底し、実施計画の見直しを予算に反映させるとともに、経費節減を図る	大田田浄水場運転業務の委託により、人件費を削減(△5人) 一の井手浄水場の浄水処理中止により、維持管理費を約720万円削減 実施計画の見直しにより、建設改良費を年間10億円ペースとして予算に反映した
632	上下水道局財政課	下水道事業の経営健全化推進	持続可能な事業運営を行う	毎年度定期的に事業内容の検証・精査を行い、経常経費や投資的経費の縮減を図る		B	経営健全化に向けた職員の意識付けを徹底し、実施計画の見直しを予算に反映させるとともに、経費節減を図る	補助事業の本要望にあたっては、内容等を精査して事業費を減額し、当初予算へ反映させた また内部留保の活用等により、一般会計繰入金金の削減を図った
633	上下水道局料金課	上下水道料金徴収事業	上水道、下水道の使用に対する公平な受益負担をいただくため、当該料金の回収に努め、もって低廉な料金と公営企業財政の健全な運営をめざす。	統合した熊毛鹿野地区の事業手順の標準化を実施のうえ、 ①未収金の圧縮 未収金の早期回収に努め、不良債権化することを防止と適切な債権管理を実施します。 ②お客様へのサービスの向上 給水管漏水の可能性がある場合による一次調査やご相談へのきめ細やかな対応により、お客様の満足度の向上を図ります。	124,089	A	収入率は高水準を維持しており、破産倒産等の債権回収困難事案が主であるため、新規未回収債権の発生防止とともに、回収困難債権の保全や管理が主となる。	熊毛鹿野地区簡易水道料金統一遅延や事業統合準備作業が未了のまま事業事務が引き継がれたことで、当初の作業工程計画全体に遅延が生じている。このような中で、段階的料金改定や料金徴収制度の変更(上水道地区への統一標準化)に対するご利用のお客様のご理解を得つつ債権の回収と適切な管理を推進していく。徳山新南陽地区は従前どおりの管理方針を継続する。
634	上下水道局水道工務課	基幹管路更新事業	老朽化した基幹配水管(口径φ450mm以上)の更新を行い、耐震化率の向上を図る。	楠本浄水場北東部の基幹管路と布設済の配水本管への接続工事を行い、老朽化した既設配水本管を廃止する。	18,964	A	計画的な事業の実施により、耐震化率の向上を今後も図る。 国は基幹管路の良好な地盤に布設したダクトイル鑄鉄管のK形継手等は耐震適合管として評価しており、平成34年度末までに耐震適合率を50%以上とする目標を掲げており、周南市の平成26年度末の基幹管路の耐震適合率は、69.2%である。	水道施設の配置や規模の見直しを行う施設最適化や、施設の長寿命化を検討して費用の抑制を図り、適切な施設の再構築や耐震化、更新を行うための「周南市水道事業施設整備基本計画」を策定し、これを基に計画の見直しを行った。19,000千円減額

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
635	上下水道局水道工務課	幹線管路更新事業	基幹管路に続く主要な幹線管路の一連の耐震化を図り、災害時にも供給可能な管路の構築を目指す。	菊川浄水場系から一の井手浄水場への送水管の布設を行う。 楠本浄水場系の幹線管路をダウンサイジングして耐震管への布設替を行う。 管路の整備方針として、配水の上流側から下流側へ更新を進める。	167,871	A	幹線管路は、基幹管路に次ぐ主要な配水管としての重要性から、耐震化の早急な促進に向けた管路更新の取り組みが求められている。 「周南市水道事業施設整備基本計画」を基に計画の見直しを行い基幹管路更新事業を延期し、幹線管路の更新延長を延ばした。33,516千円 増額
636	上下水道局水道工務課	重要給水施設管路更新事業	災害時の重要給水施設に供給する管路の布設替えを行い耐震化を図る。	災害時の重要給水施設である周陽小学校及び太華中学校へ給水する配水管の布設替えを行い、耐震化を図る。	27,675	A	厚生労働省から、重要給水施設までの管路耐震化の促進に向けた水道事業者の取り組みが求められている。 重要給水施設となる富田東小学校周辺の配水管更新を行う。70千円増額
637	上下水道局水道工務課	その他の管路耐震化事業	硬質塩化ビニル管や鋳鉄管など、老朽化した配水管の布設替えを行い安定給水を図る。	漏水発生の多い硬質塩化ビニル管や老朽化した鋳鉄管などを対象とし、基本として口径φ100mm以下は配水用ポリエチレン管、口径φ150mm以上はダクタイル鋳鉄管を使用し、配水管路の耐震化率向上を図る。	294,472	A	財政の健全化を考慮しながら、限られた建設改良費の予算の中で事業を実施することとなるが、計画的な管路の耐震化を実施することにより安定給水を確保する。 年度ごとに更新管路延長が異なることによる減額。103,309千円減額
638	上下水道局水道工務課	漏水防止対策事業	漏水防止により安定給水を確保し、給配水管の漏水を早期に発見し修繕を行うことにより、有収率の向上を図る。	配水管の中で約40%を占めるビニル管路と、口径40mm以上の連合給水管の路面音聴及び量水器までの戸別音聴を実施することにより、漏水を発見する。	9,612	B	有収率の向上は水道事業において継続的な課題である。無効水量減少に向けた取り組みとしての漏水調査事業は、実施の方法や調査区域の選定を精査し、今後も継続して行う事業である。 個別の漏水調査を行う範囲の給水戸数等による増減。 326千円増額
639	上下水道局水道工務課	給配水管維持管理事業	漏水発生による有効水量の低下及び、断水・道路陥没等の二次災害を防止するため早急に修理対応を行う。また配水設備の修繕を行うことにより安定した供給に努める。個人所有部分の給水装置修繕についても業者を紹介することにより、迅速な修理対応を行い市民サービスの向上を図る。	徳山地区・新南陽地区それぞれ1者と契約し、24時間の修繕体制を確立する。修繕業務が発生した場合は速やかに業務を履行する。	58,788	A	給配水管の維持管理における修繕体制の確立は、市民への安定給水から不可欠であり、今後も継続的に必要な事業である。 平成29年度実績を基に委託費を精査した。773千円減額
640	上下水道局水道工務課	マッピングシステム更新事業	定期的にデータの更新を行うことにより、正確な情報に基づく適切な給配水管の維持管理が可能となる。 ・他の地下埋設占有者に対し正確な情報提供を行い、工事による破損事故防止に努める。	マッピングシステムの運用にあたっては、データの更新を正確に継続的に行うことが大切である。このため、職員で可能な給水台帳のファイリングデータの更新を除き、配水管のデータ更新は業務委託により行う。	1,512	A	マッピングシステムのデータ更新は、正確な情報管理と資産管理のため、継続的に行う事業である。 人権費等による増額。53千円増額
641	上下水道局下水道工務課	雨水排除施設の整備事業	●徳山駅ロータリー、地下道及び周辺商店等の浸水を解消、軽減する。 ●富田西部区画整理内の浸水を解消、軽減する。 ●中間作地域の浸水を解消、軽減する。 ●川崎・南浦山地域の浸水を解消、軽減する。	●徳山駅前の浸水を解消するため、徳山駅周辺の整備事業と連携を図りながら、雨水函渠の増強を効率的に整備する。 ●富田西部区画整理内の浸水を解消するため、区画整理事業などと連携を図りながら、雨水函渠やポンプ場を効率的に整備する。 ●中間作地域の浸水を解消するため、市道整備事業などと連携を図りながら、雨水函渠やポンプ場を効率的に整備する。 ●川崎・南浦山地域の浸水を解消するため、県道拡幅事業などと連携を図りながら、雨水函渠を効率的に整備する。	503,304	B	雨水排除施設の整備は、市民の生命と財産を守る重要な事業であるが、事業の完成までには長い年数と膨大な予算が必要であり、経済的、効率的に事業を進めるため計画的に事業を進めなければならない。 富田西部区画整理区域内の浸水を解消するため、富田中央雨水幹線の整備を行っており、平成30年度はJR横断等の優先事業を予算計上した。 また、椎木町の浸水解消を図るため、来年度から事業に着手する。
642	上下水道局下水道工務課	上下水道施設の長寿命化・耐震化事業	老朽化した下水道汚水管渠の維持管理費の増大に対応するため、経済的・効率的な管渠の布設替え・更生を行うことにより経営の安定化を図る。	老朽化が進む下水道汚水管渠及び合流管渠の長寿命化計画を策定し、計画に基づき国庫補助金事業として経済的・効率的に管渠の布設替えまたは更生を実施する。 ストックマネジメント計画を策定し、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化の観点を踏まえ、計画的・効率的な改築を実施する。	24,412	B	下水道事業は多くの社会資本(ストック)を有しており、今後、持続可能な事業推進には計画的に社会資本の更生、更新を行わなければならない。従ってストックマネジメント計画の策定は下水道事業の経営安定には欠かせない。 長寿命化計画に基づき、平成30年度も管渠の改築・更新を計画的に進める。 また、硫化水素により劣化の著しい大島地区の管渠改築を行う。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
643	上下水道局下水道工務課	汚水処理施設の整備事業	早期に水洗化を行い、生活環境及び周辺環境を改善する。	下水道事業計画区域において整備困難地域の整備方針を策定し、整備方針に定められた優先順位の高い市街化区域及び用途地域内から整備を進める。 優先順位の低い市街化調整区域及び用途地域外は下水道事業計画区域から削除し浄化槽で水洗化を進める。	86,324	B	下水道計画区域の中で、市街化区域でも30年以上整備されていない地域がある。市街化区域は下水道以外での水洗化ができないため、市街化区域以外で着手していない地区は計画区域から削除し、市街化区域は整備を優先して実施する。
644	上下水道局浄水課	浄水施設耐震化事業	浄水施設が老朽化する中で耐震化工事を実施することで安定供給が促進できると共に、劣化補修工事を併せて実施することで施設の長寿命化を図る。	大迫田浄水場について平成28年度に基本計画・実施設計を完了しており、平成30年度より7箇年計画で耐震化・劣化補修工事を実施する。	219,038	A	計画どおりに事業を推進していく。
645	上下水道局浄水課	水道施設の統合事業	浄水場の施設統合を進めることでランニングコストの縮減と今後の設備投資費用の抑制が見込まれる。	一の井手浄水場の浄水処理を中止し、菊川浄水場の給水区域へ統合することで低水準であった菊川浄水場の稼働率を向上させる。	5,805	A	統合に向けて順調に進行している。統合後に不要となる施設の管理・処理方法について検討が必要となる。
646	上下水道局浄水課	浄水施設安全対策事業	浄水場、配水池等へ監視カメラを設置することで迅速な不法侵入者対応やテロ抑止力の向上を目指す。また、自動水質監視装置を設置し安全な水の供給に努めるものである。	各浄水場および配水池の必要箇所に監視カメラを新設し、またこれらカメラ設備の維持管理を行っていく。 浄水場の主要ポイントに自動水質監視装置(油膜検知器・バイオアッセイ監視装置等)を設置する。	6,626	B	テロ対策の一環としての監視カメラ設置箇所の必要性について検討が必要である。また、今後は防犯訓練等を充実していく。
647	上下水道局下水道施設課	流域浄化センター施設管理事業費	流域下水道を利用する地域の水質保全を図る。	周南流域下水道接続点(5箇所)の水質調査を行い、県に報告する。	1,350	A	山口県流域下水道維持管理要綱に従い、適切に事業を実施する。
648	上下水道局下水道施設課	下水道水質指導監督費	事業場からの排水を監視することで、公共用水域の環境保全に寄与する。	特定事業場からの流入水について監視指導を行う。(徳山・新南陽・熊毛地域延べ74箇所・340項目)	659	B	調査事業場、調査頻度を検討する必要がある。
649	上下水道局下水道施設課	中央浄化センター施設管理事業費	処理場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	公共用水域への放流水質基準を遵守するため、施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、下水汚泥処分、産業廃棄物処分等を行う。	285,363	A	施設の老朽化に伴って再構築、長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。
650	上下水道局下水道施設課	東部浄化センター施設管理事業費	処理場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	公共用水域への放流水質基準を遵守するため、施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、下水汚泥処分、産業廃棄物処分等を行う。	186,037	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。
651	上下水道局下水道施設課	新南陽浄化センター施設管理事業費	処理場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	公共用水域への放流水質基準を遵守するため、施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、下水汚泥処分、産業廃棄物処分等を行う。	253,249	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。
652	上下水道局下水道施設課	北部浄化センター施設管理事業費	処理場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	公共用水域への放流水質基準を遵守するため、施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、下水汚泥処分、産業廃棄物処分等を行う。	10,367	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。
653	上下水道局下水道施設課	鹿野浄化センター施設管理事業費	処理場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	公共用水域への放流水質基準を遵守するため、施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、下水汚泥処分、産業廃棄物処分等を行う。	27,827	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。
654	上下水道局下水道施設課	農業集落排水施設管理事業費	処理場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	公共用水域への放流水質基準を遵守するため、施設の運転維持管理、保守点検、修繕、水質試験、下水汚泥処分、産業廃棄物処分等を行う。	66,237	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。
655	上下水道局下水道施設課	江口ポンプ場維持費	ポンプ場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	施設の運転維持管理、保守点検、修繕、産業廃棄物処分等を行う。	12,827	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した運転管理を行っていく必要がある。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
656	上下水道局下水道施設課	新南陽汚水中継ポンプ場維持費	ポンプ場を安定的に運転することにより、市民の健康に安全で快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質保全を図る。	施設の運転維持管理、保守点検、修繕、産業廃棄物処分等を行う。	17,014	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した維持管理を行っていく必要がある。	新南陽汚水ポンプ場費は、修繕費を減額したが、江口分修繕費を一括計上している為事業費増額。
657	上下水道局下水道施設課	新南陽雨水ポンプ場維持費	雨水等による農地、宅地への冠水を防ぎ、市民の財産を保護する。	施設の保守点検、修繕、産業廃棄物処分等を行う。	50,385	A	施設の老朽化に伴って長寿命化計画を進めており、計画に配慮した維持管理を行っていく必要がある。	修繕費、電力費が増加の為、事業費増。
658	上下水道局水質管理課	水質検査事業	市民の水道水質に対する安心・安全の意識の向上を図る。	水質検査技術の向上と検査可能項目数の更なる拡充を目指す。	37,902	A		分析機器が対応年数を大きく経過しており、修繕部品調達が困難になった機器等を更新する。 点検後4年経過している機器、及び導入後7年経過している機器の点検を行う。 4年に1度、水道GLPの更新認定審査を受ける。
659	上下水道局水質管理課	協議会運営事業	共同で実施する。	協議会を設置して水道水の検査を共同で実施する。	7,309	A		
660	消防総務課	常備消防費一般事務費	○消防本部の運営に係る一般事務を適正に執行することで、消防業務の円滑な遂行を図り市民の安心安全を確保する。	○消防職員の健康管理及び安全衛生の向上を図るため産業医を選任し、定期健康診断、特定業務(深夜業務)従事者健康診断及び各種予防接種を実施する。 ○全国消防長会、山口県消防長会に参画をし事業の研究及び検討を行う。 ○消防職員採用試験を実施し、優れた人材を確保する。 ○消防業務(一般事務)に必要な物品の調達を予算の範囲内で適正に行う。	15,002	A	○消防業務を円滑に遂行するためには、消防本部の運営事務を適正に管理していく必要がある。厳しい財政状況の中、更なる効率化を図り適正な予算執行を継続していく。	
661	消防総務課	消防職員研修養成事業	○消防職員が幅広い知識及び技術を習得することで、消防活動の質の向上を図り市民の安心安全を確保する。	○県消防学校及び消防大学校等に入校し各種教育課程を修了する。 ○各種資格取得講習を受講し幅広い技能資格を習得する。	6,890	A	○勤務体制や確保人員の関係から多くの職員を研修派遣することが難しいため、今後も教育研修計画に基づき効果的な職員教育を継続する。	
662	消防総務課	光地区消防組合負担金	○熊毛地区の安心安全を確保する。	○光市、田布施町とともに光地区消防組合を構成し共同して熊毛地区における常備消防体制を確立する。	214,693	A	○光地区消防組合と更なる連携強化を図り、負担金の平準化など効果的な事業を検討し熊毛地区の消防業務を円滑に運営する。	
663	消防総務課	消防庁舎管理事業費	○消防庁舎を適正に維持管理することで、消防力の充実に図り市民の安心安全を確保する。	○消防庁舎の維持管理に係る設備保守委託、保全修理及び光熱水費等を適正に管理する。	28,388	A	○ランニングコストの更なる削減や効率的な保全修理を行い適正な事業運営に努めていく。	
664	消防総務課	消防機械器具管理事業費	○消防機械器具を適正に維持管理することで、消防活動の円滑な遂行を図り市民の安心安全を確保する。	○消防車両の法定点検及び消防機械器具の整備、維持保全を行う。 ○老朽化した消防資機材を計画的に更新整備する。	19,066	A	○消防力を維持するために必要な事業であり、法定点検及び定期点検等を確実に行うため効率よく継続的に事業を推進する。	
665	消防総務課	消防機械器具強化充実事業費	○消防車両及び消防機械器具等を更新整備することで、消防力の強化充実に図り市民の安心安全を確保する。	○複雑多様化及び大規模化する災害に対応するため、老朽化した消防車両及び消防機械器具等を更新整備することにより消防力の強化充実に図る。 (1)指令・指揮車 1台(東署防署) (2)資機材搬送車 1台(消防本部) (3)消防用ホース 87本	16,206	A	○複雑多様化及び大規模化する災害に的確に対応するため仕様等を十分検討したうえで、財源等を有効に活用しつつ計画的な更新整備を進めていく。	
666	消防総務課	非常備消防費一般事務	○消防団の運営に係る一般事務を適正に執行することで、消防団業務の円滑な遂行を図り地域防災体制の強化充実に図る。	○消防団の人事、庶務及び表彰に係る事務 ○消防団員の報酬及び費用弁償に係る事務 ○消防団の充実強化に関すること。 ○出初式に関すること。	136,320	A	○地域防災の中核となる消防団の充実強化のため「新入団員の確保」、「消防団の装備の充実」、「消防団員の処遇の改善」に向け有効的な事業展開を継続する。	

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
667	消防総務課	消防団研修養成事業費	○消防団員が幅広い知識及び技術を習得することで、地域防災体制の強化充実を図り市民の安心安全を確保する。	○県消防学校等に入校し各種教育課程を修了する。 ○消防本部が実施する新入団員、幹部研修等を受講し幅広い知識及び技術を習得する。	431	A ○複雑多様化する災害等に対応するため、地域防災の要である消防団員の消防技術及び知識の習得は重要となっている。消防団員の教育機会の確保をこれまで以上に推進する。	
668	消防総務課	消防団機械器具管理事業費	○消防団機械器具を適正に維持管理することで、消防団活動の円滑な遂行を図り市民の安心安全を確保する。	○市民消防団車両の法定点検や消防団機械器具の維持管理を行う。 ○老朽化した消防団資機材を計画的に更新整備する。	9,708	A ○消防団との更なる連携体制を構築し、消防団車両の点検整備を計画的に行い事業の円滑な運営に努める。	
669	消防総務課	消防団機械器具強化充実事業費	○消防団車両や消防団機械器具等を更新整備することで、地域防災の体制の強化充実を図り市民の安心安全を確保する。	○老朽化した消防団車両及び消防団機械器具を更新整備 (1)消防ポンプ自動車 1台(団本部) (2)小型動力ポンプ付積載車 1台(加見) (3)消防用ホース 58本	31,405	A ○地域の特殊性や配備状況等を十分検討したうえで計画的な更新整備を進めていく。	
670	消防総務課	消防施設管理事業費	○消防団機庫を適正に維持管理することで、地域防災体制の充実を図り市民の安心安全を確保する。	○消防団機庫の維持管理に係る保全修理及び光熱水費等を適正に管理する。	1,106	A ○効率的な維持管理を検討し適正な事業の運営に努める。	
671	消防総務課	消防施設整備事業費	○消防施設を更新整備することで、消防体制の強化充実を図り、市民の安心安全を確保する。	○消防団機庫の改修、及び複数の消防団機庫を集約し拠点施設として更新整備し消防体制の強化充実を図る。 (1)高水機庫新築工事 (2)須金機庫外壁・屋根改修工事 (3)大道理機庫ホース乾燥塔建築工事	57,541	A ○消防施設の更新整備については、関係部局と調整を図りながら計画を策定していく。	消防施設更新整備に係る事業費増額となった。
672	消防総務課	消防団員等公務災害補償等共済基金事業費	○消防団員の公務災害補償及び退職報償金に係る事務を適正に執行することで、消防団員の福利厚生を向上させ、地域防災体制の強化充実を図る。	○消防団員等公務災害補償等共済基金に加入し、公務災害が発生した場合の損害補償に係る手続き、及び消防団員が退職した際の退職報償金に係る手続きを行う。	25,506	A ○消防団員の公務災害補償及び退職報償金の支払い、消防組織法に基づいた重要な事業である。今後も、適正な事務手続きを遂行し、活力のある消防団活動を担保する。	
673	警防課	救急救助業務推進事業	・救急救助業務に係る資機材の整備や訓練及び教育を行うとともに、医療機関等との円滑な協力関係を構築することで、周南市における救急救助体制の充実を図る。	・救急救助資機材の整備と教育訓練の実施 ・緊急消防援助隊の機能強化と訓練の参加 ・応急手当の普及啓発	12,909	A ○救急救助資機材を有効かつ効果的に整備するとともに、職員の教育訓練の充実を図る。 ○周南地域MC協議会を通じて、搬送医療機関等との円滑な調整を推進し救急業務の質の担保を図る。	救急用資器材等の配備計画を見直したことによる事業費減額
674	警防課	救急業務高度化推進事業	・複雑高度化する災害等に対応するため、救助資機材を効果的に整備更新する。 ・救急救命士等の養成や救急資機材の整備を行い、病院前救護体制の高度化を推進する。	○救急救助資機材の更新整備と救急救命士養成等による救急業務高度化の推進 ・救助工作車 1台、高規格救急自動車 1台の更新整備 ・救急救命士の養成 1名、指導救命士の養成 1名 ・気管挿管実習 4名、処置拡大(2行為)認定救命士の養成 14名	189,179	A ○救急救命士等の計画的な養成を進める。 ○救急救助資機材等の計画的な更新整備を進める。	
675	警防課	消防水利施設管理事業	消防水利を効果的に設置するとともに、適切に維持管理することで消防力の強化を図る。	○「消防水利の基準」の他、関係法令に基づき、消防水利についての整備及び開発を図るとともに、維持管理を適正に行う。	30,592	A 水利不便地区には防火水槽を含めた消防水利の確保と、水道事業に連動した消火栓の更新整備を行うと併に、新たに消火栓を設置し災害に強い街づくりを推進する。	
676	警防課	通信指令管理事業	・消防緊急通信指令システム及び消防無線設備の安定稼働を実現することにより、通信指令体制を確立し市民を災害から守る。	・各種災害の受付、指令、情報伝達を迅速・確実に実行し被害の軽減を図る。 (1)消防緊急通信指令システムの保守管理 (2)消防無線設備保守管理 (3)119番の受付から指令 (4)消防緊急通信指令システムのデータ管理(○A含む) (5)広報活動	88,040	A ・消防緊急通信指令システムの安定稼働を実現し、消防緊急体制の充実強化を図る。	平成30年度において電波法に係る免許更新、定期点検対象無線局及び定期交換部品の減少による事業費減額

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
677	予防課	火災予防普及啓発事業	・市民の防火意識の高揚を図り、関係法令(火災予防条例の一部改正を含む。)に基づき、防火対象物等の防火を推進することにより、市民の安心安全が守られる。また、幼年・少年消防クラブ及び婦人防火クラブの活動を支援し、火災予防意識の醸成を図ることにより、地域の安心安全が守られる。	・防火対象物の防火・安全の推進と市民の防火意識の高揚を図ることによる火災の未然防止 (1) 火災予防意識の普及啓発 (2) 住宅用火災警報器の設置対策 (3) 防火クラブ等の育成指導	2,050	B	・住宅用火災警報器の全戸普及のために取り組むとともに、今後は適正な維持管理についても啓発が必要となる。 ・防火対象物情報を利用者へ提供できるよう火災予防条例の一部改正に取り組む。	
678	危険物保安課	危険物保安事業費	・危険物施設における災害・事故の絶無を期することで、市民の安心安全を確保する。	○危険物許認可及びこれに係る完成検査等、完成検査前検査、事故調査、石油コンビナート等災害防止法に係る届出・検査等業務を実施する。 ○コンビナート事業所等の立入検査を実施し、法令不備等の是正を行う。	10,915	A	○コンビナート事業所及び一般市中の危険物施設における事故の絶無を期することは、市民の安心・安全を守る上でも非常に重要である。今後も法令に基づき危険物規制事務を推進する。	
679	教育政策課	教育委員会費	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会点検評価制度を活用して、市民への説明責任を果たすことで、より効果的な教育行政を推進できる。	●毎月定例教育委員会を開催、必要に応じて臨時会を開催する。 ●教育委員会会議録をホームページ等通じて公表 ●教育委員会委員が小・中学校を訪問し、指導助言を行う。 ●教育委員会委員が各種研修会に出席し、情報入手や課題等の共有に努め、各教育委員会間の連絡調整、諸課題の解決を図る。 ●総合教育会議の開催	3,547	B	教育委員会が活性化する体制の確立に取り組む。教育委員会ホームページや市広報等を活用して、「新たな教育大綱」の市民への周知に努める。	教育委員会の活性化のため、教育委員会委員の研修の充実を図るなど業務内容を精査した。
680	教育政策課	事務局一般事務費	教育委員会を円滑かつ効果的に運営するとともに、教育行政充実のため、事務局の管理運営を行う。	●教育委員会の内部調整及び管理的業務 ●新教育委員会制度対応業務 ●教育長秘書業務 ●嘱託職員の管理(小・中学校環境整備業務、文書通送業務)	14,323	A	市長と教育委員会の連携により策定した新たな教育大綱を具現化していく。	新庁舎移転後は、本庁と教育委員会の文書通送業務を統合し、効率的運用を図ることで、経費削減を行った。
681	教育政策課	教育庁舎等維持管理費	教育委員会庁舎の維持管理により、円滑に業務を遂行できる。	●教育委員会庁舎(徳山港町分庁舎を含む。)の維持補修及び保安管理に要する経費	4,097	B	市役所新庁舎に移転するまで、必要最低限の維持管理に努める。	新庁舎移転を踏まえ、業務の遂行に必要な最低限の維持管理を行う。
682	教育政策課	職員代替経費	事務局職員の産休・育休等の代替職員に要する経費であり、事務局事務が停滞しないために臨時職員を雇用する。	●嘱託・臨時職員の雇用のための予算管理	1,837	A	事務が停滞しないように、適切な代替職員を雇用する。また、職員の健康管理については人事課と連携して取り組む。	病休等で事務が停滞しないように働き方改革を推進し、職員の健康保持を図ることにより代替職員に係る経費を削減した。
683	教育政策課	教育施設AED設置事業費	AED設置により、万一の事故に対する救命措置が可能となり安心して施設を利用できる。	●教育施設(学校、生涯学習、庁舎)にAED(自動体外式除細動器)を継続設置 ●生涯学習施設18台、小・中学校46台、教育庁舎1台、計65台(うち、4台は日本赤十字社が設置、1台は徳山医師会が設置)	2,134	B	AED未設置の教育施設について、利用状況、周辺の公共施設の設置状況等を考慮してAEDの設置(新規、廃止した施設からの移転等)を検討する。	公民館の市長部局移管に伴い、効率的かつ有効なAED配置について関係部署と協議を進め、維持管理費の組替えを行った。引き続き、教育施設の安心・安全な利用のため、AEDの適切な維持管理に努める。
684	教育政策課	小学校嘱託教職員経費	県費の事務・養護教職員が配置されない小規模校に市費で配置することにより、学校管理運営を円滑に行い、教育の充実が図られる。	●県職員の配置基準により、県費事務・養護教職員が配置されない小学校(事務、養護)に嘱託職員を配置	5,538	B	県費職員が配置されない学校については、引き続き市費で職員を配置する。	「教員の働き方改革」を推進するために、教員の事務補助を担当する教員業務アシスタントを配置する一方で、県費職員の配置拡充に向けた取組を進めることで経費を削減した。
685	教育政策課	中学校嘱託教職員経費	県費の事務・養護教職員が配置されない小規模校に市費で配置することにより、学校管理運営を円滑に行い、教育の充実が図られる。	●県職員の配置基準により、県費事務・養護教職員が配置されない中学校(事務、養護)に嘱託職員を配置	3,699	B	県費職員が配置されない学校については、引き続き市費で職員を配置する。	「教員の働き方改革」を推進するために、教員の事務補助を担当する教員業務アシスタントを配置する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
686	教育政策課	小中学校再編整備推進事業費	小中学校の適正規模の配置を実現することで、教育環境を充実させ、十分な教育効果を得ることができる。	●小中学校再編整備の取組方針に基づき対象校の保護者や関係者の合意形成を図り推進 (1) 学校再編整備に対する児童生徒の不安の解消を図るための統合先学校との交流学習 (2) 統合により休校となった学校施設の適正管理 ※平成29年4月、中須小を沼城小へ、中須中を須々万中へ統合	753	A	関係者の理解を得ながら、学校の適正規模の配置を進め、教育環境の充実を図る。対象校児童生徒が統合先学校との交流学習を充実し、再編整備の早期実現を目指す。また、休校施設については、地元の協力を得ながら適正管理を行う。	事業の効果的な推進の観点から経費の見直しを行った。
687	教育政策課	私学等助成事業費	私立学校の運営費等の一部を補助することにより、私学振興の充実が図られる。	●(学)山口県桜ヶ丘学園に対する補助 (1) 管理運営事業費の一部を補助、補助率1/6(ただし、市内在住の生徒一人当たり6,000円を限度) ●(学)徳山教育財団に対する補助 (1) 保護者が市内在住である父子・母子家庭の学生の授業料減免に対する補助、補助率1/2、入学生のうち3人以内	5,121	B	本市の教育の一翼を担う私立学校に対して、健全な学校運営に必要な経費の一部を補助するものであり、要綱に基づき補助を行う。今後も適切な補助基準について検討する。	周南市の教育環境充実のために、引き続き私学助成を行う。
688	教育政策課	奨学金貸付基金事業費	奨学金を貸付けることで就学困難者の就学機会を確保できる。	●奨学金貸付及び償還事務に要する経費 (1) 家庭の経済的理由により修学が困難な人への奨学金の貸付 (2) 対象者 高校、高専、大学、短大及び専修学校の学生 (3) 貸付月額 18,000円(公立高校、高専1~3年)、24,000円(私立高校)、35,000円(大学、専修学校、高専4~5年)	1,038	B	奨学金の周知方法や制度等の見直しを検討する。債権管理条例に沿って償還状況の改善に努める。	平成30年度から、現行の貸付型の一般奨学金に上乗せできる新たな市独自の二つの奨学金として、低所得者の方への支援としての給付型「修学支援奨学金」、大学等を卒業後、市内に定住する意志がある学生への貸付型「定住促進奨学金」を開始し、さらなる就学機会の確保に努める。
689	教育政策課	こども議会開催事業費	模擬議会を通して議会の仕組み等を学びながら、まちづくりについて考えることで、市の未来を担う子供たちの市政への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着心を醸成するとともに、子供たちのアイデアを市政に生かす。	児童が市議会議員の立場にたち、市政全般について市長に対し一般質問を行う。 ・28年度実績(遠石小・久米小・富田東小・高水小・鹿野小)	75	B	こども議会への参加を通じて、議会の仕組みを学び、まちづくりについて考えることは、参加した子供たちにとっても貴重な体験となり、市政にとっても子供の目線からの意見、提案を得る貴重な機会である。一人でも多くの子供たちが体験できるよう、継続的な取組みが必要である。	事業の効果的な推進の観点から経費の見直しを行った。
690	教育政策課	小学校施設管理費	小学校施設の適正な維持管理を行い、安心・安全な教育環境を確保する。	休校を含む小学校全校の施設等修繕、漏水調査、汚水管清掃、消防用設備点検、遊具点検、電気工作物保守管理、エレベーター保守管理、プールろ過装置保守点検、機械警備等	74,506	A	予防保全型維持管理への移行の中で、計画的に進めていく必要がある。	設備機器の保守に係る委託内容を精査し、小学校施設の維持管理を適切に実施する。
691	教育政策課	小学校改修事業費	小学校施設を計画的に改修することで、安心安全な教育環境を確保する。	小学校施設の修繕・改修工事	199,517	A	計画的に実施することで、児童の安全確保と教育環境の整備を図る必要がある。	久米小校舎増築関連工事、屋体非構造部改修(徳山小・榑濱小・沼城小・桜木小)、今宿小外壁改修(2期)、菊川小トイレ改修工事を実施し、安心・安全で快適な教育環境を確保する。
692	教育政策課	中学校施設管理費	中学校施設の適正な維持管理を行い、安心・安全な教育環境を確保する。	休校を含む中学校全校の施設等修繕、漏水調査、汚水管清掃、消防用設備点検、遊具点検、電気工作物保守管理、エレベーター保守管理、プールろ過装置保守点検、機械警備等	36,509	A	予防保全型維持管理への移行の中で、計画的に進めていく必要がある。	設備機器の保守に係る委託内容を精査し、中学校施設の維持管理を適切に実施する。
693	教育政策課	中学校改修事業費	中学校施設を計画的に改修することで、安心安全な教育環境を確保する。	中学校施設の修繕・改修工事	182,422	A	計画的に実施することで、児童の安全確保と教育環境の整備を図る必要がある。	熊毛中水道接続、周陽中屋根防水改修、周陽中プール配管工事を実施し、安心・安全で快適な教育環境を確保する。
694	教育政策課	中学校普通教室空調設備整備事業	生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保する。	空調機器の設置	8,837	A	快適な教育環境の整備を図るため、計画的に実施する必要がある。	太華中、岐陽中、周陽中、富田中、熊毛中で空調設備の設置工事を実施し、快適な教育環境を確保する。また、鼓南中8校の設置工事に必要な実施設計を1年前倒しで完了できるよう実施する。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
695	生涯学習課	社会教育振興一般事務費	市民の自主的、継続的な学習活動を支援し、学んだ成果をまちづくりに生かすための生涯学習環境の整備・充実に取り組む等、社会教育行政全般に係る円滑な事業実施を図る。	社会教育全般に係る会議資料等の作成や情報収集業務、庁内連絡事務等を行う。	942	B	社会教育主事講習の受講は、職員資質向上の点からも継続的、計画的に進めて行く。	社会教育主事講習受講に伴う旅費及び消耗品費について、効果的な運営のため削減に努めた。
696	生涯学習課	青少年育成協働ネットワーク推進事業費	行政が、市民と協働で行う事業の企画調整を行うとともに、青少年育成に取り組む団体が連携することで、青少年健全育成の原動力となる「地域力」「市民力」を高め、市民主体で取り組む青少年健全育成活動の推進を図る。	青少年育成団体が構成する「周南市青少年育成市民会議」及び学校・家庭・地域と連携し、次の事業等を実施する。 ①「地域のおじさん・おばさん運動」の実践 ②青少年健全育成に関する事業の開催 ③各地域において実施している青少年健全育成活動	2,889	B	全事業費に対する補助金等の割合が高い状況であり、自主財源の確保に向け、工夫を凝らした取組みを行う。	補助事業交付団体の事業内容について引き続き精査し、適正な補助金の交付に努める。
697	生涯学習課	青少年育成センター運営事業費	地域の校外補導組織等との連携による、定期的な環境浄化活動や補導活動を実施することにより、青少年の非行防止や健全育成を図る。	警察の少年相談員、地域の校外補導組織等の関係機関と連携し、次の事業等を実施する。 ①街頭補導活動 ②白ポストの設置による有害図書類の回収等の環境浄化活動	605	B	引き続き、地域における青少年指導員の適正化や新たな人材確保のための取組みを実施する。 警察、校外補導組織等関係機関との連携を図り、青少年の非行化の防止、環境浄化活動に取り組む。	今期の青少年指導員数の実状に合わせ、報酬を減額した。
698	生涯学習課	学校・家庭・地域の連携協力推進事業費	学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子供を育てる体制の構築。	地域協育ネットワーク事業、家庭教育支援事業、放課後子供教室事業等の取組みを通して、学校・家庭・地域が連携して子供を育てる環境づくりを推進する。	10,926	B	コミュニティスクールと地域協育ネットの要素を併せ持った「やまぐち型地域連携教育」が平成27年度からスタートした。この取組みをどのように周知し、具体的取組みを実施していくか検討していく。 放課後子供教室においては、全小学校区における取組を推進するとともに、各教室におけるプログラムの充実を図る。	統括コーディネーター、放課後子供教室コーディネーター等の謝金について、実績をもとに見直し(減額)を行った。また子育て支援チーム用消耗品費については、効果的な運営のため削減に努めるとともに、福川子供教室の固定電話を廃止した。
699	生涯学習課	少年の主張大会事業費	青少年に対する理解を深め、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成の推進に資する。	・中学生が、学校生活や日常生活を通じて考えていること、同世代や大人に訴えたいこと等について意見を発表する。 ・小、中学生を対象に、「青少年健全育成及び青少年非行防止」をテーマとした「文字デザイン」、「標語」、「4コマコミック」を募集し、表彰する。	129	B	・本市の生涯学習拠点である「学び・交流プラザ」に会場を変更し、幅広い市民の来場を見込む。 ・各学校への募集案内を早めるとともに学校長会議等の機会を利用し多くの児童、生徒の参加を促す。 ・市民が青少年の意識に触れ、理解を深める絶好の機会であることから、積極的な周知を図る。	要約筆記謝金について、実情に応じた予算の確保を行った(減額)。
700	生涯学習課	青少年団体等活動助成事業	青少年の健全育成や青少年リーダーの育成を行っている団体の活動を助成することにより、団体の拡充と育成を図る。	補助金を交付し、青少年団体活動が停滞することなく、継続的な活動ができるよう助言、指導を行う。	2,086	B	補助金を交付する意義を団体に周知するとともに、団体活動が停滞しないよう継続的な活動に向けた助言、指導を引き続き行う。	経常経費について、効果的な運営のため削減に努めた。
701	生涯学習課	成人式開催事業費	成人式の企画、運営を青少年主体の実行委員会で行い、主体的に行動する青少年リーダーの育成、発掘を進める。	・新成人の新しい門出を祝福、激励するとともに、法的にも大人として認められた権利及び責任等に対する自覚を促す。 ・青少年により組織された実行委員会を立ち上げ、企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与する。	1,371	A	実行委員会組織の充実が求められるとともに、実行委員会委員が主体的に活躍できるように成人式の内容についても検討していく。 また、市外に出ている学生等のUターンを推進するため、企画・運営を主体的に行うことにより、次代のリーダー育成に寄与する。	アトラクションについて謝金の減額を行うとともに、要約筆記謝金については実情に応じた予算の確保を行った(減額)。
702	生涯学習課	大田原自然の家管理運営事業費	経験豊富な職員や職員を支えるボランティアの指導のもと体験、活動をすることで、青少年の健全な育成に寄与することができる。	大田原自然の家を設置し、集団宿泊訓練、野外活動、自然体験活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成する。利用者の安全を確保し、円滑な利用に努めるとともに、ボランティア等を活用し、効果的、効率的な管理運営を行う。	36,104	C	青少年の健全育成や地域リーダーの育成の場として欠くことのできない施設である。しかし、安全面での不安が大きいことから、平成28年度末に策定した施設分類別計画において、移転し、事業の継続を示したところである。今後は移転先等の検討を進めていく。	経常経費について、効果的な運営のため削減に努めた。 指定管理料増(主な要因は人件費)及び報酬増(運営協議会委員数:6人→7人)となっているが、管理者や委員との連携をさらに密にし、施設の魅力を高めていく。
703	生涯学習課	社会教育団体助成事業費	活動を通して、国際的な理解を深めること、花いっぱい事業の推進、青少年健全育成の推進、女性の社会的地位の向上を図る等、社会教育団体の自主的、継続的な活動を支援する。	補助対象と位置付けられた社会教育関係団体(徳山ユネスコ協会、徳山花いっぱい会、周南市PTA連合会、周南市連合婦人会)の活動に対して補助金を交付する。 ※H27年度まで補助金を交付していた「周南をよくする会」は、H28年3月31日をもって解散。	1,266	B	補助金の公益性を踏まえ、実績に基づく効果等を検証するとともに、団体活動が停滞しないよう継続的な活動に向けた助言、指導を引き続き行う。	本市で開催予定の山口県ユネスコ大会に対する補助金として、200千円を計上した(30年度のみ)。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
704	生涯学習課	社会教育委員会費	社会教育委員の資質向上を図り、社会教育委員の意見を本市の社会教育行政に反映し、社会教育事業の推進を目指す。	社会教育法第15条に基づき設置し、社会教育法第17条の職務(調査研究、会議、研修等)を行う。	138	B	行政外の立場からの意見を取り入れるための仕組みが社会教育委員制度。市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためには、社会教育委員制度は不可欠と考える。	今期の社会教育委員数の実状に合わせ、報酬を減額するとともに、経常経費については効果的な運営のため削減に努めた。
705	生涯学習課	花いっぱい推進事業	育苗グループや花壇関係者の生きがいがつくりや、地域花壇等によるまちの潤いづくりとともに、学んだ成果をまちづくりに生かす実践につなげる。	市内11の育苗グループに花の種子を配布し、育った苗を公民館を通して地域、学校花壇に配布する。 地域・職場や学校で展開されている花いっぱい運動の成果と、更なる推進のため、優秀な花壇を表彰する。 公民館を通じて、花いっぱい運動のため、花づくり講習会を開催する。	2,932	B	第3期周南市生涯学習推進プランに沿って、生涯学習の拠点としての公民館等を利用し、地域の団体等と連携、協力して花いっぱい運動の推進に取り組む。	経常経費について、効果的な運営のため削減に努めた。
706	生涯学習課	公民館管理運営事業費	生涯学習・社会教育・コミュニティ活動の推進拠点である公民館の管理・運営体制の充実を図る。	公民館31館3分館が、快適に使用でき、拠点施設機能が発揮できるよう効果的な管理運営を行う。(別事業となる類似館6館を除く)	103,893	B	少子高齢化等を原因とする地域の活力低下を防ぎ、さらに地域コミュニティの核となる施設としての機能を充実させるため、施設のあり方そのものの検討を進める。	公民館を市長部局へ移管することに伴い、平成29年度で事業終了となる。 新たに地域づくり推進課所管の市民センター管理運営事業として、経常経費の節減と効率的な施設運営に努める。
707	生涯学習課	公民館整備事業費	生涯学習・社会教育・コミュニティ活動の推進拠点である公民館の利便性向上及び安心・安全の確保を図る。	公民館施設等の機能維持及び向上を図るため、改修や整備を行う。	30,611	B	公民館の安心・安全を確保するため、施設分類別計画等を踏まえ、計画的に公民館の整備を進める。	公民館を市長部局へ移管することに伴い、平成29年度で事業終了となる。 新たに地域づくり推進課所管の市民センター整備事業として、計画的な施設の整備改修を進める。
708	生涯学習課	三丘徳修館管理運営事業費	生涯学習の推進やコミュニティ協議会等の各種団体が開催する行事を通じて、地域のコミュニティ活動の拠点施設として機能を充実させ、住民によるふるさとづくりを目指す	三丘徳修館を管理・運営、公民館講座を開催し、地域住民の地域活動、学習活動を支援	3,740	B	定期利用団体の大幅な増加は厳しい面もあるため、コミュニティ協議会等の事業と連動し、公民館をきめ細かく利用できる事業等を積極的に実施し利用件数の増加を図る。	公民館を市長部局へ移管することに伴い、平成29年度で事業終了となる。 新たに地域づくり推進課所管の市民センター管理運営事業として、経常経費の節減と効率的な施設運営に努める。
709	生涯学習課	鶴いこいの里管理運営事業費	鶴いこいの里交流センターを管理・運営し、地区住民の地域活動、スポーツ活動を支援する。	鶴いこいの里交流センターの管理・運営 スポーツ大会・イベントの開催 社会教育団体の育成	10,843	B	使用者の増加を図る施策を実施し、生涯学習の拠点施設としての存在意義及び利用価値を高めていく。	経常経費の節減に努める一方、利用者へのサービス向上のため修繕料(須野河内交流館便所の洋式化)を増額した。
710	生涯学習課	新南陽ふれあいセンター管理運営事業費	研修・レクリエーション・コミュニティ活動・文化スポーツ・趣味の活動の場を提供することにより、市民の交流が活発となり、生涯学習の推進と地域の活性化を目標とする。	○新南陽ふれあいセンターの施設管理・運営 ○多目的ホールを含む賞館・福川公民館・福川図書館・トレーニングセンター等の複合施設として運営	42,466	B	当施設は、生涯学習やコミュニティ活動の場として、様々な機能を有する複合施設である。築後27年を経過したことから必要に応じた設備等の改修を進める。また、類似施設である学び交流プラザとの各種事務取扱等に関する共通認識の強化による統一性・公平性を保ちつつ、相互の役割分担の明確化を図る。	公民館を市長部局へ移管することに伴い、平成29年度で事業終了となる。 新たに新南陽地域政策課所管の新南陽ふれあいセンター管理運営事業として、経常経費の節減と効率的な施設運営に努める。
711	生涯学習課	勝間ふれあいセンター管理運営事業費	生涯学習の推進や、コミュニティ協議会等の各種団体が開催する行事を通じて、地域のコミュニティ活動の拠点施設として機能を充実させ、住民によるふるさとづくりを目指す。	勝間ふれあいセンター学級・・・公民館主導の講座開催 放課後子ども教室(おもしろ科学クラブ)・・・勝間校区を主とした小学生対象の科学講座 かつまふれあい祭り・・・勝間地区コミュニティ、小学校、地域住民と連携したお祭り、学校と地域の連携による児童教育の促進 大どんど焼き・・・勝間地区コミュニティ、小学校、地域住民と連携したお祭り その他団体等への支援	4,332	B	地域全体が高齢化するなかで地域の拠点としての役割・存在意義を再確認し、さらなる利用者の促進と学びの場としての役割を高めていく。	公民館を市長部局へ移管することに伴い、平成29年度で事業終了となる。 新たに地域づくり推進課所管の市民センター管理運営事業として、経常経費の節減と効率的な施設運営に努める。
712	生涯学習課	高水ふれあいセンター管理運営事業費	高水ふれあいセンターを管理・運営し、地区住民の地域活動、学習活動を支援。	・高水ふれあいセンターの管理・運営 ・高水ふれあいセンター施設の維持・管理 ・通学合宿(高水小児童)の実施 ・高水公民館まつり・高水ふれあいフェスタ	5,840	C	入浴館の営業日時等や施設のあり方について、方向性の検討を進める。	公民館を市長部局へ移管することに伴い、平成29年度で事業終了となる。 新たに熊毛地域政策課所管の高水ふれあいセンター管理運営事業として、経常経費の節減と効率的な施設運営に努める。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果
713	生涯学習課	学び・交流プラザ管理運営事業費	あらゆる世代の多様なニーズに対応し、「誰でも」「いつでも」「どこでも」学ぶことができ、また学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指す。	●学習情報収集、発信システムの充実・・・情報紙、ウェブページ、メールマガジンを活用した情報発信の充実 ●現代的課題解決講座の充実・・・・・・各世代にむけた多様な学習機会の提供、郷土の伝統文化に触れる機会の充実、ワークショップなど参加型の学習機会の提供 ●学習成果の披露とその活用・・・・・・作品の展示や学んだことを市民に還元する機会の提供	66,546	B	講座数及び講座内容の充実及び周知範囲の拡充を行う。 開館以降の実績に基づき経常経費の精査を行い、効率的な施設運営に努めることとしたが、利用者が増加していることから光熱水費を増額した。
714	生涯学習課	文化財保護一般事務費	指定および登録文化財を増やし、郷土の特色ある歴史や文化の伝承を図る	文化財に関する調査等を行う。市民の誇りにつながる歴史文化への理解を深める。	1,795	B	引き続き周南市文化財審議会に諮りながら、計画的に文化財の指定・登録を進める。また、指定・登録の対象となる未指定文化財の掘り起こしのため、情報収集に努める。 職員体制を含む経常経費の見直しを行った。
715	生涯学習課	文化財等管理運営事業費	文化財の保護に努めるとともに、積極的な活用を図る。また、文化財の保護意識を高める。	文化財等の保護および活用にあたり、効率的な管理運営を行う。市民の誇りにつながる歴史文化を保護し、また、利用機会を提供する。	6,739	C	公開施設については、入館者数増加のための有効な広報の検討を進める。特に市内小中学校や郷土史研究団体等に対する団体利用促進方法を検討する。また保存団体の高齢化が進んでおり、文化財を管理するための手法についての検討を進める。 平成29年度に作成した文化財マップ作成経費の減によるもの。引き続き効率的な文化財等の管理及び効果的な広報活動に努める。
716	生涯学習課	埋蔵文化財保護費	埋蔵文化財保護を進めていくとともに、郷土の特色ある歴史や文化の伝承を図る	周知の埋蔵文化財包蔵地照会に対応する。必要に応じて試掘等調査を実施する。	4,370	B	埋蔵文化財保護の周知方法や経費節減のための効率的な調査方法を工夫しながら、保護活動を進めていく。また、調査と併行して報告書の着実な刊行に取り組む。 垣外遺跡の発掘調査終了に伴う嘱託職員体制の見直しにより報酬を減額した。長穂ほ場整備にかかる試掘調査終了により委託料を減額した。
717	生涯学習課	民俗資料展示室管理運営事業費	市内の文化財を保護するとともに、文化財保護の意識を高め、郷土の特色ある歴史や文化の伝承を図る。	民俗資料展示関連施設の効率的な管理運営を行う。市民が自らの暮らしの歴史を学ぶ機会を提供する。	2,674	B	新南陽民俗資料展示室については移転先の検討を進めるとともに、再開時の展示プランなどの作成を進める。同時に、鹿野・熊毛両展示施設の展示・運営・管理方法を見直し、移転先に統合すべき資料や機能の再検討を行う。 効率的な運営のため経常経費の節減に努めた。
718	生涯学習課	鶴保護対策事業費	・「特別天然記念物八代のツルおよびその渡来地」の恒久的な保存 ・保護活動による市民の文化財保護意識の向上(ツル渡来数 H28目標:10羽)	特別天然記念物保護・保存のため以下の事業を継続して行なう。 ●環境整備として、ツルのねぐら11か所および餌場整備の実施。また、安全な餌場確保を行う(観光客の侵入防止用ネットの設置)。 ●ツル渡来期間中の監視体制として、監視員を配置し、生態調査やデータの収集、観察者への注意喚起を行う。 ●より積極的なツル渡来数回復として、出水市より移送した保護ツルの放鳥により、現ツル渡来個体群への補強・補充を行う。 ●鳥類専門家および地元関係者により組織された周南市鶴保護協議会により、事業方針の検討、承認を行う。	17,383	B	・これまでの渡来数実績や国等の動向を見極め、越冬環境の整備方法等の改善・見直しおよび新規の取組を進める。 ・国の進めるツル類の分散化に向け文化庁および環境省等、国の機関との連携を強化して事業を進めていく。 体制の見直しにより嘱託報酬を減額し、その一部を資金に振り替えるとともに、効果的な事業推進のためにねぐら整備に係る経費を増額した。
719	人権教育課	人権教育推進一般事務費	関係機関との連携により、様々な人権課題に対応した指導体制を整え、市民の活動へ反映します。	・人権教育推進のための一般庶務 ・各種研修会、大会への参加 ・関係機関、団体及び庁内内部課との連携 ・人権教育の指導体制の整備	7,291	B	様々な人権課題に対応できるような研修を受講することにより、社会教育主事及び社会教育指導員を講師とした研修会を充実させていく。
720	人権教育課	学校人権教育研修事業費	幼稚園、小・中学校における、研修会や講演会を行うことにより、児童、生徒、保護者、教員への人権意識の向上を図ります。	・学校・園内研修会の実施 ・保護者の人権教育研修会の機会の充実 ・学校・園における人権教育研修活動に対する指導助言	830	B	さまざまな人権課題があるなかで、学校、園で、必要とする課題を取り上げ、保護者の参加、満足度の向上を図る。ただし、取り上げる課題が、偏らないよう進めていく。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
721	人権教育課	人権教育指導者研修事業費	地域社会における指導者を対象とした「ステップアップセミナー」を行うことにより、指導者の資質の向上を図ります。	・指導者研修会の開催 ・情報交換会の実施 ・各種研究会等への参加 ・各種自主研修の指導助言	358	B	市内のリーダー的役割を持つ方が、セミナーに参加したいと思える研修内容とする必要がある。	人権教育推進協議会委員等の出席率の見直しに伴う旅費の削減
722	人権教育課	人権教育講座運営事業費	公民館等を会場として人権教育講座を行うことにより、地域住民の人権意識の向上を図ります。	・公民館等での人権教育講座(ハートフル人権セミナー)の開催	284	B	人権の基礎講座として地域住民を対象に「ハートフル人権セミナー」を行っている。より多くの市民が人権問題を学び、人権意識の向上が図れるよう実施していく必要がある。	ハートフル人権セミナーの事務の見直しに伴う消耗品費、郵便料、備品購入費の削減
723	人権教育課	地域人権教育推進事業費	10ブロックに分けた各地域の特色を生かした講演会等の開催を支援することにより、地域内での連携を図りながら人権意識の向上を図ります。	・周南市人権教育推進協議会の運営 ・周南市地域人権教育連絡協議会の運営 ・地域ブロック人権教育推進協議会の活動支援 ・地域等における人権教育講演会の開催	1,024	B	各地域における人権教育は行政における必要課題として今後も継続していく必要がある。今後もブロックで行う人権講演会に、地域住民がより多く参加できるよう工夫していく。	要約筆記者の人数の見直しに伴う報償金の削減
724	人権教育課	教育集会所管理運営事業費	地域住民の身近な施設として活用ができる。	・明石、御山、西殿木原、平井集会所の管理運営	660	C	管理委託料を平成27年度より減額してきた。今後の施設の方向性、管理について地元自治会と協議をしていく必要がある。	水道・下水量の使用状況に伴う光熱水費の削減及び管理委託料の減額
725	学校教育課	教育指導一般事務費	子供たちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそれぞれ調和のとれた「生きる力」として身につけることができる。学校教育の円滑な実施へつながる。	●学校教育課運営上の必要経費。 ●教育支援委員会、通学区審議会等に係る経費。(通学区審議会についてはH28は開催なし)	80,323	B	学校教育の円滑な実施には必要な事業であり、実施方法、コスト等を考慮して実施する。	学校教育課運営上の必要経費であり、経費削減に取り組みながら、学校教育の円滑な実施に努める。30年度より、教育施設情報通信機器管理事業費より、学校における情報に関するネットワークのための機器管理や賃貸借の経費を組み替えて執行する。
726	学校教育課	適応指導教室事業費	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の状態の改善、学校への復帰が図られる。	●不登校及び不登校傾向にある児童生徒に、心理的圧力の少ない安らぎの場(適応指導教室)を設け、そこの諸活動・野外活動などにより生活の意欲化を図る。	32,495	B	2か所で実施していた適応指導教室を周南市教育支援センターとして統合したことにより、学習環境の改善や相談体制等を拡充し機能充実に努めていく。	不登校及び不登校傾向の児童生徒に対して、学校では担任や教育相談担当が家庭訪問を実施し、登校に向けて働きかけを行っていくとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連携や、教育支援センターなど関係機関と協力して、登校が難しい児童生徒の学校復帰に向けた組織的な取組を今後も継続していく。統合した周南市教育支援センターにおいて、学習環境の改善や相談体制等を拡充するなど機能充実に努める。
727	学校教育課	充実した学校生活サポート事業費	児童生徒がより充実した学校生活を送ることで、教育の充実が図られる。地域の芸術文化や財産等を現場で学習することで、豊かな心と感性、郷土を愛する心を育む教育の充実が図られる。	●生徒指導対策の強化、情操教育の推進、特色ある学校づくりに係る支援等を進めていくことで、児童生徒がより充実した学校生活を送れるようサポートしていく。 ●本市の持つ地域資源を積極的に活用した学習を推進する。	6,265	B	「確かな学力」、「生きる力」を育む教育の充実を図るためには、必要な事業である。	地元の芸術や文化、地域資源を活用した学習に取り組み、引き続き豊かな心と感性、郷土を愛する心を育む教育を推進する。各団体の活動や開催内容について、見直しを行い事務的経費削減を図った。
728	学校教育課	英語教育推進事業費	英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上が図られる。	●小・中学校へ外国語指導助手を配置し、英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上を図る。 ●夏季休業中のスピーチコンテスト指導、教職員対象の英会話指導等を行う。	38,783	A	周南市英語教育のよりよい発展に向けて本事業を継続していく。	新学習指導要領の全面実施に向けた移行期間において、外国語指導助手を8名から11名に増員することで、英語教育及び外国語活動、国際理解教育の推進・向上を図る。
729	学校教育課	教職員研修推進事業費	教職員の資質向上により学校が安定し、児童生徒の学力も向上する。	●周南市立小・中学校教職員により構成される団体の研修活動や協議活動への補助を行う。 ●教育研究センターの運営及びキャリアステージに応じた教職員の研修を行う。	6,092	B	補助金の精査に努めながら実施する。	教育研究センターでは、国・県の研修システムを活用しながら、引き続き教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図り、教職員の資質向上に努める。補助金の交付を通じて各団体が行う活動の充実を図る。
730	学校教育課	学校文化体育関係経費	児童生徒の一人ひとりの特性、能力を伸ばし、「確かな学力」や「生きる力」を育むことができる。	●小・中学校体育連盟の活動への補助、文化連盟の活動への補助、音楽祭・美術展・科学展の開催費の補助、読書感想文(画)の審査会開催の補助等を行う。 ●英語暗唱大会における浅田榮次賞の授与を行う。	13,434	B	実施方法、コストについては引き続き検証しながら実施する。 内容については見直しも検討する。	30年度は、本市で開催される全国中学校体育大会等に係る補助金を増額した。各団体の活動や開催内容について、見直しを行い事務的経費削減を図った。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
731	学校教育課	学校図書館活用推進事業費	読書活動の推進と学習支援の充実が図られる。	<ul style="list-style-type: none"> ●司書資格を持つ学校図書館司書を小学校7校、中学校2校に配置する。 ●小学校6学級以上、中学校3学級以上で司書の配置がない学校に学校図書館指導員を配置(週2日程度)する。 ●司書・指導員未配置の学校については指導員が巡回する。 	22,441	B	重点施策であり、必要性・有効性がともに高い事業である。	引き続き、全校に学校図書館司書又は学校図書館指導員を配置し、研修の充実により、児童生徒の読書活動の促進を図る。
732	学校教育課	生活指導推進事業費	特別な支援や介助を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援が可能になる。	<ul style="list-style-type: none"> ●(介助員)基本的な生活動作の支援が必要な児童生徒に、1対1で補助員を配置する。 ●(生活指導員)特別支援学級や、特別な配慮を要する児童生徒が複数在籍する学級へ補助員を配置する。 	71,811	A	必要な事業であり、継続実施する。	引き続き必要に応じ、特別な配慮を要する児童生徒の支援に努め、多様な学び、きめ細かな指導に努める。
733	学校教育課	コミュニティ・スクール事業費	学校の良さの更なる伸長と課題解決に保護者・地域が協働実践する地域づくり、学校づくりが可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> ●周南市立小・中学校に学校運営協議会を設置する。 ●地域の学習拠点としての学校の役割を發揮し、地域教育力の活用と学校の教育機能の提供を行いながら、学校の良さの更なる伸長と課題解決に保護者・地域が協働実践する地域づくり、学校づくりを推進する。 	4,576	A	周南市の教育の重点事業である。コミュニティ・スクールの成果が図れるより適切な指標を探求する。	引き続き、今後も学校運営協議会を通じて、地域の方々に学校運営への参画をいただきながら、特色ある学校づくりに努め、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして「地域と」共に「ある学校づくり」を一層推進する。
734	学校教育課	スクールソーシャルワーカー配置事業費	いじめや不登校等に対する専門相談体制の充実を図り、学校教育の充実につなげる。課題のある家庭への迅速かつ適切な支援が可能となる。	<ul style="list-style-type: none"> ●課題のある家庭への迅速かつ適切な支援に資するため、地域スクールソーシャルワーカーを配置し、専門相談等を行う。 	1,629	A	課題のある家庭の児童生徒は増えており、今後ますます必要となる事業である。スクールソーシャルワーカー派遣の成果が図れるより適切な指標を探求する。	引き続き、児童生徒の問題行動や生徒指導上の課題に対して、事案等に応じたスクールソーシャルワーカーの活用を行い学校教育の充実をはかり、適切な支援を図る。
735	学校教育課	小中一貫教育推進事業費	小中一貫教育の導入に向けた先導的な取組を実施する先行事例を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ●小中一貫教育の推進に資する効果的な取組の普及を図るため、県教委の積極的な指導助言を受けつつ、周南市での小中一貫教育の導入に向けた先導的な取組を実施する先行事例を創出するための委託事業である。 	800	A	小中一貫教育を市内全域に広めるかどうかについて、平成28年度からの3年間の本事業を通して調査研究を行うこととしており、学校・保護者・地域、行政にとってメリットやデメリットは何かを図るより適切な指標を探求する。	県の委託額縮小により減額となったが、小中一貫教育の効果的な取組の普及を図るため、導入に向けた研究を継続して行う。
736	学校教育課	学校安全体制整備推進事業費	地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安心して安全な学校づくりを支援する。児童生徒に対して学校内外での安心安全が図られる。	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯の専門家をスクールガードリーダーとして2名雇用し、少年安全サポーターと連携して、小・中学校を訪問指導し、見守り隊等の研修指導を行う。 ●小学校新一年生に交通安全の黄色い帽子の配付を行うとともに、学校から要望のあった通学路の電柱に表示看板の取り付けを行う等、総合的に小・中学校及び児童生徒の学校安全に取り組む。 	708	B	必要な事業であるため、計画通り進めるが、スクールガードリーダーの増員も検討する。	地域社会全体で学校安全に取り組む体制整備のため、引き続き、学校及び児童生徒の安全確保に向けた取り組みを行う。
737	学校教育課	小学校運営費	小学校運営の円滑化が図られる。	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校管理運営業務等、小学校における維持管理を効果的に推進し、小学校運営の円滑化を図る。 	162,792	B	学校運営のためには必要な事業であり、維持管理を効果的に推進し事業を進める。	学校運営のために必要な事業であり、引き続き学校教育の円滑な実施へ取り組み、予算の効率的な執行及び経費節減を図った。
738	学校教育課	小学校備品整備費	管理備品の整備・補充により、小学校が効率的かつ適正に経営され、教育効果の改善向上が図られる。	<ul style="list-style-type: none"> ●管理備品の整備・補充により、小学校の効率的かつ適正な経営を図る。 	3,220	B	学校管理備品の整備・補充により、学校経営の効率的適正な運営が図られる。教育効果の改善向上のためには必要な事業である。	小学校運営費に組替え、引き続き、老朽化する学校備品の効率的また適正な更新・整備を行う。
739	学校教育課	小学校教材教具費等	学習指導の充実及び深化により教育水準の向上が図られる。教育の情報化に対応した教育環境の整備が図られる。	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の授業に必要な教材・備品・教材作成機器・図書の実施を図る。 ●新南陽地区を除く22校のパソコン教室のパソコンをタブレット型情報端末に更新する。 ●2校をモデル校に指定し、校内無線LANの整備や授業での有効活用のための研修を実施する。 	77,709	B	学校教育法第5条において、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担するとあり必要な事業であるが、効果的に推進する。	タブレット端末の導入、校内無線LAN環境整備は、導入3年計画の3年目であり、引き続き整備を行うことで、ICT教育の充実を図る。30年度からは、タブレット端末等のICT機器を活用した授業をもとにした研修を進めることが重要であるため、公開授業等の各種研修会の情報を各校に提供し、教職員の研修機会の充実にも努め、タブレット端末を活用して授業の質を高めていく。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
740	学校教育課	小学校就学援助費	必要な援助を行うことで義務教育の円滑な実施に資することができる。	●学校教育法第19条の規定に基づき、就学困難と認められる児童の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、新入学児童学用品費等を援助する。	107,186	B	受給者数が全体の約22%となっており、認定基準の見直し、対象費目の検討が必要である。	新入学児童生徒学用品費等の単価改定により増額となった。引き続き、就学困難と認められる児童の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を推進する。
741	学校教育課	小学校特別支援教育就学奨励費	小学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資する。	●小学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資することを目的とし、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、職場実習交通費、新入学児童生徒学用品費等を援助する。	2,522	A	必要な事業であるため、引き続き事務の効率化を図り実施する。	引き続き適正な支援に努め、就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る。
742	学校教育課	小学校児童輸送費	遠距離通学児童の通学費の補助等を行うことで通学の安心安全を確保できる。	●小学校の統廃合等による遠距離通学児童の通学費の補助等を行う。	13,423	A	学校の再編整備により、児童の通学の安全を確保するためにも今後ますます必要とされる事業である。	スクールバス運行委託料及び遠距離通学に係る対象者増加により通学バス運行費補助金を増額した。引き続き、遠距離通学児童の充実した教育環境の保障に努める。
743	学校教育課	中学校運営費	中学校運営の円滑化が図られる。	●中学校管理運営業務等、中学校における維持管理を効果的に推進し、中学校運営の円滑化を図る。	89,091	B	学校運営のためには必要な事業であり、維持管理を効果的に推進し事業を進める。	学校運営のために必要な事業であり、引き続き学校教育の円滑な実施へ取り組み、予算の効率的な執行及び経費節減に努める。
744	学校教育課	中学校備品整備費	管理備品の整備・補充により、中学校が効率的かつ適正に経営され、教育効果の改善向上が図られる。	●管理備品の整備・補充により、中学校の効率的かつ適正な経営を図る。	1,197	B	学校管理備品の整備・補充により、学校経営の効率的適正な運営が図られる。教育効果の改善向上のためには必要な事業である。	中学校運営費に組替え、引き続き、老朽化する学校備品の効率的また適正な更新・整備を行う。
745	学校教育課	中学校教材教具費等	学習指導の充実及び深化により教育水準の向上が図られる。教育の情報化に対応した教育環境の整備が図られる。	●中学校の授業に必要な教材・備品・教材作成機器・図書等の充実 ●2校をモデル校に指定し、校内無線LAN及びタブレット端末の整備や授業での有効活用のための研修を実施	69,746	B	学校教育法第5条において、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担するとあり必要な事業であるが、効果的に推進する。	タブレット端末の導入、校内無線LAN環境整備は、導入3年計画の3年目であり、引き続き整備を行うことで、ICT教育の充実を図る。30年度からは、タブレット端末等のICT機器を活用した授業をもとにした研修を進めることが重要であるため、公開授業等の各種研修会の情報を各校に提供し、教職員の研修機会の充実にも努め、タブレット端末を活用して授業の質を高めていく。
746	学校教育課	中学校就学援助費	必要な援助を行うことで義務教育の円滑な実施に資することができる。	●学校教育法第19条の規定に基づき、就学困難と認められる生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とし、学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、学校給食費、新入学生徒学用品費等を援助する。	91,119	B	受給者数が全体の約25%となっており、認定基準の見直し、対象費目の検討が必要である。	新入学児童生徒学用品費等の単価改定により増額となった。引き続き、就学困難と認められる児童の保護者に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を推進する。
747	学校教育課	中学校特別支援教育就学奨励費	中学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資する。	●中学校の特別支援学級への就学の事情を勘案し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援学級の振興に資することを目的とし、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、通学費、職場実習交通費、新入学生徒学用品費等を援助する。	869	A	必要な事業であるため、引き続き事務効率化を図り実施する。	引き続き適正な支援に努め、就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る。
748	学校教育課	中学校生徒輸送費	遠距離通学生徒の通学費の補助等を行うことで通学の安心安全を確保できる。	●中学校の統廃合等による遠距離通学生徒の通学費の補助等を行う。	7,885	A	学校の再編整備により、生徒の通学の安全を確保するためにも今後ますます必要とされる事業である。	遠距離通学対象者に対する補助金については、運行統合等により減額とした。引き続き、遠距離通学生徒の充実した教育環境の保障に努める。
749	学校教育課	中学校教科書改訂関連事業費	中学校教科書改訂に伴い、教師用の指導書・教科書、指導用教材備品の充実を図ることにより、授業を円滑に進めることができる。	●中学校教科書改訂に伴い、教師用の指導書・教科書、指導用教材備品の充実を図る。	20,955	A	中学校の教科書改訂が行われる年度には必要となる。	H29年度で事業終了

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
750	学校教育課	児童・生徒・教職員健康管理費	保持増進を図り、安心安全に学ぶことにより、学校教育の円滑な実施につなげる。	●学校保健安全法の規定により、児童生徒、教職員の健康保持増進と学校環境衛生の維持改善を図る。	150,228	B	学校保健安全法及び同法施行令の規定に基づき進める。より適切な目標指標を採求する。	休校や廃校に伴う経費(報償費、手数料等)の削減、人事院勧告に伴う学校医報酬の改定、教職員健康診断の実施方法の見直し等を行い、児童生徒、教職員の健康保持増進と学校環境衛生の維持改善を図る。
751	学校教育課	医療扶助費	保護者の経済的理由で未治療者が生じないことにより、児童生徒の健康が守られる。	●就学援助の認定を受けた世帯のうち、定期健康診断において学校保健安全法に該当する病気で治療が必要と指示を受けた児童生徒の保護者の申請に基づき医療費を援助する。	345	B	学校保健安全法及び同法施行令の規定により、周南市小・中学校児童生徒就学援助条例の基準において事業を進める。	過去の申請実績を勘案して、予定申請件数を減らして予算編成を行った。
752	学校教育課	学校廃棄物対策事業費	計画的な排出と排出量削減により、学校環境の整備と環境学習へつなげる。	●学校からの廃棄物の適正な分別排出及び資源回収の徹底を図る。	1,850	B	学校運営上、廃棄物対策は不可欠な事業である。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、周南市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき適正に実施するとともに、効率的かつ経済的な方法に努める。	ごみ袋購入費用等消耗品の削減及び各学校で行っていた粗大ごみ処理を共同実施にすることで見直しを行い、委託料や手数料を削減に努めた。
753	学校給食課	学校給食一般事業費	各学校給食センターの円滑な運営により、児童生徒に安心・安全でおいしい給食の安定供給を可能とする。 また、市と保護者との経費負担の明確化を図るとともに、負担の公平性を確保する。	●一般管理事務(学校給食センターの衛生・アレルギー対応、職員育成、労務管理等)及び各給食センター間の調整 ●学校給食費の滞納整理 ●学校給食運営審議会、給食協議会の開催	2,503	B	今後も、債権管理条例に基づき、適切な滞納整理に努める。学校との連携を図り、年度内納付を徹底し、新たな未納を生じさせない取組み(納付相談など)を実施する。	必要経費の精査を行い、経常経費の削減を図った。
754	学校給食課	単独校管理運営事業費	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●単独校調理施設の管理運営(大津島小・・・H28.4月から休校) ●調理・配送・洗浄 ●単独校に対する副食代の補助	23	D	唯一の単独校だった大津島小が休校になったため、事業は休止している。	在校生不在による自然休校に伴い、予算計上を見送った。
755	学校給食課	学校給食管理運営事業費(栗屋)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	106,999	B	学校給食衛生管理基準を遵守し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。	必要経費の精査を行い、光熱水費の見直し等によって経常経費の削減を図った。
756	学校給食課	学校給食材料費(栗屋)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	121,956	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。
757	学校給食課	学校給食管理運営事業費(住吉)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	81,970	B	学校給食衛生管理基準を遵守し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。	必要経費の精査を行い、光熱水費の見直し等によって経常経費の削減を図った。
758	学校給食課	学校給食材料費(住吉)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	99,049	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。
759	学校給食課	学校給食管理運営事業費(徳山西)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	48,355	B	(仮称)西部地区学校給食センターの供用開始までは、現施設の維持管理と効率的な運営に努める。	必要経費の精査を行い、光熱水費の見直し等によって経常経費の削減を図った。
760	学校給食課	学校給食材料費(徳山西)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	88,165	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
761	学校給食課	学校給食管理運営事業費(高尾)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	72,227	B	学校給食衛生管理基準を遵守し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。	必要経費の精査を行い、光熱水費の見直し等によって経常経費の削減を図った。
762	学校給食課	学校給食材料費(高尾)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	68,689	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。
763	学校給食課	学校給食管理運営事業費(新南陽)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	86,433	B	(仮称)西部地区学校給食センターの供用開始までは、現施設の維持管理と効率的な運営に努める。	必要経費の精査を行い、光熱水費の見直し等によって経常経費の削減を図った。
764	学校給食課	学校給食材料費(新南陽)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	132,575	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。
765	学校給食課	学校給食管理運営事業費(熊毛)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	69,182	B	学校給食衛生管理基準を遵守し、効率的な運営に努めるとともに、残渣率の減少に向けた取り組みを継続する。	必要経費の精査を行い、燃料費の見直し等によって経常経費の削減を図った。
766	学校給食課	学校給食材料費(熊毛)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	61,495	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。
767	学校給食課	学校給食管理運営事業費(鹿野)	施設・設備の適切な維持管理と衛生管理の徹底に努め、小中学校の児童・生徒に安心・安全でおいしい給食を提供する。	●学校給食センターの管理運営 ●施設の維持管理 ●調理・配送・洗浄	9,642	B	学校給食衛生管理基準を遵守し、効率的な運営に努めるとともに、鹿野地域の特性を生かした取り組みを継続する。	必要経費の精査を行い、経常経費の削減を図る一方で、給食センター屋根改修工事のための予算を計上した。
768	学校給食課	学校給食材料費(鹿野)	安心・安全で良質な食材を大量かつ安定的に調達するとともに、地産地消や食育の推進に努める。	●安心・安全で良質な食材を適正価格で購入 ●地元産の食材を使用した郷土料理を献立に取り入れるなど、給食を生きた教材として活用し、食育に繋げていく。	10,055	B	県内産の納品ルートの確保に努めるとともに、野菜類については、少し形が悪いものや小ぶりなものでもできるだけ使用し、地産地消・食育の推進を図る。	給食提供日数の見直しを行うとともに、対象児童生徒数の変動に合わせて予算計上した。
769	学校給食課	(仮称)西部地区学校給食センター建設事業費	築後35年以上が経過し、老朽化の著しい徳山西及び新南陽学校給食センターの代替施設として、「学校給食衛生管理基準」に適合した新しい学校給食センターを整備することにより、安心・安全でより良い給食を提供する。	●新給食センター建設予定地の敷地測量、地質調査、造成工事 ●PFI導入可能性調査 ●PFIアドバイザー業務委託(PFI事業者選定及び契約締結)	44,127	A	遅くとも平成32年4月までに供用開始する。PFI方式を活用することで、H29～H46におけるVFM 5.5%(約2.8億円程度)の財政負担の削減効果が見込まれる。	PFI事業者へ新学校給食センター整備運営事業契約内容の業務を完全履行させ、円滑な事業推進を図るため、市が実施するモニタリングに係る専門的な支援を受けるための予算を計上した。
770	中央図書館	図書館管理運営事業	地域の読書活動・生涯学習活動を推進・支援することで、利用者の満足度が向上し、利用者増加が図られる。	市内5館の円滑な運営 お話し会など各種行事の運営 関係部局とのコラボ企画の実施	65,143	B	学校図書館との連携を密にし、小中学生の間に、本に親しむ習慣を身に付けてもらうことにより、児童・生徒だけでなく、家族も含めた図書館利用者の増加を目指す。	徳山駅前図書館の指定管理が平成30年2月3日から開始されたことに伴い、1年間分の指定管理料となることにより増額となった。 また、NDC8版から10版への移行(20年ぶり)に伴う背ラベル張替、資料の配置換えを、中央図書館耐震化補強工事に併せて実施することにより消耗品費の増額となった。
771	中央図書館	図書館資料購入事業	利用者の多様化するニーズに対して的確に応え、利用者の満足度を向上させる。		35,212	A	利用者の多様化するニーズに的確に対応するために、新鮮かつ広範囲にわたる資料を収集し、歴史や文化等に関する郷土資料の収集保存や情報提供及び人材育成に努める。	ふるさと納税寄付金1千万円を活用し、徳山駅前図書館と中央図書館の児童書等の整備充実を図る。
772	中央図書館	移動図書館運営事業	図書館サービスの地域間格差の是正・均等化を図る。	移動図書館車による地域への巡回 学校(小規模校)への乗り入れ やまびこ号 平成22年7月更新 やまびこ号ジュニア 平成7年5月導入	5,693	B	図書館から遠隔地に住む市民を対象にサービスを進める。特に、お年寄り、児童など交通弱者に対するサービスの充実にも努める。	地域の実情や要望と、効果的な運行のバランスを考えながら事業を行なう。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
773	中央図書館	図書館システム管理運営事業	資料・利用者の迅速・正確な管理、サービスの向上を図る。	図書館システムの活用により、市立図書館全館の資料管理、利用者管理、資料貸出・返却事務等を迅速かつ正確に処理し、さらにインターネットの活用により利用者への情報提供や、資料検索・予約等が館内外を問わず24時間可能となる。	12,855	B	インターネットからの予約も年々増加しており、利用者の利便性が向上している。ICタグの導入については、費用対効果の面から現時点では見送ることとし、現行システムをH32.1まで活用することとしている。	平成30年2月3日の徳山駅前図書館開館に伴い、徳山駅前図書館の管理運営費が1年分になることにより増額となった。 市内6館の図書館共通システムを運用し、徳山駅前図書館での自動貸出機やipad貸出等により、利用者サービスの向上を図る。
774	中央図書館	図書館耐震化事業	利用者の安全を図る。	図書館老朽化の対応として、中央図書館の耐震補強計画・実施設計を行う。	6,264	A	耐震補強基本計画を基に、平成30年度耐震化工事の実施予定。	平成28年度に実施した「中央図書館耐震補強計画・実施設計」に基づき、利用者の安心安全を確保するため、中央図書館の耐震補強工事を行なう。
775	議会事務局	議会運営事業	議会を活性化するとともに、その活動状況を広く市内外に情報提供することができる。 行政視察受入拡充事務を実施することで、全国から本市へ来られる議員に対し、周南市の概要や各種事業をPRすることができる。	本会議・委員会運営事務、議会だより(音訳・点訳版含む)の作成・配布、会議録作成、会議録検索システム運用、CATV・インターネットによる議会議中継及び録画番組の制作、行政視察受入拡充事務等	14,401	B	今後もEメールでの視察案内や周南市のPRに積極的に努めるとともに、こちらから視察に出向いた際にも、十分なPRに努める。 また、行政視察に来られた際にも、他の委員会や会派に行政視察に来ていただけるよう、おもてなしの心をもって対応していく。	所要経費を精査し、最少限での対応を図った。
776	議会事務局	議会活動及び政治活動事業費	議会活動及び政治活動として、議員の調査研究に資するための事業である。また、関係団体に加盟し、情報収集・調査研究を行い、会派及び議員個人の能力向上を図る。	政務活動費の交付、議会運営委員会・各常任委員会・各特別委員会の行政視察、加盟団体負担金、会議等出席者旅費及び負担金	16,263	A	引き続き事例調査や研究を進めていく。また、さらに効率性や透明性を確保し、議会の活性化に努めていく。	所要経費を精査し、最少限での対応を図った。
777	選挙管理委員会事務局	選挙管理事務費	選挙環境の向上	定例選挙管理委員会の開催、永久選挙人名簿・在外選挙人名簿・海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧及び閲覧事務、滞在地及び船員の不在者投票事務、検察審査員候補者及び裁判員候補者予定者の選定事務など	2,842	A	法令に基づき適正に処理していく。	特記事項なし。
778	選挙管理委員会事務局	選挙常時啓発事業費	投票率の向上	新たに有権者となる18歳、児童生徒等への啓発、明るい選挙推進協議会の開催等	190	B	投票率の低い若年層に重点を置き、出前授業を中心とする啓発を継続して行っていく。	常時啓発について、事業内容の見直しを行い経費を削減した。
779	選挙管理委員会事務局	参議院議員選挙事務費	公正な選挙	任期満了に伴う参議院議員通常選挙の管理執行(任期満了日 平成28年7月25日、投票日 平成28年7月10日)	57,728	A		特記事項なし。
780	選挙管理委員会事務局	海区漁業調整委員会委員選挙事務費	公正な選挙	任期満了に伴う山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員一般選挙の管理執行(任期満了日 平成28年8月7日、投票日 平成28年8月3日)	222	A		特記事項なし。
781	選挙管理委員会事務局	土地改良区総代選挙事務費	公正な選挙	任期満了に伴う八代南土地改良区総代総選挙の管理執行(任期満了日 平成28年5月21日)	20	A		特記事項なし。
782	選挙管理委員会事務局	市議会議員選挙事務費	公正な選挙	任期満了に伴う周南市議会議員一般選挙の管理執行(任期満了日 平成28年6月19日、投票日 平成28年5月22日)	104,283	A		特記事項なし。
783	監査委員事務局	監査委員事務費	監査委員は、法令に定められた権限に基づき監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長に提出し公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。事務局は、監査委員の事務を補助する。	例月出納検査、決算審査、定期監査、財政援助団体等監査、健全化判断比率等審査、住民監査請求に係る監査等の実施	1,181	A	地方自治法に基づき、定められた監査業務を効率的かつ計画的に実施していく。	効率的かつ効果的な監査を計画的に、また確実に実施するための予算とした。

平成29年度事務事業評価結果一覧表(所管課別)詳細

No.	担当課名	事務事業名	事業の目的	事業の内容	H28決算額	評価	翌年度当初予算等での改善結果	
784	公平委員会事務局	公平委員会費	地方自治法及び地方公務員法に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定、職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定、職員からの苦情相談の処理、職員団体の登録に関すること等、公平委員会の業務を行う。	○定例会の開催(毎月) ○職員団体の登録申請の受理 ○職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査又は判定 ○職員に対する不利益処分に関する審査請求に対する裁決又は決定 ○職員からの苦情相談の処理	1,722	A	公平委員会は、法に基づき、今後も職員の利益保護のため中立的かつ専門的な機関として業務を遂行していく必要がある、そのための方策を講じていくことが大切である。	公平委員会定例会、また審査請求事案発生時など適切な委員会運営ができるための予算とした。
785	農業委員会事務局	農業委員会事務費	①法令に基づき農地の権利移動や転用の審査を正確、迅速、公平に処理する。 ②農地等の利用の最適化の推進を図り、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行います。	①農地の売買・貸し借りの許可(農地法第3条関連)や農地転用の許可及び届出受理(農地法第4条・第5条関連)の農地等に関する業務をはじめ、農業者年金に関わる業務を行う。 ②農業者の公的代表機関として、農業等に関する事項について、意見の公表や他の行政庁への諮問に応じて答申を行う。 ③法令に基づいた業務を遂行するために、農業委員、推進委員への報酬やその他事務経費の支払いをする。	17,293	B	遊休農地が解消されるように、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を取りながら確実に実施する。	農業委員、推進委員と連携を取り、①担い手と呼ばれる方への農地の集積②遊休農地の発生防止・解消③新規参入の促進の3本柱の推進を図る。